
第5次伊東市障がい者計画

令和6（2024）年3月

伊 東 市

第5次伊東市障がい者計画

発行・編集

令和6年3月

健康福祉部社会福祉課

〒414-8555 伊東市大原二丁目1番1号

電話 0557-32-1532

第5次伊東市障がい者計画 の策定に寄せて



本市では、「誰もが健やかに暮らし活躍できるまち」を市政運営の基本構想に掲げ、市民の一人ひとりが住み慣れた地域で安心して生涯を過ごせるまちづくりに努めているところです。

この度、障害者施策全般に関する計画である第5次伊東市障がい者計画を策定し、国の「障害者基本計画」、静岡県「ふじのくに障害者しあわせプラン」との整合性をとりながら、だれもがそれぞれの個性を尊重しながら、共生する社会の実現を今後も取り組んでまいります。

また、本計画にも記載されているとおり、令和6年4月からは、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が一部改正され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されます。この改正では、障がいのある人の社会参加を制限している様々な障壁を取り除くことで障がいのある人もない人も分け隔てなく活動できる社会の実現を目指すものです。

「合理的配慮の提供」の理念をご理解いただき、本計画の基本理念でもある「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の実現を市民の皆さまとともに取り組んでまいります。

結びに、この計画策定に当たり、アンケート調査にご協力いただいた多くの皆さま、貴重なご意見、ご提言をいただきました第5次伊東市障がい者計画策定懇話会委員の皆さま方に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

伊東市長 小野 達也

目次

第Ⅰ部 総論

第1章 計画の策定について	1
第1 計画策定の趣旨	1
第2 計画の位置付け	2
第3 SDGs（持続可能な開発目標）との連動	3
第4 計画の期間	4
第5 計画の対象者	4
第6 計画の策定体制	4
第2章 計画の基本理念・目標	5
第1 基本理念	5
第2 基本目標	6
第3章 施策の体系	7

第Ⅱ部 障がい者を取り巻く状況

第1章 本市の人口	8
人口・世帯の状況	8
第2章 障がい者の状況	10
第1 身体障がい者の状況	10
第2 知的障がい者の状況	12
第3 精神障がい者の状況	13
第4 難病患者の状況	14

第Ⅲ部 施策の方向と展開

第1章 障害に対する理解と相互交流の促進	15
第1 合理的配慮の提供の推進	16
第2 障害の理解を深める啓発・広報活動の推進	17
第3 福祉教育の推進	18
第4 スポーツ・レクリエーション及び文化活動の促進	19
第5 ボランティア活動の促進	20

第2章 地域における自立を支える体制づくり **21**

第1 障がい者（児）に対する福祉サービスの周知	22
第2 相談支援体制の充実	23
第3 障害福祉サービスの充実・確保	24
第4 障害児福祉サービスの充実	25
第5 介護保険制度との連携	26
第6 権利擁護制度の取組の推進	27
第7 保健・医療サービスの充実	28
第8 障がい者の自主的活動の支援	29

第3章 一人ひとりの特性に応じた就労の促進 **30**

第1 就労の促進	31
第2 一般就労への支援	32
第3 福祉的就労への支援	33

第4章 誰もが暮らしやすいまちづくりの促進 **34**

第1 ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの整備促進	35
第2 移動・交通対策の推進	36
第3 住宅の整備	37
第4 防災体制等の充実	38

第Ⅳ部 計画の推進に向けて

第1 市民や関係機関、関係団体との連携	39
第2 国、県及び近隣市町との連携	39
第3 自立支援協議会の役割	40
第4 計画推進体制の充実	41

第Ⅴ部 資料編

第5次伊東市障がい者計画策定委員名簿	42
第5次伊東市障がい者計画における実態調査 報告書	

第1章 計画の策定について

第1 計画策定の趣旨

人口の減少及び少子高齢化が進み、生活様式が多様化している社会において障がいのある人もない人も住み慣れた地域で安心して豊かに暮らすことのできるまちづくりが求められています。

国では、平成23年に「障害者基本法」が抜本的に改正され、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合って共生する社会を実現することが目的とされました。

平成26年1月の障害者権利条約に批准し、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法という。）」が施行されました。さらに、事業者による合理的配慮の在り方等について見直しを行う旨が規定された「改正障害者差別解消法」が令和6年4月から施行されます。この改正により、障がいのある人の活動や社会参加を制限している様々な障壁（バリア）を取り除くことで、障がいのある人もない人も分け隔てなく活動できる共生社会の実現を目指すことがさらに具体的に示されました。

本市においては、平成31年4月に「第4次伊東市障がい者計画」を策定し、「みんなが安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、障がい者支援に関する施策を総合的に推進してきました。また、令和3年3月には「第6期伊東市障がい福祉計画・第2期伊東市障がい児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の数値目標を設定し、サービス提供の確保等を図ってきました。

これらの計画期間が終了することに伴い、次期計画として、令和6年度から計画期間を5年間とする「第5次伊東市障がい者計画」及び令和6年度から計画期間を3年間とする「第7期伊東市障がい福祉計画・第3期伊東市障がい児福祉計画」を策定し、引き続き、障がいのある人もない人も分け隔てなく活動できる共生社会の実現を推進していきます。

※「障がい」等の表記について

この計画では、「害」という漢字の否定的なイメージに配慮し、「障害」という言葉が、前後の文脈などから、人や人の状態を表す場合には、「障がい」とひらがなで表記しています。ただし、法令や例規内の名称や用語、他の機関・団体・行事などの固有名詞、医学用語などの専門用語、人や人の状態でないものについては、「障害」と漢字で表記をしています。

第2 計画の位置付け

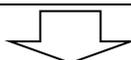
本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく市町村障害者計画として策定したものであり、本市における障害者施策全般に関する基本的な計画として位置付けられるものです。

国の「障害者基本計画」や静岡県「ふじのくに障害者しあわせプラン」と整合するものです。

また、第五次伊東市総合計画の施策と福祉及び健康の分野におけるその他の計画と整合を図り、この計画に沿って市民全ての参加と協力の下、施策目標を実現していくものとします。

第五次伊東市総合計画

- 基本理念
- 1 誰もが安全・安心して過ごせるまちづくりを進める
 - 2 市民の知を結集し、全員参加でまちづくりを進める
 - 3 地域の誇りである資源を保全し、磨き上げ、魅力的なまちづくりを進める
 - 4 こころ豊かな人を育む
 - 5 多様なつながりと交流をまちづくりに生かす
 - 6 新しい時代に対応した持続可能なまちづくりを進める
- 将来像
- 出会い つながり みんなで育む
自然豊かなやさしいまち いたう



伊東市地域福祉計画

高齢者福祉計画・介護保険事業計画

障がい者計画

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

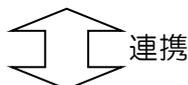
子ども・子育て支援事業計画

保健計画

生活困窮者自立支援計画

いのちを支える自殺対策計画

成年後見制度利用促進基本計画



伊東市地域福祉活動計画
(伊東市社会福祉協議会)

第3 SDGs（持続可能な開発目標）との連動

SDGs（持続可能な開発目標）とは、Sustainable Development Goalsの略称です。国では、平成28年（2016年）12月に策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の中で国として注力すべき8つの優先課題を掲げるとともに、各自治体に対し各種計画等の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを推奨しています。

国際社会全体の開発目標であるSDGsの目指す17の目標とスケールは違うものの、関連する目標については、この計画の取組にもつながるものと考えられ、そのSDGsの開発目標は次のとおりです。

 <p>あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる</p>	 <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する</p>	 <p>すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
 <p>ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	 <p>包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する</p>	 <p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
 <p>包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する</p>	 <p>持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する</p>	 <p>持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</p>

第4 計画の期間

この計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までの5年間とします。

また、社会経済情勢、ニーズの変化、制度改正等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

第5 計画の対象者

この計画で対象となる「障がい者」とは、「障害者基本法」に定める、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」を基本としています。

第6 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、福祉関係団体、地域住民組織、医療関係団体等の推薦を受けた代表等から成る「第5次伊東市障がい者計画策定委員」に基礎調査の内容、計画素案に対する意見を伺い、計画に反映させました。

第2章 計画の基本理念・目標

第1 基本理念

基本理念は、伊東市総合計画の政策目標の1つである「誰もが健やかに暮らし活躍できるまち」を踏まえ、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」とします。

また、第3次伊東市障がい者計画の基本理念として掲げた「ノーマライゼーション・リハビリテーション・エンパワメント」は、引き続き本計画の基本理念を構成する基本的な考え方として、第3次及び第4次伊東市障がい者計画から踏襲することとします。

障害の有無に関わらず、それぞれの生涯の全ての場面において、自ら選び、自立した生活を送るための適切な支援策や生活環境上の障害を取り除くための施策を具体化し、充実を図ることが、全ての人の幸福につながることを基本理念として推進するものとします。

これらの基本理念が広く深く市民に浸透し、これからのまちづくりや地域づくりに生かされ、障がい者が住み良い地域社会をつくることは、全ての人が住み良い、全ての人のための地域社会をつくっていくことにほかならないとの理解を広めていくこととします。

基本理念 誰もが安心して暮らせるまちづくり

ノーマライゼーション

障がいのある人もない人も地域社会の一員として共に生活できる社会を目指す考え方

リハビリテーション

身体的、精神的及び社会的な適応能力の回復にとどまらず、障害があっても地域の中で自立した生活が送れるようあらゆる分野のサービスが総合的・体系的に提供され、障がい者の自立と参加を目指すとの考え方

エンパワメント

人が社会生活の上で抱える課題や問題を主体的に解決する力や生活の意欲を高めようとする力を増強若しくは回復させること

第2 基本目標

本計画は、以下の4つの基本目標を掲げ、全ての障がい者が社会を構成する一員として、自立した生活をし、社会のあらゆる分野の活動に参加する機会を確保することを目指します。

(1) 障害に対する理解と相互交流の促進

障害者差別解消法が令和3年4月に改正され、令和6年4月から施行されます。この改正により、「合理的な配慮の提供」がすべての事業者に義務化されます。

障害及び障がいのある人に関する正しい理解が必要となり、お互いを尊重して共に生きる社会の実現を促進させていきます。

(2) 地域における自立を支える体制づくり

障がいのある人が地域で自立した生活を支えていくためには、相談支援体制の充実が必要です。また、個々の特性・状況に応じた障害福祉サービスの提供も必要となります。相談支援体制、障害福祉サービスの充実を図ることで地域の体制づくりを進めます。

(3) 一人ひとりの特性に応じた就労の促進

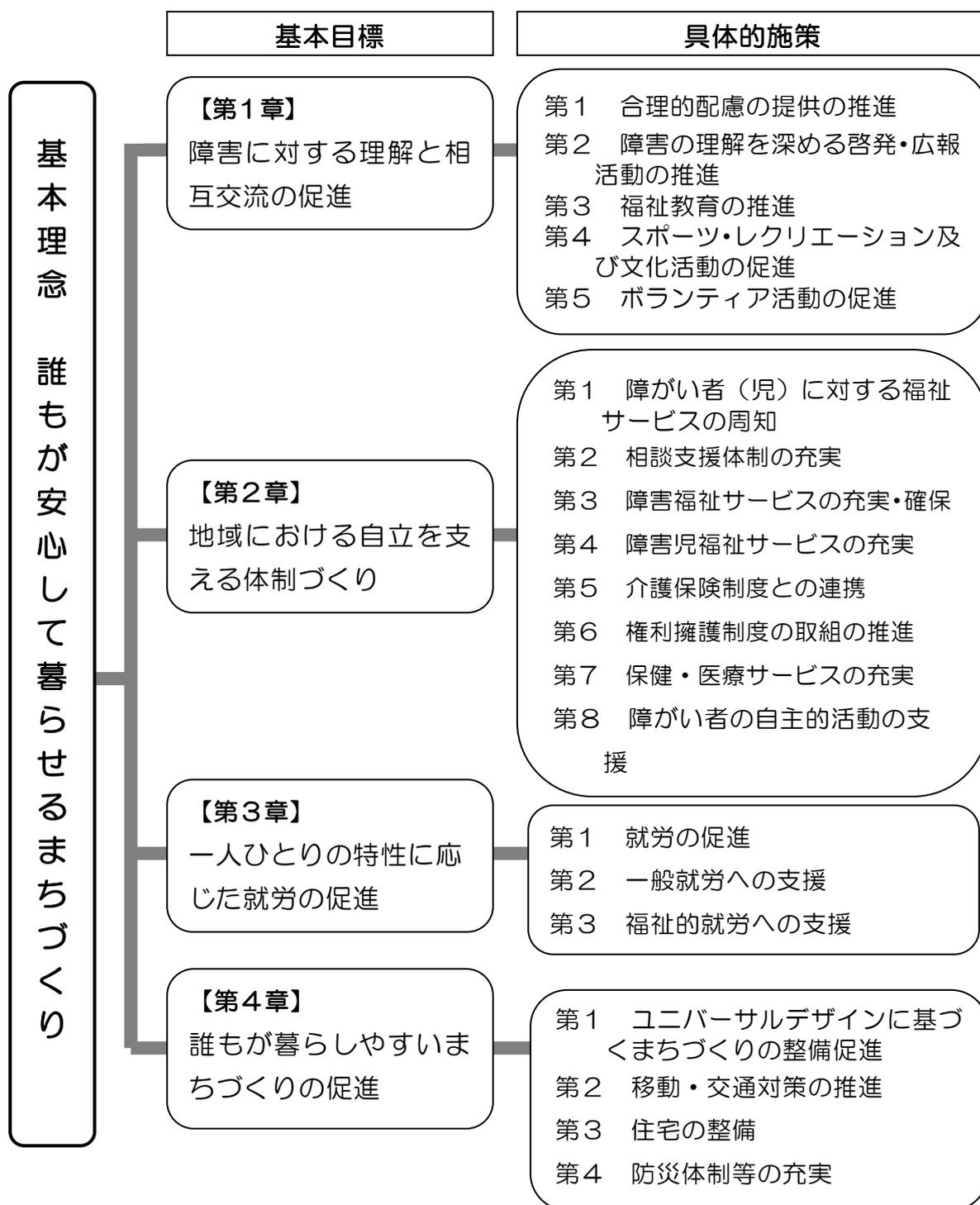
障がいのある人が社会的に自立し、社会参加を促していくため、一人ひとりの特性に応じた就労を支援していきます。

(4) 誰もが暮らしやすいまちづくりの促進

障がいのある人が自由に移動し、活動しやすいまち、高齢者、妊婦、子育て世帯、すべての人にとって暮らしやすいまちとなります。

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、ソフト・ハード面のバリアフリー化の促進を図ります。

第3章 施策の体系



第1章 本市の人口

人口・世帯の状況

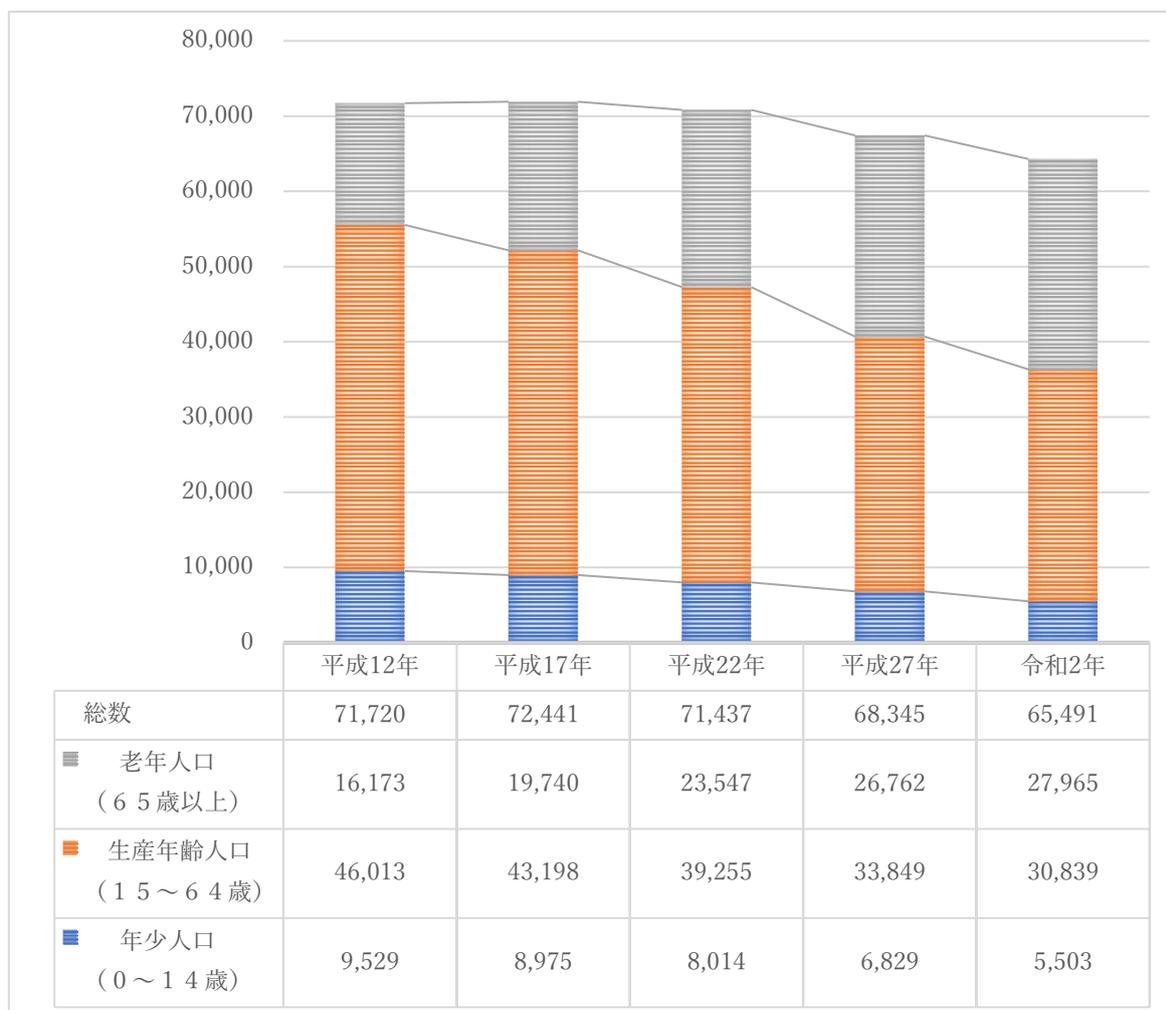
国勢調査結果からみると、令和2年（2020年）の人口は65,491人であり、減少傾向にある一方、65歳以上の老年人口は年々増加し、少子高齢化が進んでおり、この傾向は続くと考えられます。（図1）

高齢者保健福祉行政基礎調査によると、老年人口は令和3年をピークに減少傾向にありますが、高齢化率は進んでいます。

また、世帯の状況をみると、世帯数は増加傾向にある一方、1世帯当たりの人口は減少しており、核家族化が進んでいます。（図2）

【図1 年齢3区分別人口の推移】

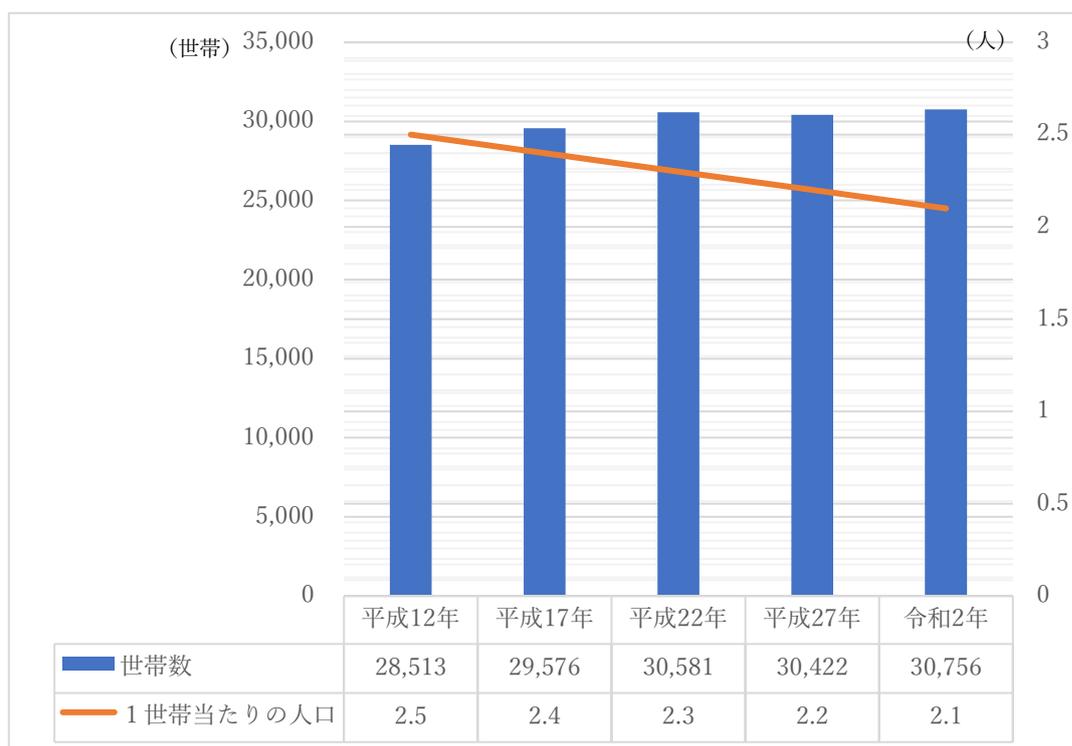
（単位：人）



※総数に「年齢不詳」含む。

（資料）平成12年～令和2年国勢調査

【図2 世帯数と1世帯当たりの人口の推移】



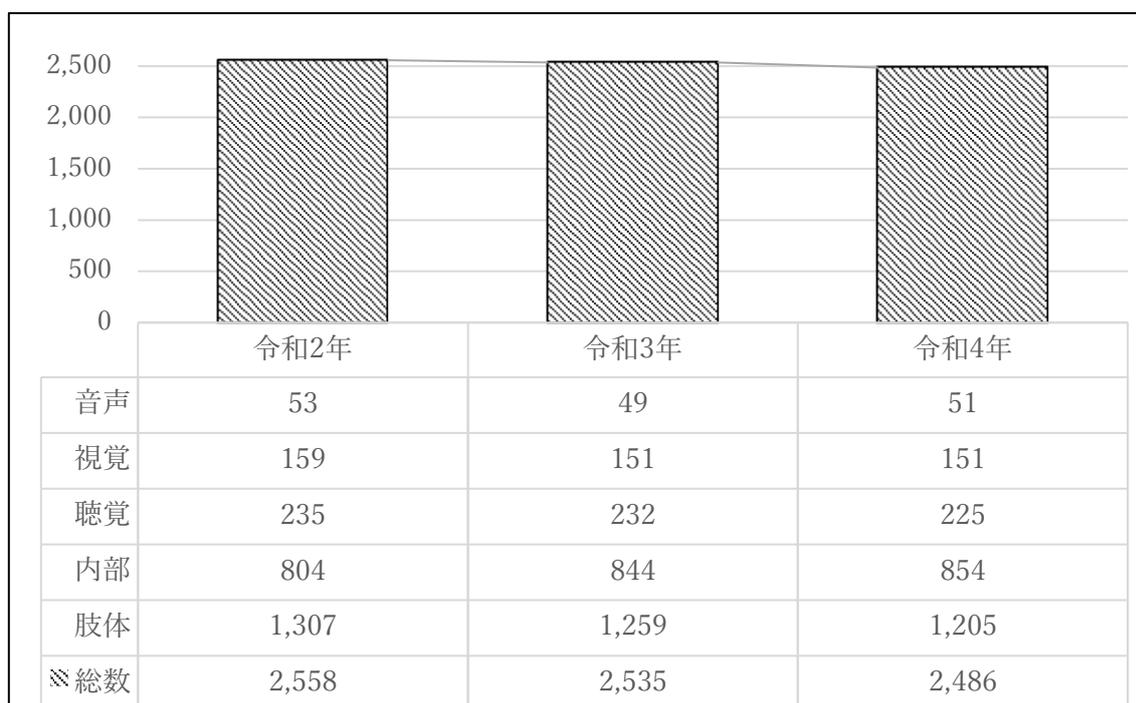
(資料) 平成12年～令和2年国勢調査

第2章 障がい者の状況

第1 身体障がい者の状況

令和5年3月末の身体障害者手帳所持者数は、2,486人であり、所持者数は、年々減少傾向にあります。しかし、等級別の割合はほぼ変わらず、1級・2級の重度障がい者が全体の約半数を占めています。

【図3 身体障害者手帳所持者数の推移（各年度末現在）】 （単位：人）



【表1 身体障害者手帳等級別所持者数の推移（各年度末現在）】 （単位：人、%）

等級	令和2年		令和3年		令和4年	
	所持者	割合	所持者	割合	所持者	割合
1級	966	38	957	38	958	38
2級	399	15	400	16	387	16
3級	354	14	364	14	349	14
4級	540	21	525	21	526	21
5級	129	5	123	5	115	5
6級	170	7	166	6	151	6
計	2,558	100	2,535	100	2,486	100

【表2 身体障害者手帳交付状況（令和5年3月末日現在）

○ は内書きで18歳未満】

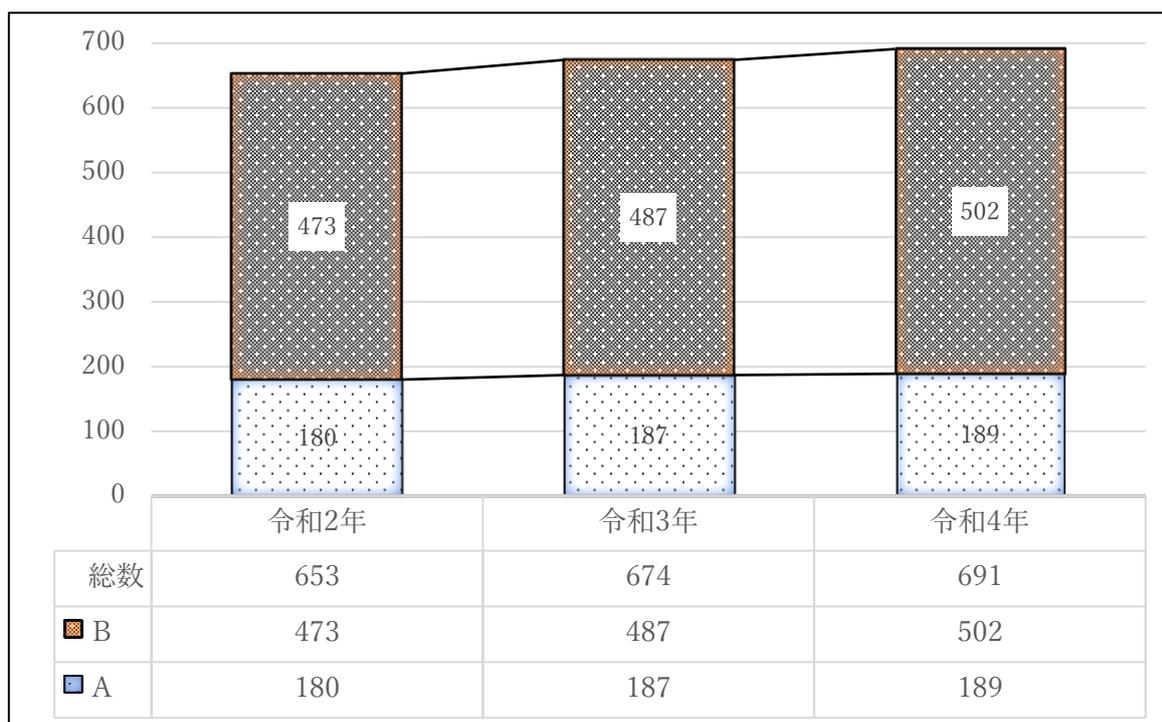
障害等級	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	肢体不自由	内部障害	計
1級	56(0)	5(0)	5(0)	306(9)	586(4)	958(13)
2級	55(0)	40(1)	2(0)	284(3)	6(0)	387(4)
3級	8(0)	30(0)	34(0)	199(1)	78(2)	349(3)
4級	9(1)	50(1)	10(0)	273(1)	184(0)	526(3)
5級	18(0)	0(0)	—	97(0)	—	115(0)
6級	5(0)	100(1)	—	46(0)	—	151(1)
合計	151(1)	225(3)	51(0)	1,205(14)	854(6)	2,486(24)

第2 知的障がい者の状況

知的障がい者数（療育手帳所持者数）は年々増加傾向にあります。特に軽度知的障がい者（療育手帳B所持者）が増加しており、平成30年度末では428人が令和4年度末には502人となっています。

【図4 療育手帳所持者数の推移（各年度末現在）】

（単位：人）



【表3 療育手帳交付者数の推移（各年度末現在）】

（単位：人）

程度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
A	186	187	180	187	189
B	428	446	473	487	502
合計	614	633	653	674	691

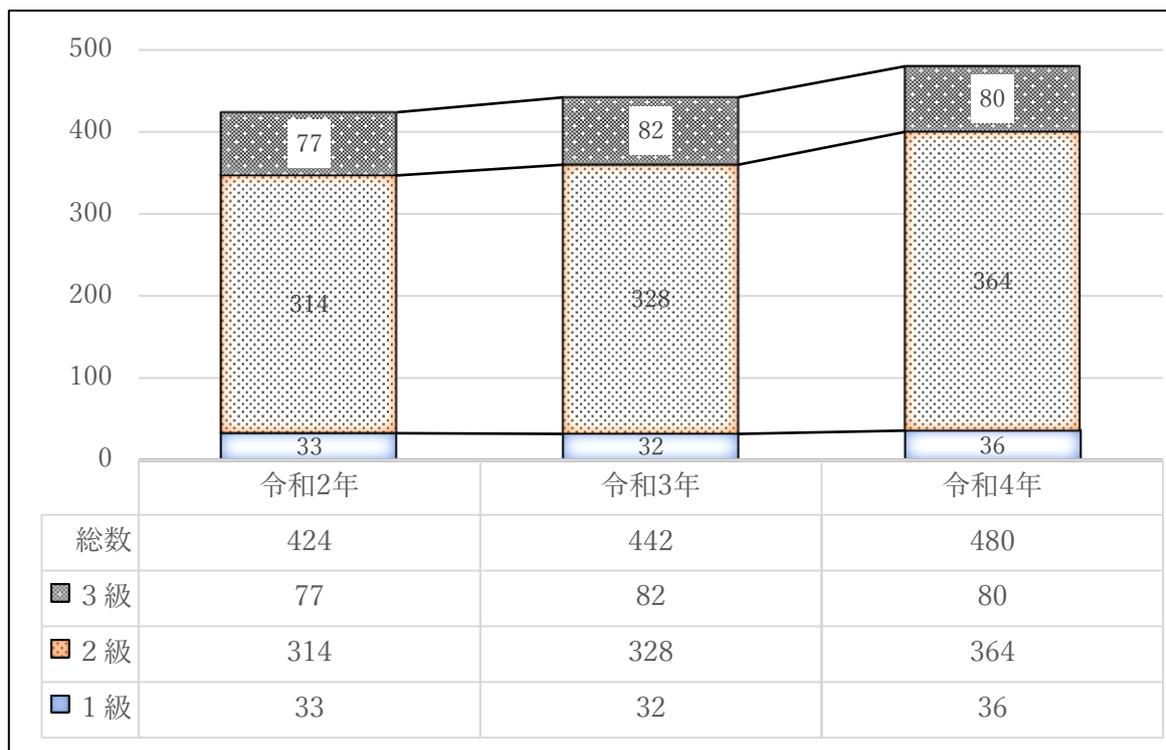
第3 精神障がい者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、年々増加傾向にあります。特に精神障害者保健福祉手帳2級の所持者が増加しています。

自立支援医療（精神通院）受給者数は、ほぼ横ばいで推移しています。

【図5 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（各年度末現在）】

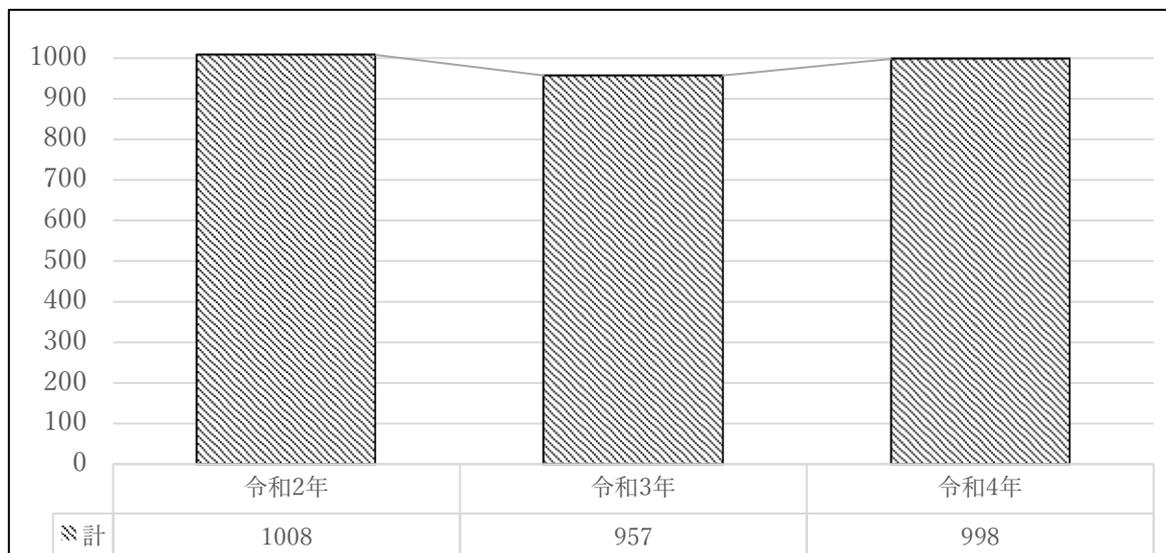
（単位：人）



※静岡県調べ

【図6 自立支援医療（精神通院）受給者数の推移（各年度末現在）】

（単位：人）



第4 難病患者の状況

原因が不明で治療方法が確立していない疾病を難病といい、そのうち厚生労働省が定める疾患を「指定難病」といいます。

令和元年7月には331疾患から333疾患へ、令和3年11月から338疾患へと対象疾病が拡大しています。

治療にかかる医療費の一部を公費で負担する指定難病医療費助成制度があり、対象者には特定医療費（指定難病）受給者証が交付されます。本市の受給者数は、令和5年5月末現在で486人です。（※静岡県調べ）

なお、難病法に基づく指定難病は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の対象疾病にすべて含まれておりますが、異なる病名を用いている疾病があります。

第1章 障害に対する理解と相互交流の促進

【施策の体系】

障害に対する理解と
相互交流の促進

- 第1 合理的配慮の提供の推進
- 第2 障害の理解を深める啓発・広報活動の推進
- 第3 福祉教育の推進
- 第4 スポーツ・レクリエーション及び文化活動の促進
- 第5 ボランティア活動の促進

【施策の基本的方向】

障がい者が地域において、自立し安心して生活できることを基本に、市民一人ひとりが障害及び障がい者施策に対する理解を深め、協力し合える地域社会をつくっていくことが求められています。

また、障害者差別解消法の改正に伴う事業者による「合理的配慮の提供」が義務化されることに伴い、より一層、障害の特性や障害に応じた適切な配慮が必要となります。

障害や障がい者に対する正しい理解が得られるように、市民に対する啓発・広報活動を充実させます。

また、学校や地域・職場における福祉教育の推進、地域社会活動、行事等、交流・ふれあい事業の拡充を図ります。そして、ボランティアの育成・活動の支援や障がい者団体などが行う自主的な活動の支援を実施します。

第1 合理的配慮の提供の推進

【現状と課題】

平成28年に施行された障害者差別解消法は、障害を理由とする差別を解消するための法律です。障がいのある人もない人もその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）の実現を目指しています。

令和6年4月から事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されます。

合理的配慮には対話が重要であり、障がいのある人と事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していくことで、目的に応じて代替りの手段を見つけ出すことができます。

アンケート調査における「外出時の困りごとや外出できない理由」の調査結果として、「公共交通機関が利用しにくい」の回答が前回よりも増えています。

利用しにくいことを障がいのある人と事業者等と対話を重ねることにより、ハード面はすぐには変わりませんが、ソフト面が改善されることで利用しにくさが解消すると考えられます。

障がいのある人の活動や社会参加を制限している様々な障壁を取り除くために合理的配慮の提供の周知・広報活動を行うことでその推進を図っていき、障がい者だけでなく、高齢者、妊婦、子育て世代誰もが安心して暮らせるまちを目指します。

【施策の展開】

- (1) 合理的配慮の提供の周知・広報活動
 - ・市広報紙・ホームページによる広報・啓発
 - ・市内関係機関（伊東商工会議所等）の会報等による継続的な周知
 - ・継続的な周知による市民への理解促進

- (2) 周知方法の助言等
 - ・静岡県との周知方法等の連携・情報提供・情報共有

第2 障害の理解を深める啓発・広報活動の推進

【現状と課題】

障がい者が地域の中で共に生活し、自立と社会参加を推進するためには、全ての市民が障がい者に対する偏見や差別・誤解を取り除くことが重要です。そのために、より一層の市民全体への積極的な啓発・広報活動を図り、心のユニバーサルデザインを醸成していくことが望まれます。

しかし、アンケート調査において「2年から3年の間に差別や偏見を受けたことがある」と回答した方は 23.8%となっており、アンケート回答者の約4分の1の方が何らかの差別や偏見を受けたことになります。

この一因として、障がい者への理解不足等が考えられます。

このようなことをなくすためにも、引き続き、障害や障がい者への理解の促進を図るため、関係機関等と連携による効果的な啓発・広報活動を行っていきます。

【施策の展開】

(1) 啓発活動の推進

- ・「障がい者週間」における就労継続支援事業所等による授産製品の展示の開催及び事業所の紹介
- ・就労継続支援事業所等の市役所での共同販売（ここからマーケット）の開催

(2) 広報活動の推進

- ・市のホームページによる就労継続支援事業所の事業案内の掲載

(3) 地域行事・活動への障がい者の参加促進

- ・障害福祉サービス事業所の地域活動への参加

(4) 精神障がい者等に対する正しい理解の普及

- ・熱海伊東地区（圏域）地域自立支援協議会（以下「自立支援協議会」という。）の部会での、精神障害、発達障害（自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能障害）及び高次脳機能障害に対する正しい理解への普及についての報告・検討の実施

第3 福祉教育の推進

【現状と課題】

障害に対する正しい理解と認識を育てるには、幼い時からの教育や生涯学習活動が大切です。

共生・共育の実施など、小学校、中学校、高等学校等における学校の教育活動を通じ、障害に対する理解を深める福祉教育を積極的に推進するとともに、夏休みの期間中に社会福祉施設での体験学習、親子手話教室などを開催し、福祉教育の推進に努めています。

アンケート調査における18歳未満を対象とした「通学・通園している学校等」では、市内の特別支援学校が1番多くなっております。令和5年度に市内特別支援学校は伊東分校が元旭小学校に、伊豆高原分校が伊豆伊東高等学校内に移転しました。移転後も地域の小・中学生、高校生及び地域との交流を行っていきます。また、市内の小・中学校では、福祉教育を継続的に進めることで、相互理解を促進していく必要があります。

一方、生涯学習においては、障がい者の生涯学習活動を促進するためにも、手話奉仕員養成講座、点字講習会等を開催していきます。講座では手話サークル等の各サークルを紹介しており、講座終了後も生涯学習の一環として活動できるように案内していきます。

【施策の展開】

- (1) 児童・生徒への福祉教育の継続的な推進
 - ・福祉体験学習の実施
 - ・市内特別支援学校との交流
 - ・夏休み親子手話教室の開催

- (2) 生涯学習における福祉教育の継続的な推進
 - ・手話奉仕員養成講座の開催
 - ・点字講習会の開催
 - ・音訳講習会の開催
 - ・静岡県開催の要約筆記講習会の周知

第4 スポーツ・レクリエーション及び文化活動の促進

【現状と課題】

障がい者自身が多様なスポーツ、レクリエーション及び文化活動に参加することは、生活の質の向上を図り、ゆとりやうるおいのある生活を送るために重要であり、社会参加を進める上での手助けとなります。

東京2020パラリンピックに参加された選手の活躍は、障がいを抱える方だけでなく、すべての人々に感動を与え、競技も身近に感じるようになりました。特に市内出身の選手が金メダルを獲得したボッチャ競技が少しずつですが市民に広まっており、障がい者への理解も進んでいるところです。

障がい者スポーツへの関心を一過性のものとして終わらせないよう、更なる振興のための取組を進めていきます。

行事などについては、市内の福祉施設や障がい者団体の参加による障がい者スポーツ大会等のスポーツ活動や障がい者の作品展等が開催されておりますので、引き続きその周知を図ることで、市民と交流を進めていきます。

なお、平成30年6月には障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を目的とした「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」が施行されており、より多くの市民や障がい者が楽しんで参加できるような一層の工夫が求められています。

【施策の展開】

- (1) スポーツ・レクリエーション活動の促進
 - ・ボッチャ等のパラリンピック競技の普及
 - ・障がい者スポーツ大会の開催
 - ・静岡県障がい者スポーツ大会への参加協力

- (2) 文化活動の促進
 - ・障がい者団体の作品等の展示等の広報

第5 ボランティア活動の促進

【現状と課題】

ボランティア活動は、市民の地域社会への参加の重要な活動で、福祉に対する理解の推進を図る上でも欠かせないものになっております。

ボランティアの活動拠点となるボランティアセンター（登録団体は44団体（令和6年1月1日現在））が社会福祉協議会内に設置されておりますが、活動状況、相談方法等の情報提供の充実が求められています。

ボランティアの養成についても、社会福祉協議会が中心になって推進しております。

活動は団体ごとに多様で、障がい者に対する活動に限らず、災害ボランティア等まで広範囲になります。

特に、災害時におけるボランティアの活動は非常に重要であり、東日本大震災等の被災地では、その活躍が大きくクローズアップされていました。

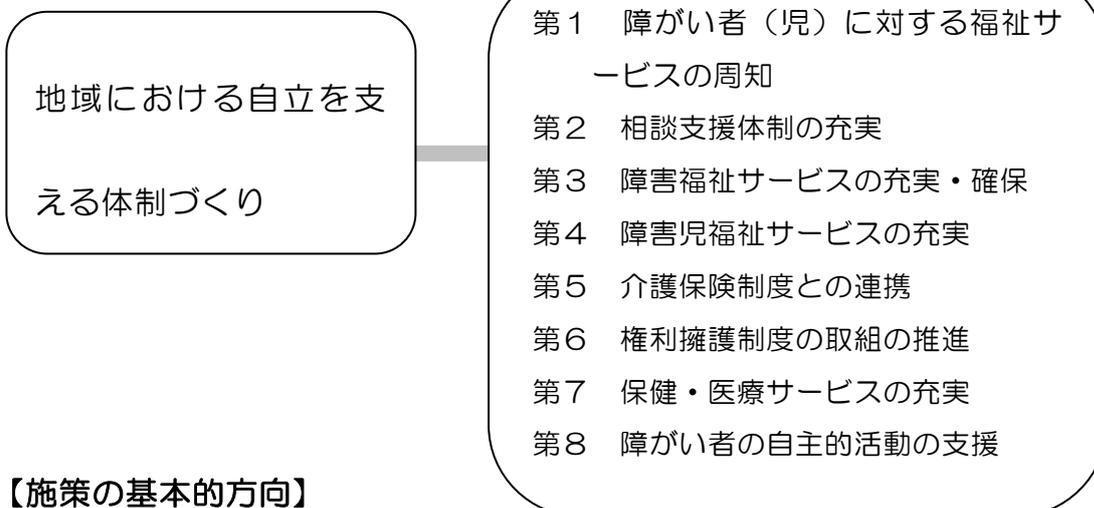
【施策の展開】

市民ボランティアの育成とネットワーク化の推進

- ボランティアセンターの機能の充実
- ボランティア活動についての啓発の推進
- ボランティアの養成
- ボランティア団体と障がい者団体の連携

第2章 地域における自立を支える体制づくり

【施策の体系】



【施策の基本的方向】

障害を抱えた場合、本人はもちろん、その家族がどのように生活していくのか不安になります。障がい者（児）が地域で自立した生活をしていくためには、相談支援体制及び障害福祉サービスが必要となります。

また、アンケート調査によると、「将来どのような生活をしたいと思いますか」の設問に対し、「現状のまま」、「家族と同居」を合わせて63.8%となっており、今のまま地域での生活を希望している方が圧倒的に多くなっています。

そのためにも相談支援体制及び障害福祉サービスの周知・充実が必要となります。

障がいのある人の中には自分での判断を十分にできない方もいます。そのような方には成年後見制度の利用が必要となるため、その周知・促進が必要となります。

生活習慣病等の後遺症や病気で障害を抱えてしまうことも少なくありません。このような疾病対策には健康相談、健康診断等の推進を図ることが必要となります。

第1 障がい者（児）に対する福祉サービスの周知

【現状と課題】

障がい者が地域において自立した生活をするためには、乳幼児期から高齢期にいたるまで、様々なライフステージに応じた相談支援体制と障害福祉サービスの提供が必要となります。

アンケート調査によると、「あなたの主な介助者はどなたですか」の設問に対し、親と回答した方が19.4%で配偶者の次に多い回答となっております。特に障害種別で知的障がい、発達障がいの方が親に介助されている割合が多くなっています。「主な介助者の年齢」についての回答では、50代以上が8割近くを占めています。また、「あなたが充実してほしいと思っている障がい者施策は何ですか」の設問に対し、「親なき後の生活保障」23.4%で2番目に多くなっています。

障がい者の高齢化、親なき後と言われておりますが、障がい者の自立のため、障がい者が若い時から、また、親が元気なうちから、将来を見据えるためにも身近な相談支援体制及び障害福祉サービスが必要となります。

そのためにも、障がいを抱えた方やその家族が不安をすぐに取り除けるよう、相談支援体制及び障害福祉サービスの周知を進めていきます。

また、特別障害者手当等の手当制度、重度障害者（児）医療費助成制度等障がい者へのサービスは障害者手帳の等級等により該当するケース等が異なり、複雑です。自らがサービスの対象になるかを知るためにも周知方法を充実する必要があります。

【施策の展開】

- (1) 相談支援体制及び障害福祉サービスの周知
 - ・市広報紙・ホームページによる広報・啓発
 - ・乳幼児健康検査における相談支援体制及び障害児福祉サービスの周知
 - ・保育園、幼稚園、小学校、放課後児童クラブへの相談支援体制及び障害者福祉サービスの周知

- (2) 障がい者（児）への各サービスの周知
 - ・市広報紙・ホームページによる広報・啓発
 - ・障害者手帳交付時の各サービス説明の充実

第2 相談支援体制の充実

【現状と課題】

障がいのある人もない人も地域社会の一員として共に生活できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の理念に基づき、障がい者が地域の中で安心して生活していくためには、障がい者の持つ悩みや不安に対して適切な相談が成されることが不可欠です。

障がい者（児）のための相談窓口は、市役所社会福祉課、子育て支援課及び熱海保健所（県熱海健康福祉センター）のほか、さらに熱海・伊東圏域の委託相談支援事業所（障害者生活支援センターなかいずりハ、相談支援センターいぶき及びサポートセンターりりぶ）にも相談窓口が置かれています。

また、地域には、身体障害者相談員9人（定員）、知的障害者相談員1人がいるほか、民生委員・児童委員（主任児童委員含む。）が160人（定員）います。

さらに、熱海・伊東圏域として障がい者等の生活を地域全体で支える体制構築を目的とした地域生活支援拠点等の整備の相談体制の強化を図っていきます。障害の重度化・重複化が進む中、障害の早期発見・早期療育・早期対応が重要課題になっています。

また、介護保険制度に移行及び適用する障がい者のためには、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所等の介護保険制度の事業所との連携が必要となります。

【施策の展開】

- (1) 自立支援協議会の充実
 - ・自立支援協議会の部会等による事例検討の実施
 - ・地域生活支援拠点等の相談体制の確立
- (2) 介護保険制度の事業所との連携
 - ・自立支援協議会の部会等による介護保険制度事業所との合同研修の開催

第3 障害福祉サービスの充実・確保

【現状と課題】

障害福祉サービスの利用については、障がいのある人の自己決定及び自己選択を尊重し、その意思決定の支援を配慮するとともに、希望した障害福祉サービスの確保が必要となっていきます。

アンケート調査によると、「将来どのような生活をしたいと思いますか」の設問に対し、3番目に多い回答である「施設入所」に該当する障害福祉サービスの施設入所支援の定員はほぼ常に満床であります。

そのための代替りの受け皿として、共同生活援助（グループホーム）の利用者が増えていくと考えられ、アンケート調査による、「将来どのような生活をしたいと思いますか」では、知的障がい者からはほかの障害種別に比べ「共同生活援助（グループホーム）」が多くなっているところからも伺えます。

乳幼児期から高齢期にいたるまで、きめ細かなサービスが提供できるように障害福祉サービスの確保及び障がい福祉に関わる人材の確保を図ります。

【施策の展開】

- (1) 自立支援協議会の充実
 - ・自立支援協議会の部会等による人材育成の実施

- (2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定時における基盤整備の作成
 - ・基盤整備の策定時の事業所及び利用者等の意見の反映

第4 障害児福祉サービスの充実

【現状と課題】

障がい児、障がいの疑いがある児童、医療的ケアが必要な児童に対し、地域で支援ができ、子どもの持つ可能性を最大限に伸ばすために障害児福祉サービスの充実が必要です。

また、市内の小中学校、特別支援学校、保育園及び幼稚園と相談支援事業所、放課後等デイサービス事業所等の児童へ提供する障害児福祉サービス事業所の連携が必要となります。

【施策の展開】

- (1) 自立支援協議会の充実
 - ・自立支援協議会の部会等による医療機関を含む関係機関参加の研修等の実施

- (2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定時における基盤整備の作成
 - ・基盤整備の策定時の事業所及び利用者等の意見の反映

第5 介護保険制度との連携

【現状と課題】

65歳になった障がい者又は40歳以上の障がい者で介護保険法等に規定するの特定疾病が起因し、介護が必要となった場合、介護保険法に基づくサービスを優先して受けることとなります。

しかしながら、障がい者の心身の状況等により、個々の様々なケースが考えられることから、一律に介護保険法に基づくサービスを優先するのではなく、個別に障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて障害福祉サービスに相当する介護保険法に基づくサービスを受けられるかを判断することとなっています。

市内の高齢化が進んでいることと比例し、障がい者の高齢化率も高くなっています。

このため、障害福祉サービス及び介護保険制度のサービスとの連携が必要となります。

【施策の展開】

(1) 自立支援協議会の充実

- ・自立支援協議会の部会等による介護保険制度事業所との合同研修の開催

第6 権利擁護制度の取組の推進

【現状と課題】

障害者権利条約の目的である障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するために、障がい者に対する権利利益侵害等の対策を今後も推進していく必要があります。

障がい者の中には、判断能力が十分でない方がおり、その方の人権を守るために成年後見制度の利用の促進が必要です。

成年後見制度が必要とされる知的障がい者及び精神障がい者については、市長による申立て、申立て費用の助成及び成年後見人等への報酬助成の支援を行っていきます。

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の趣旨の下、障がい者虐待の未然防止、早期発見、迅速な対応、障害福祉サービス事業所をはじめとする地域の関係機関との協力と支援体制を強化します。

【施策の展開】

- (1) 成年後見制度の周知
 - ・市ホームページによる広報
- (2) 成年後見制度利用の利用促進
 - ・相談支援事業所等との連携による市長申立ての実施
- (3) 市障がい者虐待防止センターの対応
 - ・障がい者虐待（疑いを含む。）通報への迅速な対応の実施
 - ・障害福祉サービス事業所等との連携強化
 - ・虐待防止に対する啓発

第7 保健・医療サービスの充実

【現状と課題】

アンケート調査による、「充実してほしいと思っている障がい者施策は」の回答で1番多かったのは、「医療・リハビリ」の項目でした。

障がい者が住み慣れた地域で生活するためには、医療や保健及び福祉に関わる機関・組織が協力し支援していくことが必要です。

社会資源が限られるため、生活習慣病の予防等の健康教育の普及、健康相談及び健康診断の実施が必要となります。

【施策の展開】

(1) 自立支援協議会の充実

- ・自立支援協議会の部会等による関係機関（医療・保健・福祉）参加の合同研修の開催

(2) 健康診断等の充実

- ・健康教育・健康相談・健康診断の充実

第8 障がい者の自主的活動の支援

【現状と課題】

障がい者が地域社会の中で共に生活し、自立するためには、障がい者自身が積極的に社会参加し、社会に貢献していくことが必要です。

現在、障がい者団体は、様々な自立活動を行っています。

本市では、伊東市児童・身体障害者福祉センターはばたきを拠点に障がい者団体の活動の支援を図っております。

また、アンケート調査でも、「障がい者への理解の啓発や交流」を望むと回答した方が前回調査よりも多くなっています。

今後もこうした活動を支援していくとともに、障がい者自身も家族会、ボランティア活動等などに参加しやすいよう支援していきます。

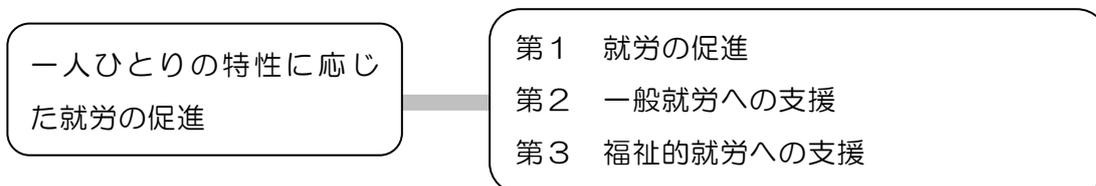
【施策の展開】

- (1) 障がい者団体（家族会等のサークルを含む。）の育成と支援
 - ・障がい者団体の活動の場の提供
 - ・障がい者団体への支援の継続

- (2) 障がい者団体による相談活動
 - ・障がい者団体による相談活動への支援

第3章 一人ひとりの特性に応じた就労の促進

【施策の体系】



【施策の基本的方向】

障害者の雇用の促進等に関する法律では、事業主に対して、雇用する労働者に占める障がい者の割合が義務付けられており、民間事業者では、この法定雇用率が令和6年4月に2.3%から2.5%に引き上げられ、さらに令和8年7月には、2.7%に引き上げられます。（国・地方公共団体等は民間事業者より0.3%上乘せとなる率であり、段階的な引き上げに係る対応は同じです。）

障がい者の働く機会の確保・拡大は、障がい者の社会的な自立生活を考えるとき、経済基盤を築くだけでなく社会参加や生きがいの実現のために重要であり、また、障がい者がその能力と適性に応じて可能な限り就労することが求められていることから、引き続き重要事項の一つとなっています。

このため、企業・市民への、障がい者雇用に関する情報提供や障がい者雇用に対する理解の促進を目的とした啓発などにより障がい者の就労を促進するとともに、一般就労が困難な障がい者のための就労機会の場としての就労継続支援事業等の障害福祉サービスの充実が必要となります。

第1 就労の促進

【現状と課題】

障がい者が自己実現を図り、社会参加を促していくためには就労を促進していく必要があります。

アンケートによる就労についての設問とその回答を一部抜粋しますと次のとおりとなっています。

「現在働いていますか」に対し「働いている」と回答した割合は、全体で30.6%であり、青年期では56.9%となっています。

「働いている方の仕事形態」は「パート、臨時雇用」、「作業所・授産所など」、「常勤」の順となっています。

「仕事をしていない主な理由」についての回答は「病気のため」が1番多くなっていますが、知的障がい者からは「働く場所がない」という回答の割合が他の障がい者に比べて多くなっています。

「就労するために特に必要なことは何だと思えますか」の回答として「事業主の理解」が最も多くなっています。

障がい者が社会的に自立して生活をしていくためには、障がい者の特性に応じた働く場を確保する必要があります。

【施策の展開】

障がい者雇用の推進

- ・ 公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターとの連携
- ・ 自立支援協議会の就労支援部会の充実
- ・ 特別支援学校伊豆高原分校との連携

第2 一般就労への支援

【現状と課題】

障がい者の雇用・就業機会の安定的な継続を図るためには、雇用の機会確保や就労機会の場の充実に限らず、障害の特性などに応じた職業教育や職業訓練等、就労を総合的・継続的に支援していくことが求められます。また、障がい者及び事業者に対する相談・支援体制の充実も必要になります。

施策の基本的方向に記載のとおり、事業主に義務付けられる法定雇用率が引き上げられるため、公共職業安定所等からの広報により、障がい者雇用を進めていきます。

また、就労移行支援事業等の利用者が一般就労できるような支援や一般就労していた利用者が体調不良等でいったん就労継続支援等の福祉的就労に変更し、再びその利用者が一般就労できるような継続的な支援も必要となっています。

主に特別支援学校伊豆高原分校の卒業生に対する就労（進路）支援も継続して行っていきます。

【施策の展開】

一般就労への支援

- ・公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターとの連携
- ・自立支援協議会の就労支援部会の充実
- ・特別支援学校伊豆高原分校との連携
- ・相談支援事業所、障害福祉サービス事業所及び行政の連携強化

第3 福祉的就労への支援

【現状と課題】

障害の重さや特性、年齢等を理由として一般の企業に就職することが困難な障がい者が、社会参加を実感し、生きがいを持って働くことができるよう、福祉的就労の場を確保することも重要です。

就労を希望する障がい者が、就労に必要な知識や能力向上のために就労移行支援や就労継続支援を継続的に利用できる環境整備が必要です。

また、相談支援事業所及び障害福祉サービス事業所による障がい者への支援体制の充実も必要になります。

就労継続支援事業所等の自主製品等を販売できる場を確保するなど、新しい取組についても推進し、障がい者の工賃を安定させる必要があります。

【施策の展開】

(1) 就労系障害福祉サービスの拡充

- ・ 自立支援協議会の就労支援部会の充実
- ・ 相談支援事業所、障害福祉サービス事業所及び行政連携強化

(2) 官公需における受注機会の拡大

- ・ 市役所における障がい者就労施設等からの受注の拡大

第4章 誰もが暮らしやすいまちづくりの促進

【施策の体系】

誰もが暮らしやすいまち
づくりの促進

- 第1 ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの整備促進
- 第2 移動・交通対策の推進
- 第3 住宅の整備
- 第4 防災体制等の充実

【施策の基本的方向】

障がい者が自由に移動し活動しやすいまちは、高齢者、子育て世代をはじめ全ての人にとって暮らしやすいまちとの考えに立ち、道路環境や公共交通機関、公共施設等、観光施設等の改善を推進するとともに、住宅環境の整備を促進し、外出困難な障がい者に対する移動支援サービス等の充実を図り、ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの推進を図ります。

ハード面の改修を検討しつつ、第1章第1「合理的配慮の提供の推進」のもと、障がい者と事業者等が対話を重ね、共に解決策を検討していくことで、目的に応じて代替りの手段を見つけ出すことが必要となります。

また、障がい者が安心して暮らせるよう、地域住民の協力を得て、災害時の避難支援や平常時の見守り活動の充実を図ります。

第1 ユニバーサルデザインに基づくまちづくりの整備促進

【現状と課題】

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活と社会参加ができるためには、移動の手段の確保をはじめ、道路や公共施設といった生活環境が障がい者に利用しやすいものであることが必要です。

アンケート調査によると、「外出時の困りごと、または外出できない主な理由は何ですか」の回答は「歩道が狭い」、「歩道に段差や障害物がある」が2番目、3番目に多くなっています。また、伊東市内の駅や公共施設等に対するバリアフリーに対する評価についての回答では、「よい」と「ややよい」の合計が「よくない」と「あまりよくない」の合計を下回る回答結果となっております。

市街地は、歩道の切下げ、点字ブロックの敷設等安全に歩行できる道づくりが計画的に進められています。今後も積極的に安全なまちづくり、道づくりを進めていく必要があります。

一方で費用面の問題から道路、施設等のバリアフリー化はすぐには改善できませんが、改修を検討しつつ、「合理的配慮の提供の推進」のもと、事業者や市民の協力を得て、代替りの手段を見つけ出すことが必要となります。

そのためにも、市民や事業者等がユニバーサルデザインに基づくまちづくりについての理解を更に深め、その管理する施設などを改善するだけでなく、障がい者などに対する配慮を持つことが必要です。

【施策の展開】

- (1) 公共施設等のユニバーサルデザイン化の推進
 - ・公共施設等のユニバーサルデザインへの理解
 - ・道路・駐車環境の整備

- (2) 「合理的配慮の提供の推進」の周知・広報活動
 - ・市広報紙・ホームページによる広報・啓発
 - ・市内関係機関（伊東商工会議所等）の会報等による継続的な周知
 - ・継続的な周知による市民への理解促進

- (3) ヘルプマーク等の利用促進・普及啓発
 - ・ヘルプマーク等所持者に対する合理的配慮の周知

第2 移動・交通対策の推進

【現状と課題】

障がい者が活動の場を広げ、自由に社会参加ができる社会にするためには、障害に応じた移動支援や公共交通機関等の充実・利便性の向上など、外出に関する支援が必要となります。

市内の路線バスも市民の大切な「足」であり、道路や歩道の整備と合わせて、ノンステップバス等の低床機能を持つバスの導入を働きかけていく必要があります。

しかし、アンケート調査によると、「外出時の困りごと、または外出できない主な理由は何ですか」の回答で「公共交通機関が利用しにくい。」という回答が1番多くなっており、今後もユニバーサルデザインに配慮した施設や設備等の整備が必要ですが、費用面から改修できない場合は、合理的な配慮の提供がされるように周知が必要です。

本市では、重度障がい者に対しタクシー利用料金助成事業を実施しています。さらに、伊東市福祉有償運送協議会を設置し、高齢者や障がい者等、公共交通機関では通院通所などの外出ができない方の福祉的移送サービスとして社会福祉法人など非営利法人が行う福祉有償運送を支援しています。

アンケート調査では、約3割（32.9%）の人が毎日外出している一方で「月に1～2日」「ほとんど出かけない」と回答した人が合わせて19.2%となっています。

また、移動手段に関しては、「自家用車（乗せてもらう）」が最も多い30.5%であり、次いで「自家用車（自分で運転）」が25.6%となっています。障がい者自身やその支援者の高齢化等に伴い、これらの移動手段の利用が困難となる可能性があり、移動手段を確保するための支援の充実、利便性の向上が必要です。

【施策の展開】

- (1) ユニバーサルデザインに代わる合理的配慮の提供の継続的な推進
 - ・公共交通機関事業者に対する合理的配慮の提供の周知・広報
- (2) 障害福祉サービスの利用促進
 - ・行動援護、同行援護、移動支援などの外出を支援するサービスの周知
- (3) ゆずりあい駐車場制度の周知の推進
 - ・ゆずりあい駐車場制度の周知・広報

第3 住宅の整備

【現状と課題】

障がい者が自立した生活を地域で営むためには、生活の場である住宅の確保と、その住環境が一人ひとりの障害の状況に合った安全で快適なものであることが大切です。

本市では、重度障がい者の住宅の改修を支援するため、「伊東市重度障がい者(児)日常生活用具給付等実施要綱」に基づき改修工事費の補助を行っています。

障がい者が単独で住宅を借りるについては難しい現状があり、一定の支援を受けながら共同で生活するグループホーム等のニーズが高いことから、今後、更なる整備が求められます。

【施策の展開】

- (1) 住宅改修（バリアフリー化）の促進
 - ・日常生活用具給付等実施要綱等の制度の周知

- (2) グループホームの整備
 - ・障がい福祉計画・障がい児福祉計画策定時における事業所及び利用者等の意見の反映

第4 防災体制等の充実

【現状と課題】

近年の災害において、高齢者や障がい者が犠牲となっている割合が高くなっており、障がい者が安心して暮らし続けるためには、災害時等における十分な配慮と対応が行われることが重要です。

アンケート調査では、防災訓練などに参加したことがない人及び災害時の安否確認の方法の取り決めを行っていない人がともに半数を超えています。また、「災害時に誰の介護で避難できますか」の設問に対し、介護が必要な方の回答では、「家族」が48.5%、「近所の人」11.3%となっています。

障がい者のうち、避難行動要支援者に該当する方に係る情報について、市が予め記載した個別避難計画を作成していくことが必要となります。

災害時には避難行動要支援者の受け入れ可能な福祉避難所の拡充を図り、避難体制の整備を進めていきます。

【施策の展開】

- (1) 緊急時連絡体制の整備
 - ・障がい者のうち、避難行動要支援者に該当する方の個別避難計画の作成
 - ・自立支援協議会の防災グループ会議の充実
- (2) 避難所等における支援の充実
 - ・障害福祉サービス事業所の福祉避難所の体制の整備
- (3) 防災訓練への参加
 - ・障がい者の防災訓練参加への周知・広報

障がいのある人に関わる施策は、福祉分野にとどまらず、保健、医療、教育、就労など、様々な分野に関係しています。自立支援協議会を中心に、計画を推進していきます。

第1 市民や関係機関、関係団体との連携

計画の推進のためには、行政だけではなく、市民や企業、社会福祉法人、NPO法人等の民間団体が、それぞれの立場に応じて役割を分担し、相互に連携して障がいのある人に対する取組を行う必要があります。

計画の推進に当たっては、これらの関係団体等との連携を図りながら、地域との協働による取組を推進していきます。

第2 国、県及び近隣市町との連携

計画の推進に当たり、国や県と緊密な連携を図り、施策を進めていきます。特にサービス基盤整備の促進等では、障害保健福祉圏域で県と協働して基盤整備が促進されるよう連携・調整を行います。

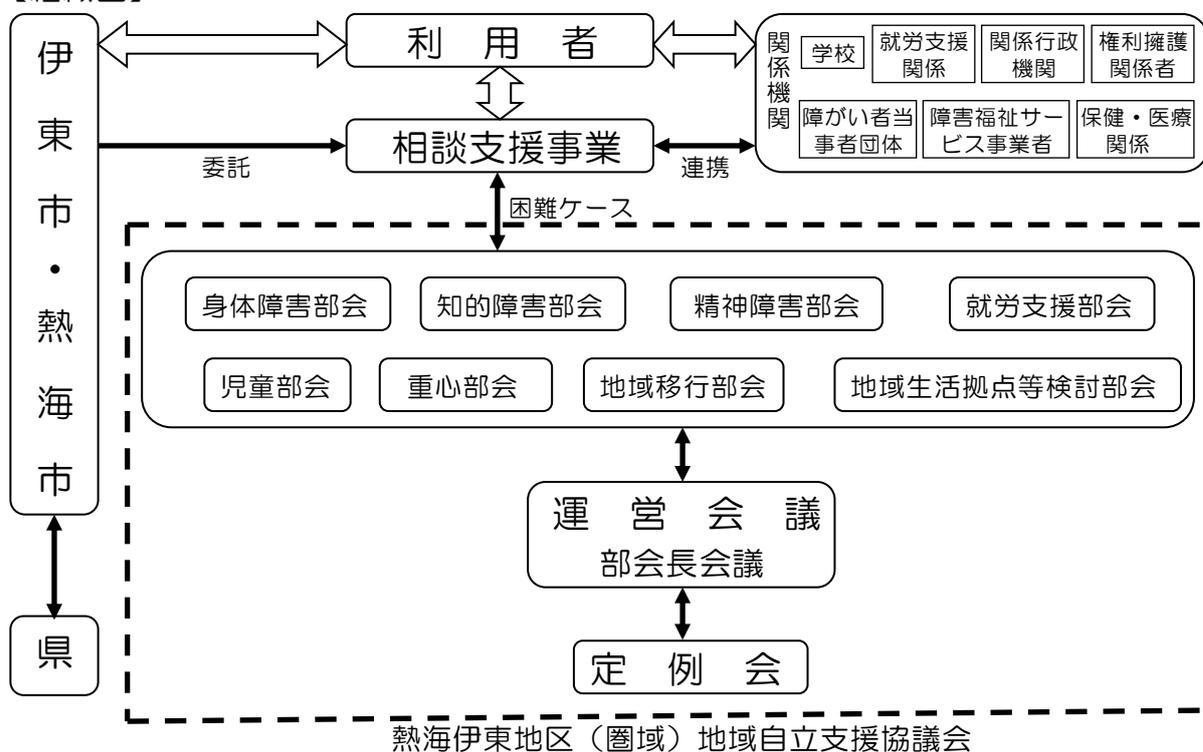
第3 自立支援協議会の役割

相談支援事業者や関係機関のネットワークの構築に向けた取組の中で、障がいのある人やその家族への支援に関する課題や社会資源の確保に関する課題など、地域の抱える課題の改善に向けた協議の場として、自立支援協議会を設置しています。

自立支援協議会は、各専門部会と全体会議である定例会で構成しています。各専門部会では、それぞれの分野で抱える課題や困難事例への対応などを協議し、定例会では、関係機関等の代表者により、各専門部会や相談支援事業者の実施状況の確認、地域課題の共有、情報交換等を行った上で、障がいのある人に関する施策や課題等について協議しています。

計画における施策を含む地域における障害福祉施策の推進において、中核的な役割を担う組織であるため、関係機関等と連携した上で、その機能の強化及び効果的な運営を図ります。

【組織図】



第4 計画推進体制の充実

本計画の推進に当たっては、各施策や事業の実施状況について点検・評価を行い、施策の充実・見直しを行います。

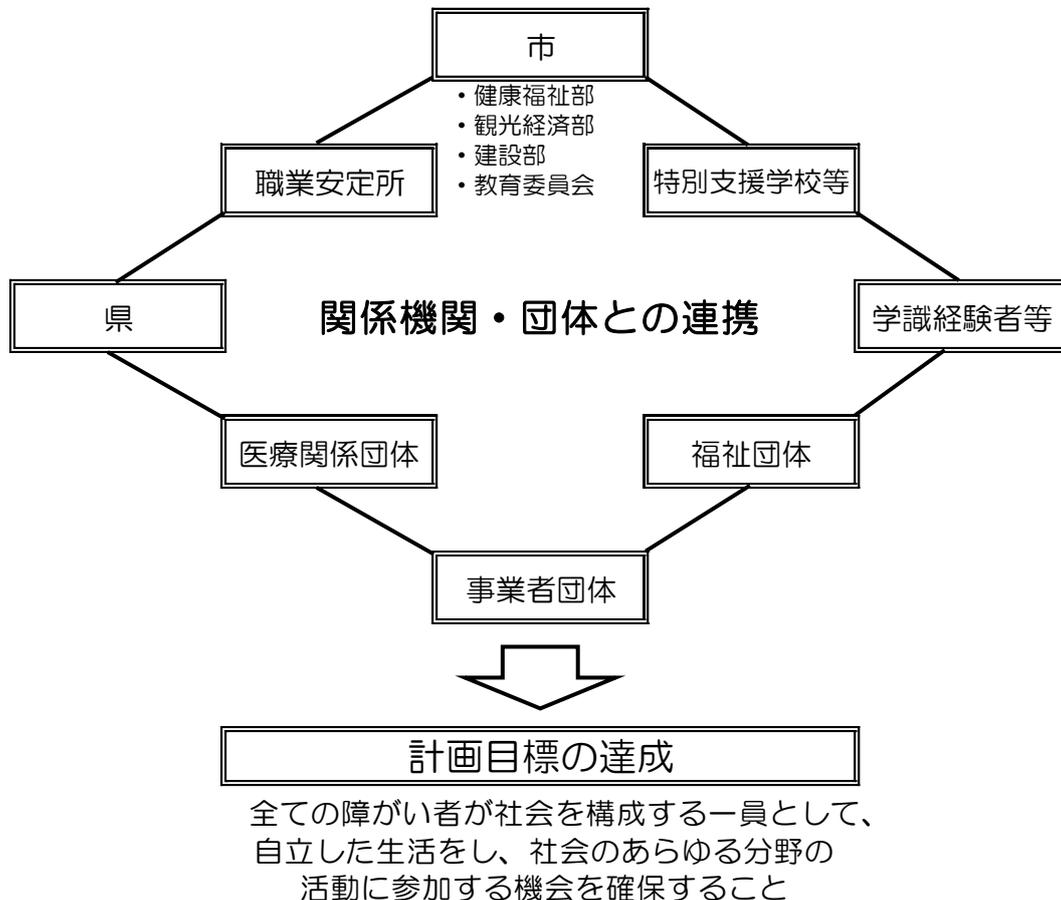
また、計画の推進状況については、地域の関係機関などとの連携を図り、点検・評価を行うとともに、計画の推進に当たって幅広い住民意見の把握に努め、各種関係機関との連携の下、施策・事業の一層の推進や見直し、計画に反映させていきます。

そのため、作成した計画については、いわゆるPDCAサイクル(※)により、定期的にその進捗を把握し、分析・評価の上、課題等がある場合には、随時対応を図っていきます。

※PDCAサイクルとは

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善していきます。

推進体制（イメージ）



第5次伊東市障がい者計画策定委員名簿

機 関	所 属	役職・氏名
福祉関係団体の推薦	伊東市社会福祉協議会	地域福祉係長 大嶽 耕一
	伊東市民生委員児童委員協議会	会長 竹田 裕愿
	伊東市身体障害者福祉会	会長 宮崎 健
	伊東市手をつなぐ育成会	副会長 真鍋 洋子
社会福祉施設等を運営する団体の推薦	相談支援センターいびき	相談員 原 夏美
	サポートセンターりりび	センター長 秋津 崇史
地域住民組織、その他の市民団体の推薦	伊東市地域行政連絡調整協議会	委員 山下 善和
医療関係団体の推薦	伊東市医師会	医師 木村 博光
行政機関の推薦	静岡県立東部特別支援学校伊東分校	副校長 竹居 寛信
	三島公共職業安定所伊東出張所	職業指導官 桐山 直大

第5次伊東市障がい者計画における実態調査
報告書

令和5年11月
伊東市

目 次

I. 調査の概要	
1. 調査の概要	1
1.1 調査の目的	1
1.2 調査の実施概要	1
1.3 報告書記載上の留意点	1
2. 集計表の見方	2
2.1 クロス集計表	2
II. 調査結果の詳細	
1. 対象者の基本的事項	3
2. 障がいの状況・介助者の状況	8
3. 障がい福祉サービスの利用状況、今後の利用意向	15
4. 将来の生活について	80
5. 教育について（18歳未満の方を対象）	82
6. 就労について（18歳以上の方を対象）	84
7. 生活の環境や安心・安全について	89
8. 差別や人権について	105
9. 意思伝達について（視覚・聴覚・音声言語障がいがある方を対象）	108
10. 行政への要望について	109
11. 今の生活の幸福感について	111
III. ご意見・ご要望	112
付. 調査票	115

I. 調査の概要

1. 調査の概要

1.1 調査の目的

令和6年度を初年度とする第5次伊東市障がい者計画の施策の方向やその目標を定める基礎資料として活用するため、障がい者（児）の生活実態や普段の意識の把握等を目的としたアンケート調査を実施した。

1.2 調査の実施概要

調査の対象者、方法、回収結果等は以下の通りである。

区分	障がい者（児）
(1) 対象者	市内に居住する障がい者（児）
(2) 対象者数	1,500人
(3) 抽出方法	各種障害者手帳所持者を母集団とした無作為抽出
(4) 調査方法	郵送による調査票の配布・回収及び窓口での回収
(5) 調査期間	令和5年8月23日～令和5年9月22日
(6) 回収結果	
回収数	723人
回収率	48.2%
有効回収数	718人
有効回収率	47.9%
無効票数	5人
無効票内訳	属性のみ回答者2人 重複者2人 調査票未封入1人

1.3 報告書記載上の留意点

- 調査結果の比率は、その設問の対象者数を基数として、小数点以下第2位を四捨五入して算出している。単一回答において四捨五入の関係で、合計が100%にならない場合もある。
- 質問文や選択肢の語句が長い場合には、本文や表、グラフ中では省略した表現を用いる場合がある。
- また、対象者を限定した設問に関しては、報告書該当ページにその旨を記載している。
- 総数が30サンプル未満の場合は、統計的にみて誤差が大きい為、参考値とする。また、総数が20サンプル未満の場合は、コメント対象から除いている。
- 帯グラフの値表示については、問9以外の設問は、1%未満の値は非表示としている。

2. 集計表の見方

2.1 クロス集計表

06 障害者手帳の種類 [MA]

		総数	身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	無回答	回答個数計
全体		718	428	146	94	71	668
		100.0	59.6	20.3	13.1	9.9	
性別	男性	368	220	89	36	34	345
	女性	339	201	56	57	35	314
		100.0	59.8	24.2	9.8	9.2	
年齢区分	未成年（0歳～17歳）	42	15	27	1	0	43
	青年期（18歳～29歳）	58	13	38	10	1	61
	壮年・中年期（30歳～64歳）	269	123	76	65	19	264
	前期高齢期（65歳～74歳）	139	101	3	16	20	120
	中後期高齢期（75歳～）	200	169	1	2	29	172
		100.0	84.5	0.5	1.0	14.5	
障がいの種類	肢体不自由	213	211	11	1	2	223
		100.0	99.1	5.2	0.5	0.9	
	視覚障がい	32	31	0	0	1	31
		100.0	96.9	0.0	0.0	3.1	
	聴覚障がい	56	54	3	1	1	58
		100.0	96.4	5.4	1.8	1.8	
	音声言語等障がい	27	25	2	1	0	28
		100.0	92.6	7.4	3.7	0.0	
	内部障がい（内臓障がい）	102	95	4	3	3	102
		100.0	93.1	3.9	2.9	2.9	
	知的障がい	154	30	138	3	1	171
		100.0	19.5	89.6	1.9	0.6	
精神障がい	111	12	9	93	3	114	
	100.0	10.8	8.1	83.8	2.7		
難病	67	38	2	3	24	43	
	100.0	56.7	3.0	4.5	35.8		
発達障がい	47	7	36	9	0	52	
	100.0	14.9	76.6	19.1	0.0		
その他	61	48	8	8	1	64	
	100.0	78.7	13.1	13.1	1.6		

表側

集計表の数値は上段がサンプル数で下段が%を表示します。
%の算出方法は各表側の表の上段の総数（例：肢体不自由の213人）を分母として、同一行の各カテゴリ上段数を分子（身体障害者手帳：211人）として算出した比率です（99.1%）。

※クロス集計及び全体集計については、伊東市役所のホームページで掲載しますので、そちらをご覧ください。

II. 調査結果の詳細

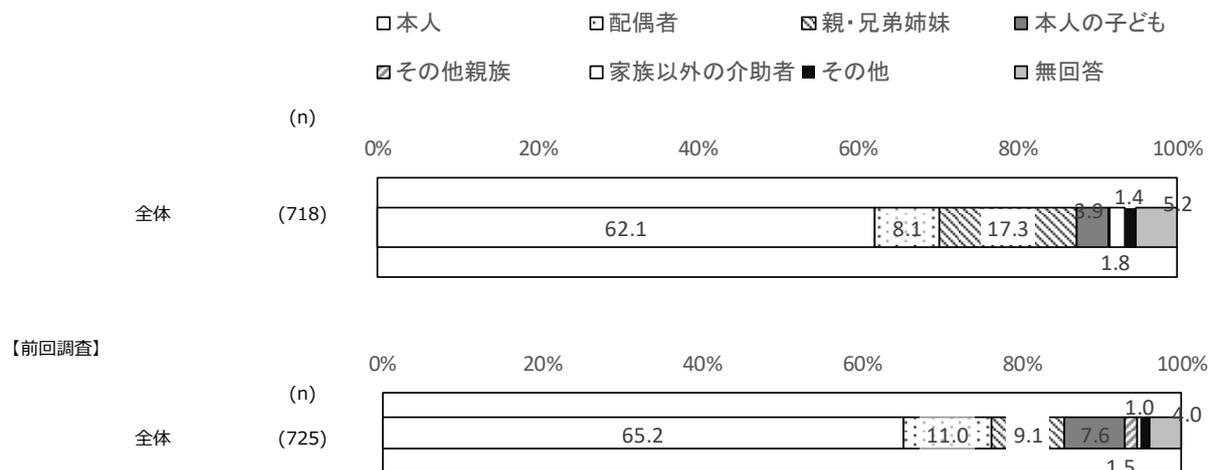
1. 対象者の基本的事項

(1) 調査票記入者

【はじめに】この調査票を記入される方はどなたですか。（○は1つ）

全体では、「本人」が最も高く62.1%、次いで「親・兄弟姉妹」が17.3%、「配偶者」が8.1%となっている。

■ 調査票記入者



【その他の主な内容】

・ケアマネージャー ・ケースワーカー など

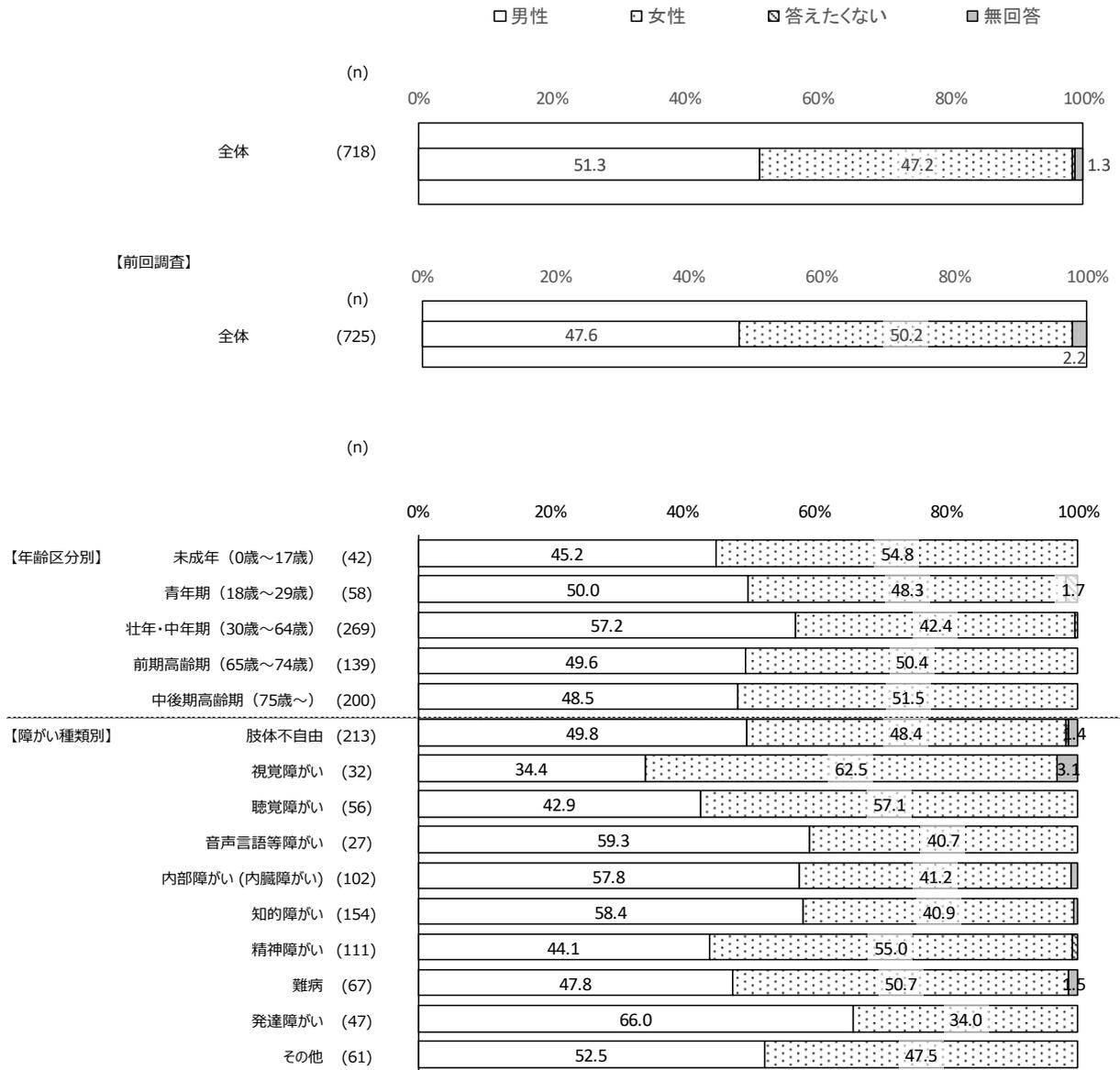
(2) 性別

問1 あなたの性別は、(○は1つ)

全体では、「男性」が51.3%、「女性」が47.2%となっている。

障がい種類別では、“視覚障がい”が男性に比べ女性の割合が高い。

■ 性別



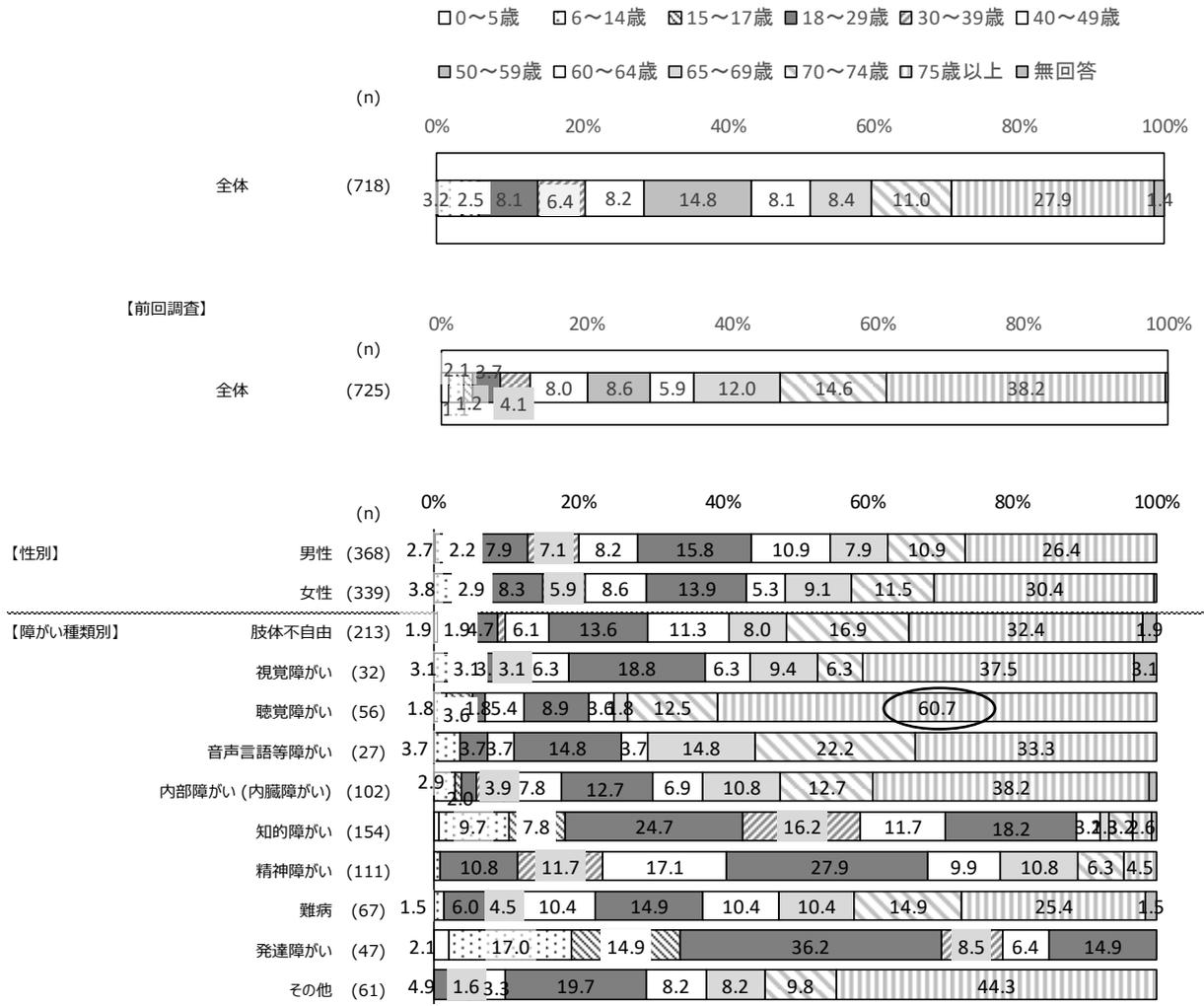
(3) 年齢

問2 あなたの年齢は、(○は1つ)

全体では、「75歳以上」が27.9%と最も高く、次いで「50～59歳」が14.8%となっている。約半数(47.2%)が65歳以上の高齢者である。

障がい種類別では、「聴覚障がい」は「75歳以上」が60.7%と他の層に比べ非常に高い。

■ 年齢



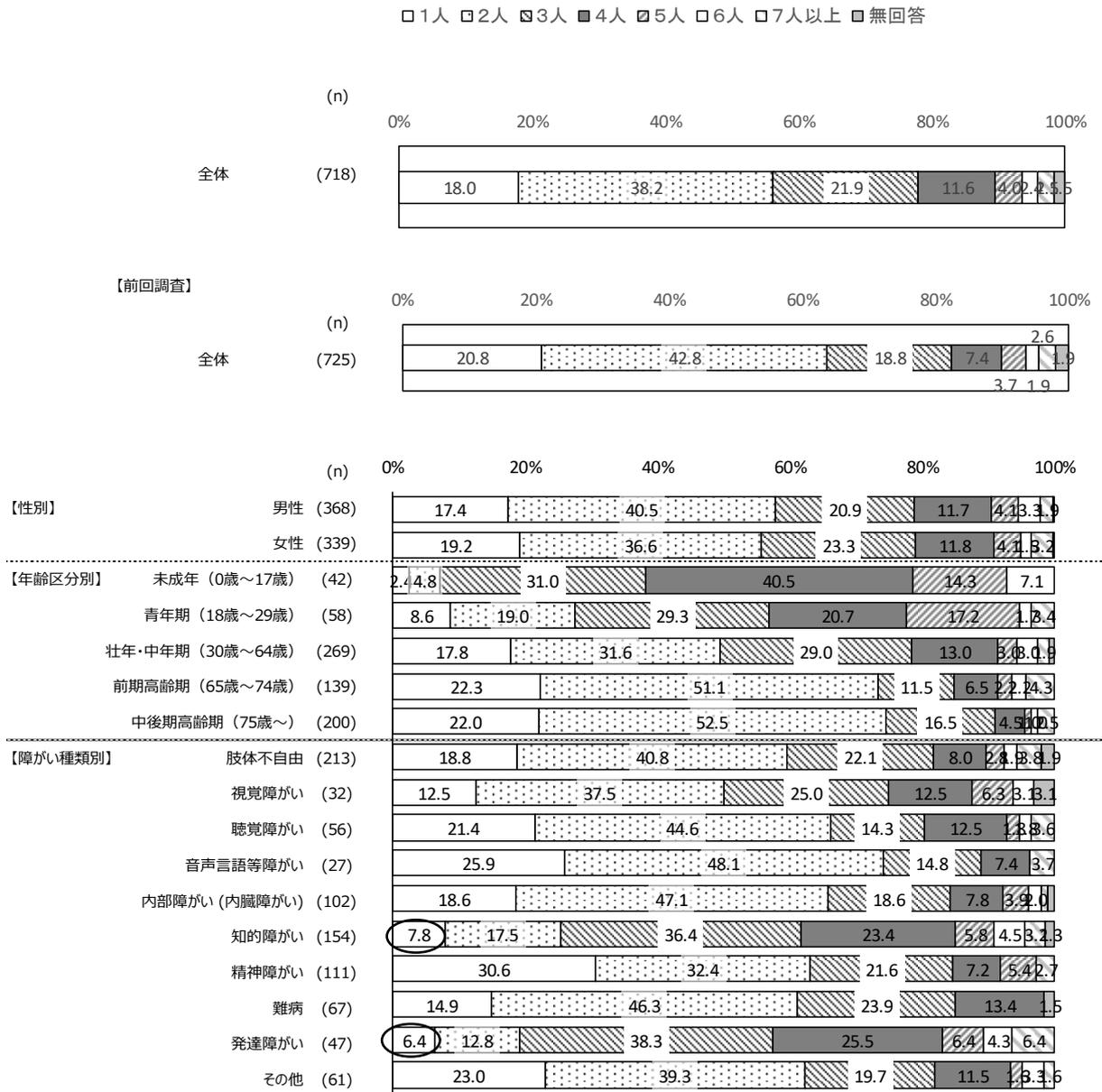
(4) 家族人数

問3 あなたは、あなた自身を含めて、何人で暮らしていますか。(〇は1つ)

全体では、「2人」が38.2%と最も高く、次いで「3人」が21.9%、「1人」が18.0%となっている。

障がい種類別では、“知的障がい”と“発達障がい”は「1人」が他の層に比べ低い。

■ 家族人数

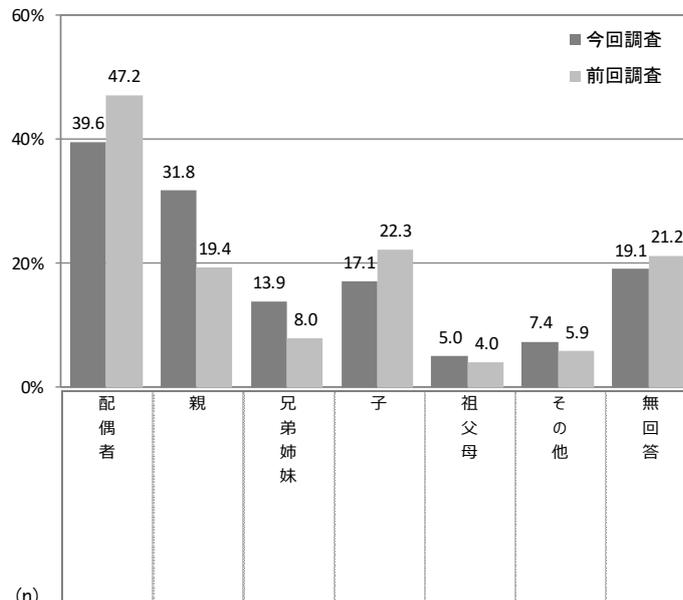


(5) 同居家族

問4 あなたと暮らしている方はどなたですか。(当てはまる方すべてに○)

全体では、「配偶者」が39.6%と最も高く、次いで「親」が31.8%、「子」が17.1%となっている。

■ 同居家族



		(n)	配偶者	親	兄弟姉妹	子	祖父母	その他	無回答
全体		(718)	39.6	31.8	13.9	17.1	5.0	7.4	19.1
前回調査		(725)	47.2	19.4	8.0	22.3	4.0	5.9	21.2
性別	男性	(368)	42.7	35.9	15.5	13.6	4.9	6.8	17.1
	女性	(339)	37.5	28.0	12.7	21.5	5.3	8.0	19.2
年齢区分別	未成年 (0歳~17歳)	(42)	0.0	95.2	59.5	0.0	16.7	7.1	2.4
	青年期 (18歳~29歳)	(58)	3.4	84.5	36.2	1.7	29.3	1.7	8.6
	壮年・中年期 (30歳~64歳)	(269)	27.9	49.1	13.4	13.4	3.3	8.6	17.8
	前期高齢期 (65歳~74歳)	(139)	62.6	4.3	6.5	21.6	1.4	7.2	22.3
	中後期高齢期 (75歳~)	(200)	59.5	0.5	4.5	27.5	0.0	8.0	21.5
障がい種類別	肢体不自由	(213)	48.8	22.5	8.0	18.3	3.3	11.7	19.2
	視覚障がい	(32)	40.6	34.4	15.6	21.9	0.0	12.5	15.6
	聴覚障がい	(56)	46.4	14.3	10.7	25.0	0.0	7.1	21.4
	音声言語等障がい	(27)	37.0	22.2	22.2	0.0	0.0	14.8	18.5
	内部障がい (内臓障がい)	(102)	54.9	19.6	6.9	23.5	2.0	5.9	18.6
	知的障がい	(154)	3.9	78.6	38.3	3.9	13.6	7.1	7.8
	精神障がい	(111)	25.2	33.3	12.6	14.4	3.6	8.1	28.8
	難病	(67)	53.7	28.4	4.5	22.4	0.0	4.5	14.9
	発達障がい	(47)	2.1	85.1	40.4	2.1	21.3	8.5	6.4
	その他	(61)	45.9	21.3	9.8	13.1	4.9	8.2	23.0

【その他の主な内容】

- ・ 孫 ・ 叔父、叔母 など

2. 障がいの状況・介助者の状況

(1) 障がいの種類

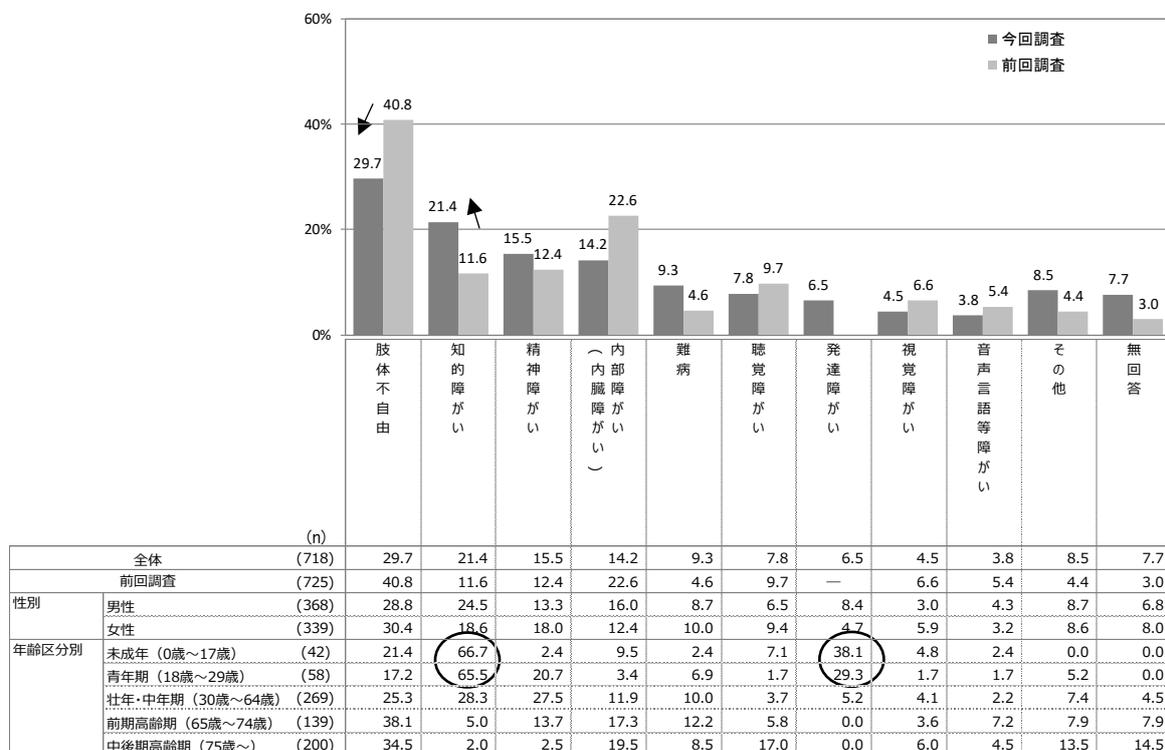
問5 あなたの障がいの種類は、(当てはまるものすべてに○)

全体では、「肢体不自由」が29.7%と最も高く、次いで「知的障がい」が21.4%、「精神障害」が15.5%となっている。

前回調査に比べ、「肢体不自由」の割合が約11ポイント低下。一方で「知的障がい」が約10ポイント増加。

年齢区分別では、「未成年」「青年期」は「知的障がい」が60%台、「発達障がい」も約3割～約4割と他の層に比べ高い。

■ 障がいの種類



※今回調査の全体で「その他」「無回答」を除き降順ソート
 ※「発達障がい」は前回調査では非聴取

【難病の主な内容】

- ・筋ジストロフィ
- ・パーキンソン病
- など

【その他の主な内容】

- ・てんかん
- ・ペースメーカー心臓
- など

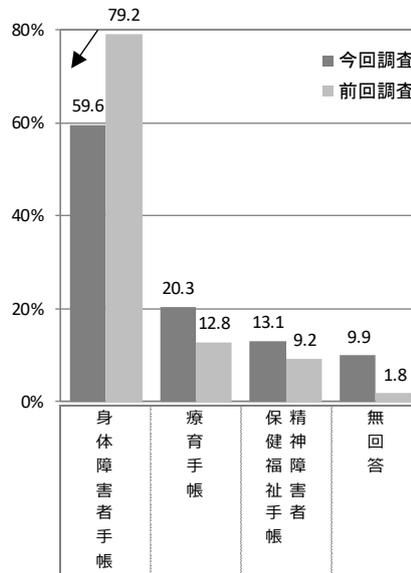
(2) 障害者手帳の種類

問6 あなたの持っている障害者手帳は、(持っている手帳すべてに○)

全体では、「身体障害者手帳」が59.6%と最も高く、「療育手帳」が20.3%、「精神障害者保険福祉手帳」が13.1%となっている。

前回調査に比べ、「身体障害者手帳」の割合が約20ポイント低下。

■ 障害者手帳の種類



		(n)	身体障害者手帳 (%)	療育手帳 (%)	精神障害者保険福祉手帳 (%)	無回答 (%)
全体		(718)	59.6	20.3	13.1	9.9
前回調査		(725)	79.2	12.8	9.2	1.8
性別	男性	(368)	59.8	24.2	9.8	9.2
	女性	(339)	59.3	16.5	16.8	10.3
年齢区分別	未成年 (0歳~17歳)	(42)	35.7	64.3	2.4	0.0
	青年期 (18歳~29歳)	(58)	22.4	65.5	17.2	1.7
	壮年・中年期 (30歳~64歳)	(269)	45.7	28.3	24.2	7.1
	前期高齢期 (65歳~74歳)	(139)	72.7	2.2	11.5	14.4
	中後期高齢期 (75歳~)	(200)	84.5	0.5	1.0	14.5
障がい種類別	肢体不自由	(213)	99.1	5.2	0.5	0.9
	視覚障がい	(32)	96.9	0.0	0.0	3.1
	聴覚障がい	(56)	96.4	5.4	1.8	1.8
	音声言語等障がい	(27)	92.6	7.4	3.7	0.0
	内部障がい (内臓障がい)	(102)	93.1	3.9	2.9	2.9
	知的障がい	(154)	19.5	89.6	1.9	0.6
	精神障がい	(111)	10.8	8.1	83.8	2.7
	難病	(67)	56.7	3.0	4.5	35.8
	発達障がい	(47)	14.9	76.6	19.1	0.0
	その他	(61)	78.7	13.1	13.1	1.6

(3) 身体障害者手帳の等級

① あなたの身体障害者手帳の等級は、(○は1つ)

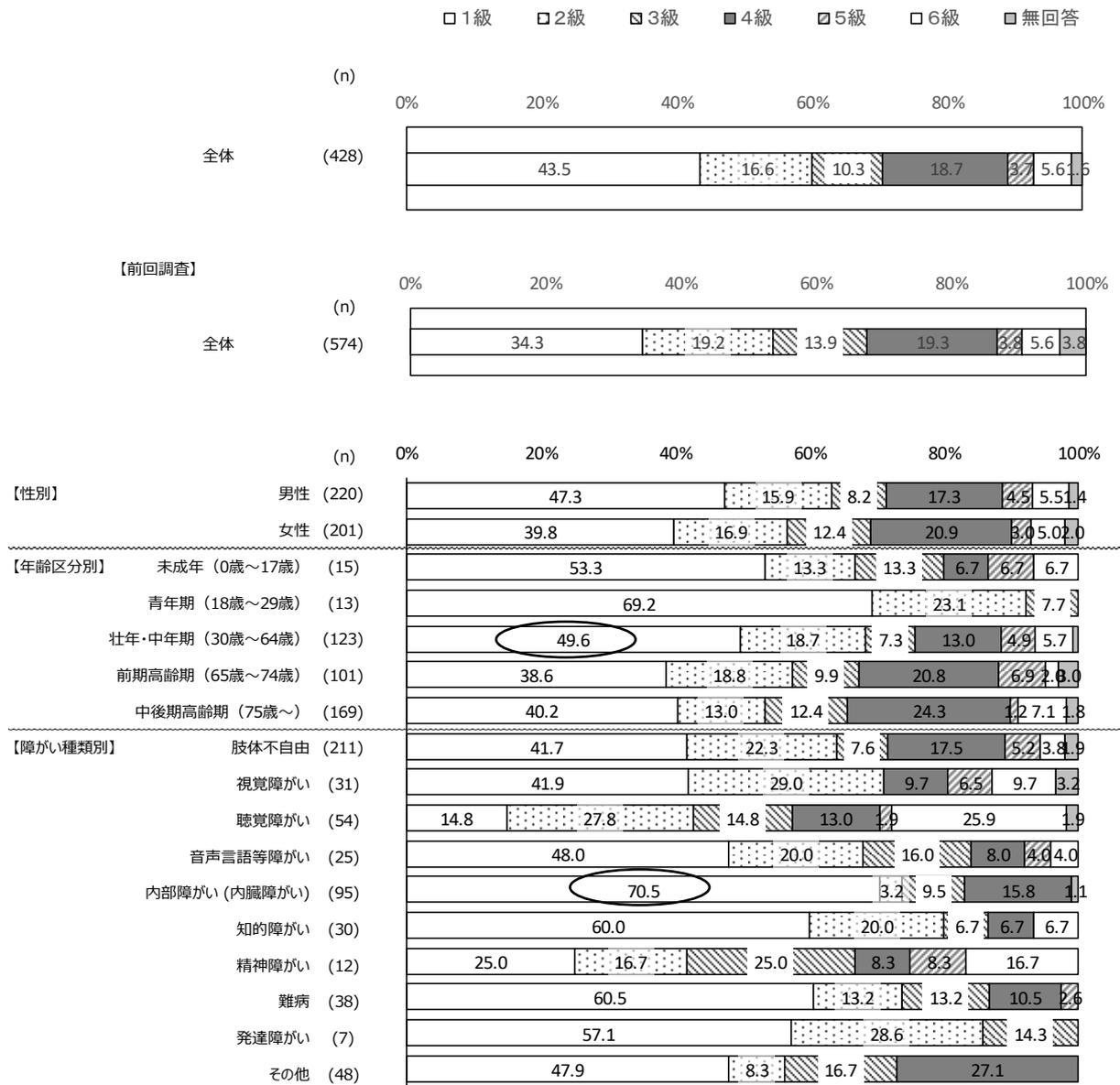
全体では、「1級」が43.5%と最も高く、次いで「4級」が18.7%、「2級」が16.6%となっている。

前回調査に比べ、「1級」の割合が約9ポイント増加。

年齢区分別では、「壮年・中年期」は「1級」が約半数と他の層に比べ高い。

障がい種類別では、「内部障がい」は「1級」が70.5%と他の層に比べ高い。

■ 身体障害者手帳の等級



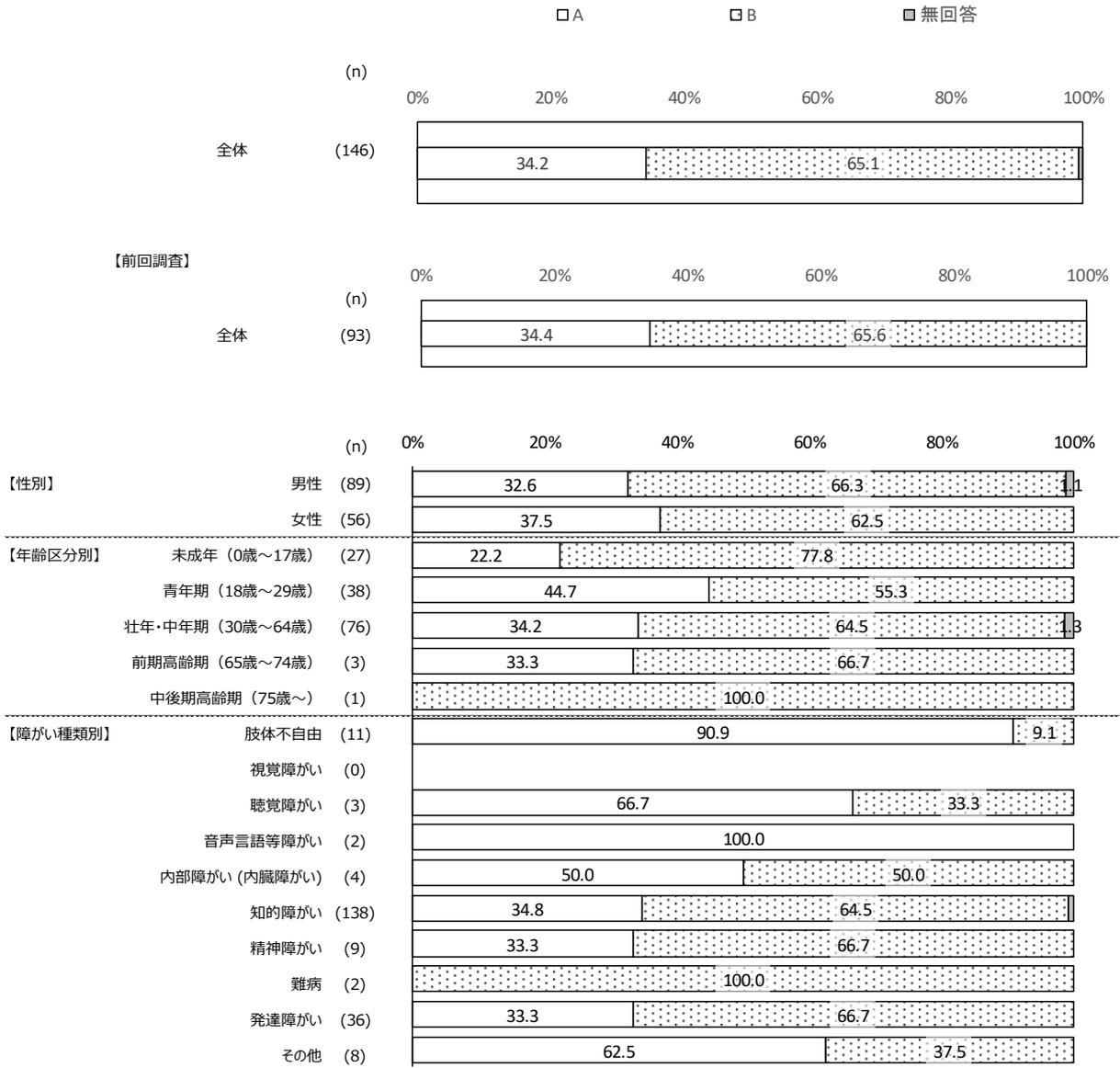
※集計対象者は「身体障害者手帳」所持者

(4) 療育手帳の等級

② あなたの療育手帳の等級は、(○は1つ)

全体では、「B」が65.1%、「A」が34.2%となっている。

■ 療育手帳の等級



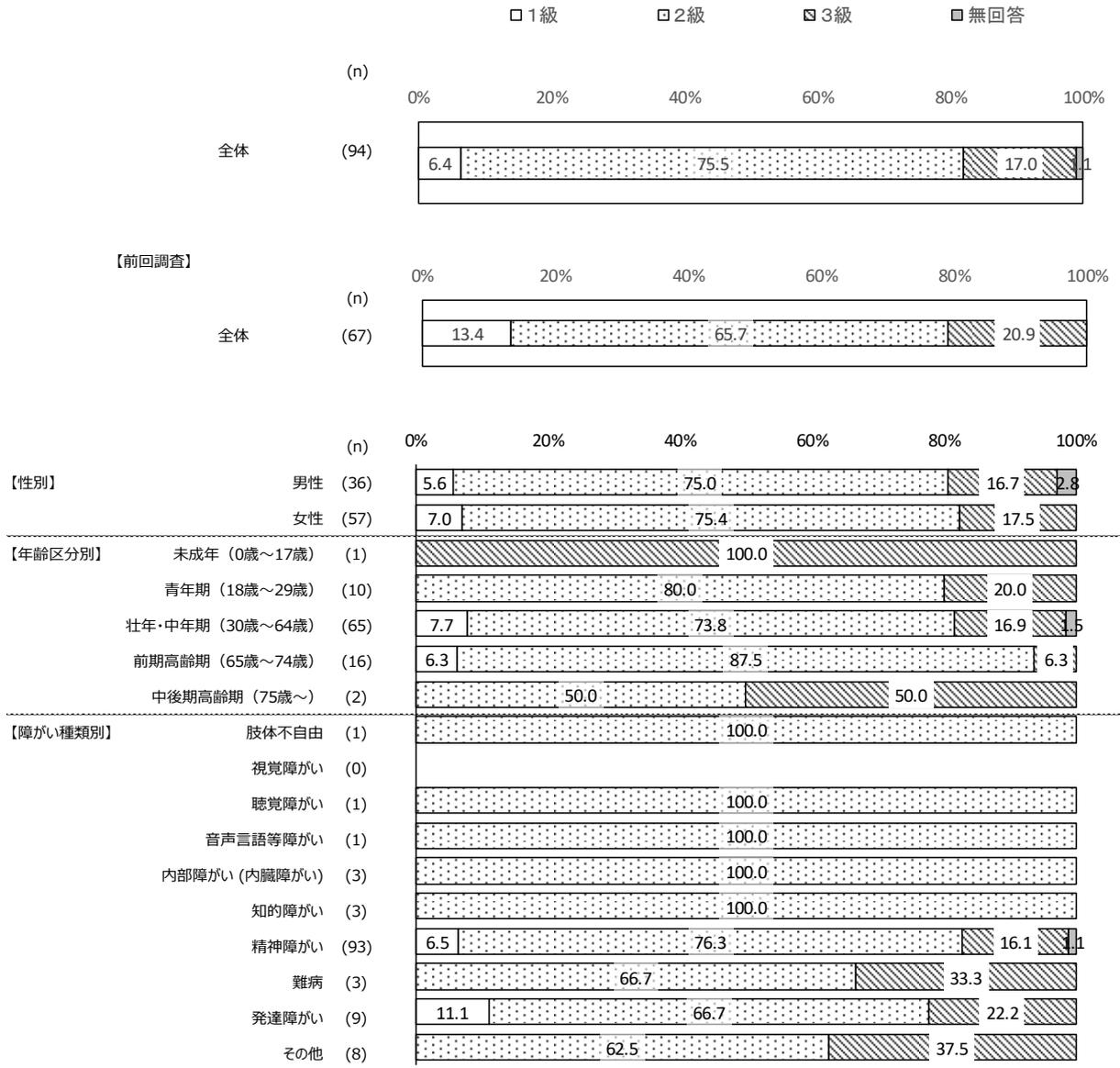
※集計対象者は「療育手帳」所持者

(5) 精神障害者保健福祉手帳の等級

③ あなたの精神障害者保健福祉手帳の等級は、(○は1つ)

全体では、「2級」が75.5%と最も高く、「3級」が17.0%、「1級」が6.4%となっている。

■ 精神障害者保健福祉手帳の等級



※集計対象者は「精神障害者保健福祉手帳」所持者

(6) 主な介助者

問7 あなたの主な介助者はどなたですか。(〇は1つ)

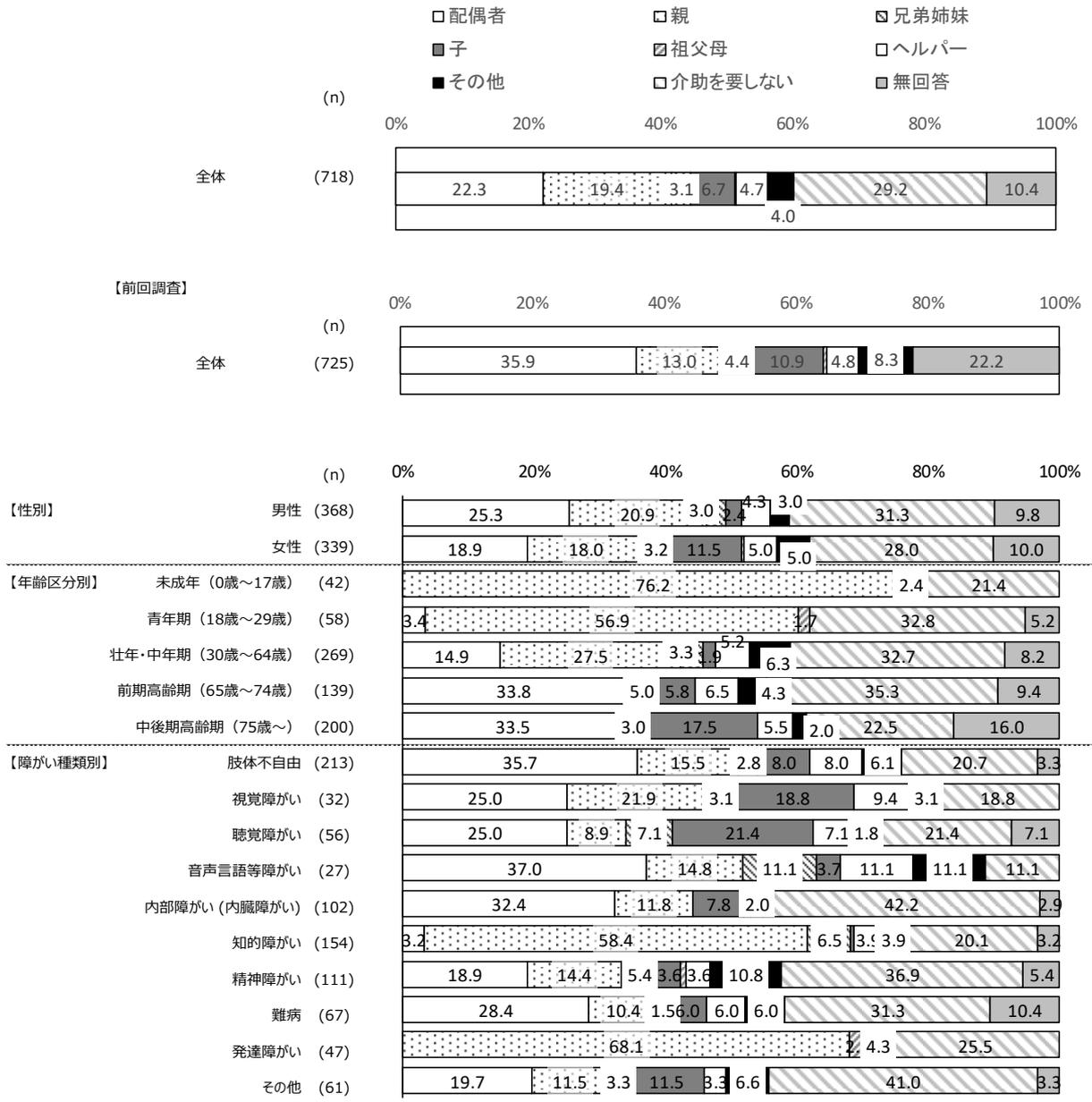
全体では、「配偶者」が22.3%と最も高く、次いで「親」が19.4%となっている。また、「介助を要しない」は29.2%となっている。

前回調査に比べ、「配偶者」の割合が約14ポイント低下。

性別では、男性は女性に比べ「配偶者」、女性は男性に比べ「子」からの介助が高い。

障がい種別では、「知的障がい」「発達障がい」は「親」からの介助が他の層に比べ高い。

■ 主な介助者



【その他の主な内容】

- ・施設職員
- ・病院スタッフなど

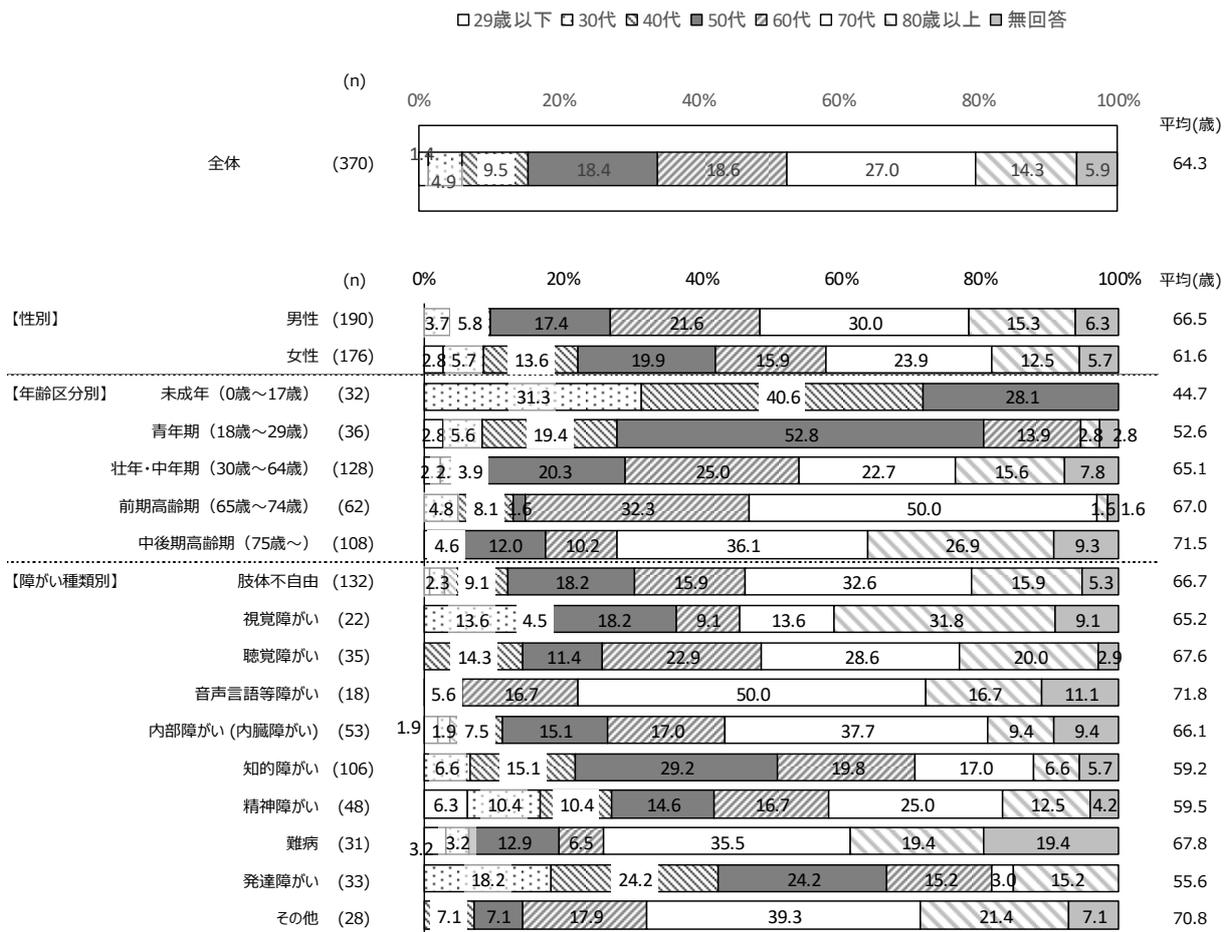
(7) 主な介助者の年齢

◆問7で1～5を回答した方にお聞きします。

問8 身の回りの世話(介助)を主にしている方の年齢はいくつですか。

全体では、「70代」が27.0%と最も高く、次いで「60代」が18.6%、「50代」が18.4%となっている。50代以上で8割近くを占めている。介助者の平均年齢は64.3歳である。

■ 主な介助者の年齢



※集計対象者は介助者が「配偶者、親、兄弟姉妹、子、祖父母」いずれかの回答者

3. 障がい福祉サービスの利用状況、今後の利用意向

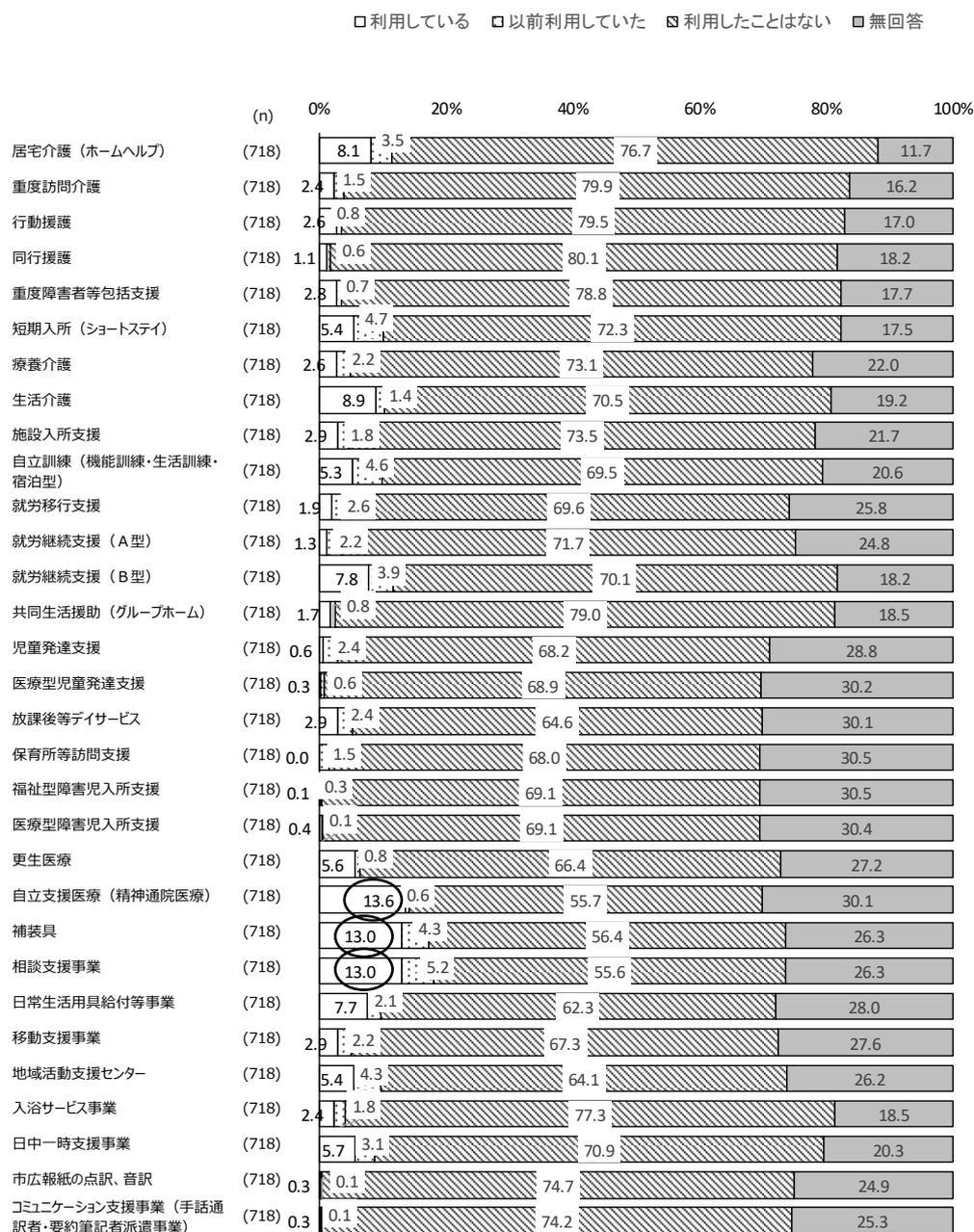
(1) 障がい者・児の福祉サービスの利用状況（全体）

問9 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障がい者・児の福祉サービスについて、あなたが、現在利用しているサービスまた、今後2～3年以内の利用の意向について①～⑳の各サービスについてお答えください。

（横方向に（ア）利用状況と（イ）利用意向にそれぞれ○は1つ）

全体では、“自立支援医療（精神通院医療）”の利用が13.6%と最も高く、次いで“補装具”“相談支援事業”が13.0%となっている。また、利用率3%未満の福祉サービスも多く見受けられる。

■ 障がい者・児の福祉サービスの利用状況（全体）



(2) 障がい者・児の福祉サービスの利用状況（詳細）

問9（ア）-1 居宅介護

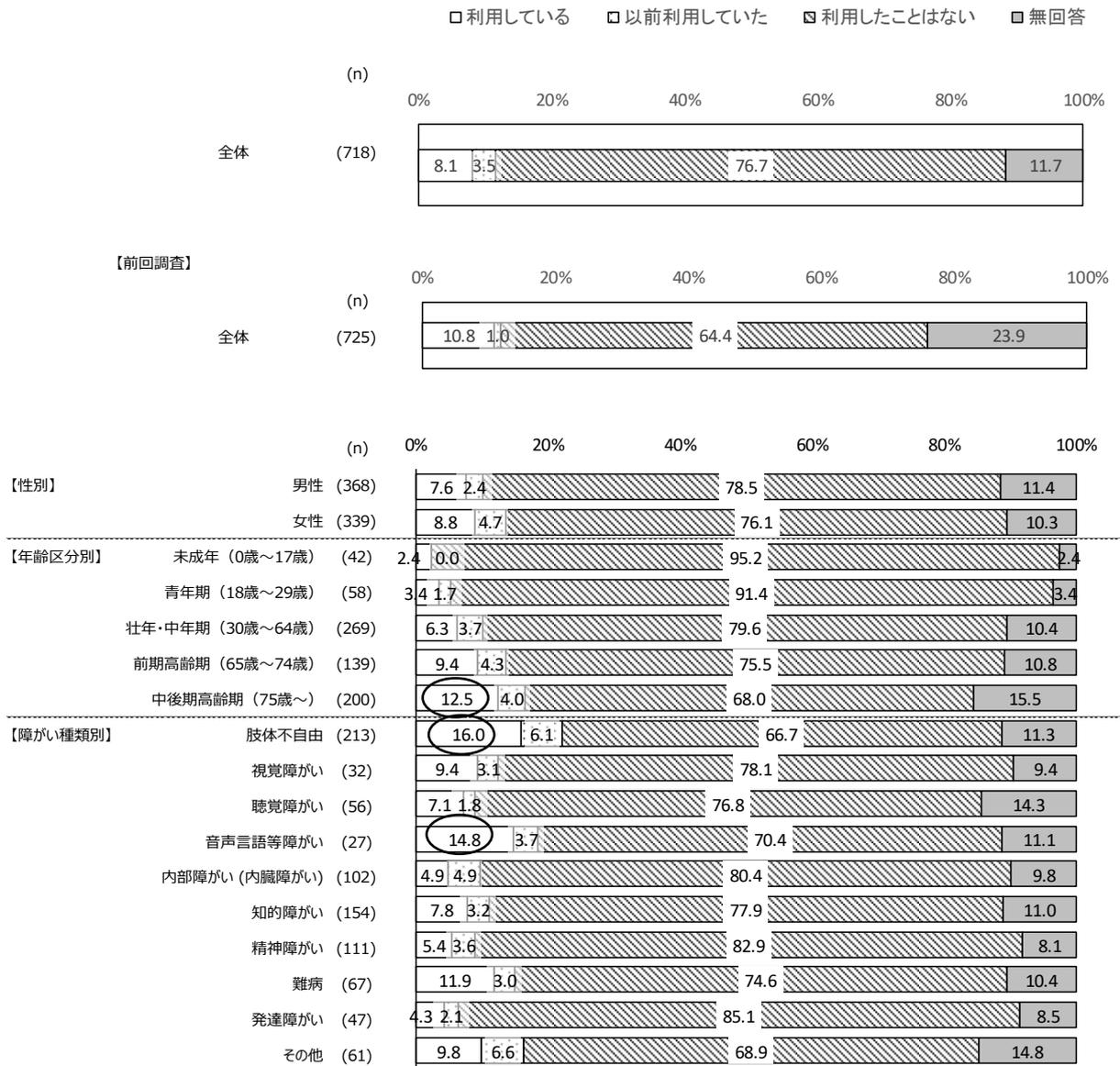
全体では、「利用している」が8.1%となっている。

年齢区分別では、“中後期高齢者”が12.5%と最も高く、年代の増加に伴い利用率も増加している傾向がうかがえる。

障がい種類別では、“肢体不自由”が16.0%と最も高く、次いで“音声言語等障がい”が14.8%となっている。

（“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考）

■ 居宅介護

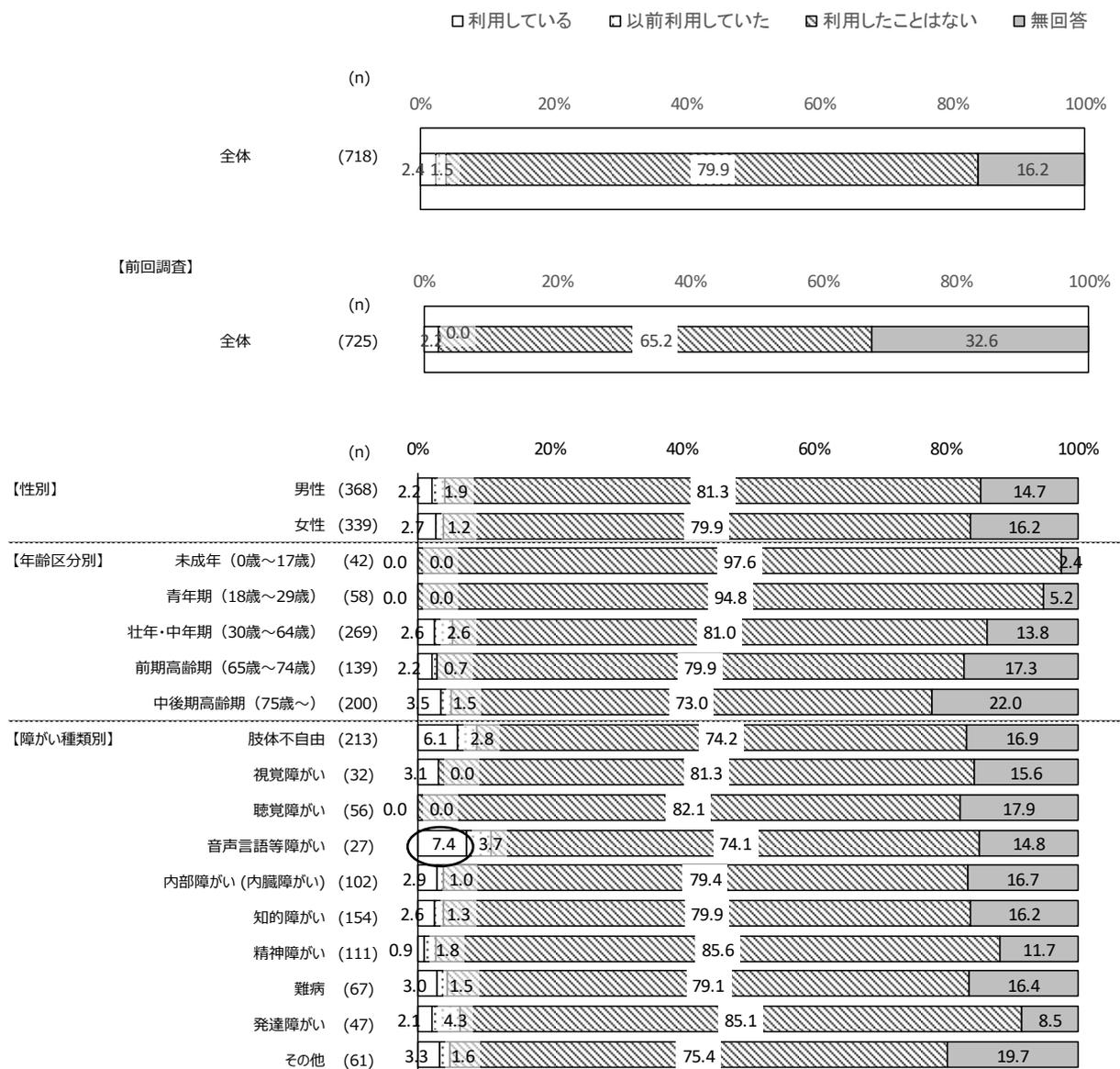


問9（ア）-2 重度訪問介護

全体では、「利用している」が2.4%となっている。

障がい種類別では、“音声言語等障がい”が7.4%と他の層に比べ高い。
（“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考）

■ 重度訪問介護

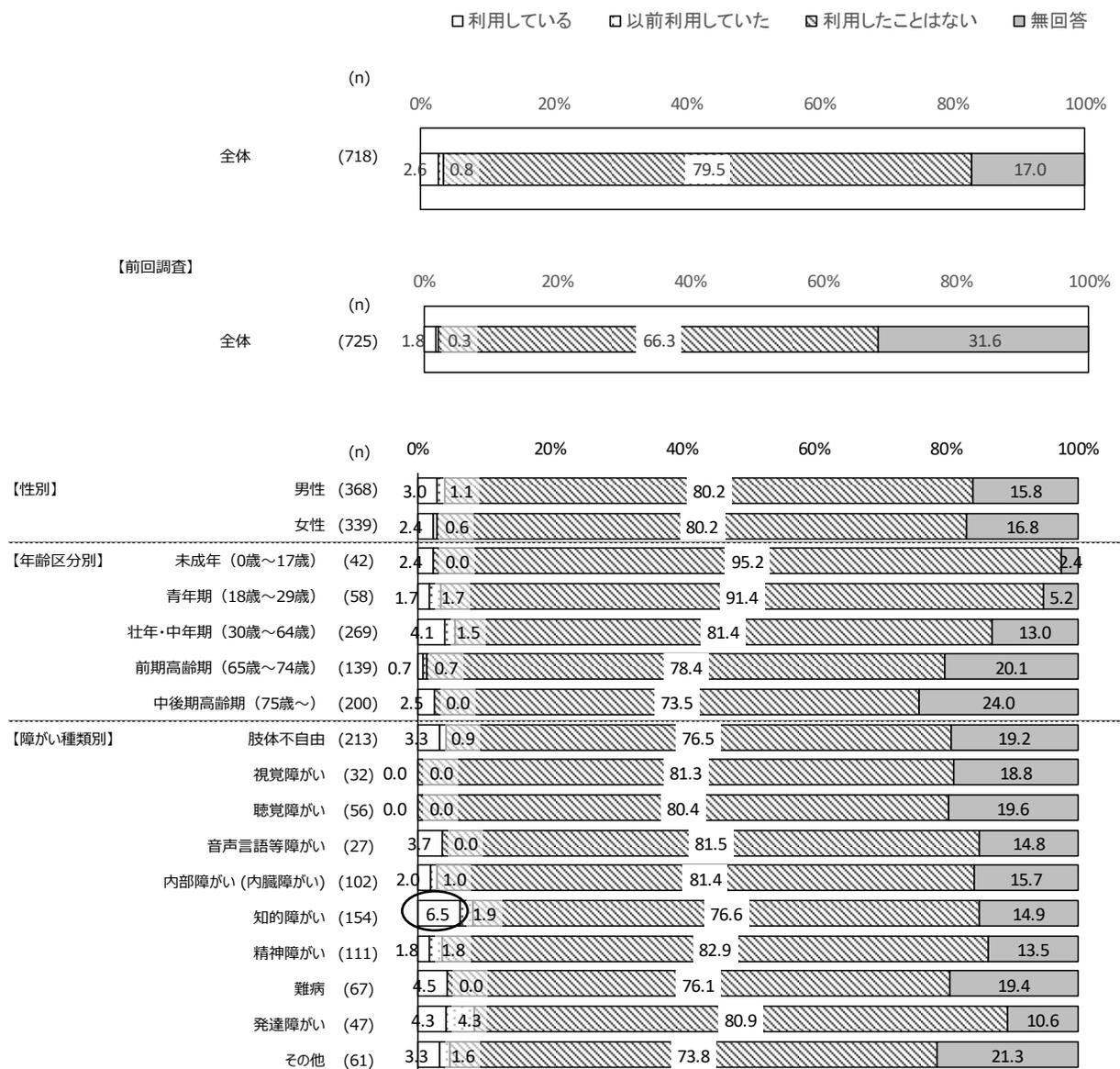


問9 (ア) - 3 行動援護

全体では、「利用している」が2.6%となっている。

障がい種類別では、“知的障がい”が6.5%と他の層に比べ高い。

■ 行動援護

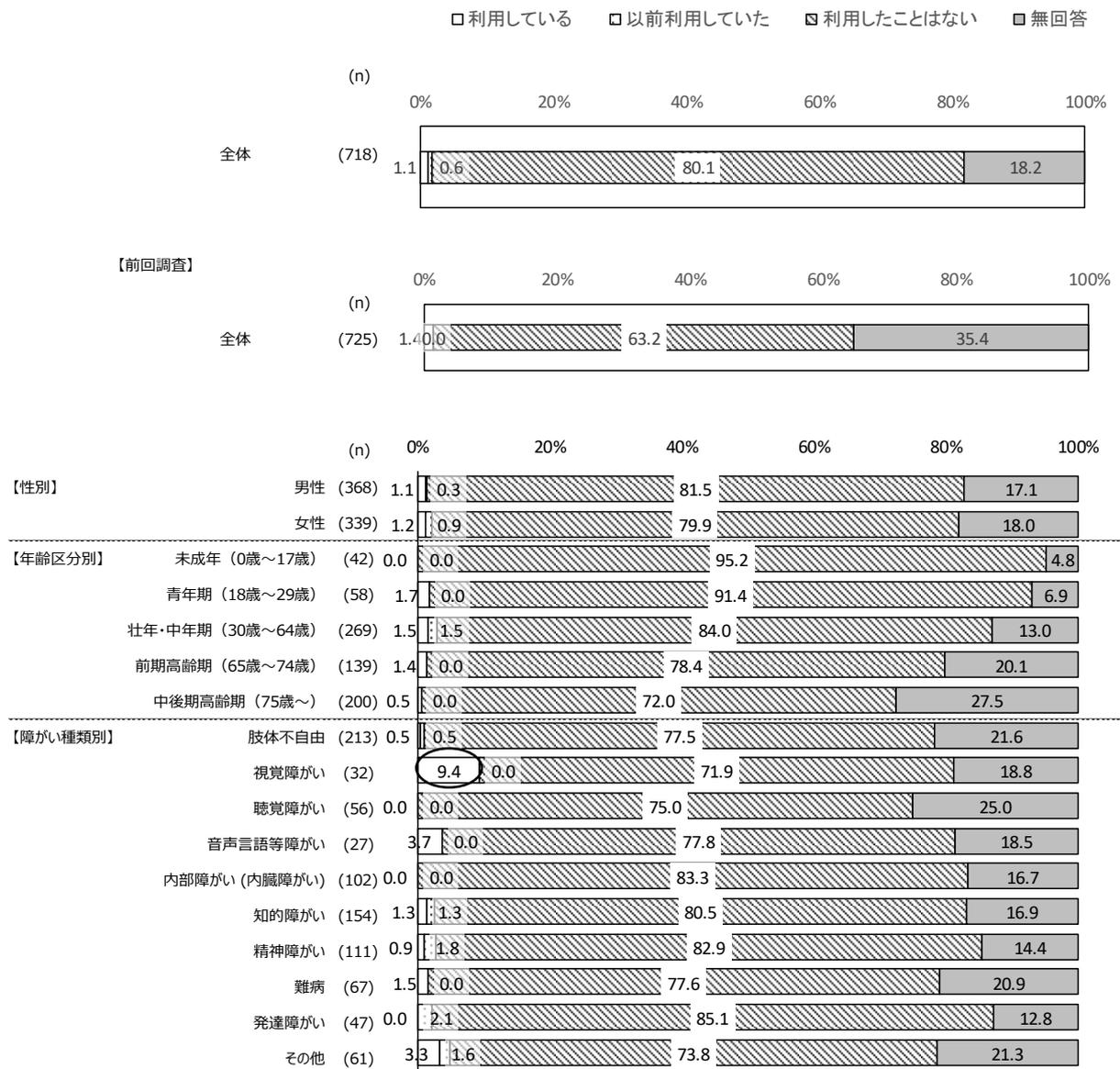


問9（ア）-4 同行援護

全体では、「利用している」が1.1%となっている。

障がい種類別では、“視覚障がい”が9.4%と他の層に比べ高い。

■ 同行援護



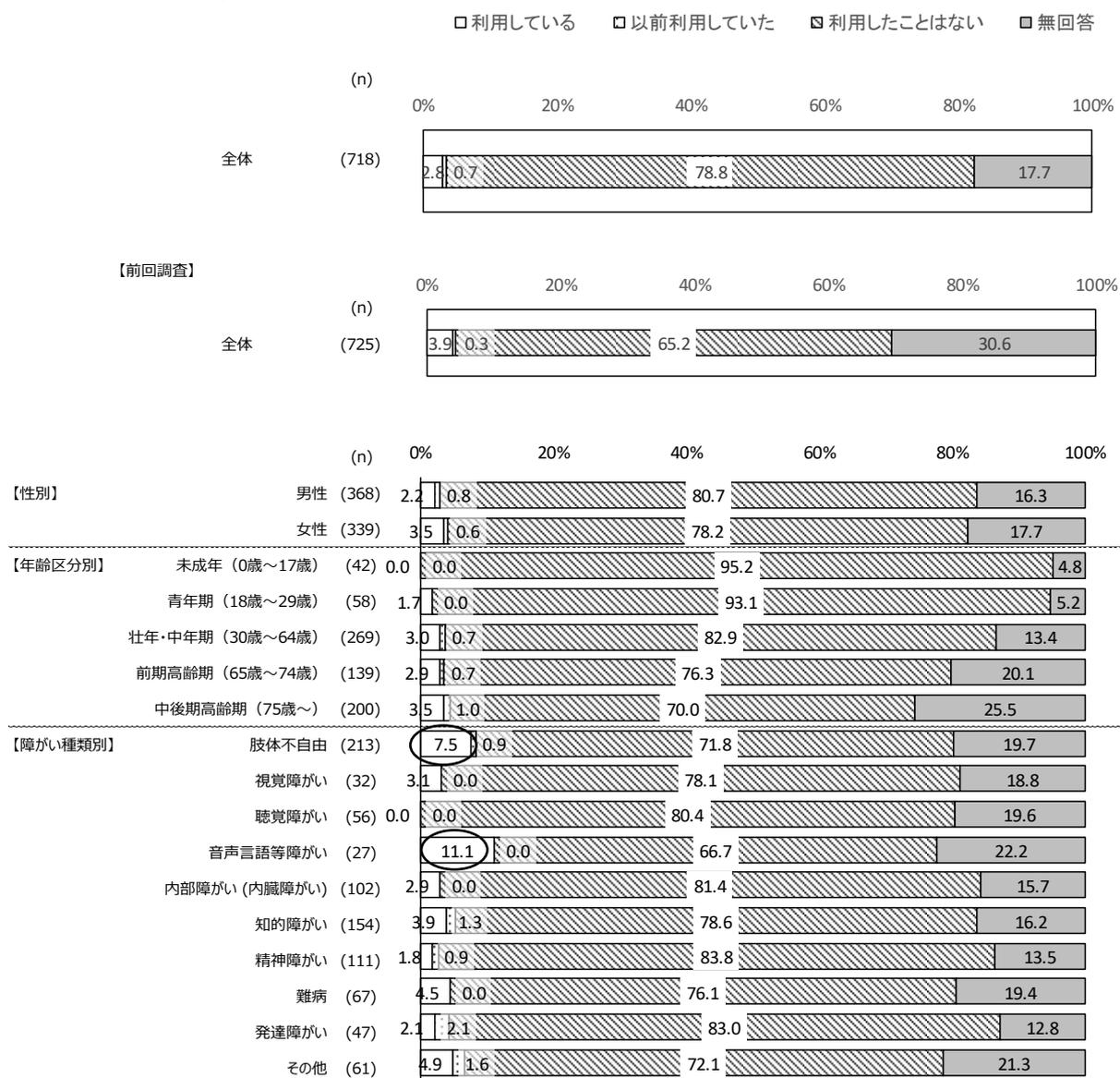
問9 (ア) -5 重度障害者等包括支援

全体では、「利用している」が2.8%となっている。

障がい種類別では、“音声言語等障がい”が11.1%と最も高く、次いで“肢体不自由”が7.5%となっている。

(“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 重度障害者等包括支援



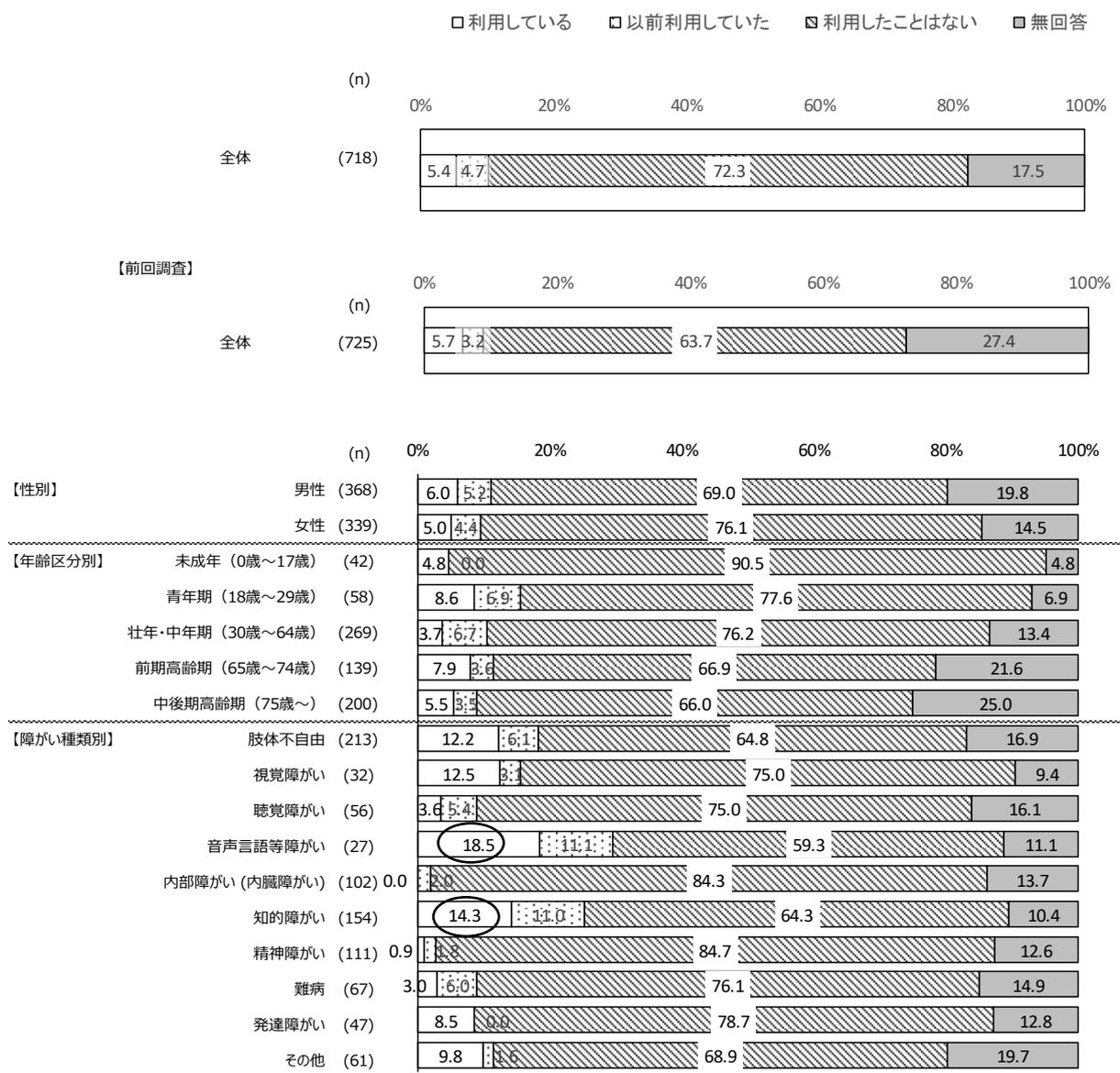
問9 (ア) - 6 短期入所 (ショートステイ)

全体では、「利用している」が5.4%となっている。

障がい種類別では、“音声言語等障がい”が18.5%と最も高く、次いで“知的障がい”が14.3%となっている。

(“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 短期入所 (ショートステイ)



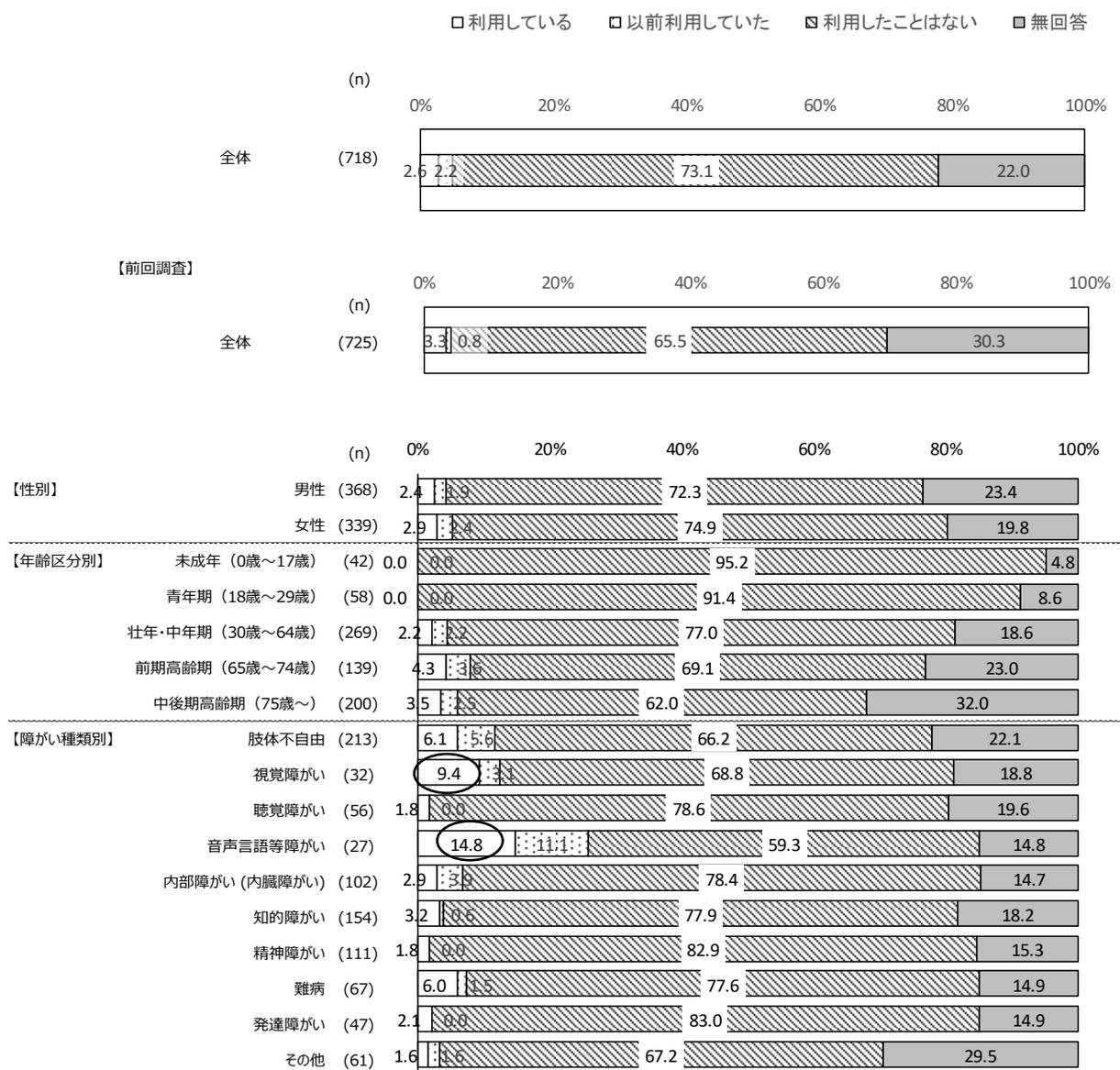
問9 (ア) -7 療養介護

全体では、「利用している」が2.6%となっている。

障がい種類別では、“音声言語等障がい”が14.8%と最も高く、次いで“視覚障がい”が9.4%となっている。

(“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 療養介護



問9 (ア) - 8 生活介護

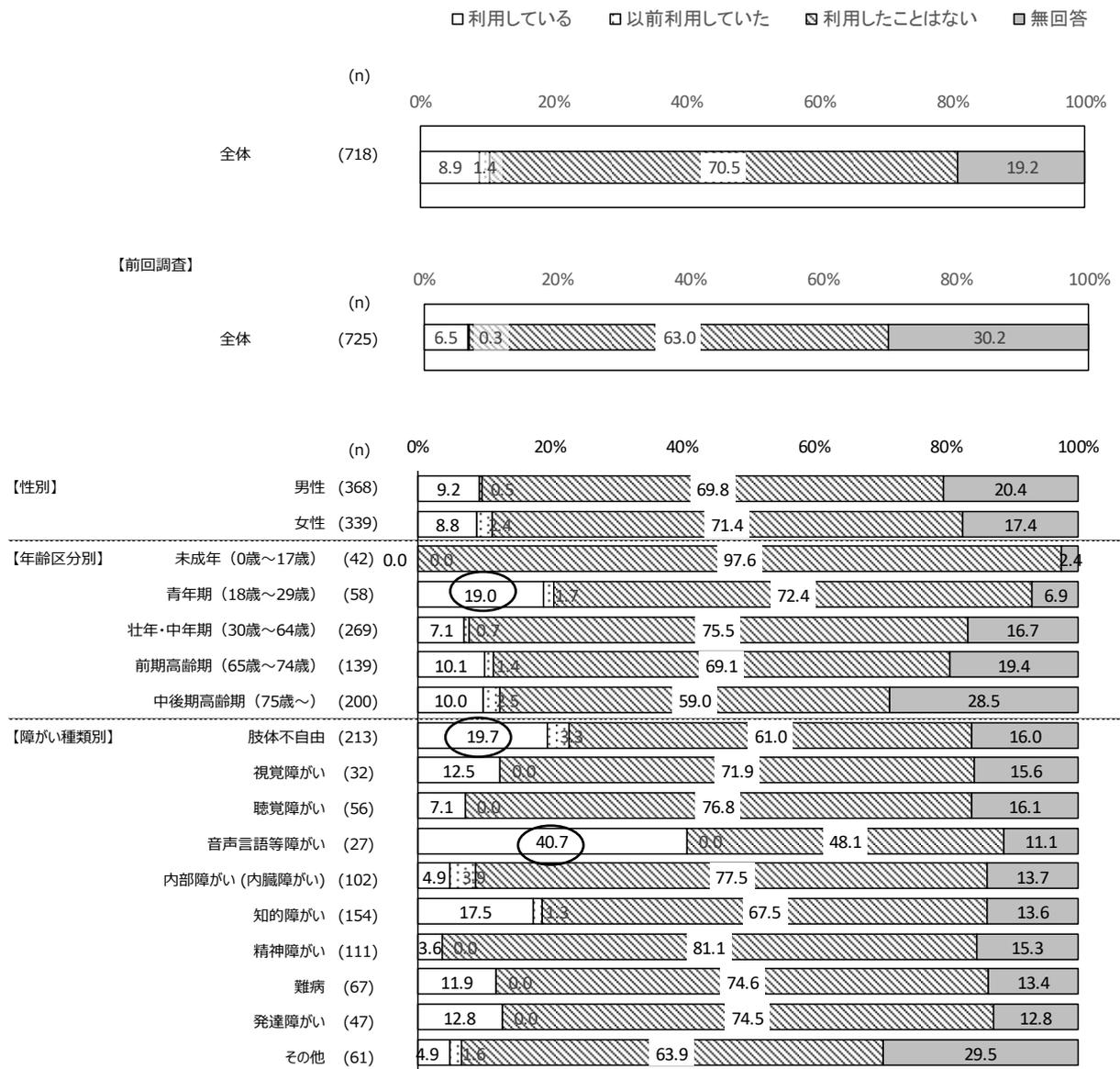
全体では、「利用している」が8.9%となっている。

年齢区分別では、「青年期」が19.0%と他の層に比べ高い。

障がい種類別では、「音声言語等障がい」が40.7%と突出し、次いで「肢体不自由」が19.7%となっている。

(「音声言語等障がい」はサンプル数が30未満のため参考)

■ 生活介護



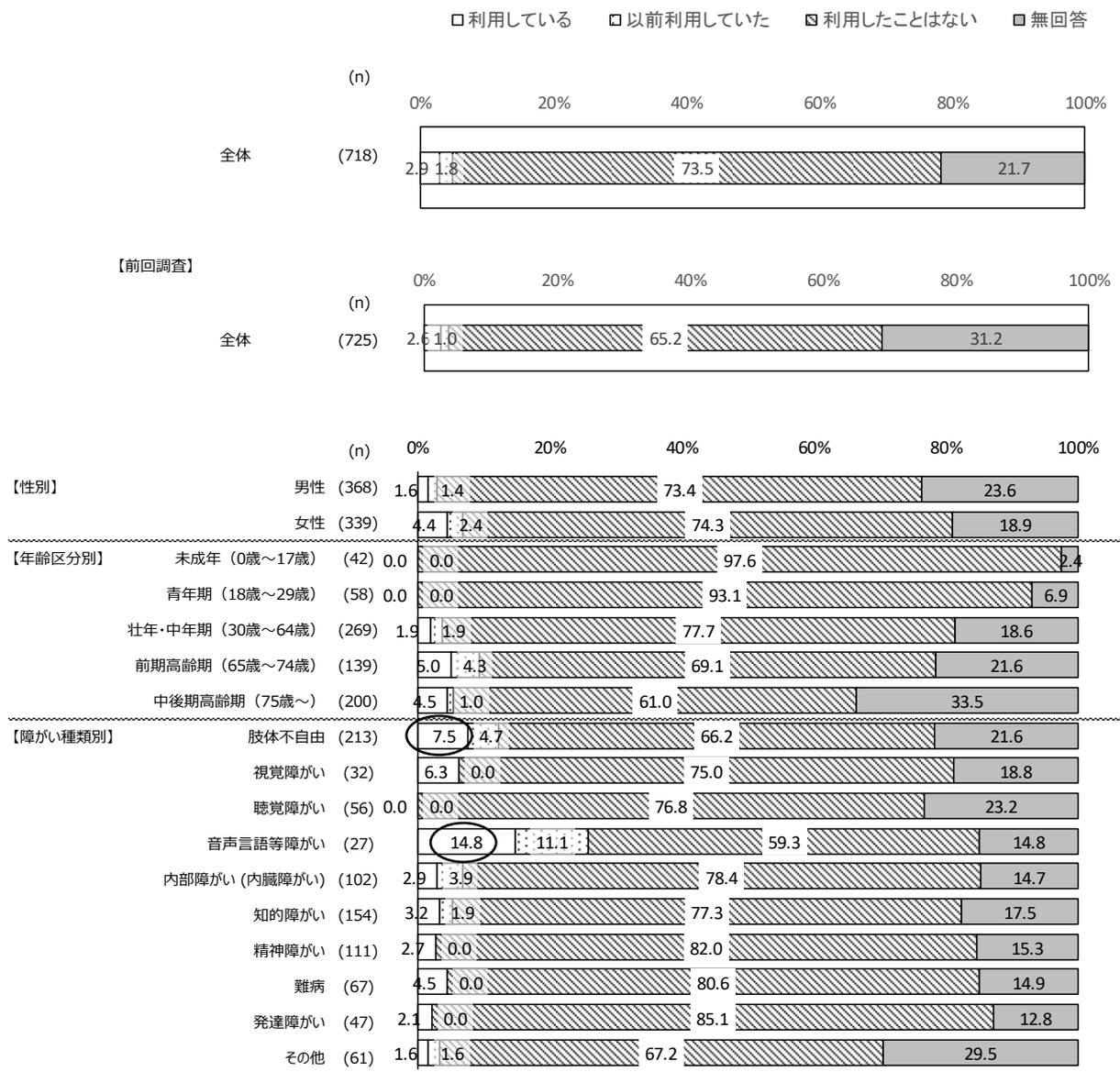
問9（ア）-9 施設入所支援

全体では、「利用している」が2.9%となっている。

障がい種別では、“音声言語等障がい”が14.8%と最も高く、次いで“肢体不自由”が7.5%となっている。

（“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考）

■ 施設入所支援



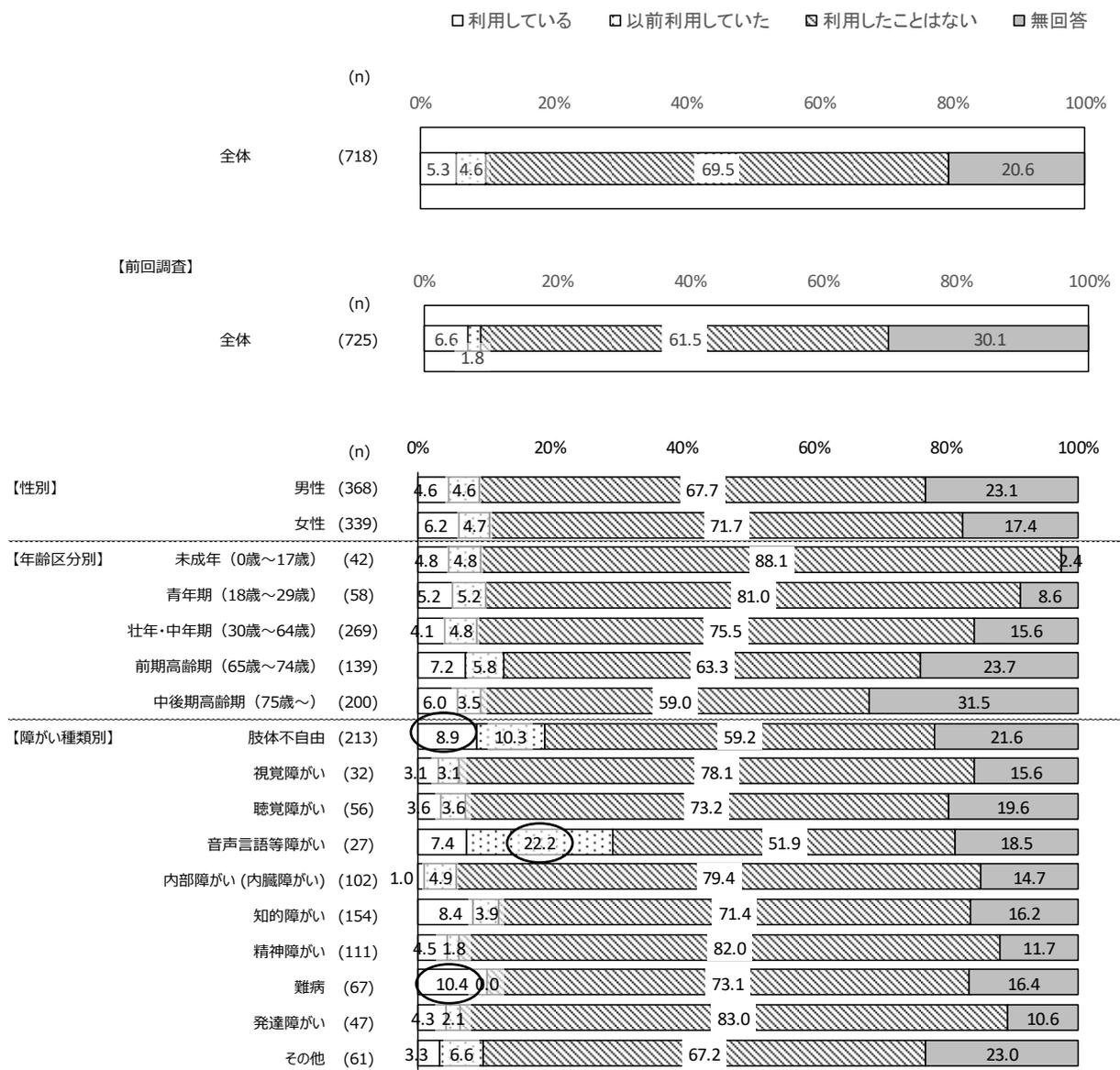
問9 (ア) -10 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）

全体では、「利用している」が5.3%となっている。

障がい種類別では、“難病”が10.4%と最も高く、次いで“肢体不自由”が8.9%となっている。また、“音声言語等障がい”は「以前利用していた」が22.2%と高い割合となっている。

（“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考）

■ 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）



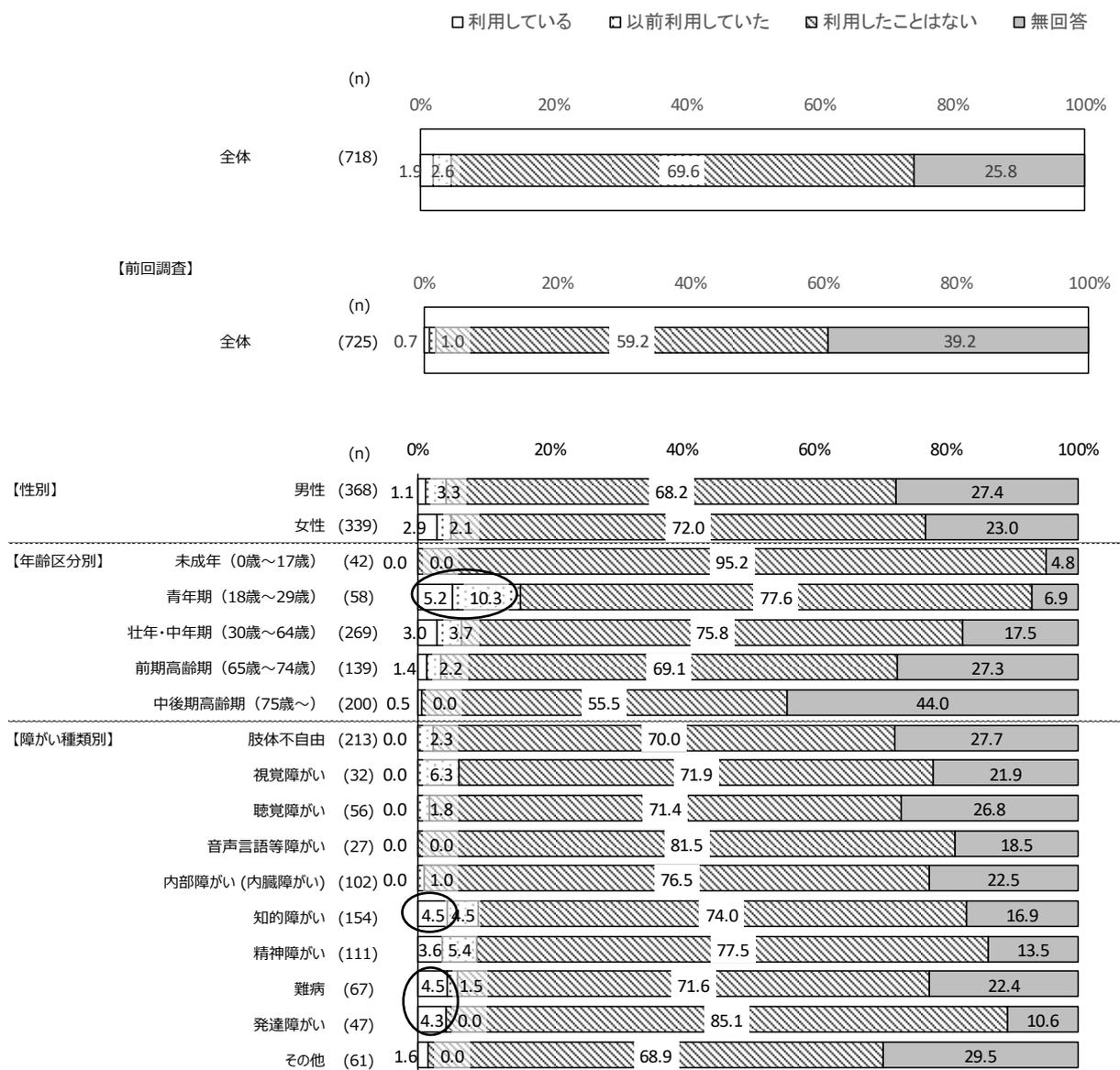
問9（ア）-11 就労移行支援

全体では、「利用している」が1.9%となっている。

年齢区分別では、“青年期”が5.2%と最も高く、利用経験（「利用している」と「以前利用していた」の合計）でも15.5%と突出している。

障がい種類別では、“知的障がい” “難病” “発達障がい”が4%台と他の層に比べ高い。

■ 就労移行支援

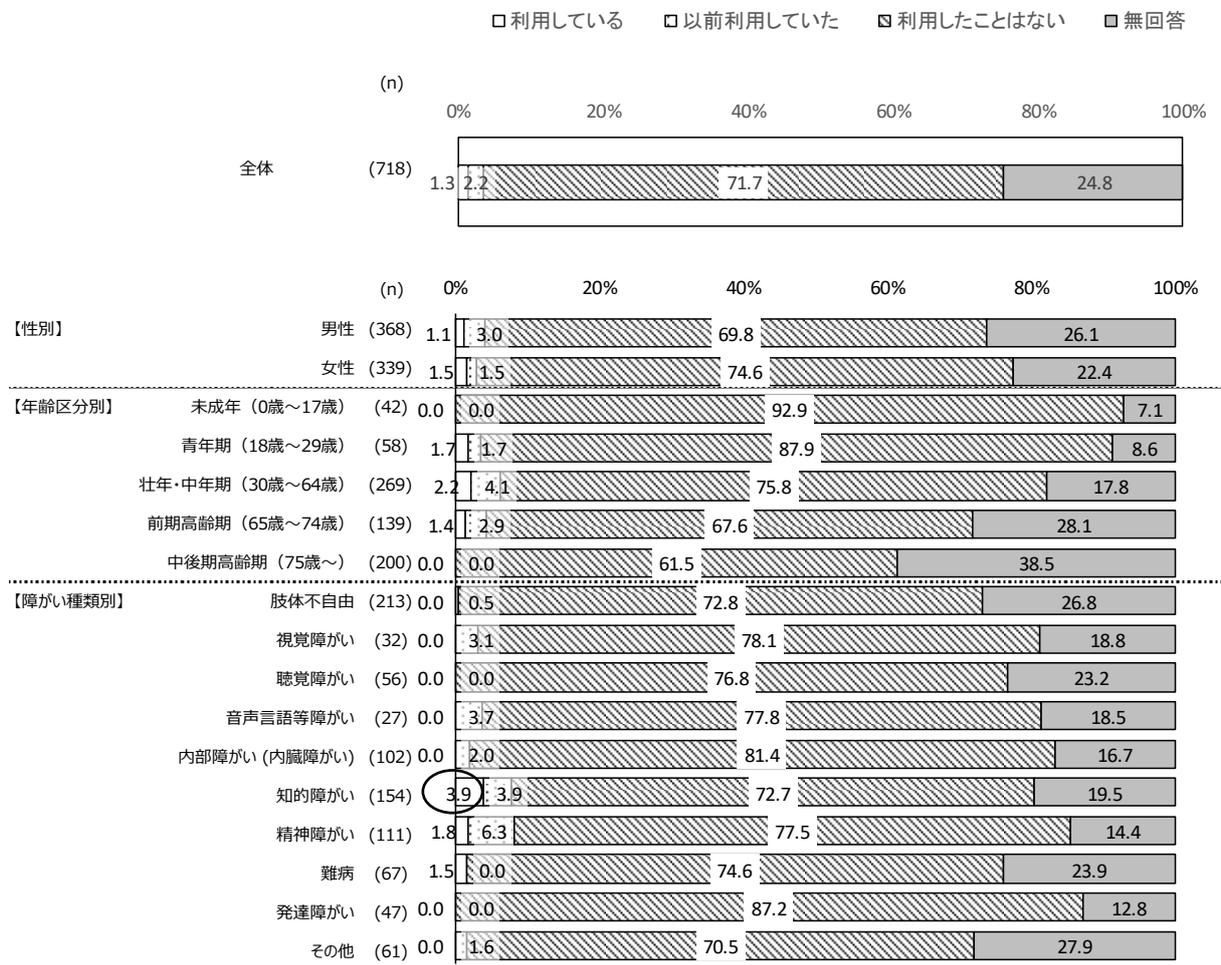


問9 (ア) -12 就労継続支援 (A型)

全体では、「利用している」が1.3%となっている。

障がい種類別では、“知的障がい”が3.9%と他の層に比べ高い。

■ 就労継続支援 (A型)



問9 (ア) -13 就労継続支援 (B型)

全体では、「利用している」が7.8%となっている。

年齢区分別では、“青年期”が15.5%と最も高く、次いで“壮年・中年期”が14.9%となっている。

障がい種類別では、“精神障がい”が21.6%と最も高く、次いで“知的障がい”が17.5%となっている。

■ 就労継続支援 (B型)



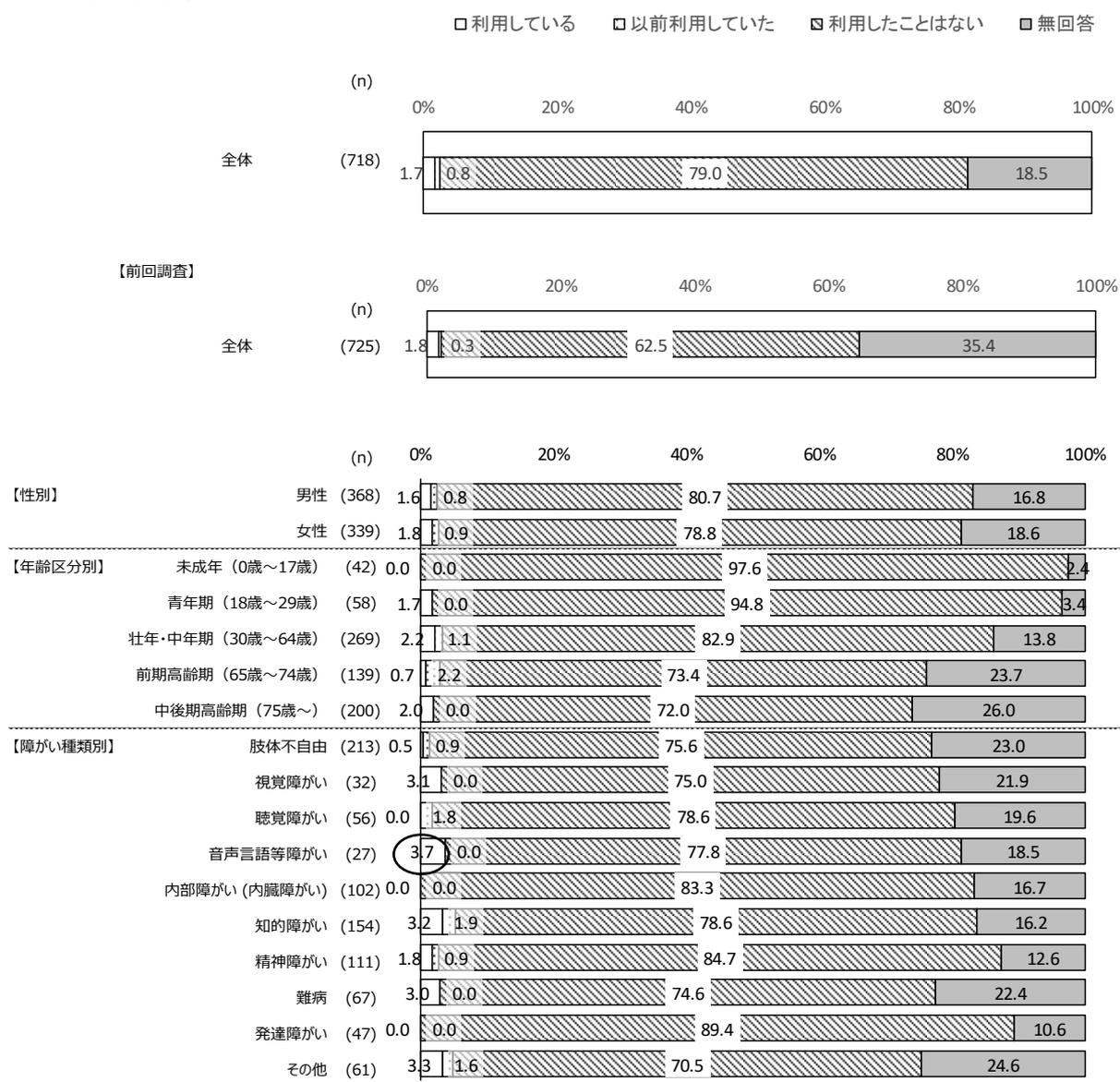
問9 (ア) -14 共同生活援助 (グループホーム)

全体では、「利用している」が1.7%となっている。

障がい種類別では、“音声言語等障がい”が3.7%と他の層に比べ高い。

(“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 共同生活援助 (グループホーム)

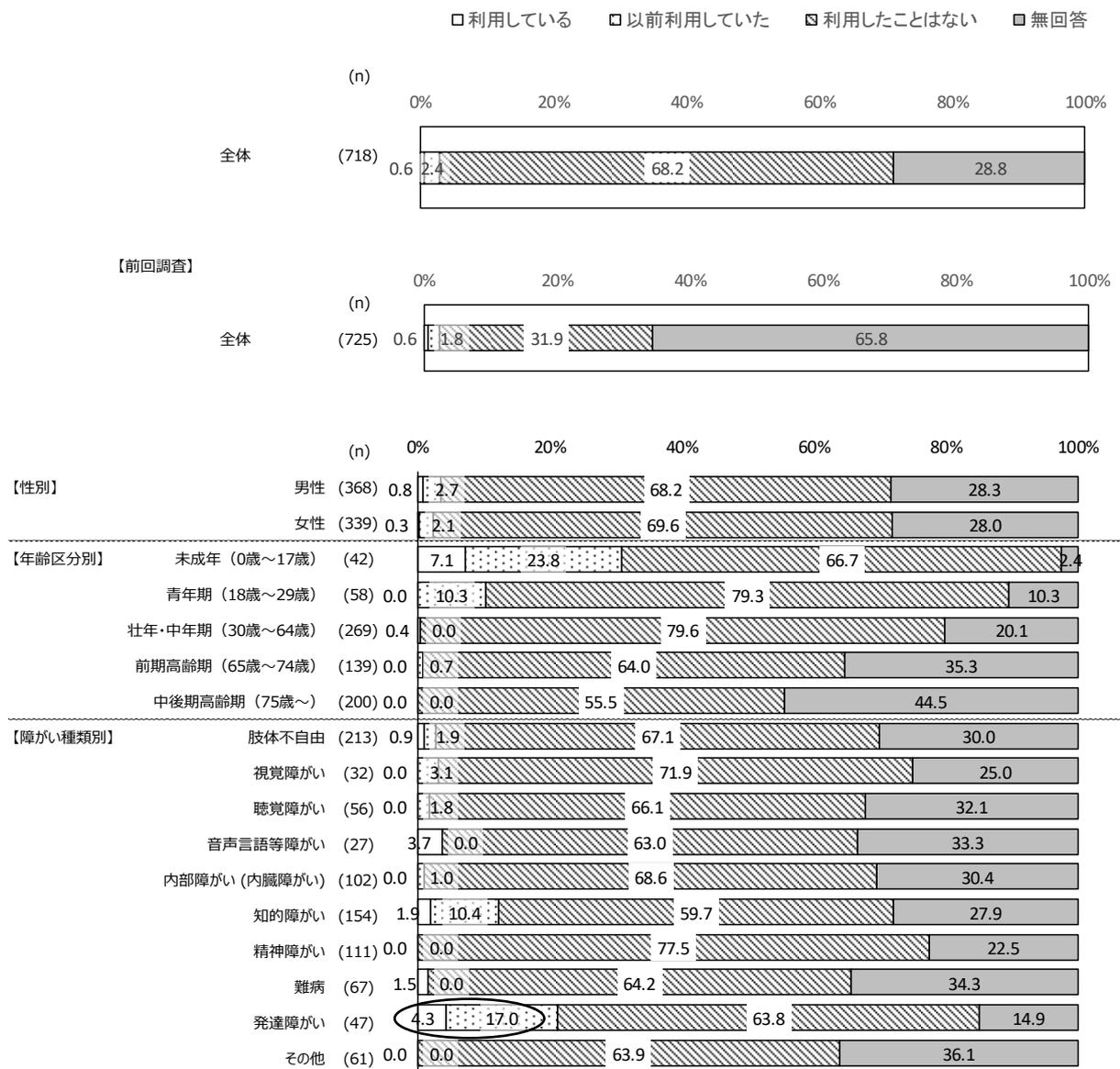


問9 (ア) -15 児童発達支援

全体では、「利用している」が0.6%となっている。

障がい種別では、“発達障がい”が4.3%、「以前利用していた」も17.0%と他の層に比べ高い。

■ 児童発達支援



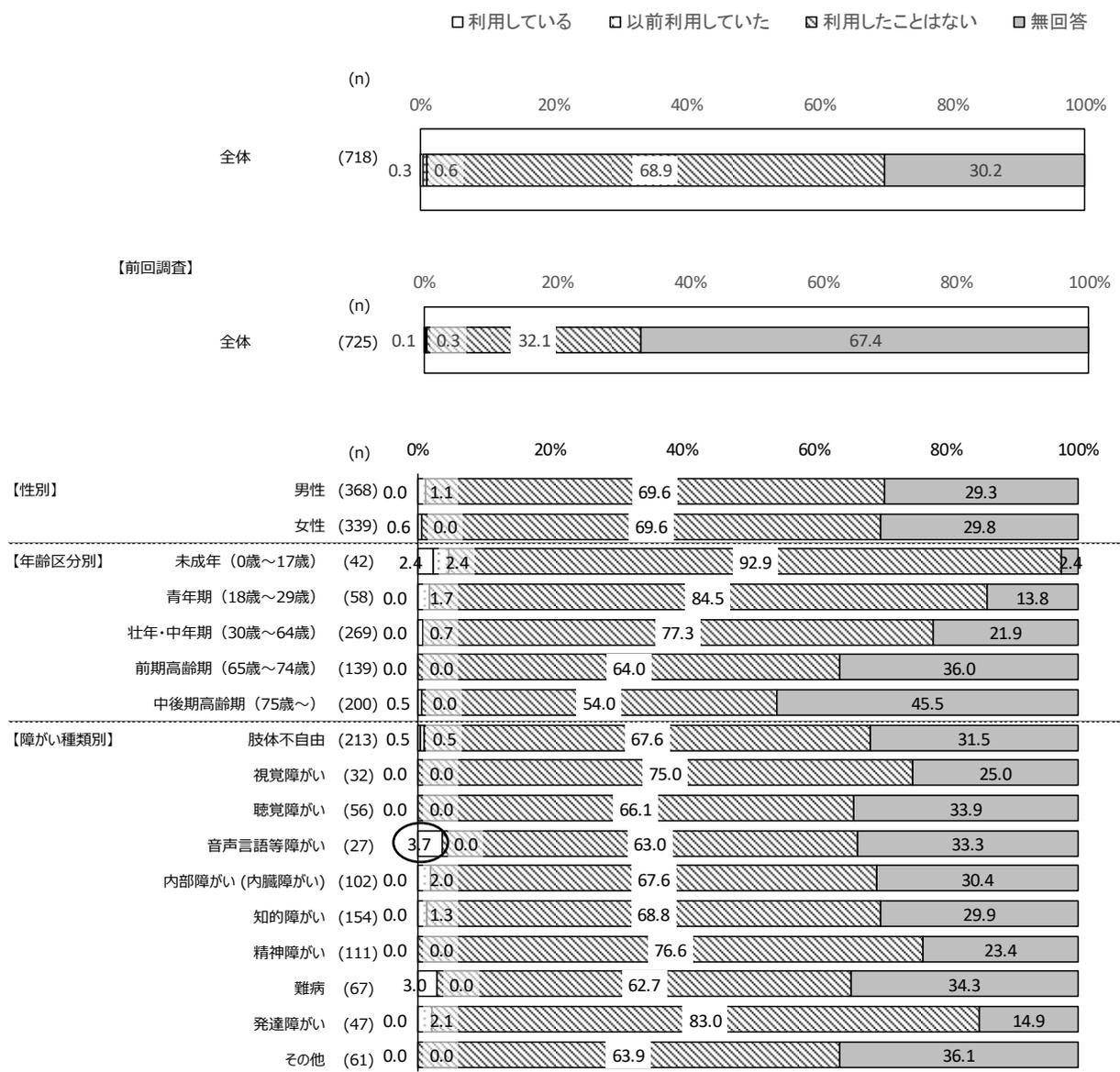
問9 (ア) -16 医療型児童発達支援

全体では、「利用している」が0.3%となっている。

障がい種類別では、“音声言語等障がい”が3.7%と他の層に比べ高い。

(“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 医療型児童発達支援



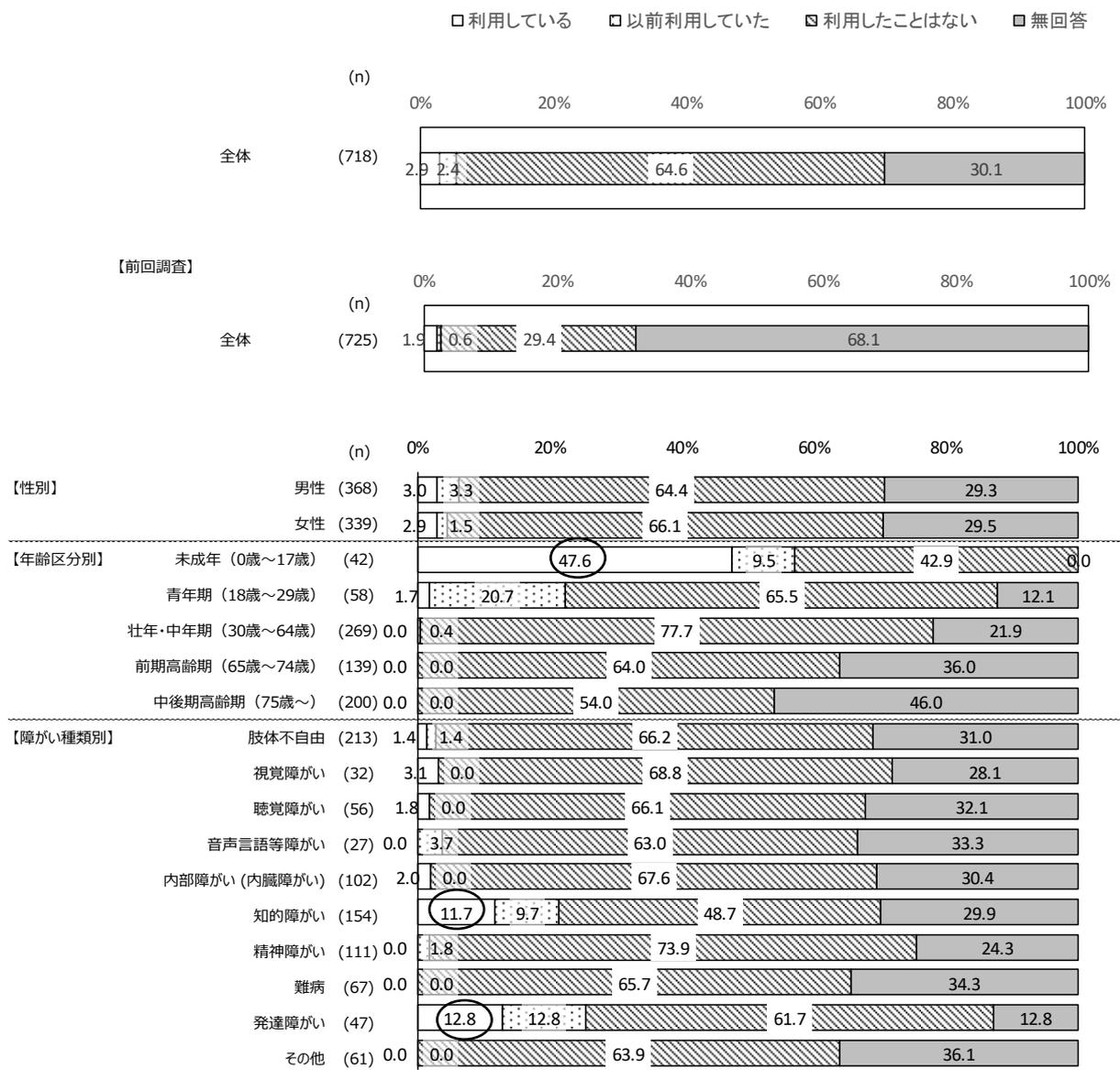
問9 (ア) -17 放課後等デイサービス

全体では、「利用している」が2.9%となっている。

年齢区分別では、“未成年”は約半数の47.6%が利用している。

障がい種類別では、“発達障がい”が12.8%と最も高く、次いで“知的障がい”が11.7%となっている。

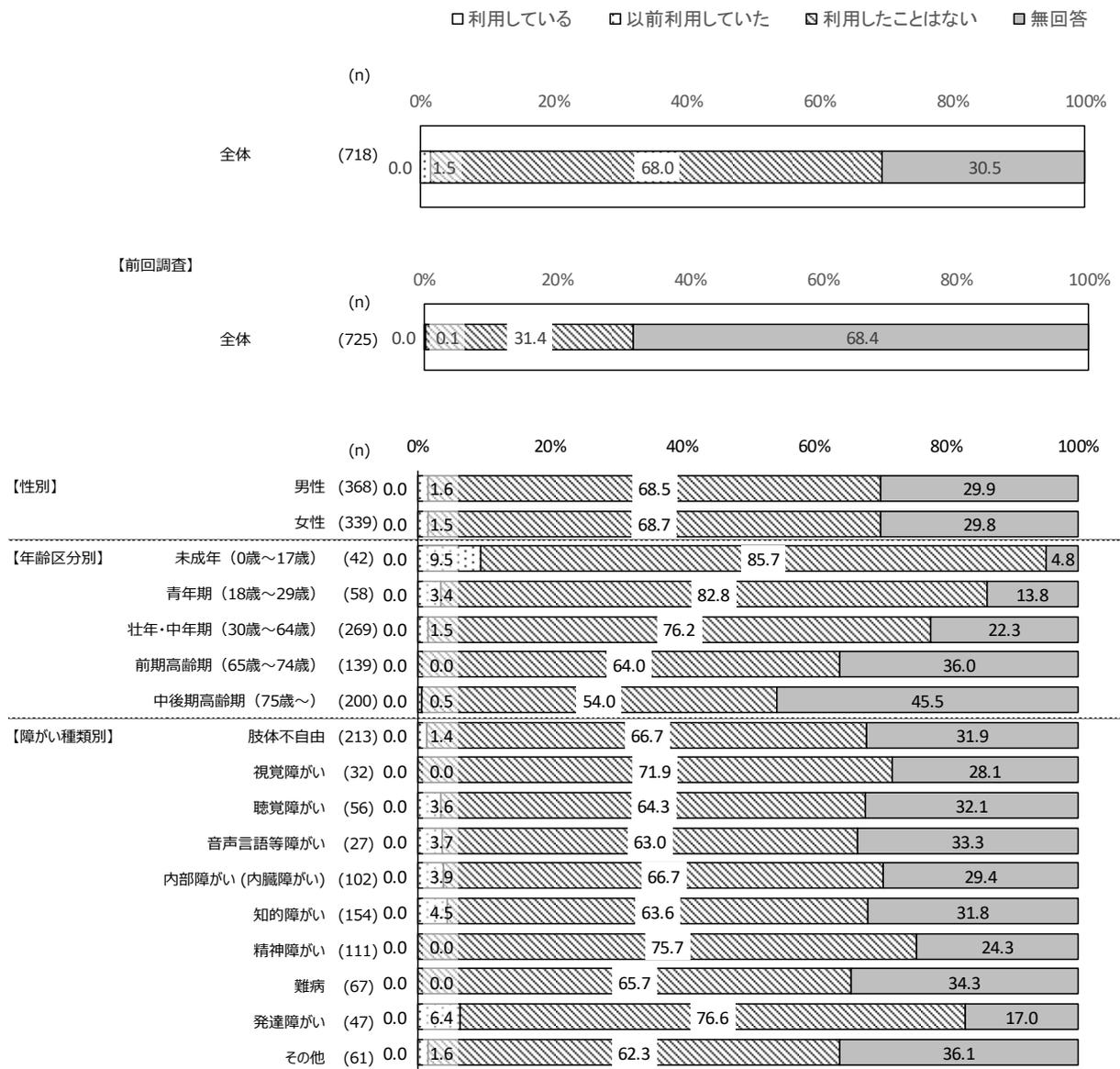
■ 放課後等デイサービス



問9 (ア) -18 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援については、今回の調査では利用している人はいない。

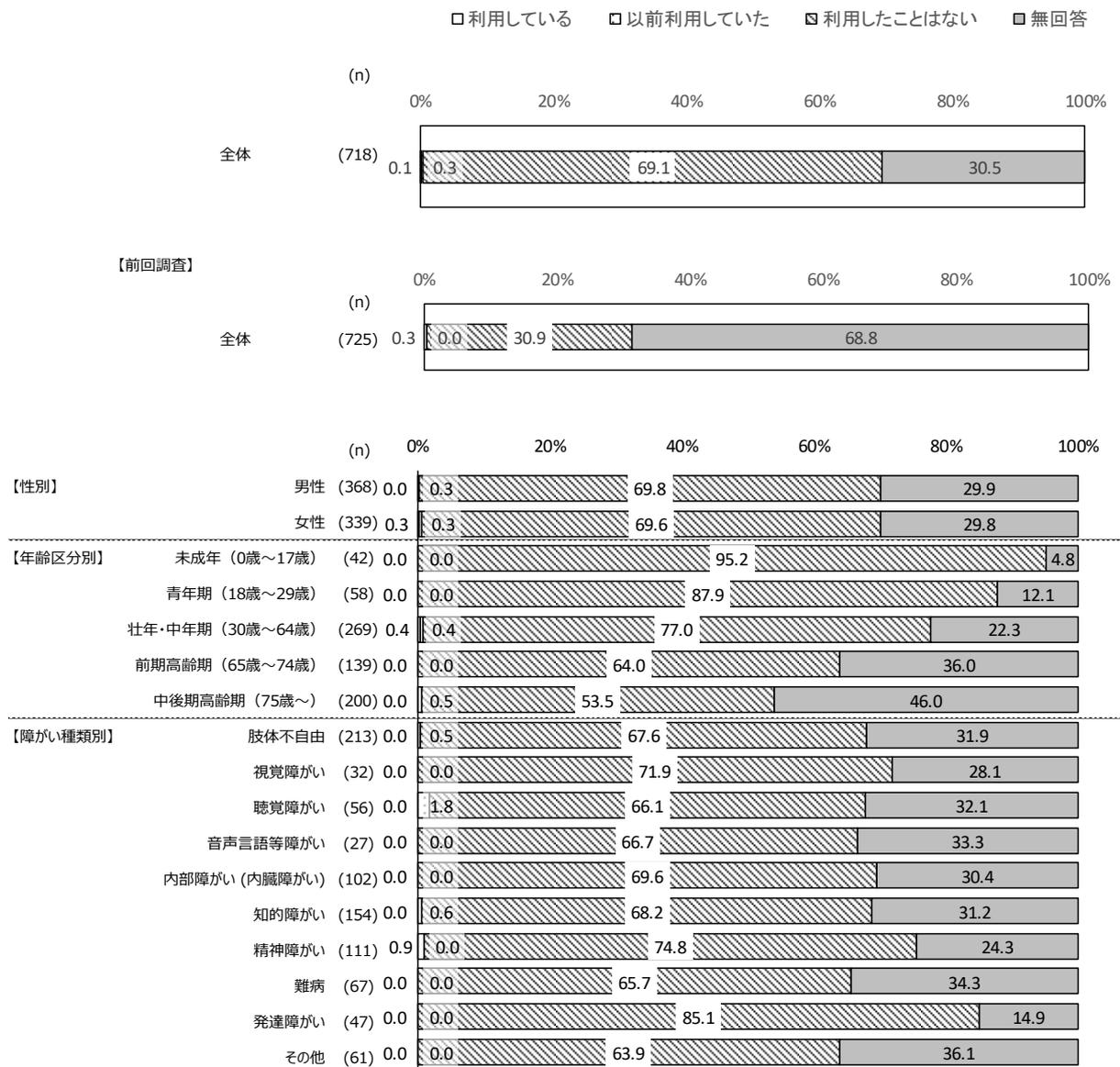
■ 保育所等訪問支援



問9 (ア) -19 福祉型障害児入所支援

全体では、「利用している」が0.1%となっている。

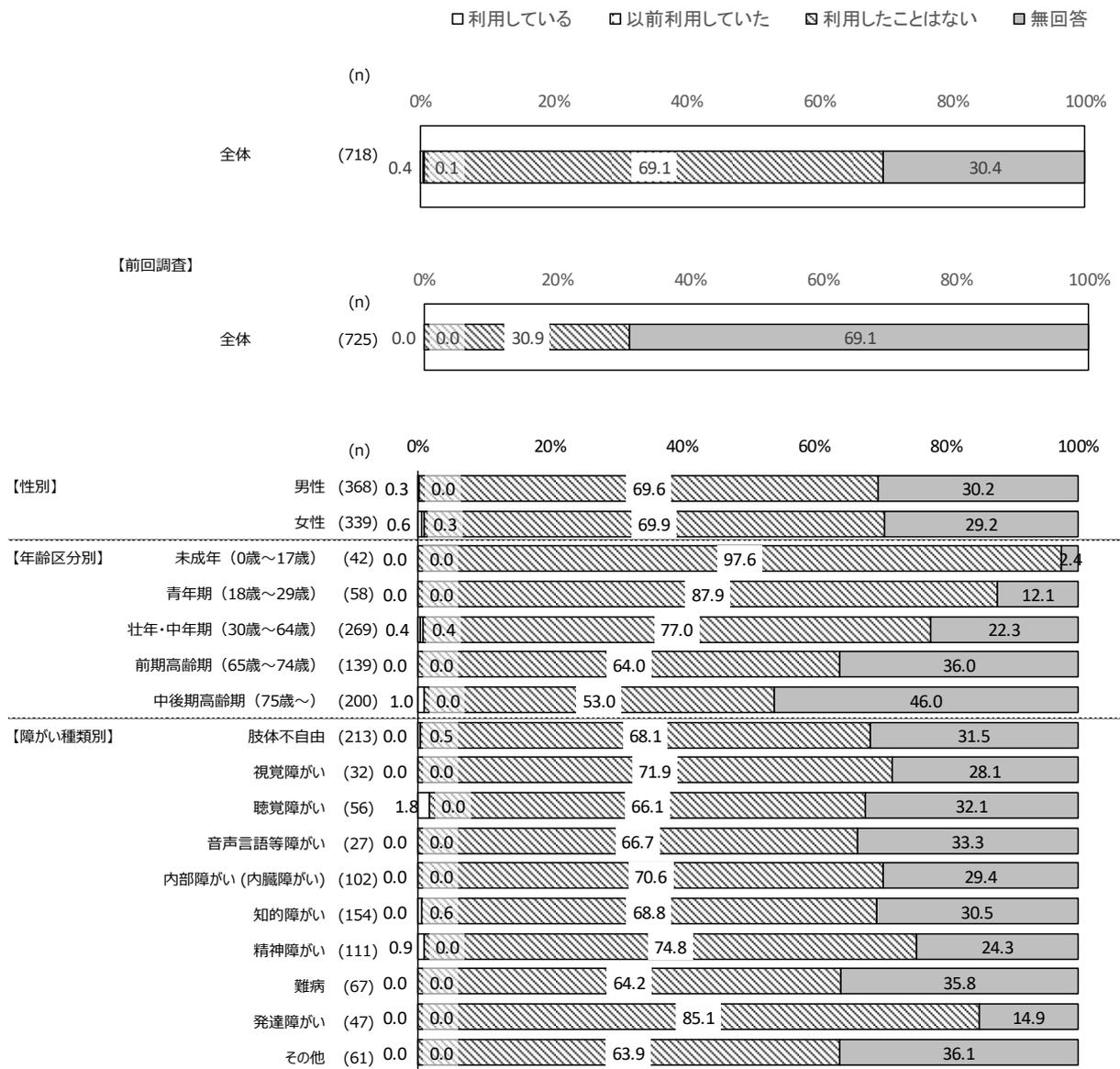
■ 福祉型障害児入所支援



問9 (ア) -20 医療型障害児入所支援

全体では、「利用している」が0.4%となっている。

■ 医療型障害児入所支援



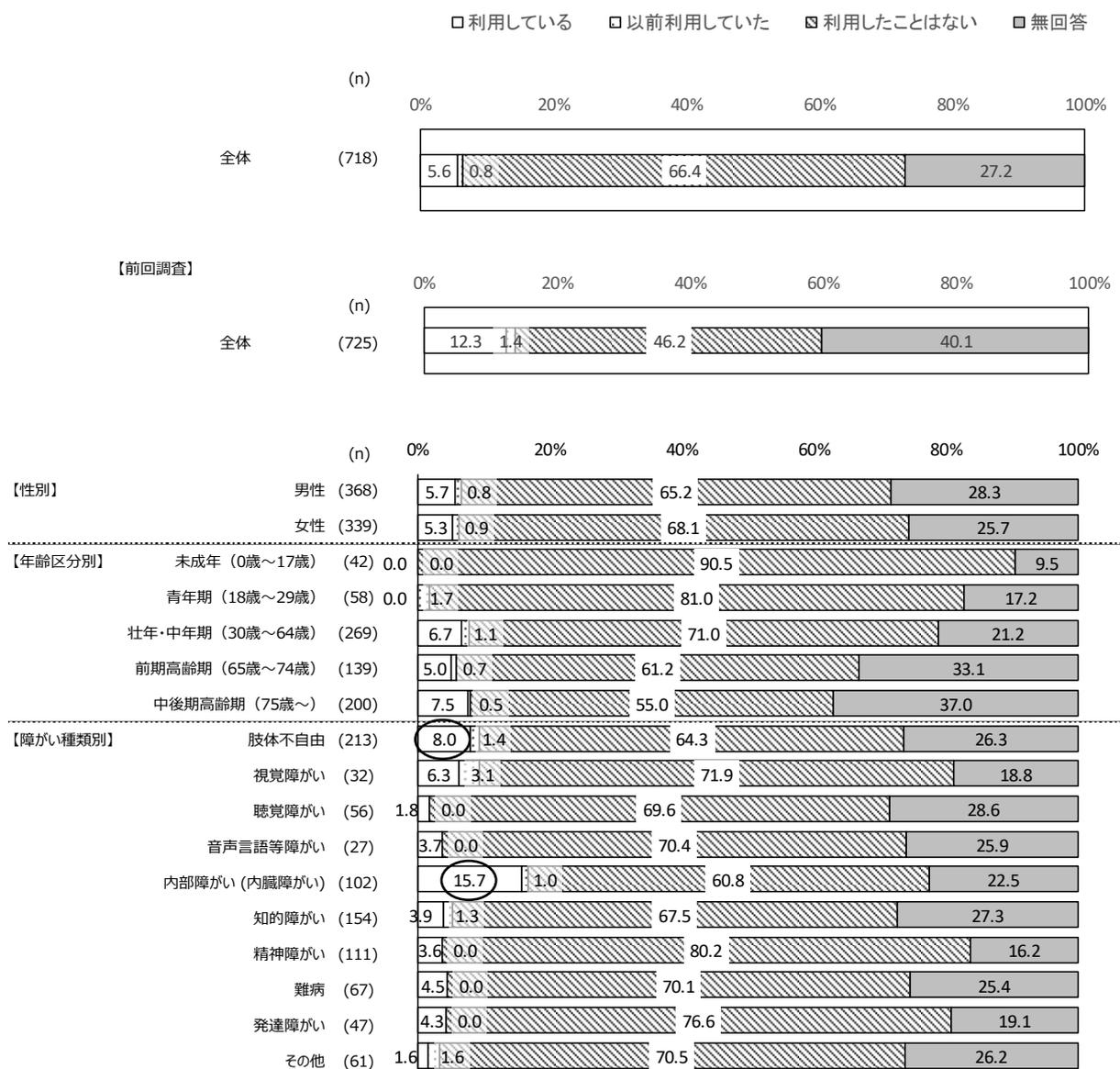
問9 (ア) -21 更生医療

全体では、「利用している」が5.6%となっている。

前回調査に比べ、約7ポイント低下。

障がい種類別では、“内部障がい（内臓障がい）”が15.7%と最も高く、次いで“肢体不自由”が8.0%となっている。

■ 更生医療



問9 (ア) -22 自立支援医療（精神通院医療）

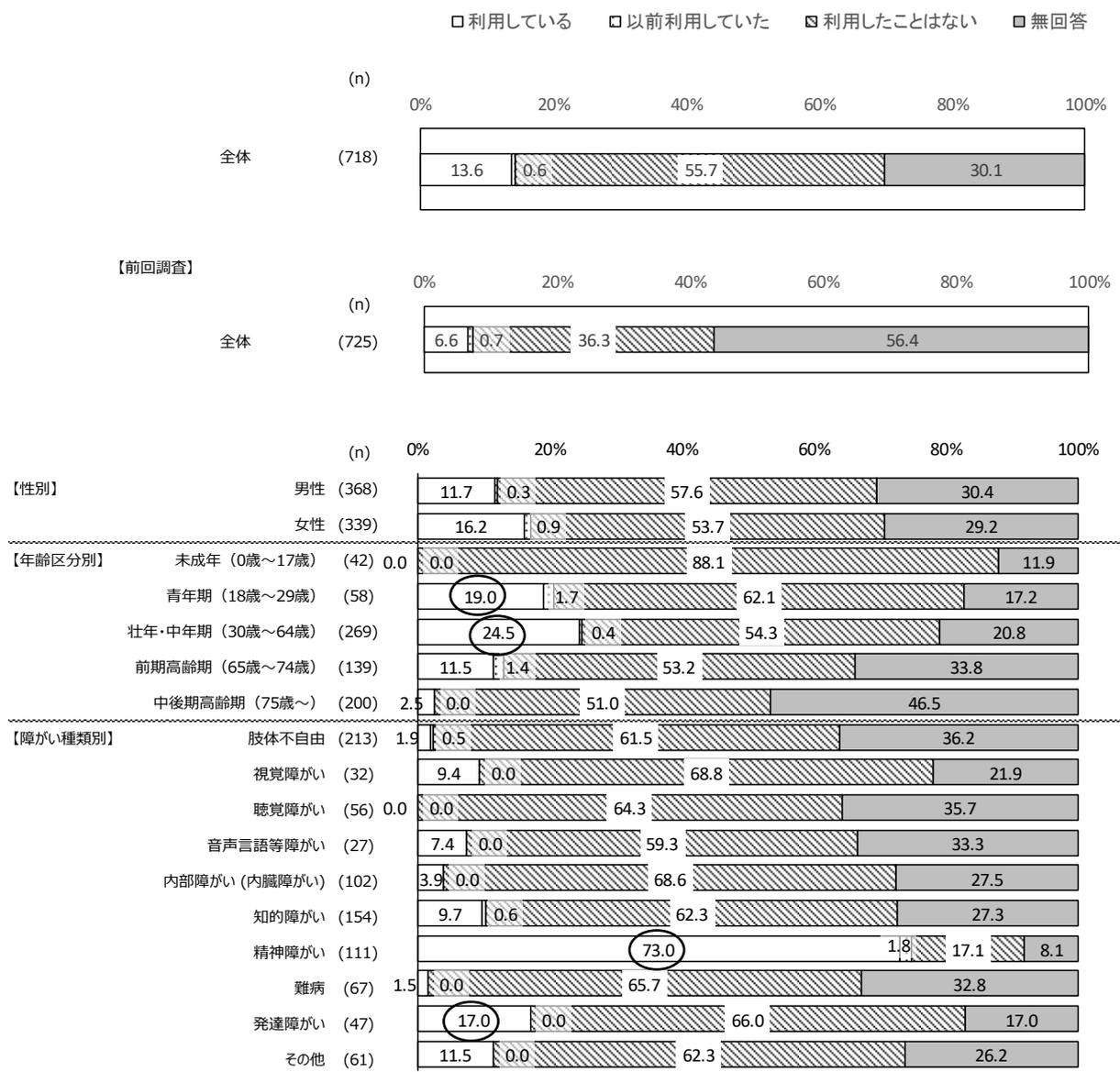
全体では、「利用している」が13.6%となっている。

前回調査に比べ、約7ポイント増加。

年齢区分別では、“壮年・中年期”が24.5%と最も高く、次いで“青年期”が19.0%となっている。

障がい種類別では、“精神障がい”が73.0%と突出し、次いで“発達障がい”が17.0%となっている。

■ 自立支援医療（精神通院医療）



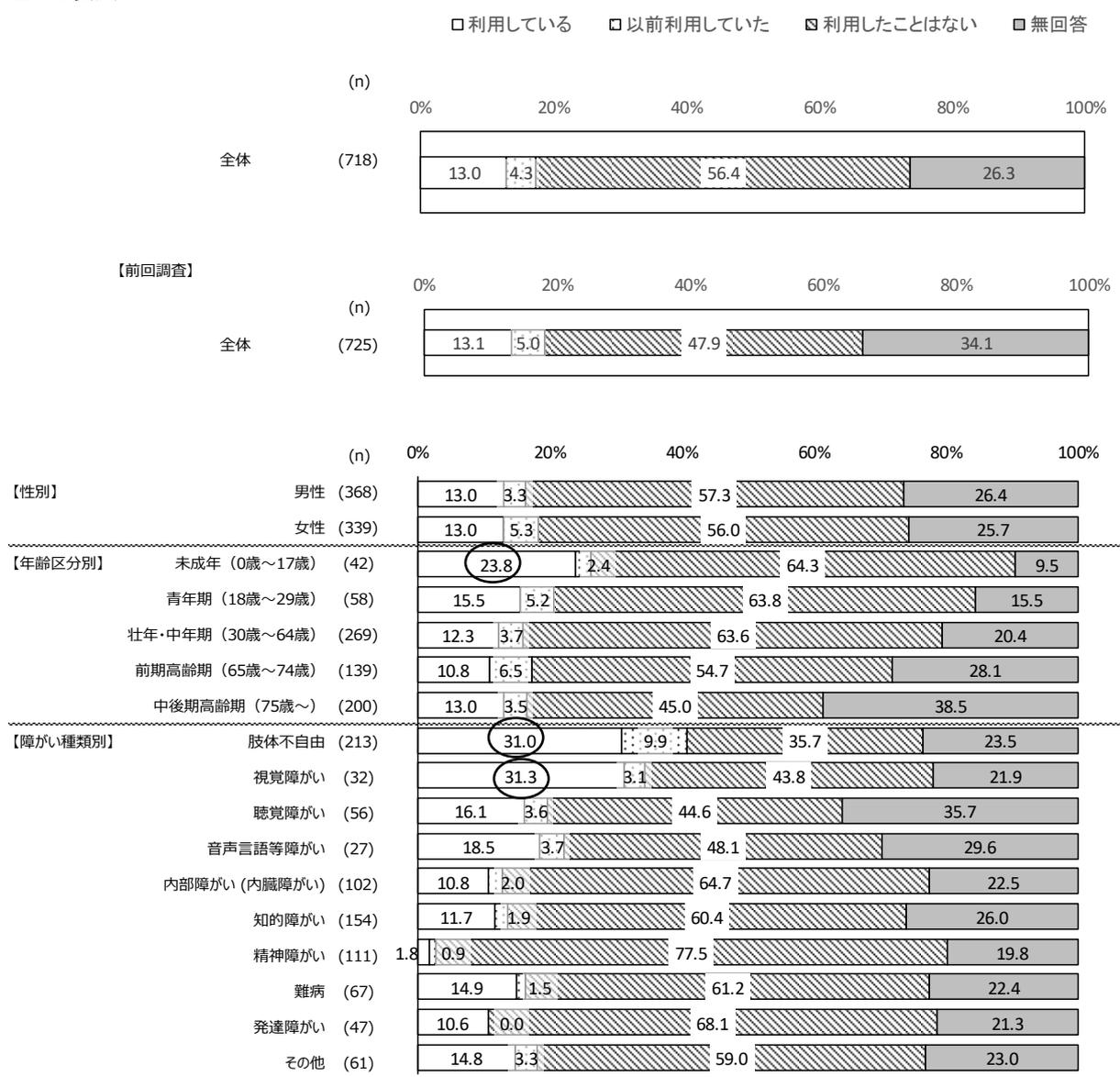
問9 (ア) -23 補装具

全体では、「利用している」が13.0%となっている。

年齢区分別では、“未成年”が23.8%と他の層に比べ高い。

障がい種類別では、“視覚障がい”“肢体不自由”が3割強と他の層に比べ高い。

■ 補装具



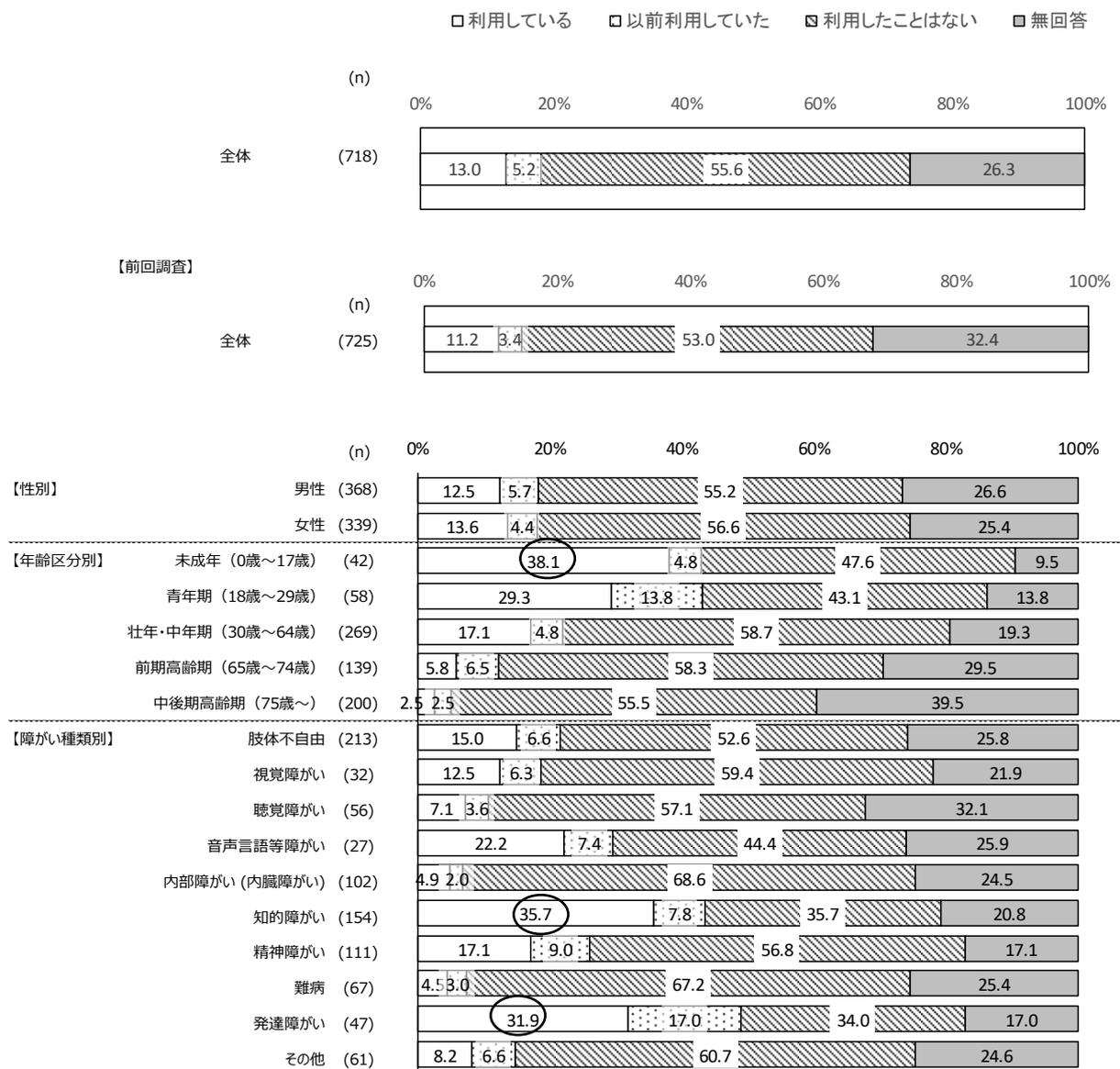
問9 (ア) -24 相談支援事業

全体では、「利用している」が13.0%となっている。

年齢区分別では、“未成年”が38.1%と最も高く、29歳以下の層の利用率が高い傾向がうかがえる。

障がい種類別では、“知的障がい”が35.7%と最も高く、次いで“発達障がい”が31.9%となっている。

■ 相談支援事業



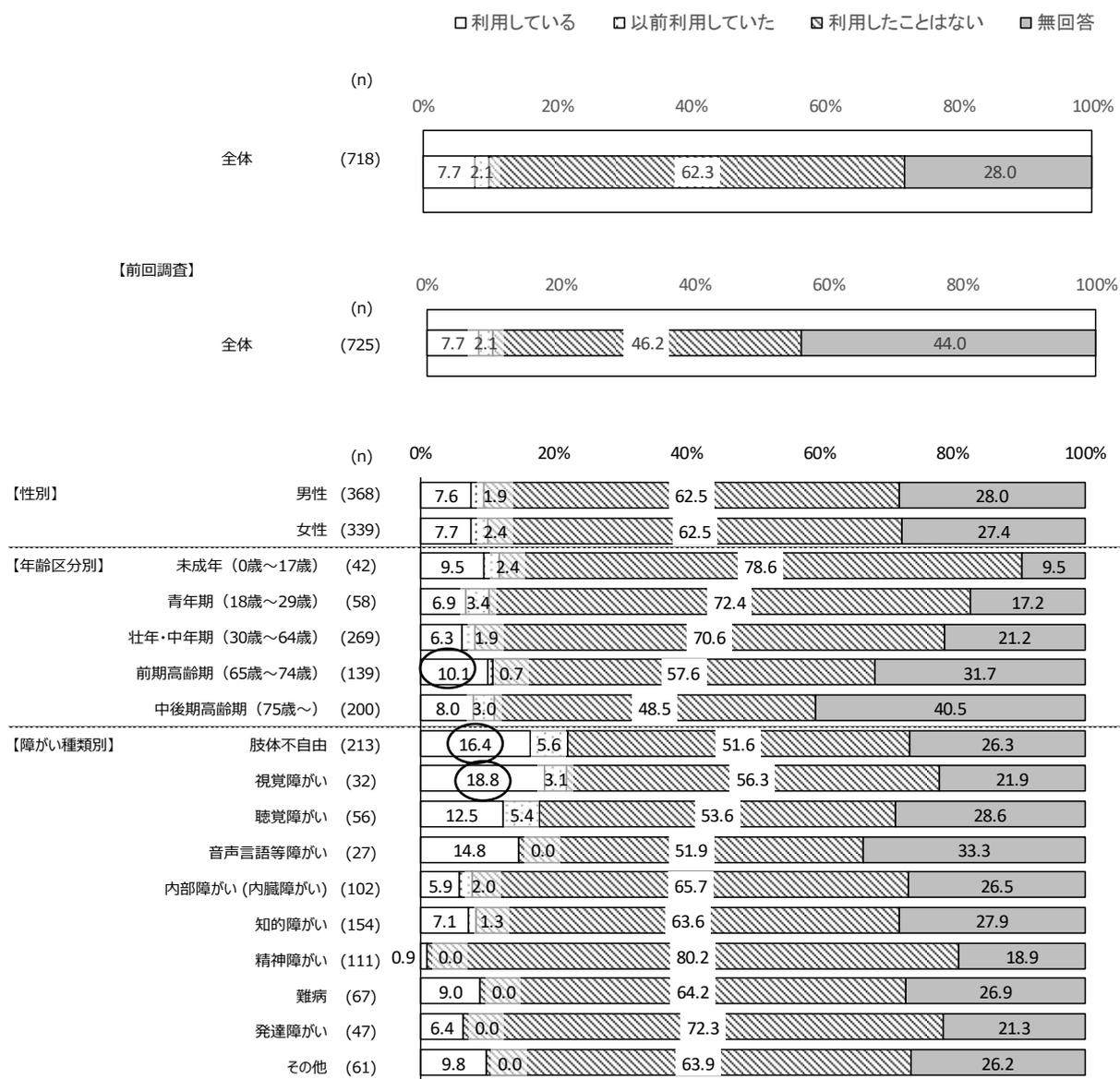
問9 (ア) -25 日常生活用具給付等事業

全体では、「利用している」が7.7%となっている。

年齢区分別では、“前期高齢者”が10.1%と他の層に比べ高い。

障がい種類別では、“視覚障がい”が18.8%と最も高く、次いで“肢体不自由”が16.4%となっている。

■ 日常生活用具給付等事業



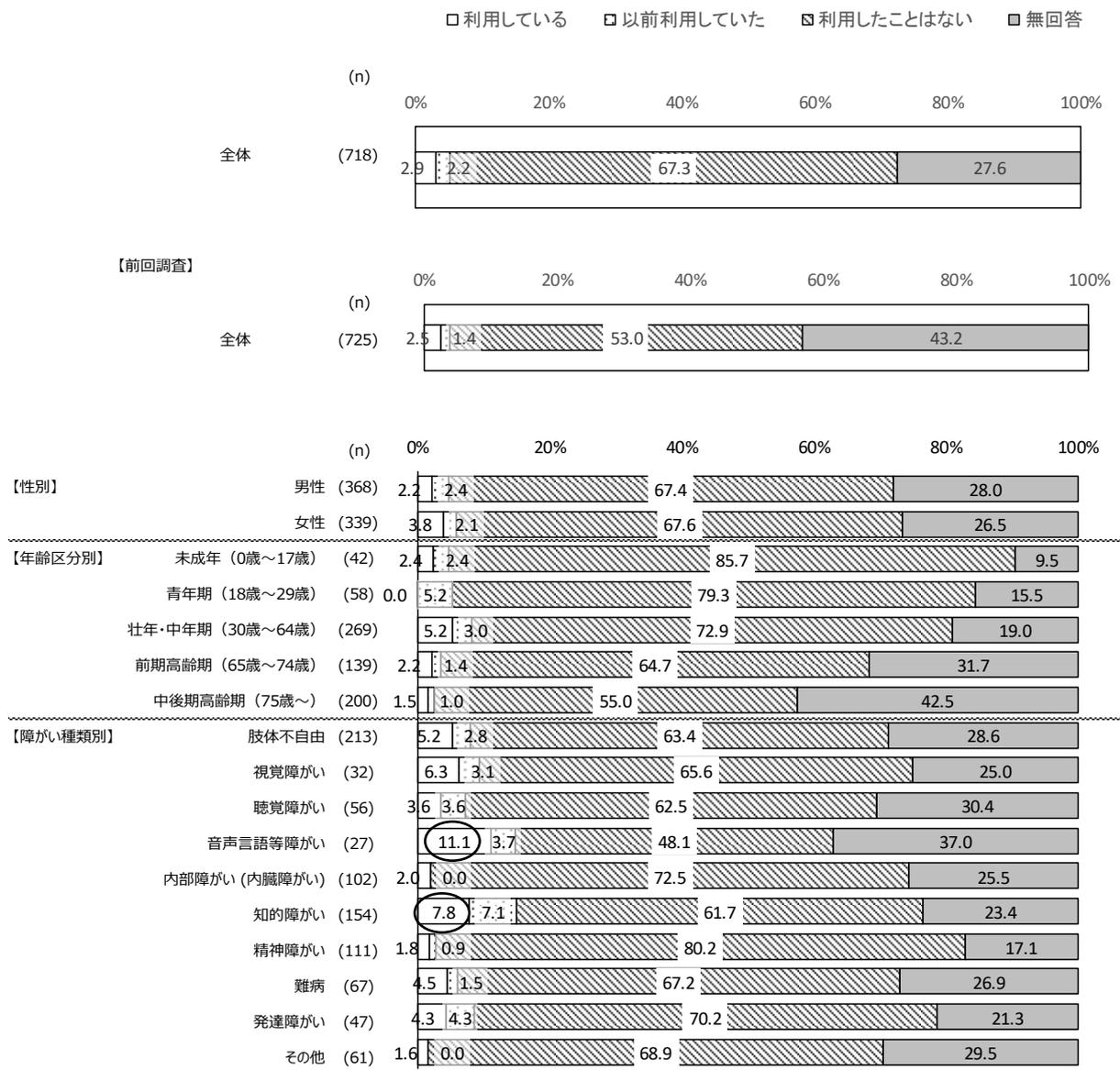
問9 (ア) -26 移動支援事業

全体では、「利用している」が2.9%となっている。

障がい種類別では、“音声言語等障がい”が11.1%と最も高く、次いで“知的障がい”が7.8%となっている。

(“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 移動支援事業



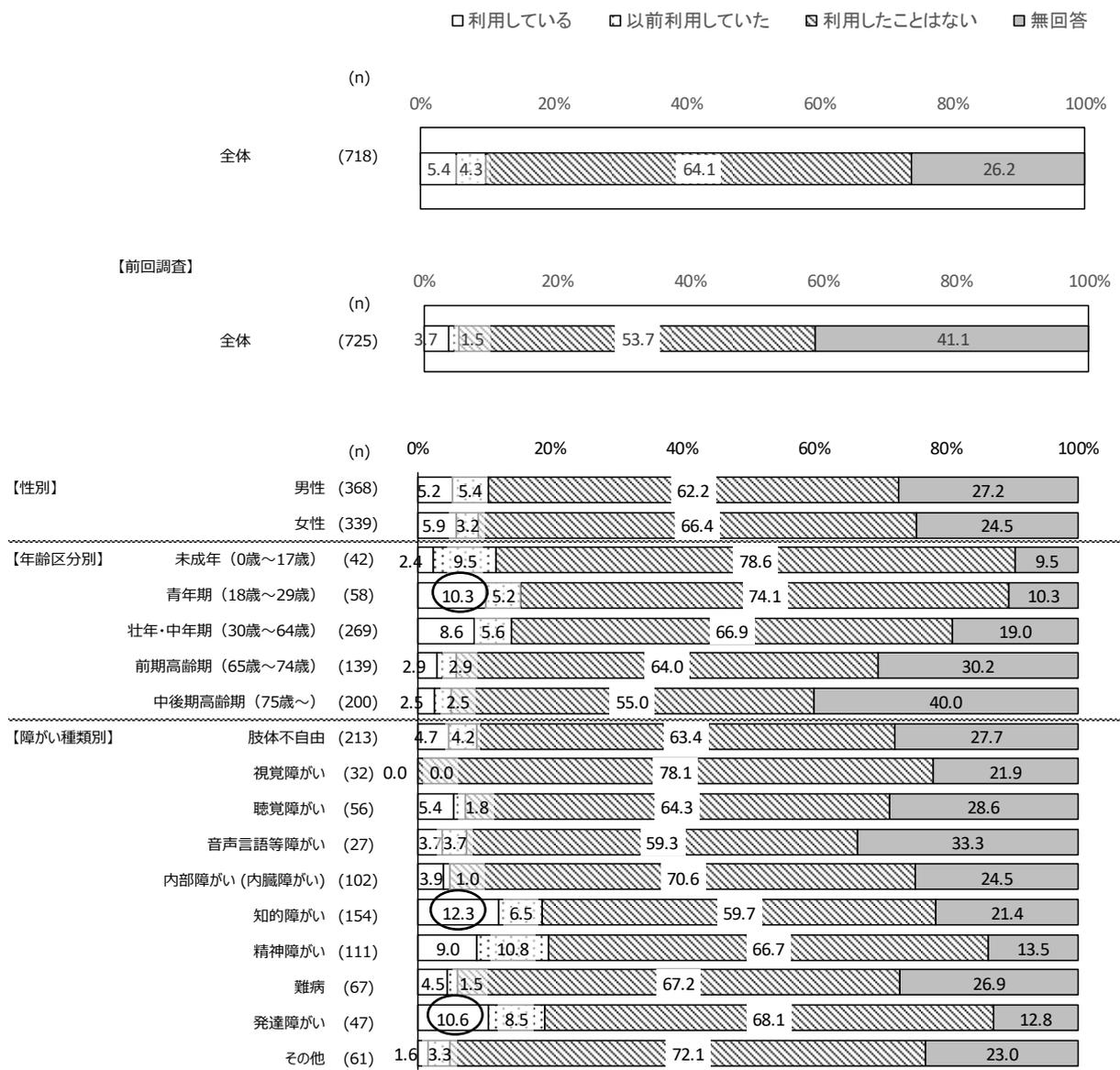
問9 (ア) -27 地域活動支援センター

全体では、「利用している」が5.4%となっている。

年齢区分別では、「青年期」が10.3%と最も高い。

障がい種類別では、「知的障がい」が12.3%と最も高く、次いで「発達障がい」が10.6%となっている。

■ 地域活動支援センター

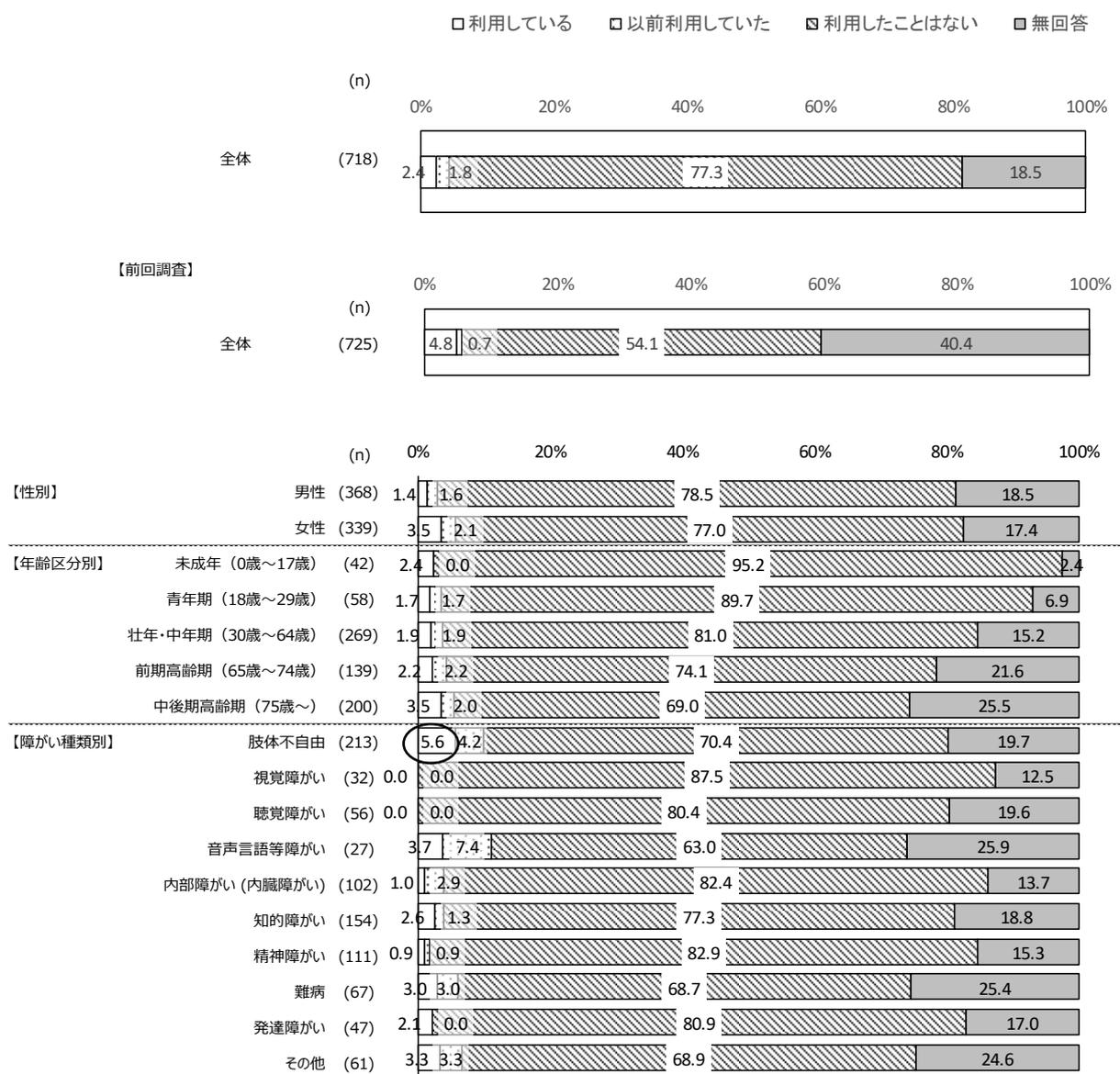


問9 (ア) -28 入浴サービス事業

全体では、「利用している」が2.4%となっている。

障がい種類別では、“肢体不自由”が5.6%と他の層に比べ高い。

■ 入浴サービス事業



問9 (ア) -29 日中一時支援事業

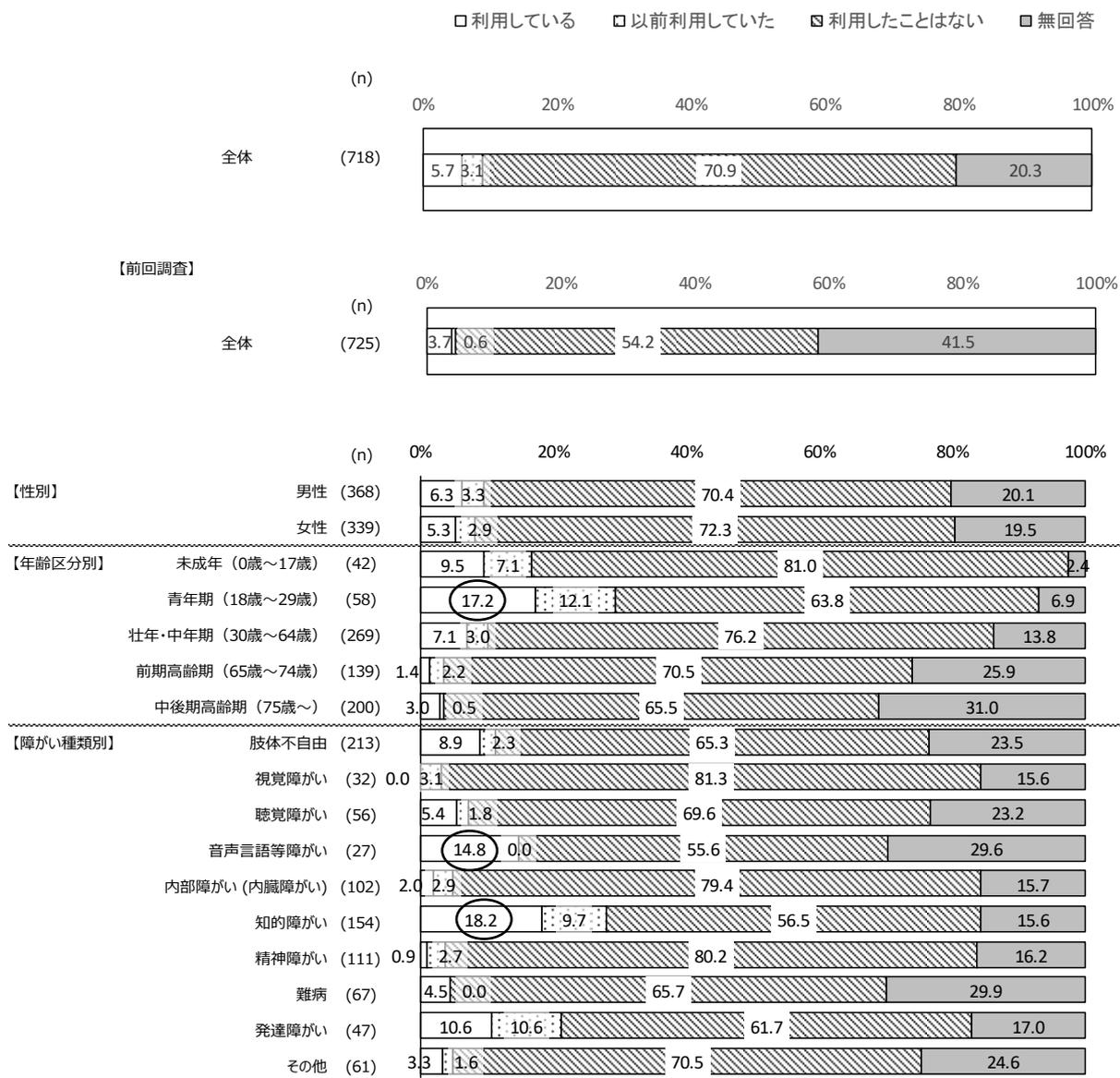
全体では、「利用している」が5.7%となっている。

年齢区分別では、“青年期”が17.2%と他の層に比べ高い。

障がい種類別では、“知的障がい”が18.2%と最も高く、次いで“音声言語等障がい”が14.8%となっている。

(“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 日中一時支援事業

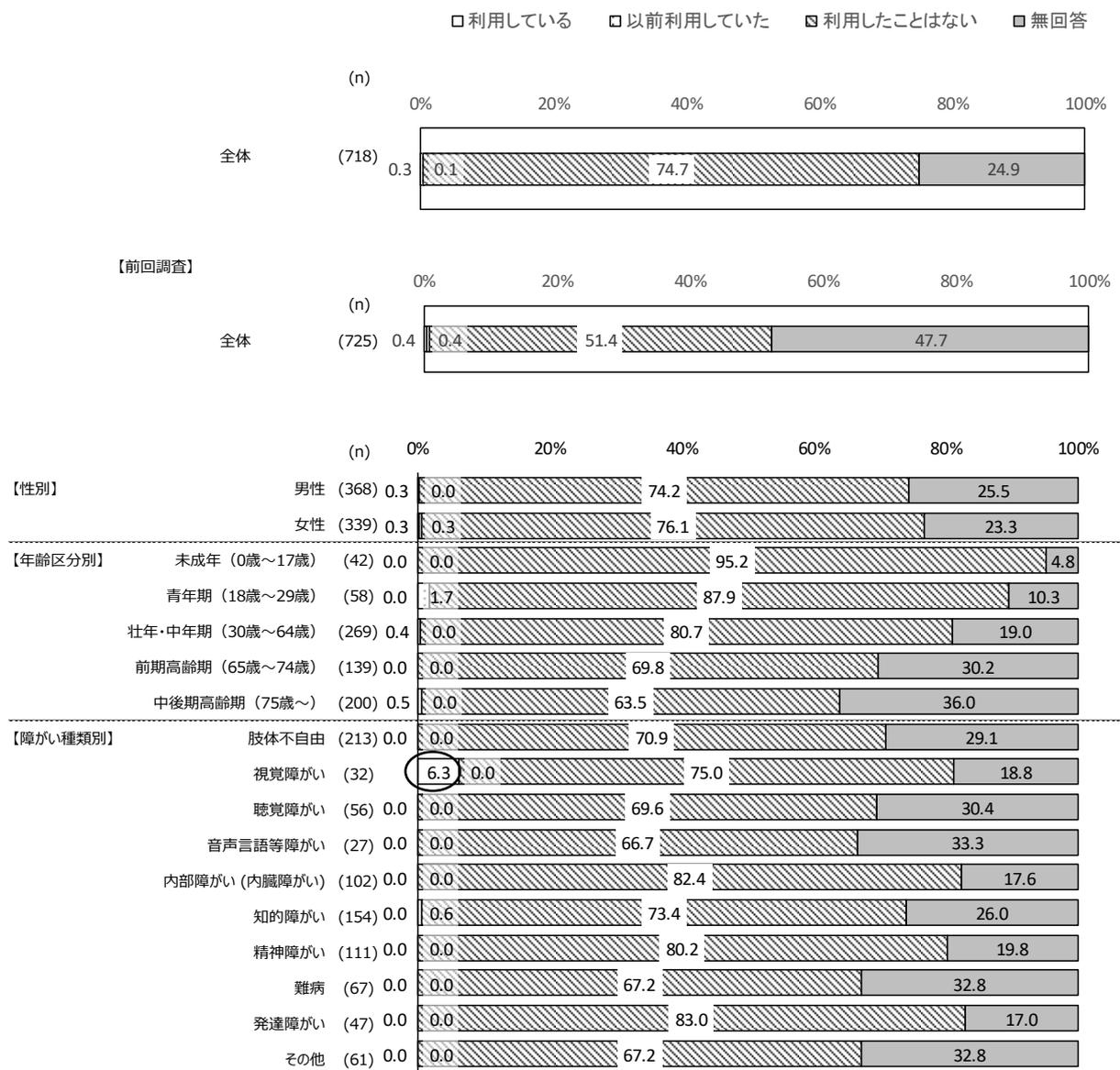


問9 (ア) -30 市広報紙の点訳、音訳

全体では、「利用している」が0.3%となっている。

障がい種類別では、“視覚障がい”の利用者は6.3%である。

■ 市広報紙の点訳、音訳



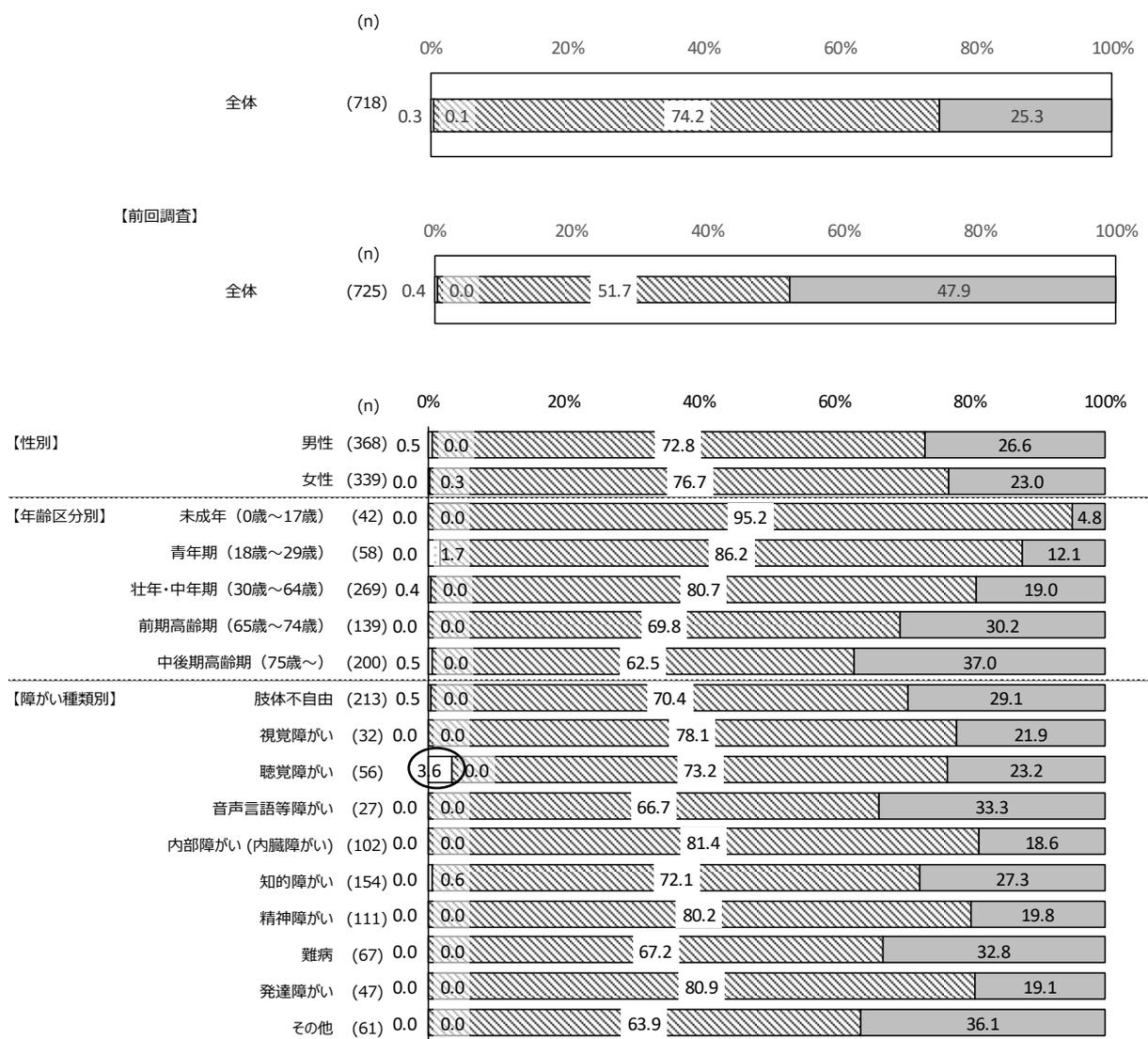
問9 (ア) -31 コミュニケーション支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）

全体では、「利用している」が0.3%となっている。

障がい種類別では、“聴覚障がい”の利用者は3.6%である。

■ コミュニケーション支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）

□ 利用している □ 以前利用していた ▨ 利用したことはない □ 無回答



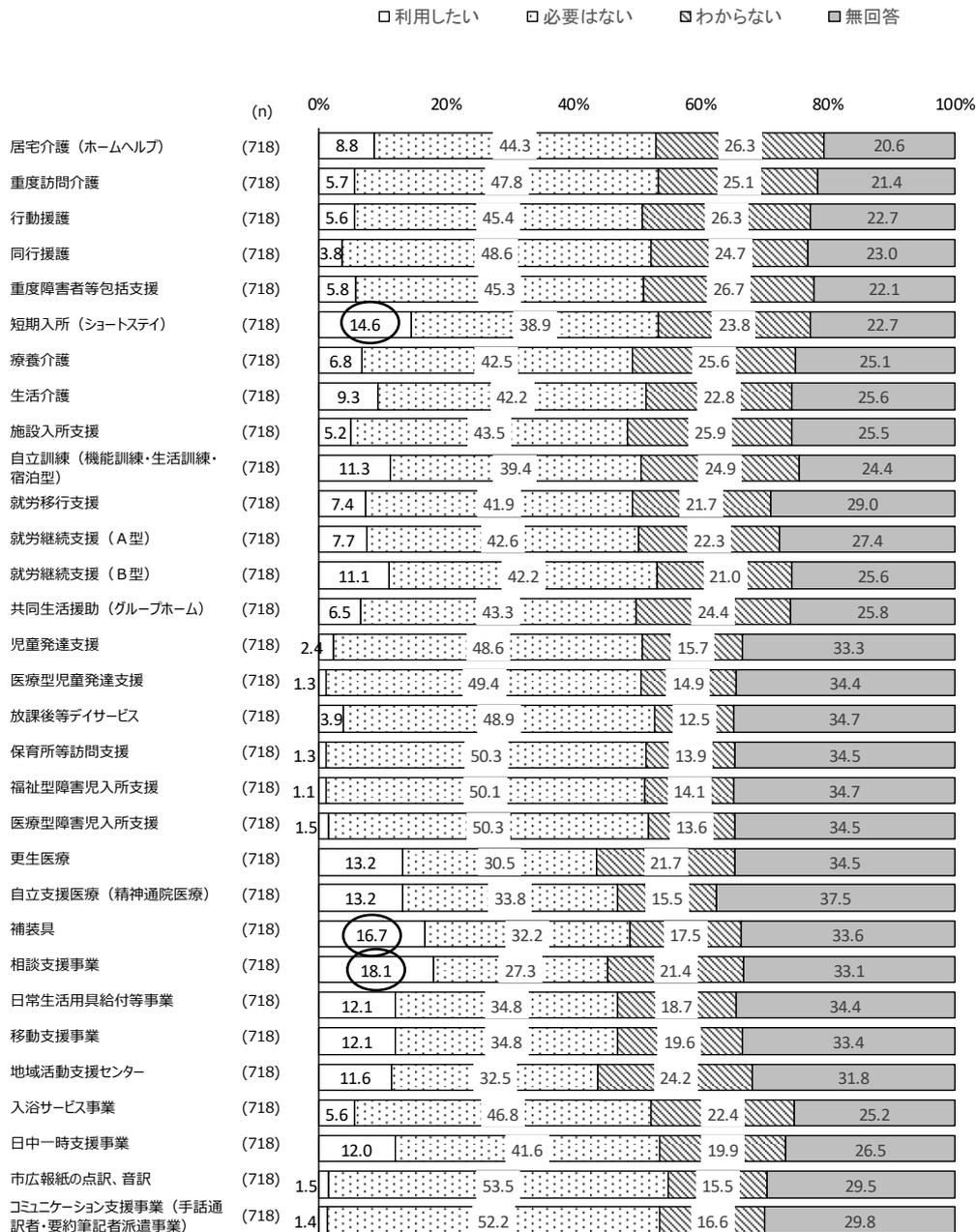
(3) 障がい者・児の福祉サービスの利用意向（全体）

問9 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障がい者・児の福祉サービスについて、あなたが、現在利用しているサービスまた、今後2～3年以内の利用の意向について①～⑳の各サービスについてお答えください。

（横方向に（ア）利用状況と（イ）利用意向にそれぞれ○は1つ）

「利用したい」は“相談支援事業”が18.1%と最も高く、次いで“補装具”が16.7%、“短期入所（ショートステイ）”が14.6%となっている。また、利用意向10%未満の福祉サービスも多く見受けられる。

■ 障がい者・児の福祉サービスの利用意向（全体）



(4) 障がい者・児の福祉サービスの利用意向（詳細）

問9（イ）-1 居宅介護（ホームヘルプ）

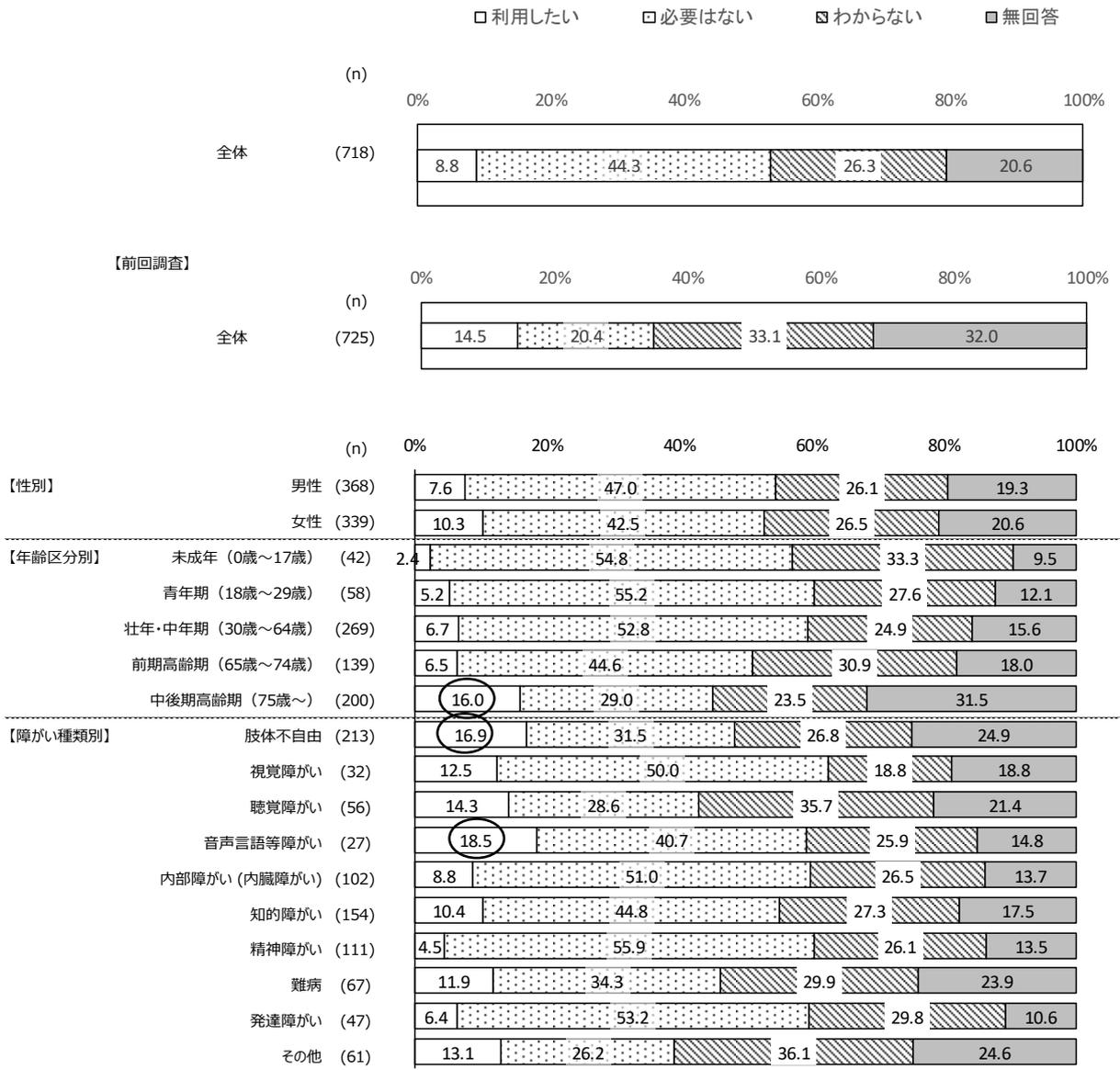
全体では、「利用したい」が8.8%となっている。

年齢区分別では、“中後期高齢期”が16.0%と他の層に比べ高い。

障がい種類別では、“音声言語等障がい”が18.5%と最も高く、次いで“肢体不自由”が16.9%となっている。

（“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考）

■ 居宅介護（ホームヘルプ）



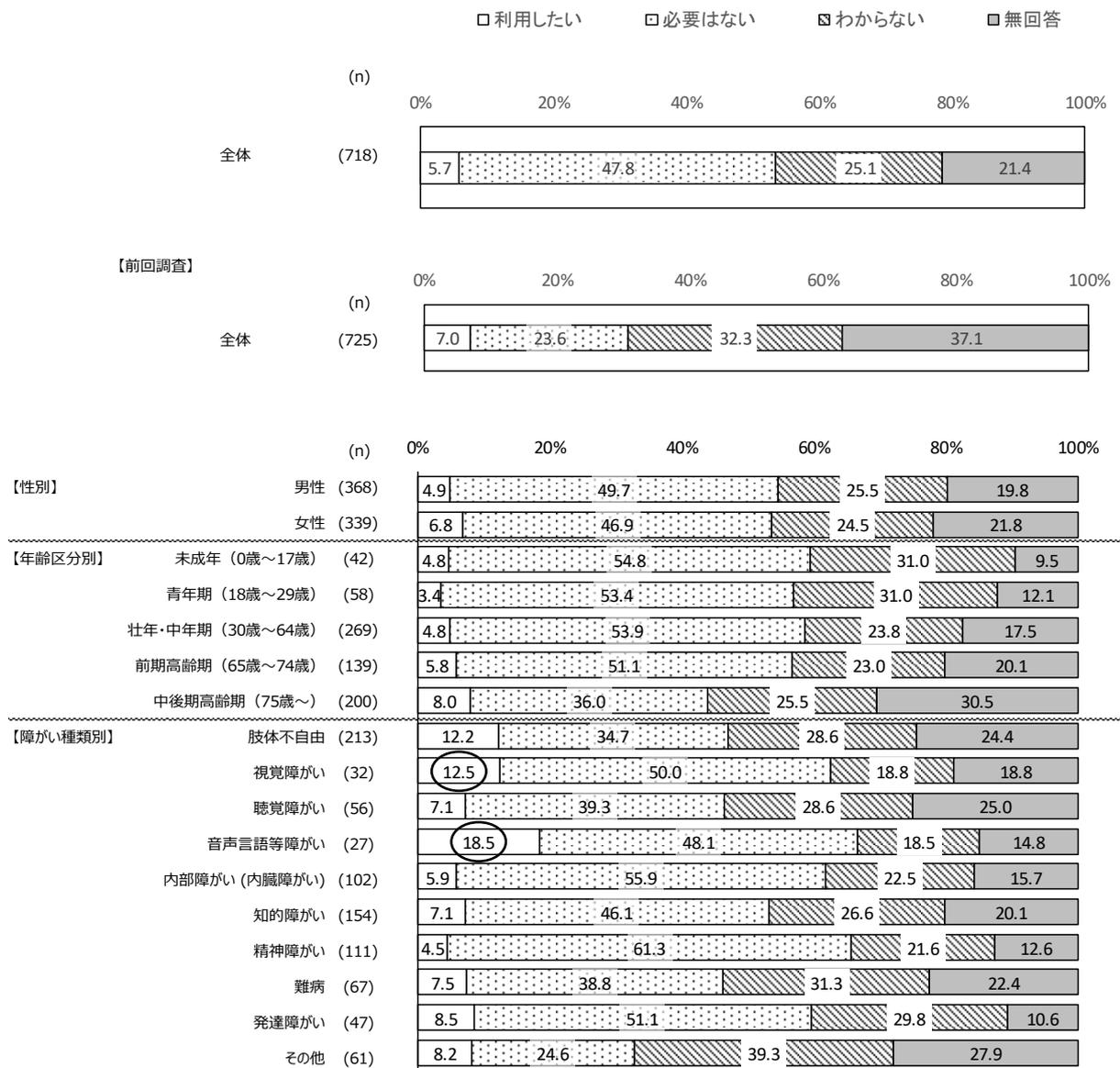
問9 (イ) - 2 重度訪問介護

全体では、「利用したい」が5.7%となっている。

障がい種類別では、“音声言語等障がい”が18.5%と最も高く、次いで“聴覚障がい”が12.5%となっている。

(“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 重度訪問介護



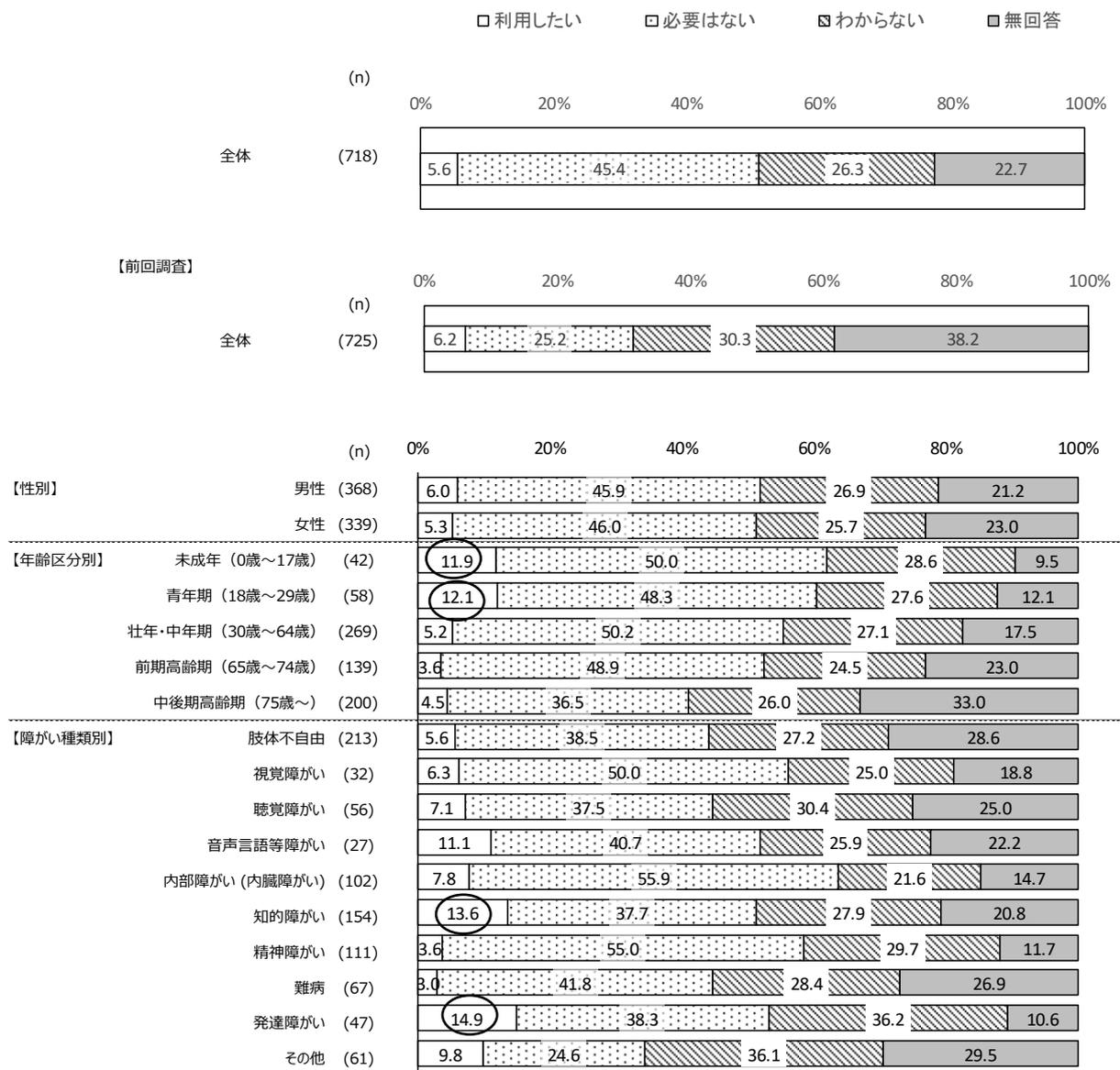
問9 (イ) - 3 行動援護

全体では、「利用したい」が5.6%である。

年齢区分別では、「青年期」が12.1%と最も高く、次いで「未成年」が11.9%となっている。

障がい種類別では、「発達障がい」が14.9%と最も高く、次いで「知的障がい」が13.6%となっている。

■ 行動援護



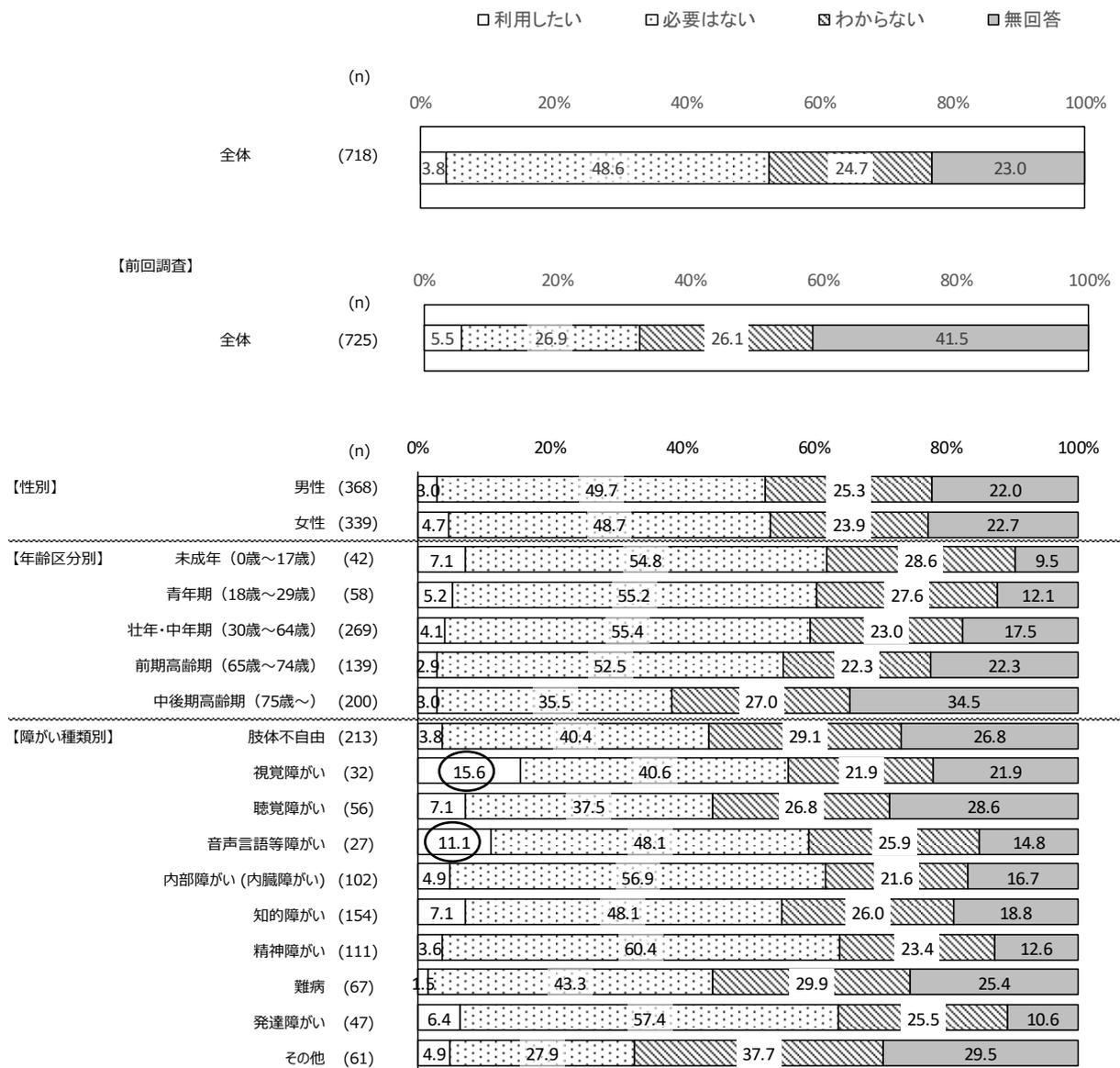
問9 (イ) -4 同行援護

全体では、「利用したい」が3.8%となっている。

障がい種類別では、“視覚障がい”が15.6%と最も高く、次いで“音声言語等障がい”が11.1%となっている。

(“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 同行援護



問9 (イ) -5 重度障害者等包括支援

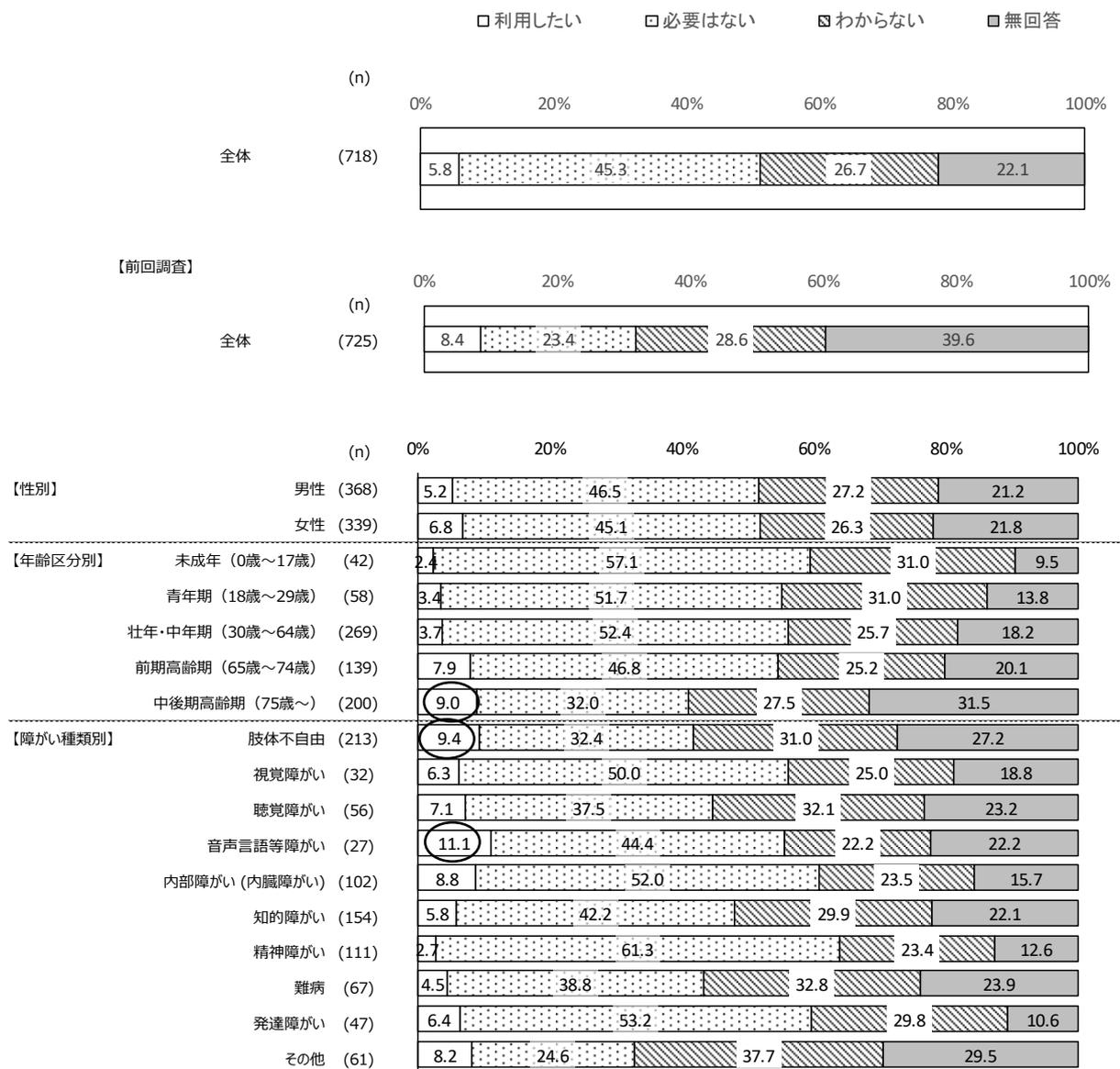
全体では、「利用したい」が5.8%である。

年齢区分別では、“中後期高齢期”が9.0%と最も高く、年代の増加に伴い利用意向も増加する傾向がうかがえる。

障がい種類別では、“音声言語等障がい”が11.1%と最も高く、次いで“肢体不自由”が9.4%となっている。

(“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 重度障害者等包括支援



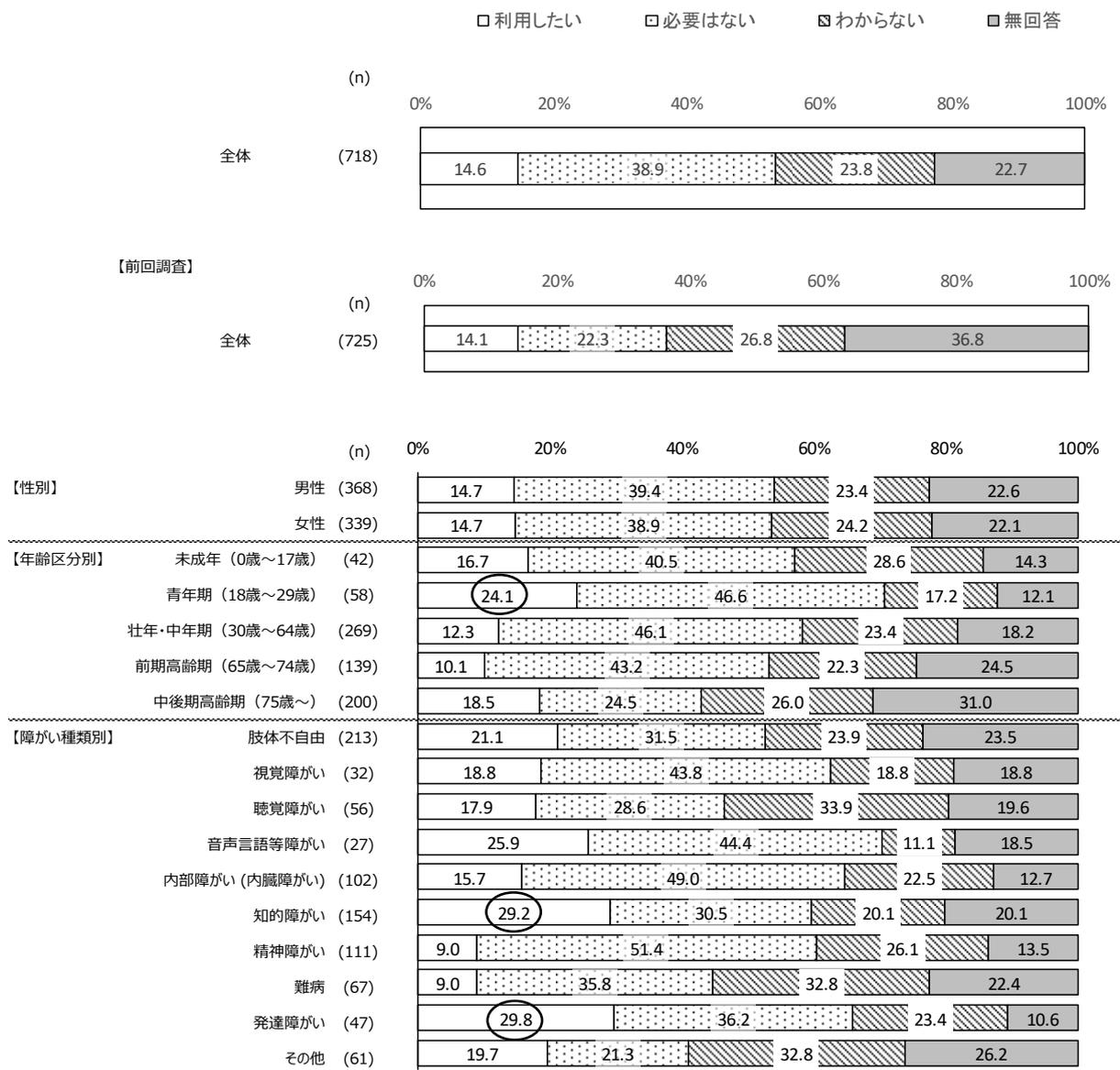
問9 (イ) -6 短期入所 (ショートステイ)

全体では、「利用したい」が14.6%となっている。

年齢区分別では、「青年期」が24.1%と他の層に比べ高い。

障がい種類別では、「発達障がい」が29.8%と最も高く、次いで「知的障がい」が29.2%となっている。

■ 短期入所 (ショートステイ)



問9 (イ) -7 療養介護

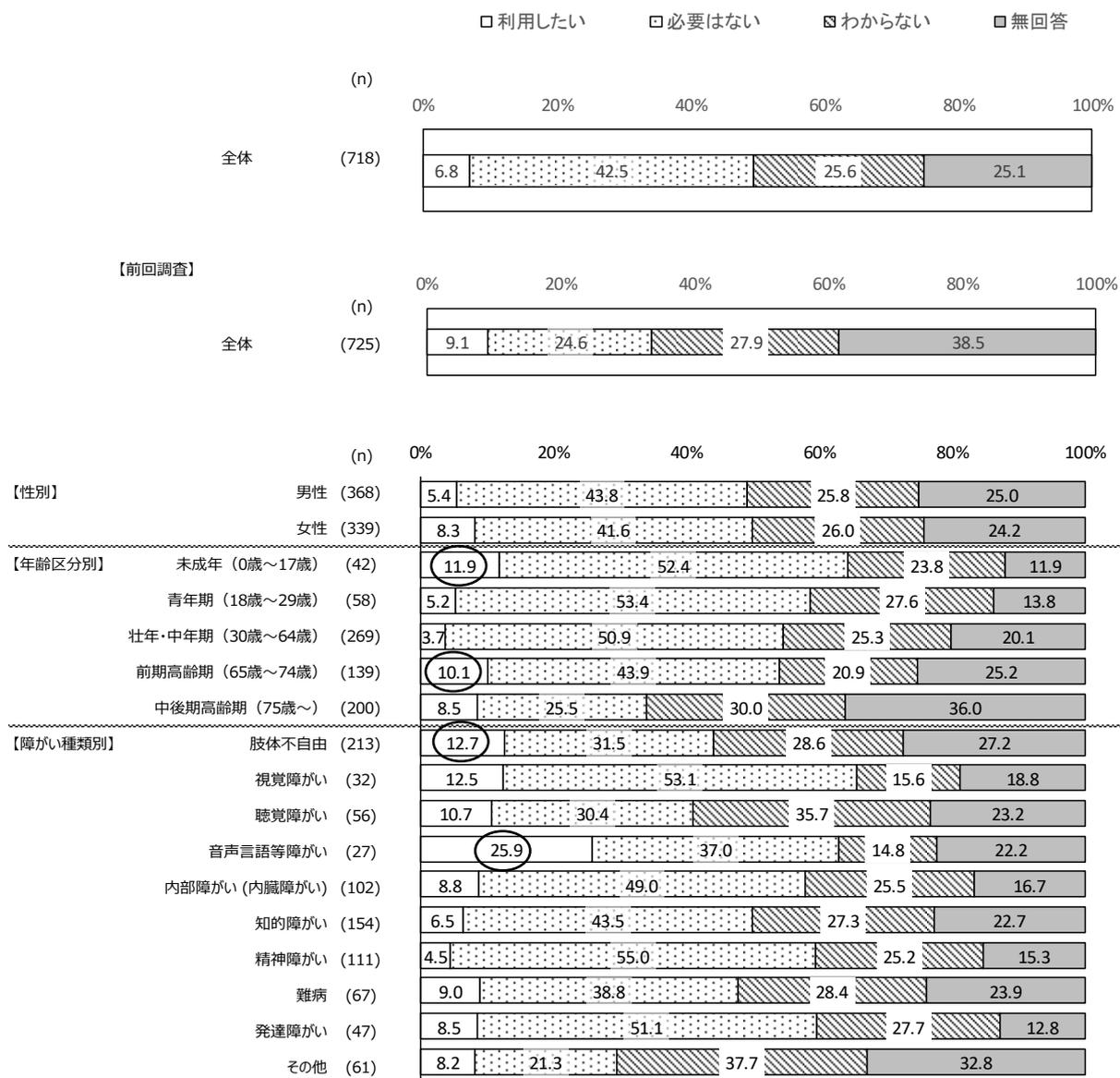
全体では、「利用したい」が6.8%となっている。

年齢区分別では、“未成年”が11.9%と最も高く、次いで“前期高齢期”が10.1%となっている。

障がい種類別では、“音声言語等障がい”が25.9%と最も高く、次いで“肢体不自由”が12.7%となっている。

(“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 療養介護



問9 (イ) - 8 生活介護

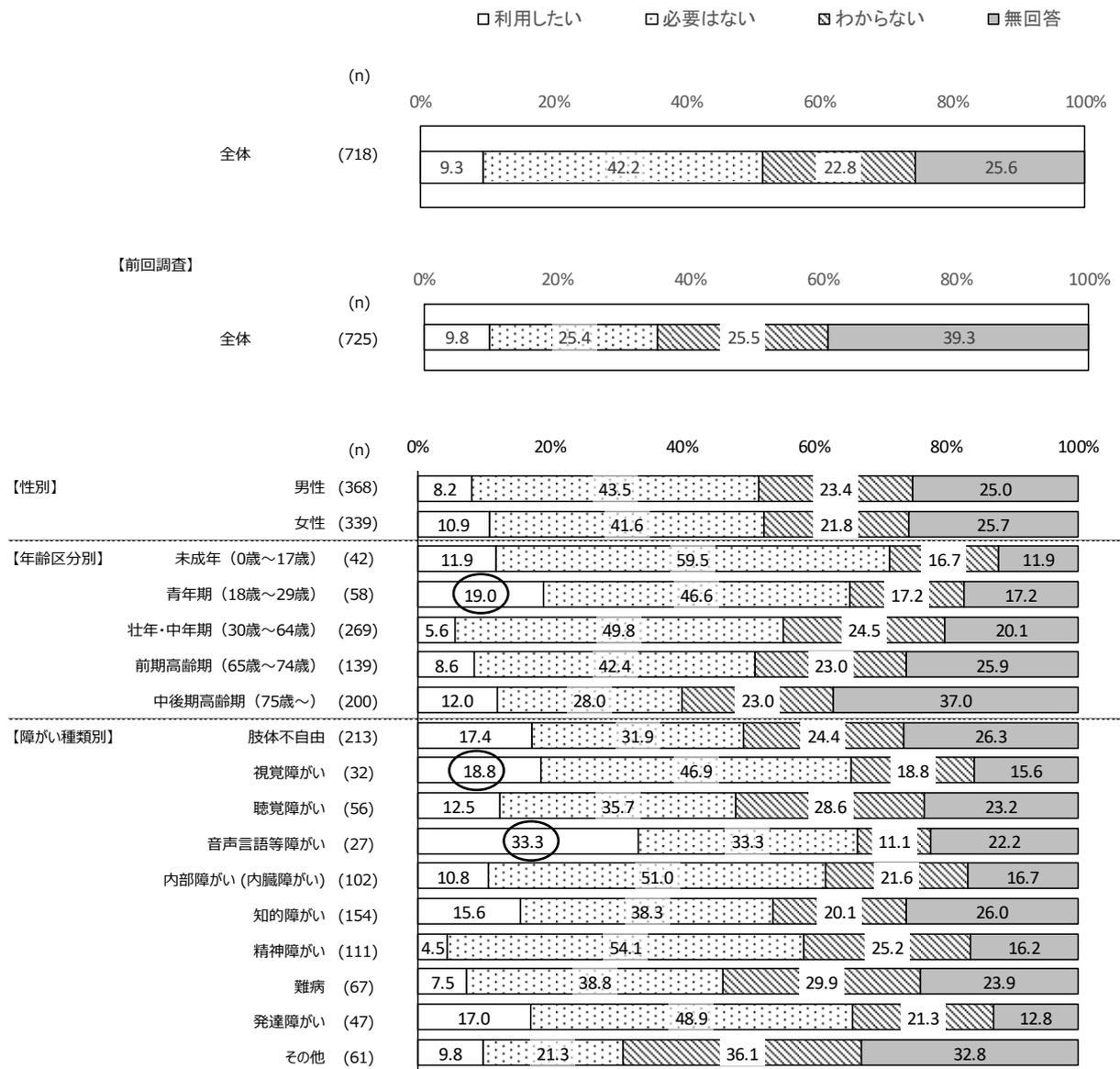
全体では、「利用したい」が9.3%となっている。

年齢区分別では、「青年期」が19.0%と他の層に比べ高い。

障がい種類別では、「音声言語等障がい」が33.3%と突出し、次いで「視覚障がい」が18.8%となっている。

(「音声言語等障がい」はサンプル数が30未満のため参考)

■ 生活介護



問9 (イ) - 9 施設入所支援

全体では、「利用したい」が5.2%となっている。

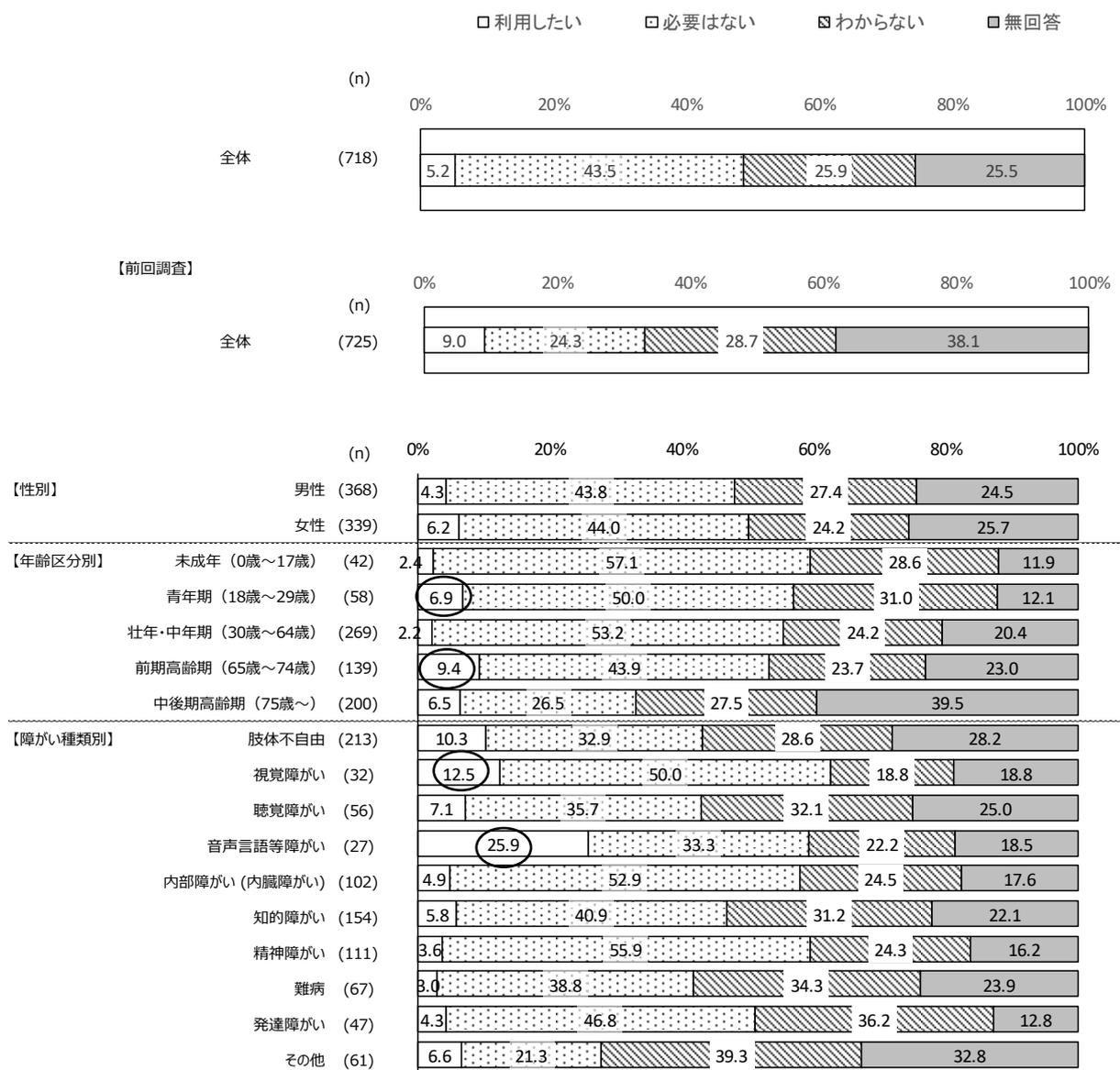
前回調査に比べ、利用意向が約4ポイント低下。

年齢区分別では、“前期高齢期”が9.4%と最も高く、次いで“青年期”が6.9%となっている。

障がい種類別では、“音声言語等障がい”が25.9%と最も高く、次いで“視覚障がい”が12.5%となっている。

(“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 施設入所支援



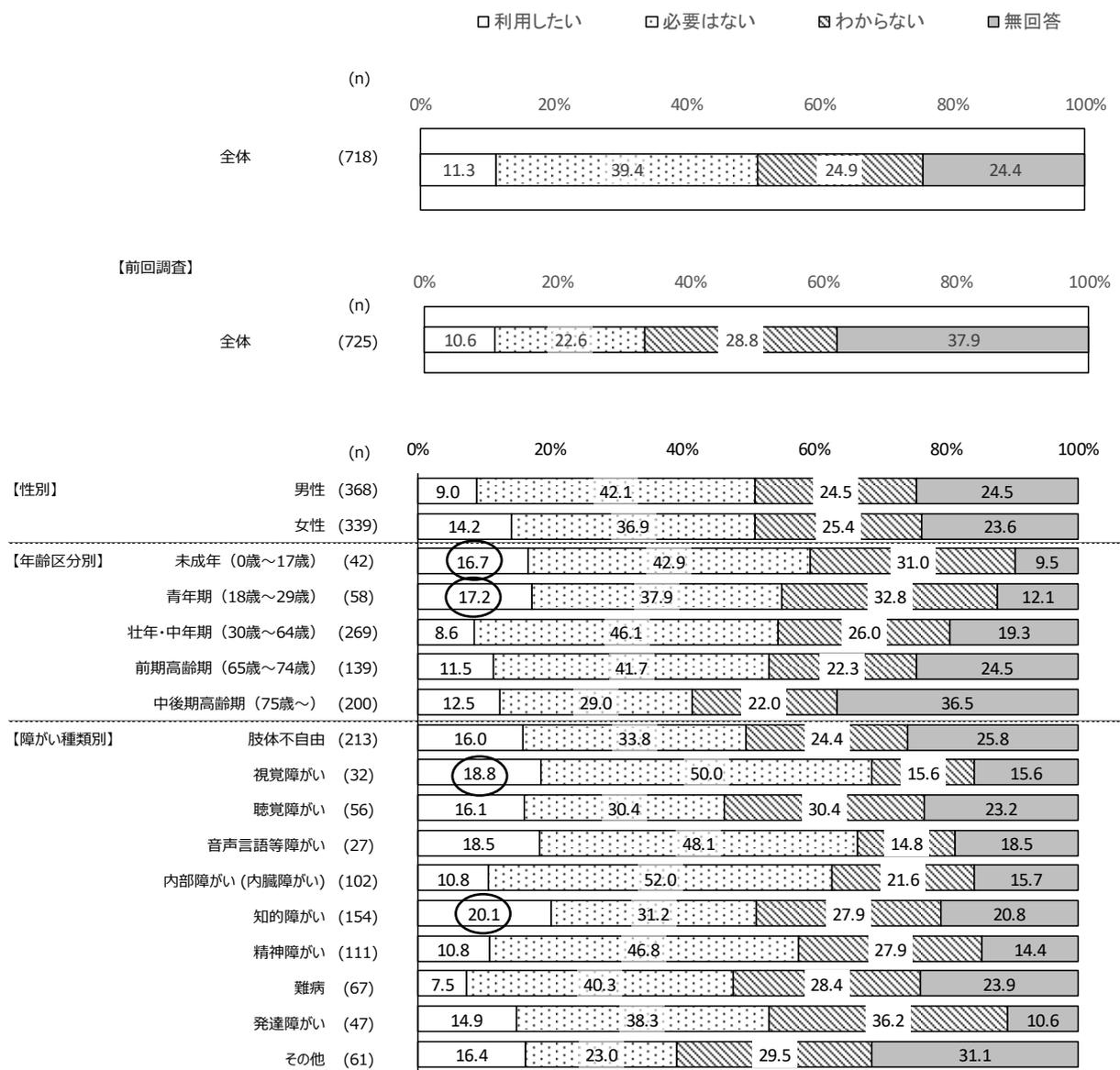
問9 (イ) -10 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）

全体では、「利用したい」が11.3%となっている。

年齢区分別では、“青年期”が17.2%と最も高く、“未成年”が16.7%となっている。

障がい種類別では、“知的障がい”が20.1%と最も高く、次いで“視覚障がい”が18.8%となっている。

■ 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型）



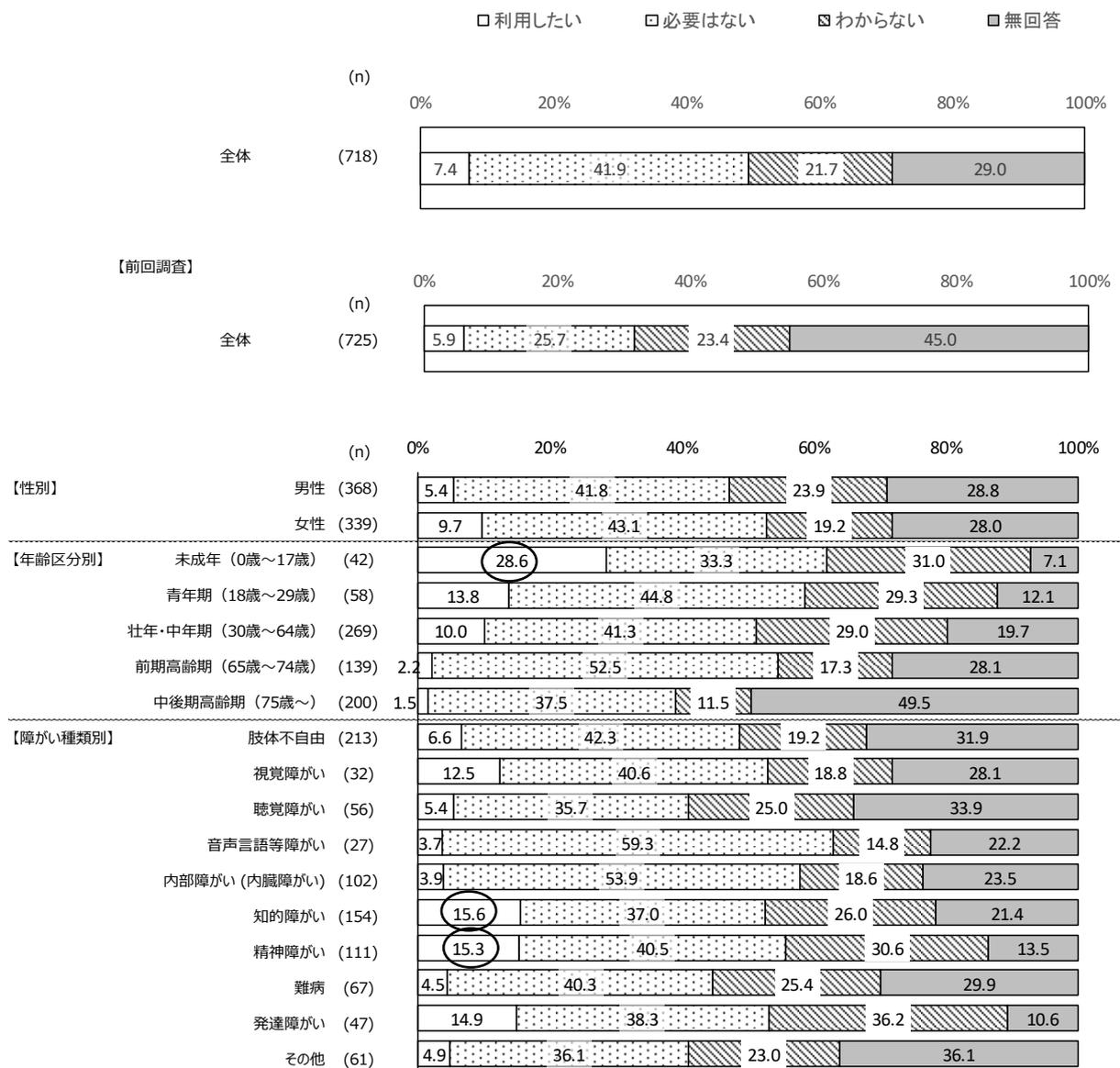
問9 (イ) -11 就労移行支援

全体では、「利用したい」が7.4%となっている。

年齢区分別では、“未成年”が28.6%と最も高く、29歳以下の層の利用意向が高い傾向がうかがえる。

障がい種類別では、“知的障がい”が15.6%と最も高く、次いで“精神障がい”が15.3%となっている。

■ 就労移行支援



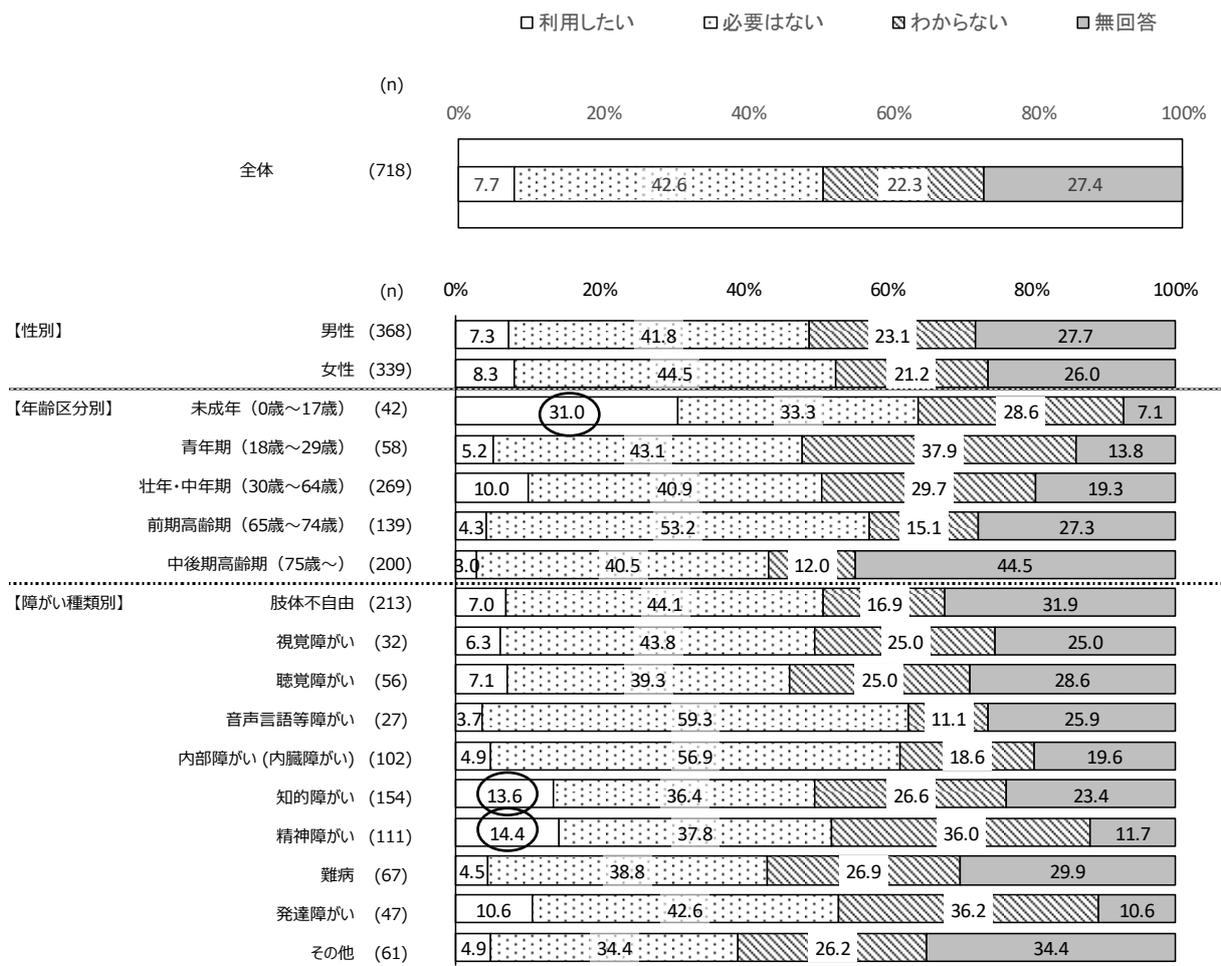
問9 (イ) -12 就労継続支援 (A型)

全体では、「利用したい」が7.7%となっている。

年齢区分別では、“未成年”が31.0%と突出している。

障がい種類別では、“精神障がい”が14.4%と最も高く、次いで“知的障がい”が13.6%となっている。

■ 就労継続支援 (A型)



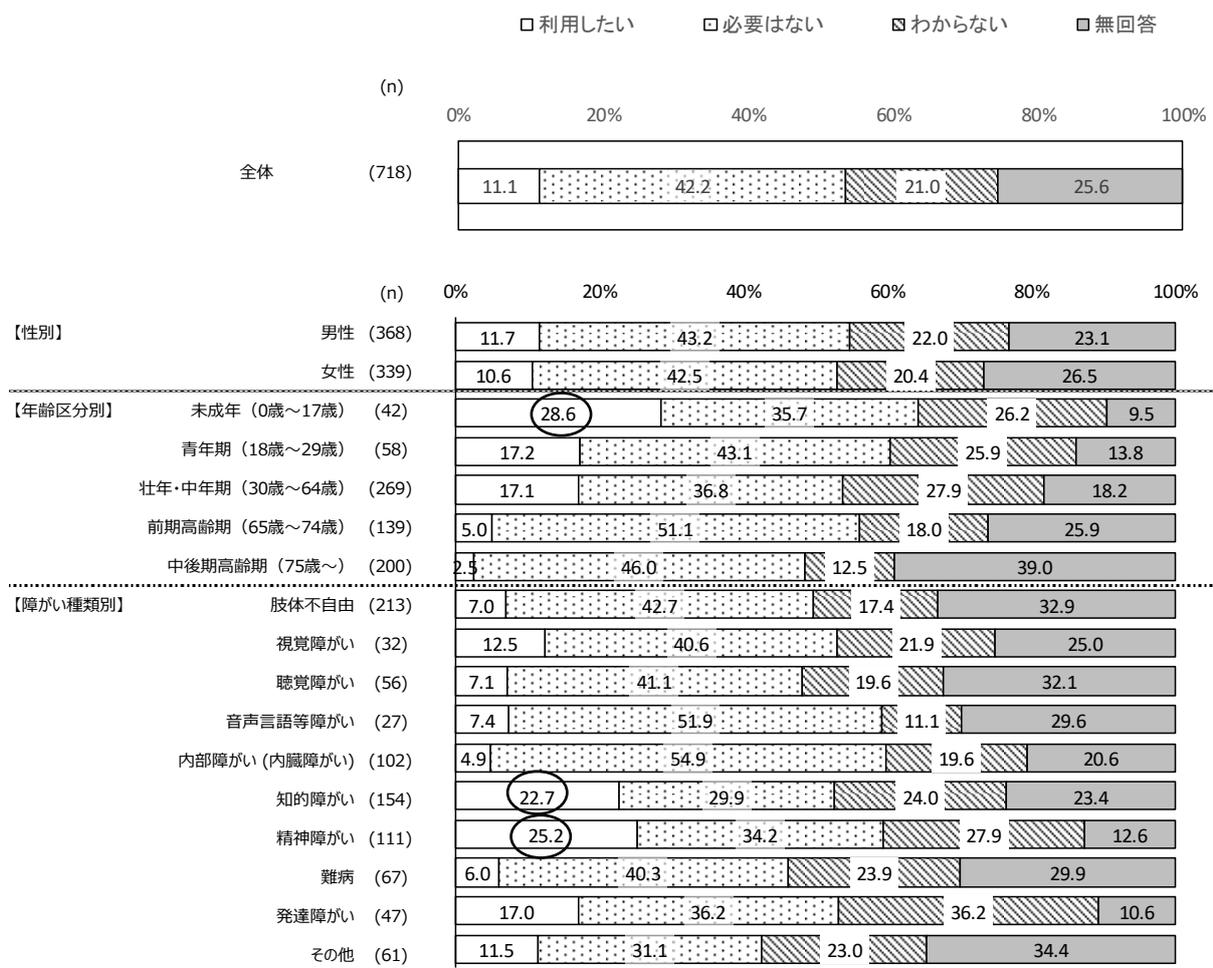
問9 (イ) -13 就労継続支援 (B型)

全体では、「利用したい」が11.1%となっている。

年齢区分別では、“未成年”が28.6%と他の層に比べ高い。

障がい種類別では、“精神障がい”が25.2%と最も高く、次いで“知的障がい”が22.7%となっている。

■ 就労継続支援 (B型)



問9 (イ) -14 共同生活援助（グループホーム）

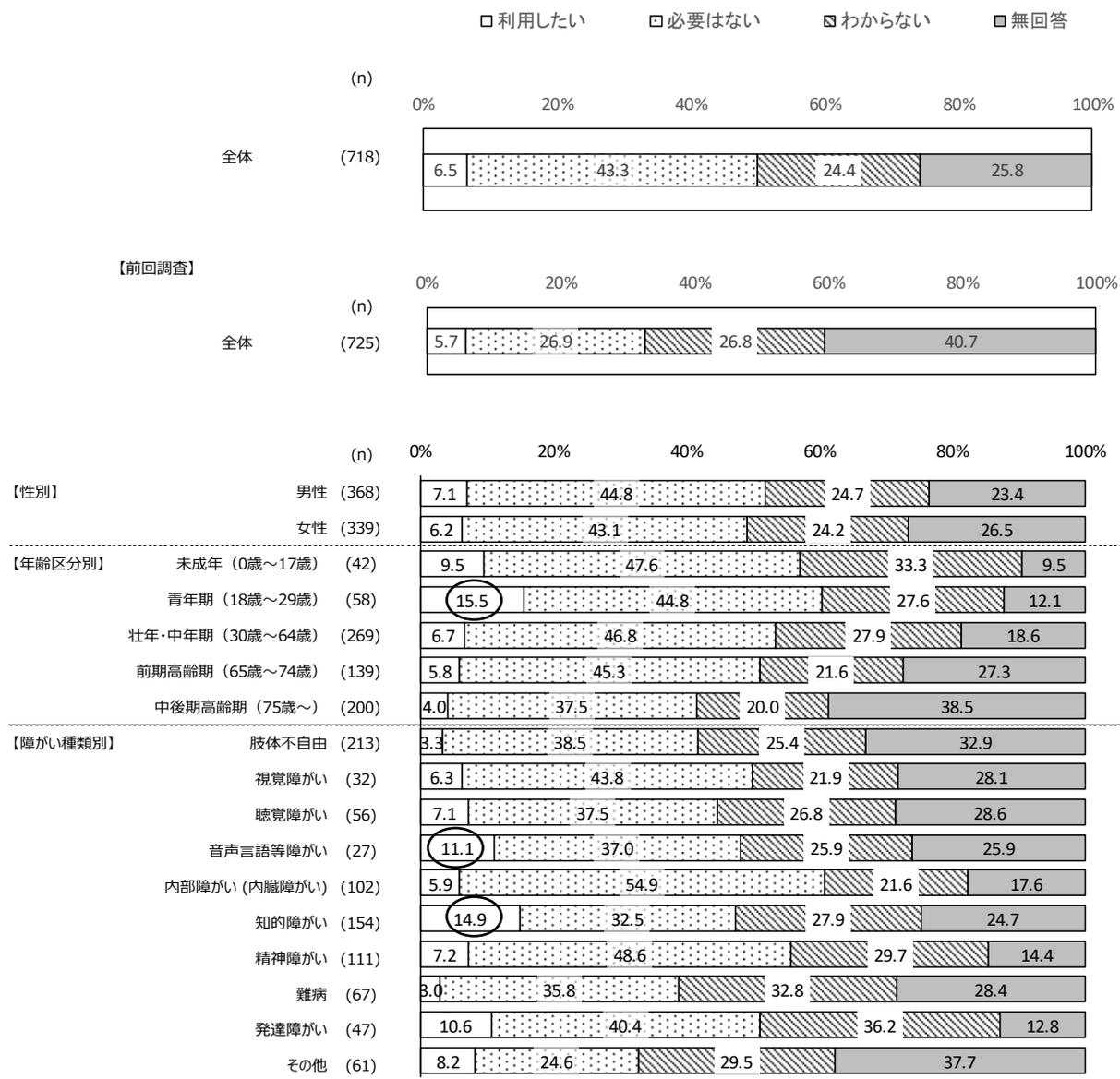
全体では、「利用したい」が6.5%である。

年齢区分別では、“青年期”が15.5%と他の層に比べ高い。

障がい種類別では、“知的障がい”が14.9%と最も高く、次いで“音声言語等障がい”が11.1%となっている。

（“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考）

■ 共同生活援助（グループホーム）



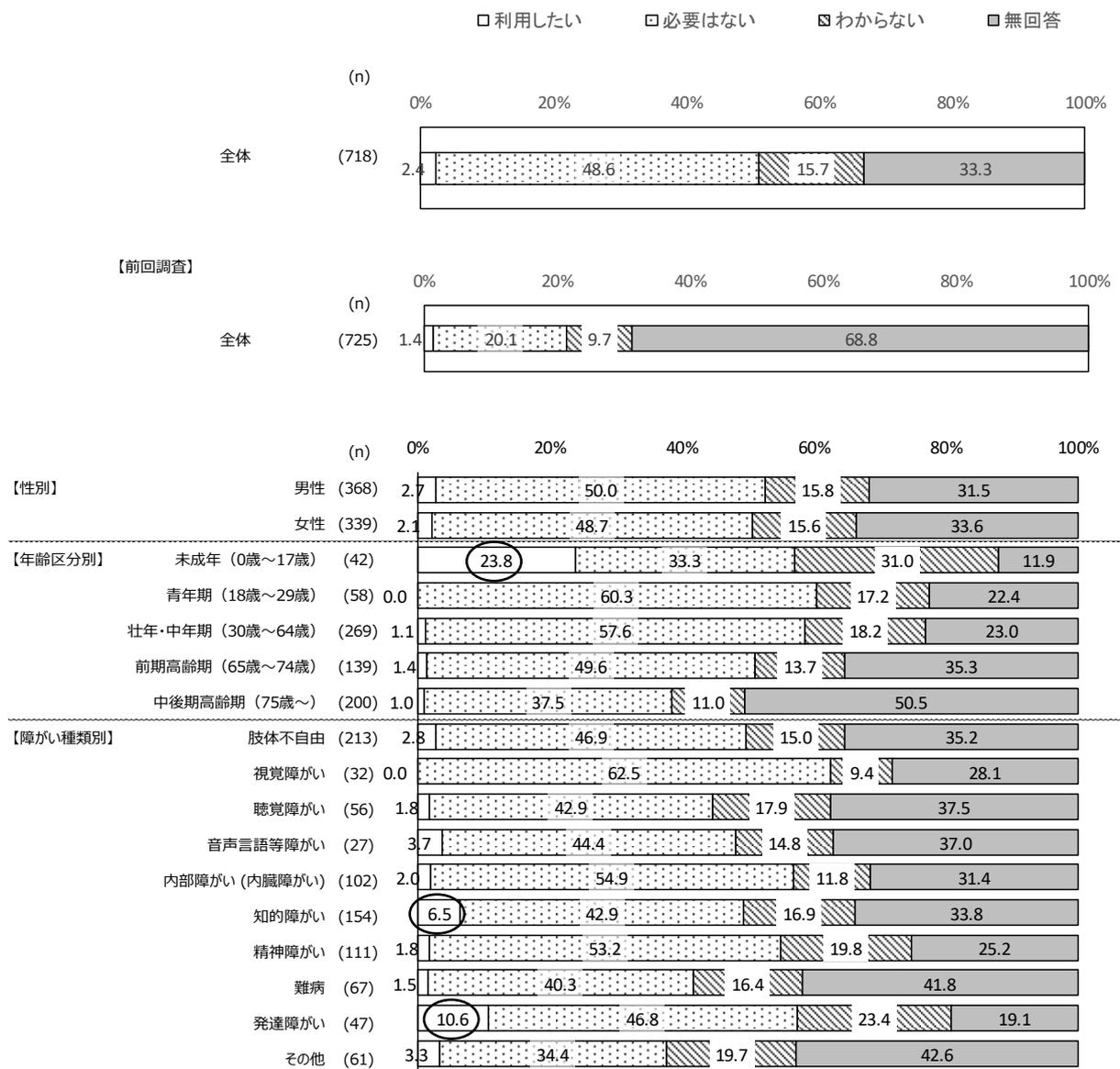
問9 (イ) -15 児童発達支援

全体では、「利用したい」が2.4%となっている。

年齢区分別では、「未成年」が23.8%と突出している。

障がい種別では、「発達障がい」が10.6%と最も高く、「知的障がい」が6.5%となっている。

■ 児童発達支援



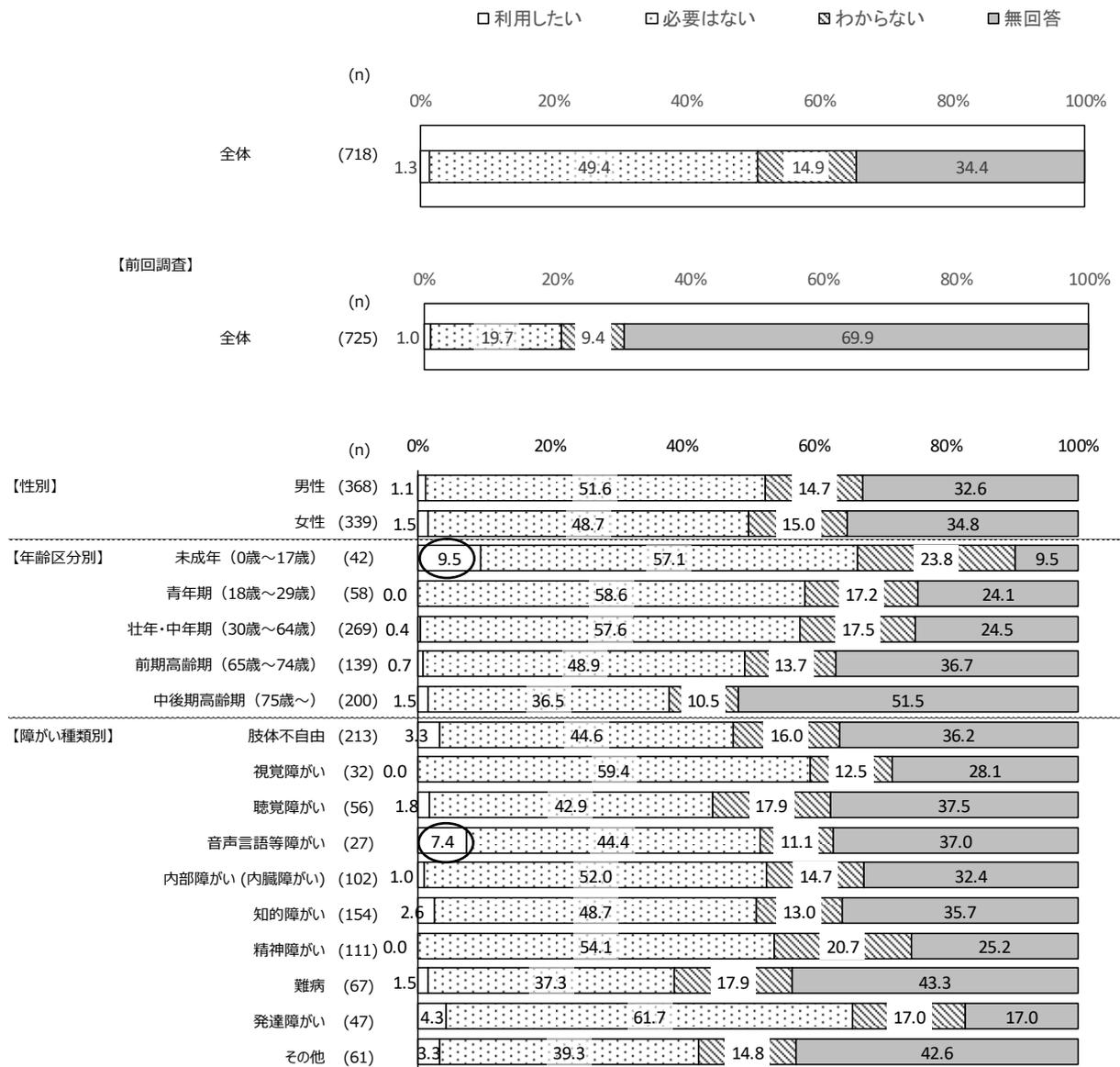
問9 (イ) -16 医療型児童発達支援

全体では、「利用したい」が1.3%となっている。

年齢区分別では、「未成年」が9.5%と他の層に比べ高い。

障がい種類別では、「音声言語等障がい」が7.4%と他の層に比べ高い。
 (“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 医療型児童発達支援



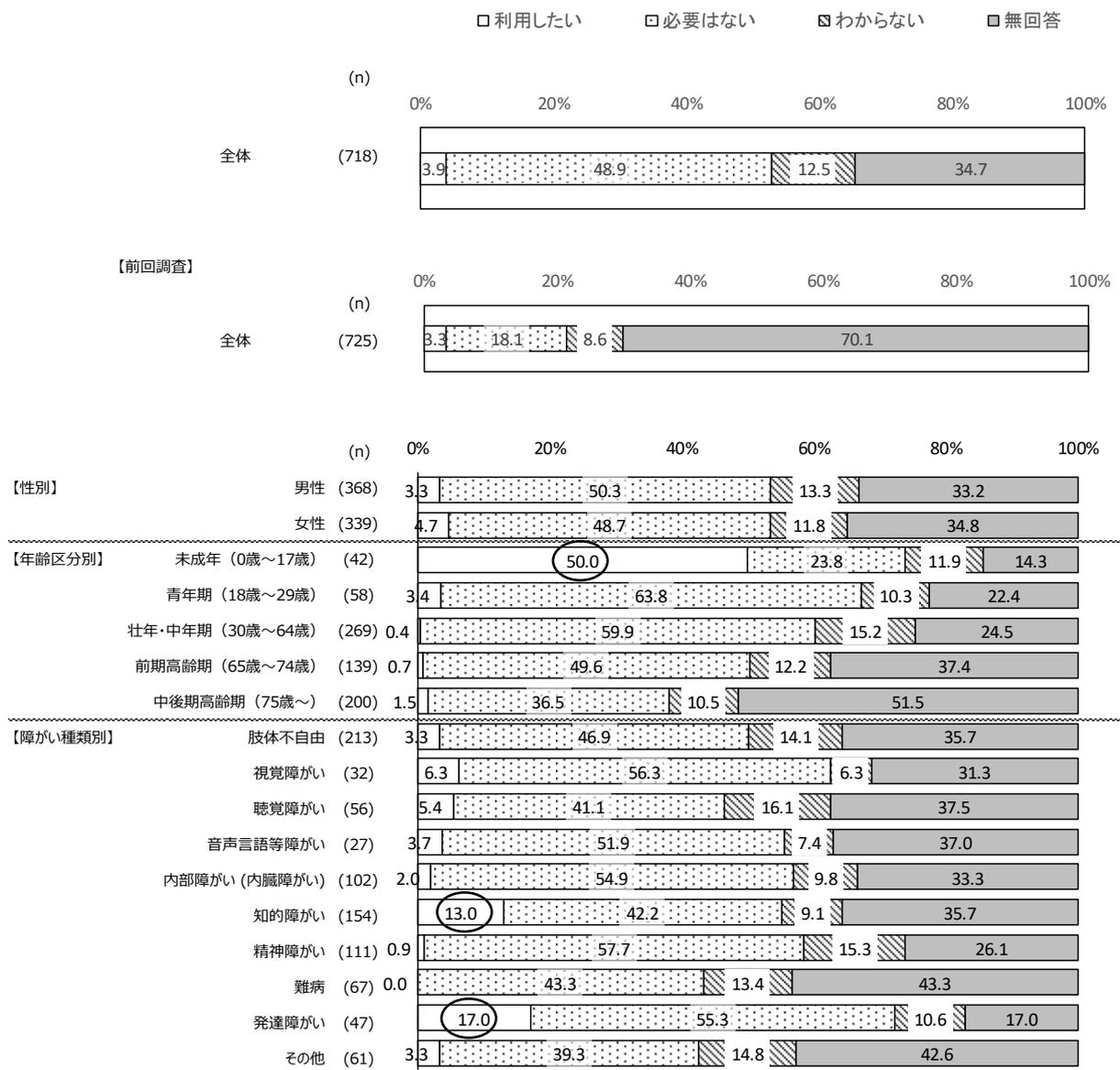
問9 (イ) -17 放課後等デイサービス

全体では、「利用したい」が3.9%となっている。

年齢区分別では、“未成年”の半数が利用意向を示している。

障がい種類別では、“発達障がい”が17.0%と最も高く、次いで“知的障がい”が13.0%となっている。

■ 放課後等デイサービス



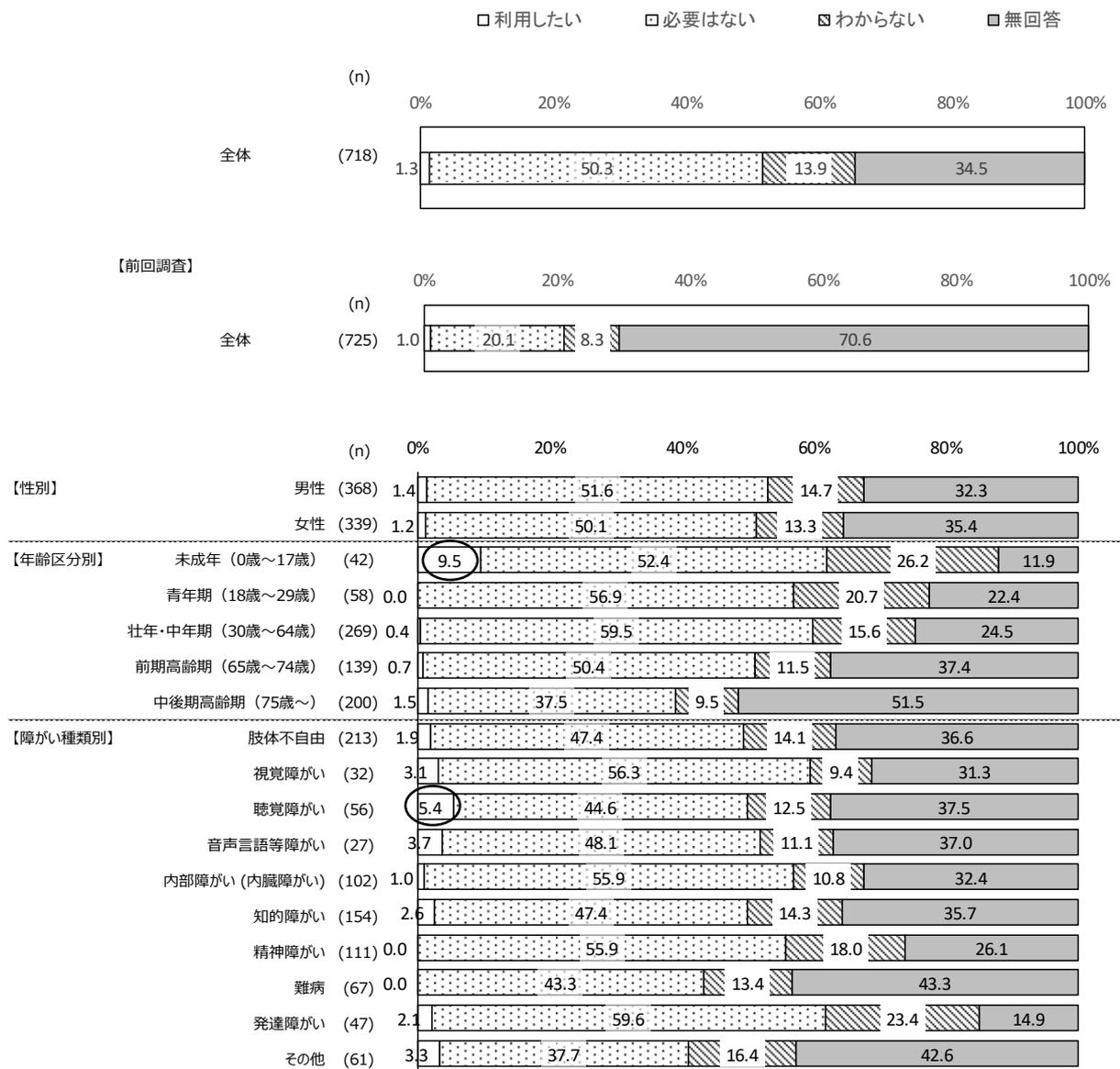
問9 (イ) -18 保育所等訪問支援

全体では「利用したい」が1.3%となっている。

年齢区分別では、“未成年”が9.5%と他の層に比べ高い。

障がい種類別では、“聴覚障がい”が5.4%と他の層に比べ高い。

■ 保育所等訪問支援



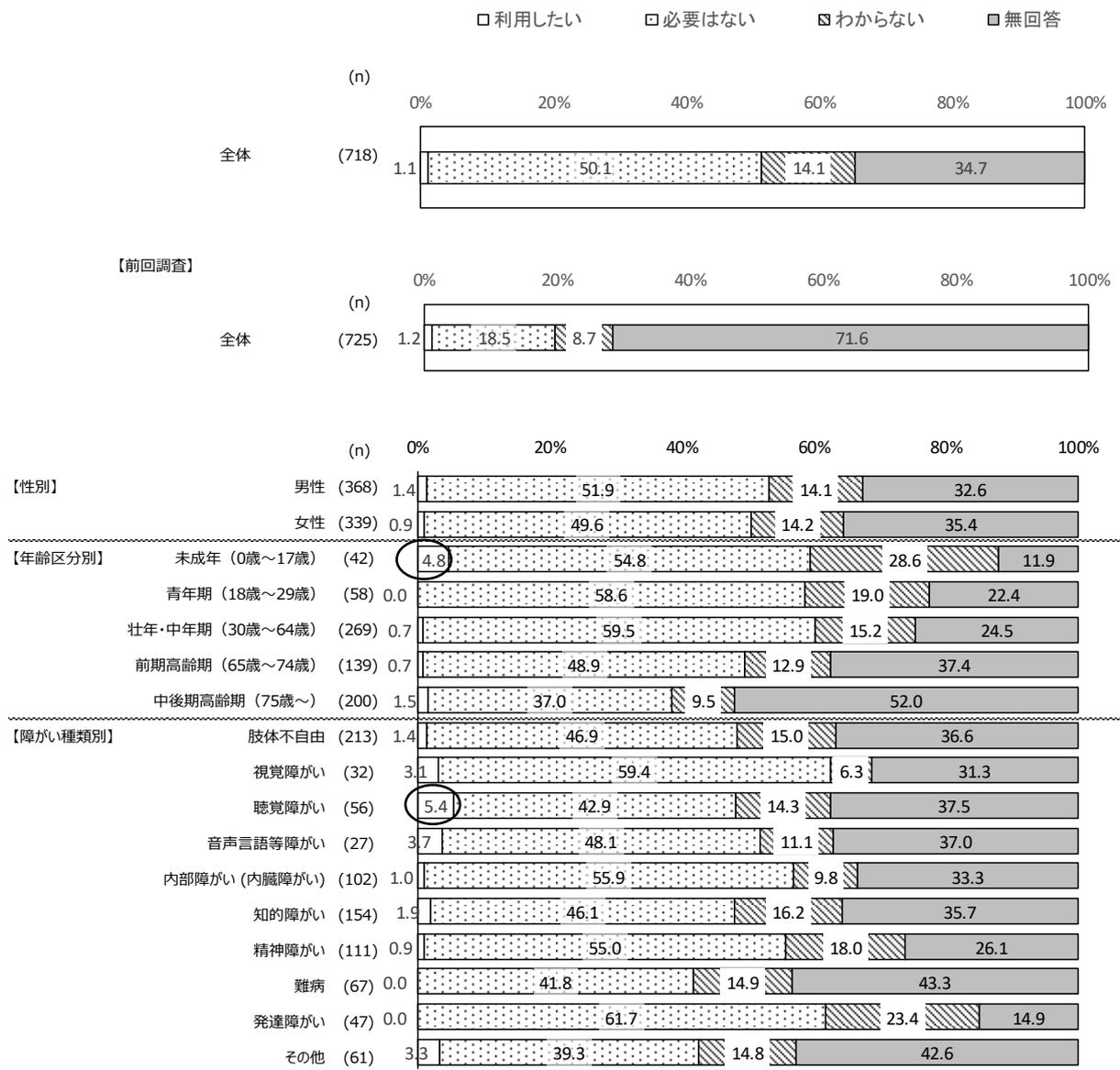
問9 (イ) -19 福祉型障害児入所支援

全体では「利用したい」が1.1%となっている。

年齢区分別では、“未成年”が4.8%と他の層に比べ高い。

障がい種類別では、“聴覚障がい”が5.4%と他の層に比べ高い。

■ 福祉型障害児入所支援



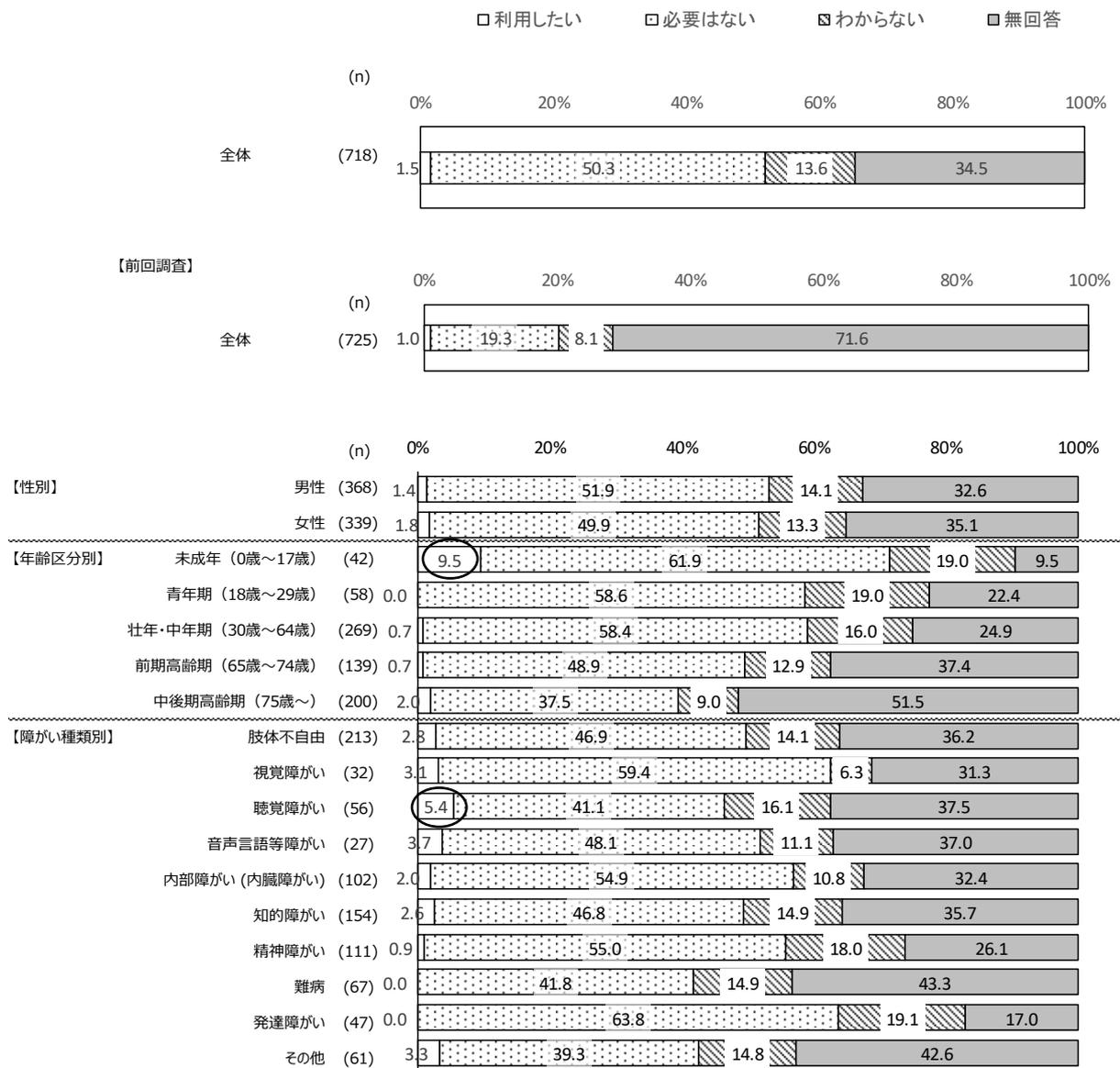
問9 (イ) -20 医療型障害児入所支援

全体では、「利用したい」が1.5%となっている。

年齢区分別では、「未成年」が9.5%と他の層に比べ高い。

障がい種類別では、「聴覚障がい」が5.4%と他の層に比べ高い。

■ 医療型障害児入所支援



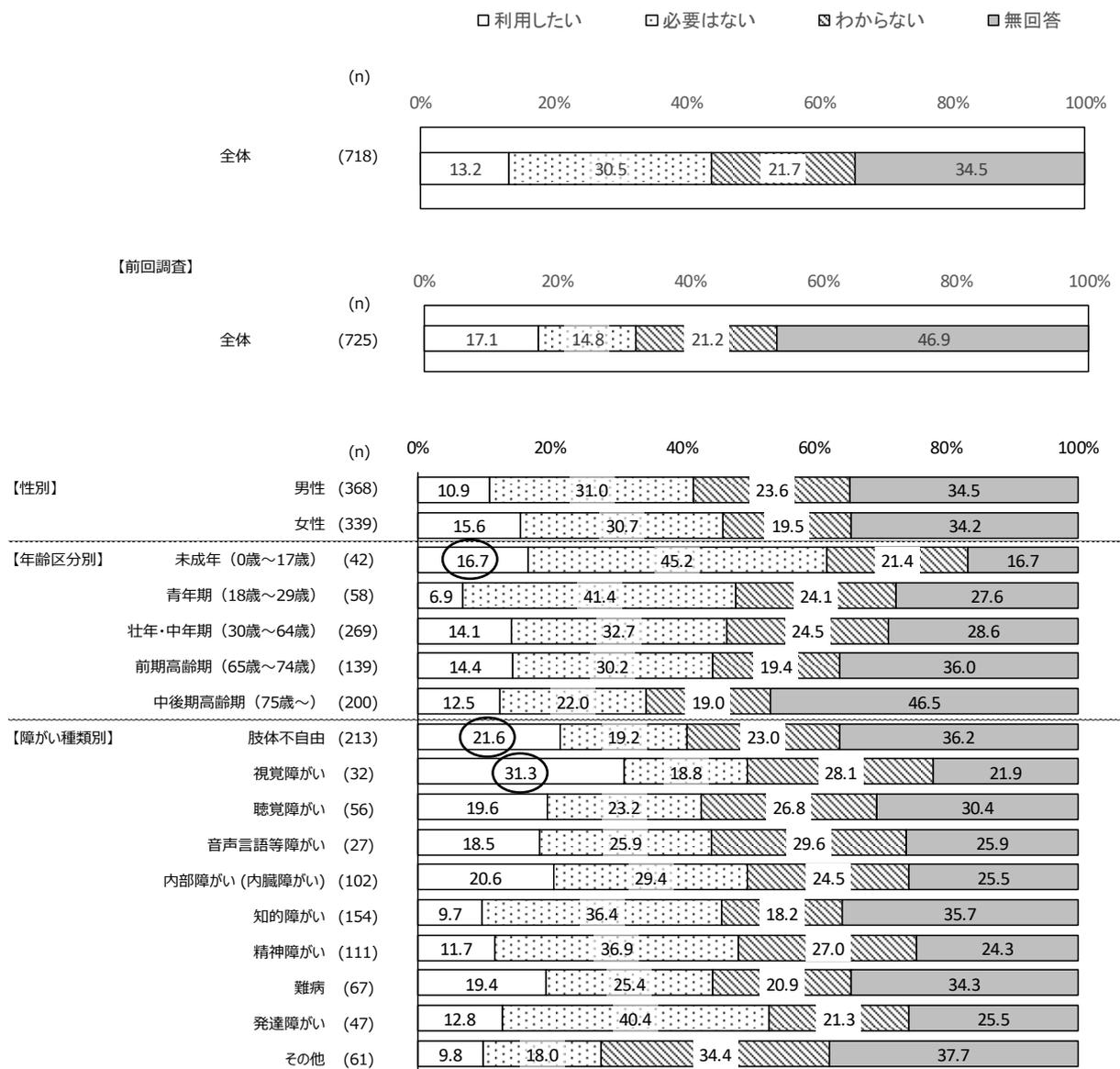
問9 (イ) -21 更生医療

全体では、「利用したい」が13.2%となっている。

年齢区分別では、“未成年”が16.7%と最も高い。

障がい種類別では、“視覚障がい”が31.3%と最も高く、次いで“肢体不自由”が21.6%となっている。

■ 更生医療



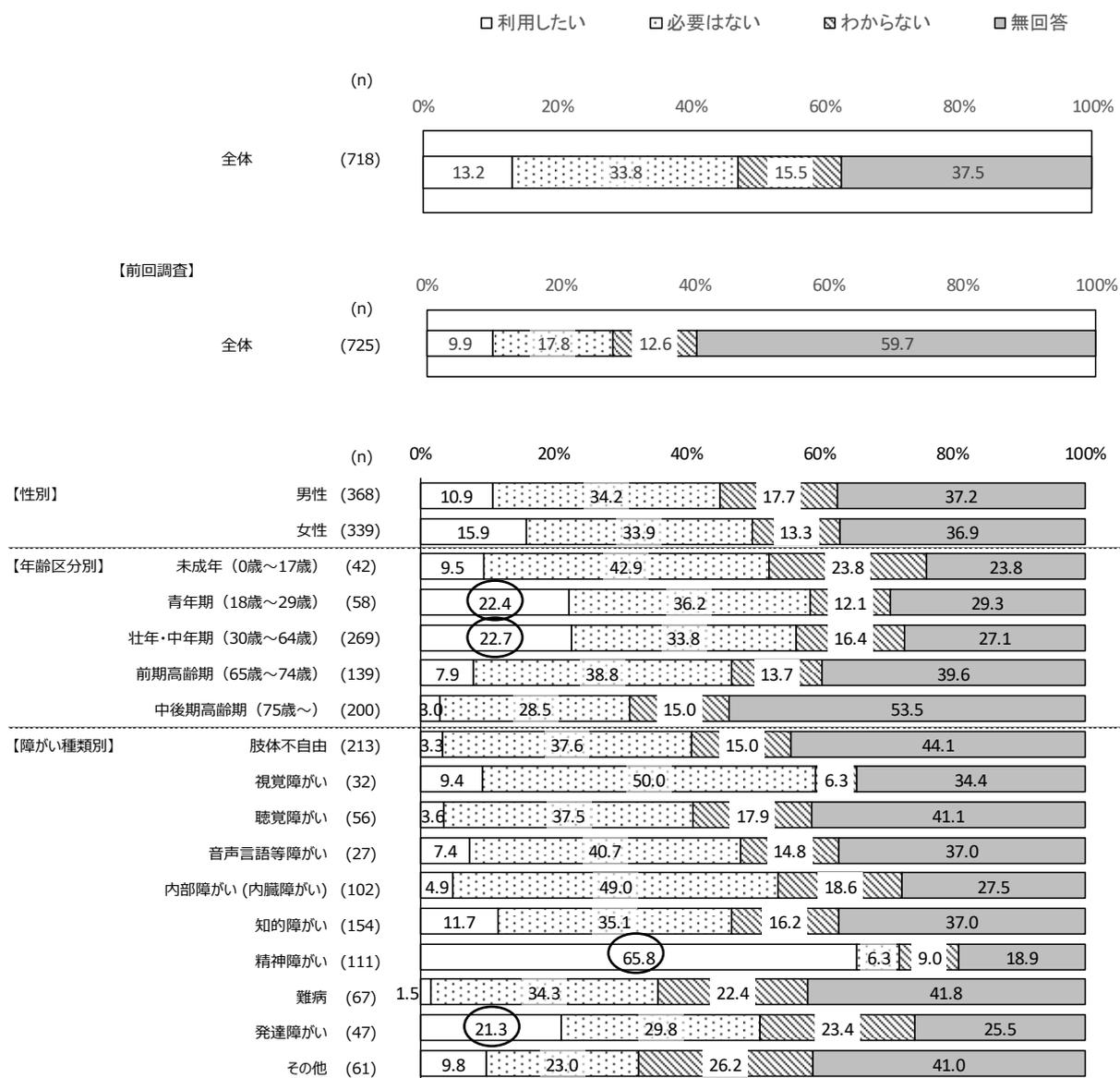
問9 (イ) -22 自立支援医療（精神通院医療）

全体では、「利用したい」が13.2%となっている。

年齢区分別では、「壮年・中年期」が22.7%、「青年期」が22.4%と他の層に比べ高い。

障がい種類別では、「精神障がい」が65.8%と突出し、次いで「発達障がい」が21.3%となっている。

■ 自立支援医療（精神通院医療）



問9 (イ) -23 補装具

全体では、「利用したい」が16.7%となっている。

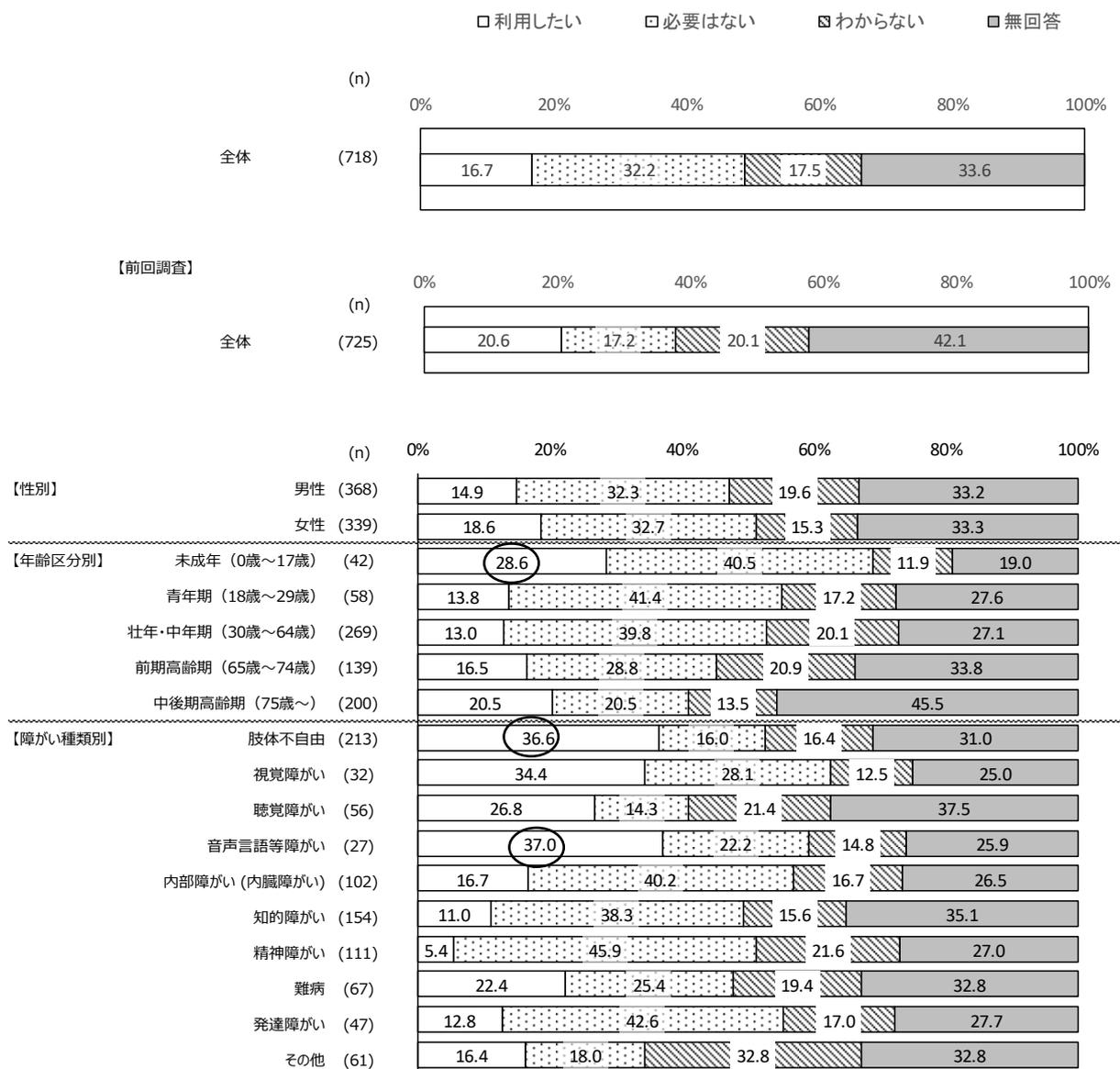
前回調査に比べ、利用意向が約4ポイント低下。

年齢区分別では、“未成年”が28.6%と他の層に比べ高い。

障がい種類別では、“音声言語等障がい”が37.0%と最も高く、次いで“肢体不自由”が36.6%となっている。

(“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 補装具



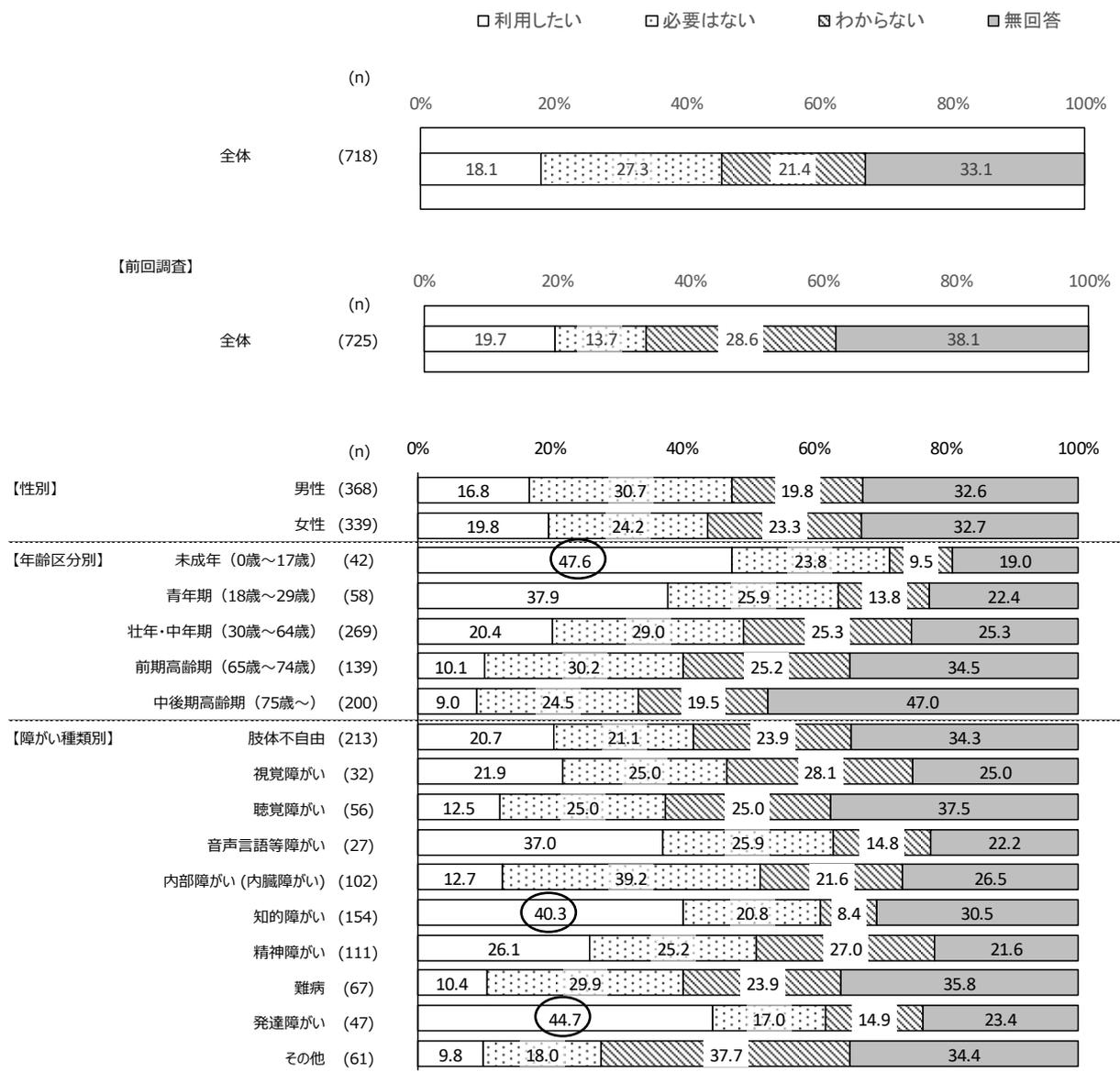
問9 (イ) -24 相談支援事業

全体では、「利用したい」が18.1%となっている。

年齢区分別では、「未成年」が47.6%と最も高く、29歳以下の層の利用意向が高い傾向がうかがえる。

障がい種類別では、「発達障がい」が44.7%と最も高く、次いで「知的障がい」が40.3%となっている。

■ 相談支援事業



問9 (イ) -25 日常生活用具給付等事業

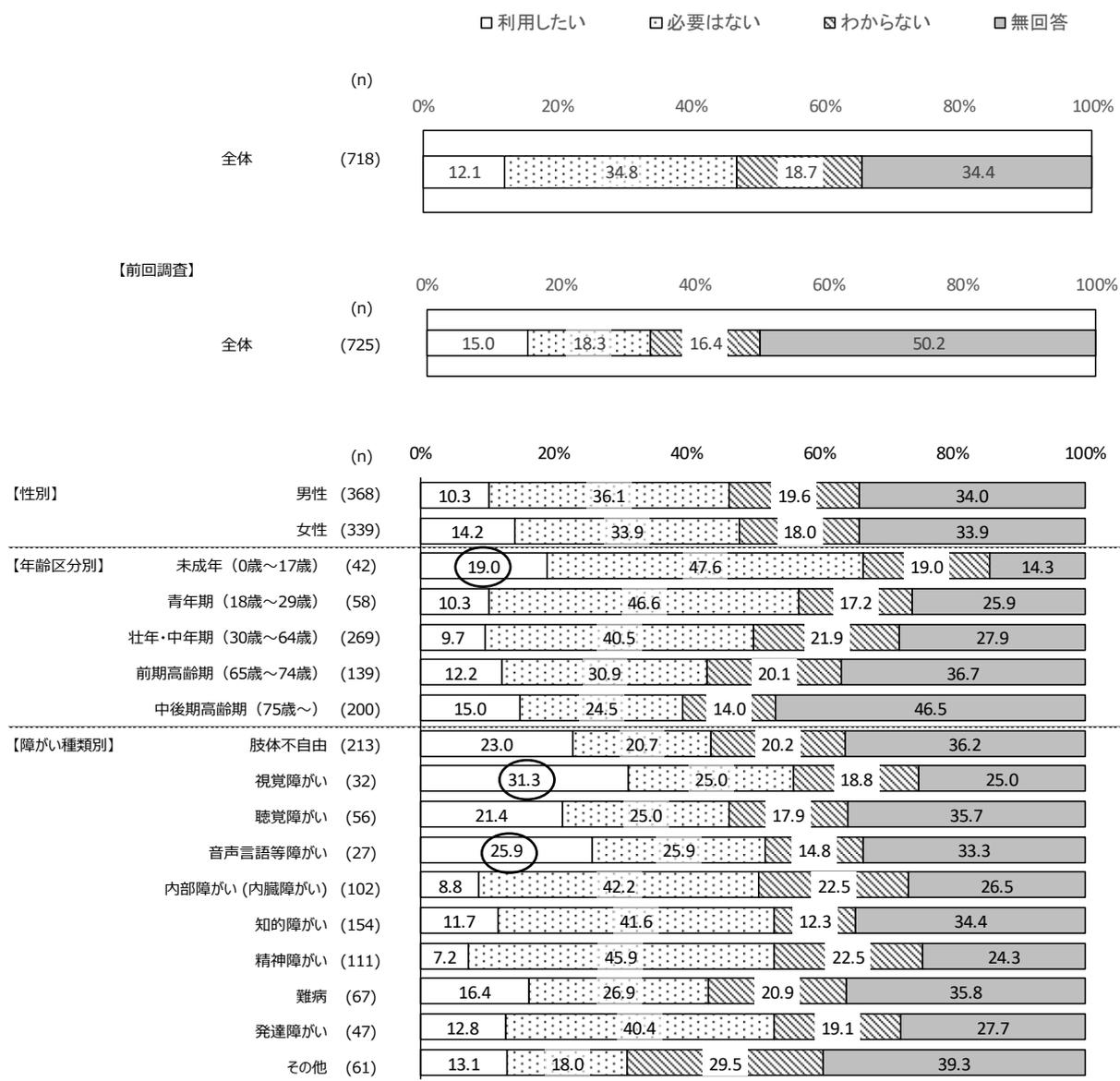
全体では、「利用したい」が12.1%となっている。

年齢区分別では、「未成年」が19.0%と他の層に比べ高い。

障がい種類別では、「視覚障がい」が31.3%と最も高く、次いで「音声言語等障がい」が25.9%となっている。

(「音声言語等障がい」はサンプル数が30未満のため参考)

■ 日常生活用具給付等事業



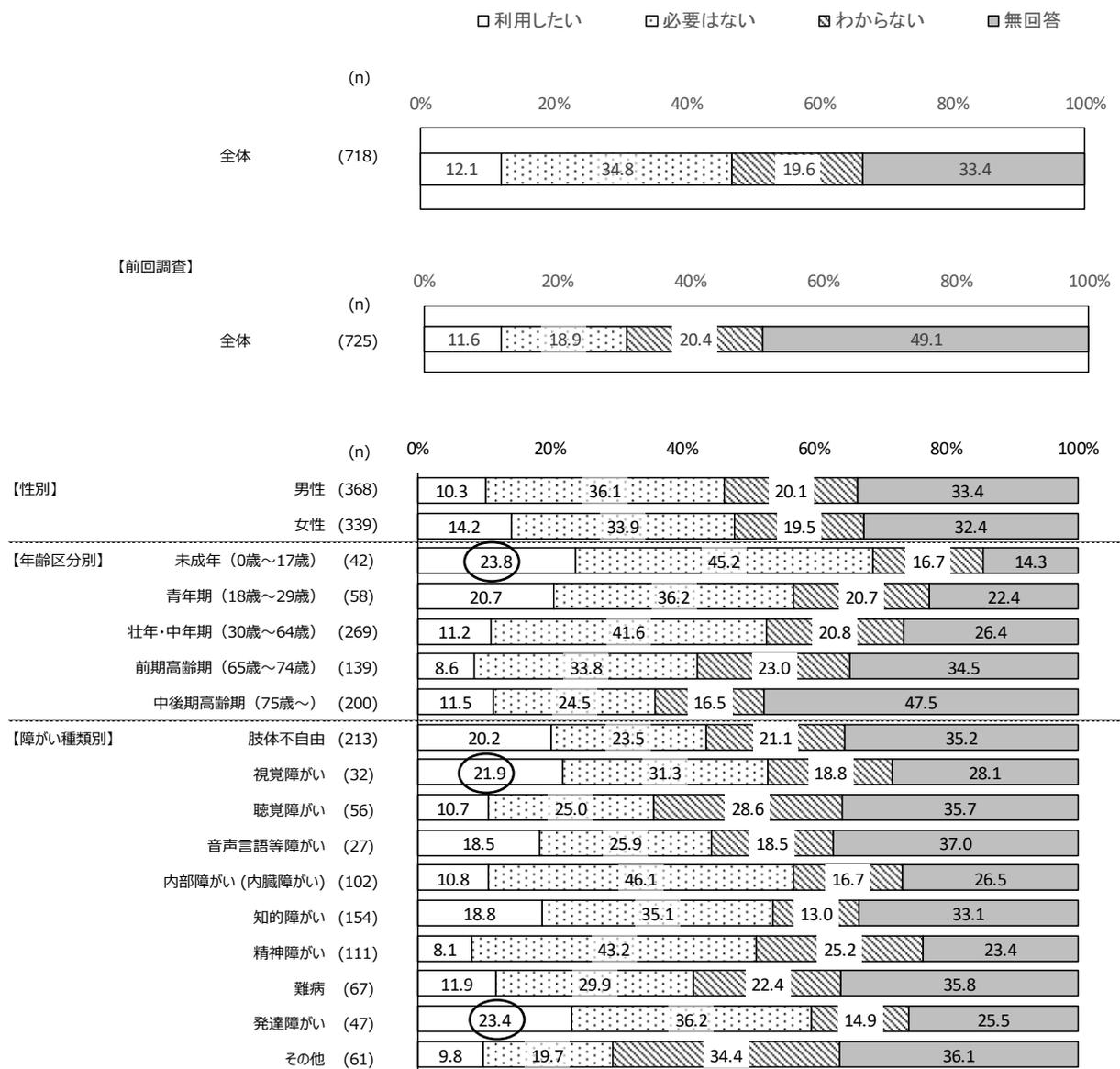
問9 (イ) -26 移動支援事業

全体では「利用したい」が12.1%となっている。

年齢区分別では、“未成年”が23.8%と最も高く、次いで“青年期”が20.7%となっている。

障がい種類別では、“発達障がい”が23.4%と最も高く、次いで“視覚障がい”が21.9%となっている。

■ 移動支援事業



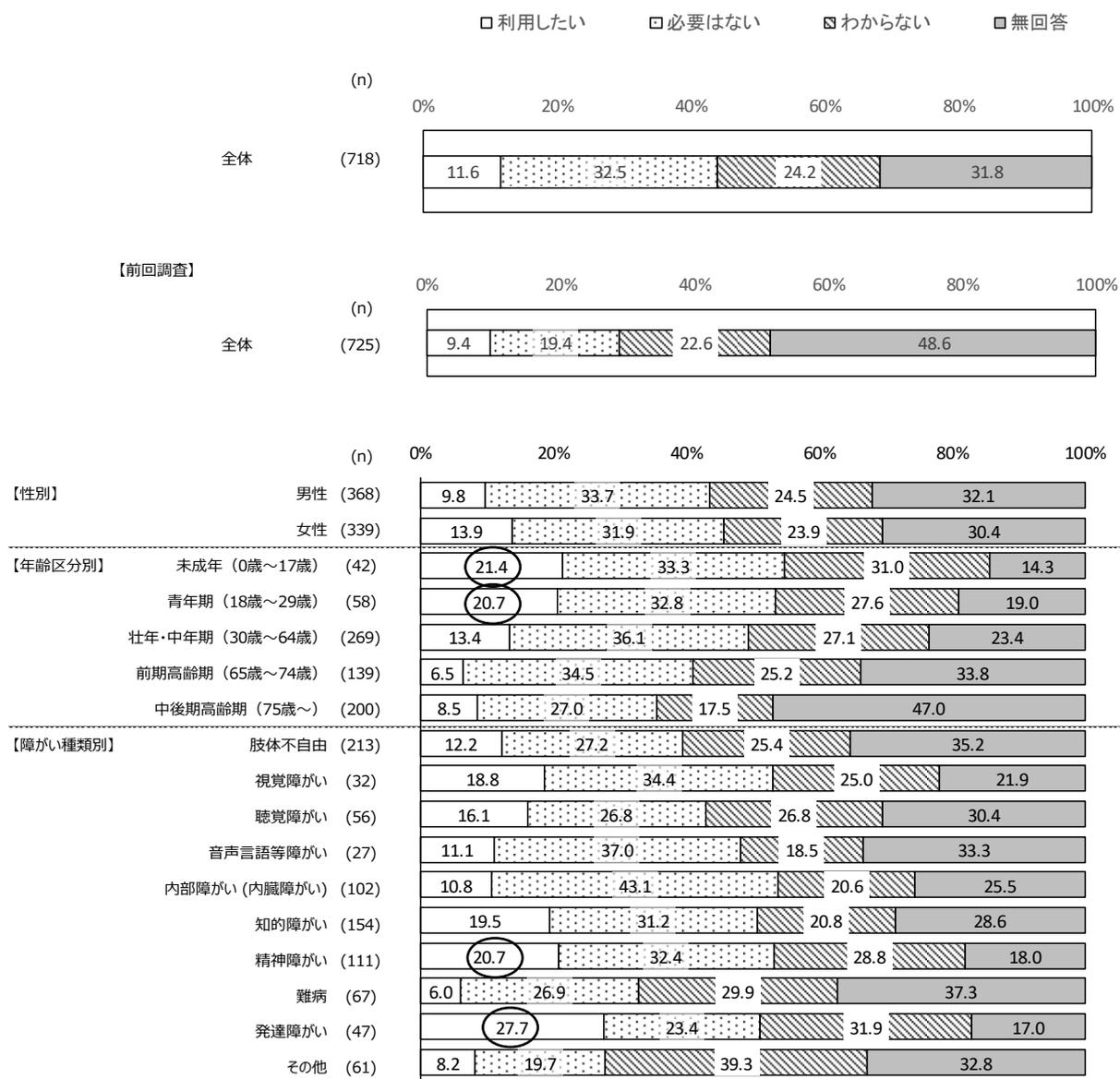
問9 (イ) -27 地域活動支援センター

全体では、「利用したい」が11.6%となっている。

年齢区分別では、「未成年」が21.4%と最も高く、次いで「青年期」が20.7%となっている。

障がい種類別では、「発達障がい」が27.7%と最も高く、次いで「精神障がい」が20.7%となっている。

■ 地域活動支援センター



問9 (イ) -28 入浴サービス事業

全体では、「利用したい」が5.6%となっている。

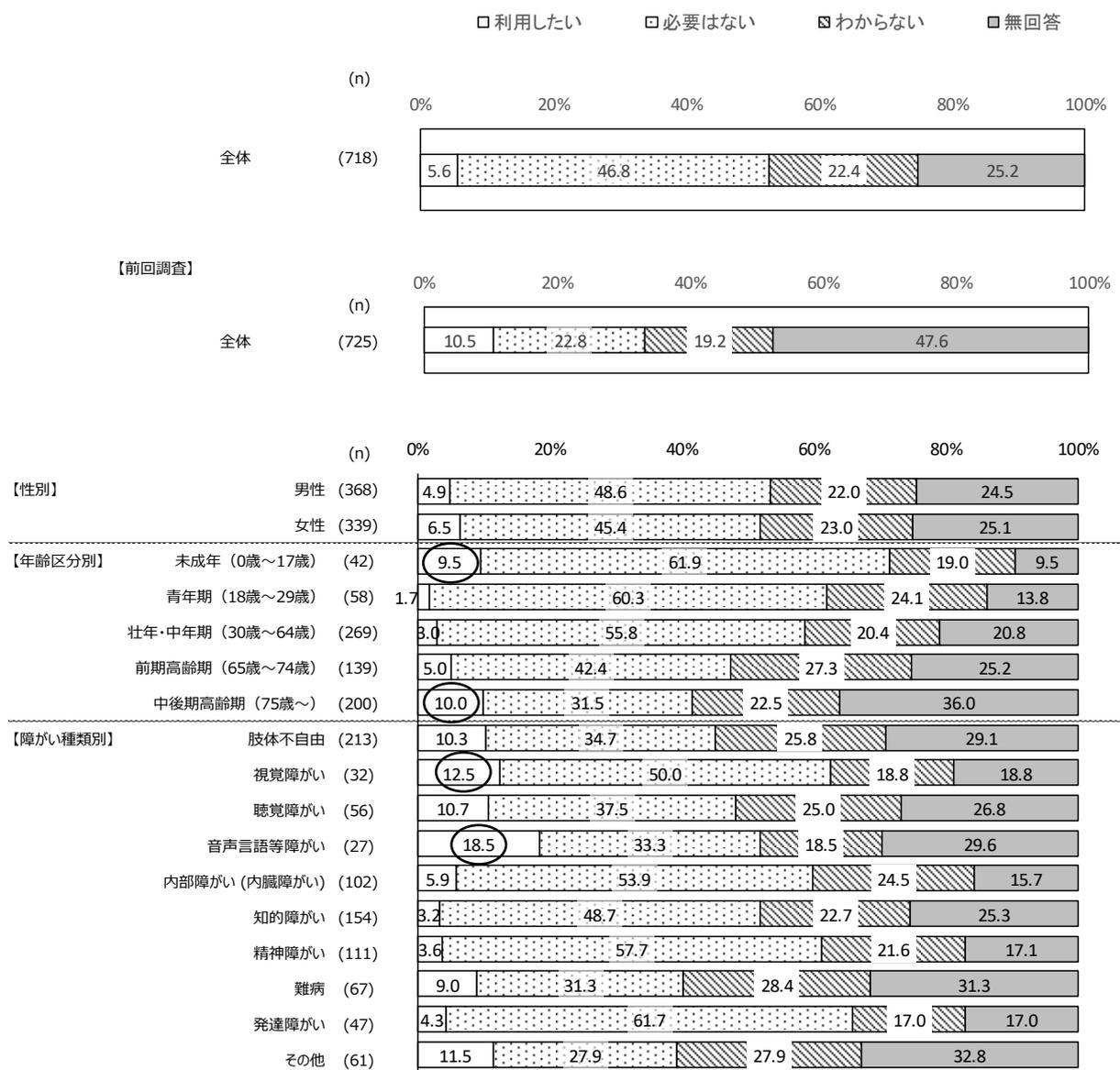
前回調査に比べ、利用意向が約5ポイント低下。

年齢区分別では、“中後期高齢期”が10.0%と最も高く、次いで“未成年”が9.5%となっている。

障がい種類別では、“音声言語等障がい”が18.5%と最も高く、次いで“視覚障がい”が12.5%となっている。

(“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 入浴サービス事業



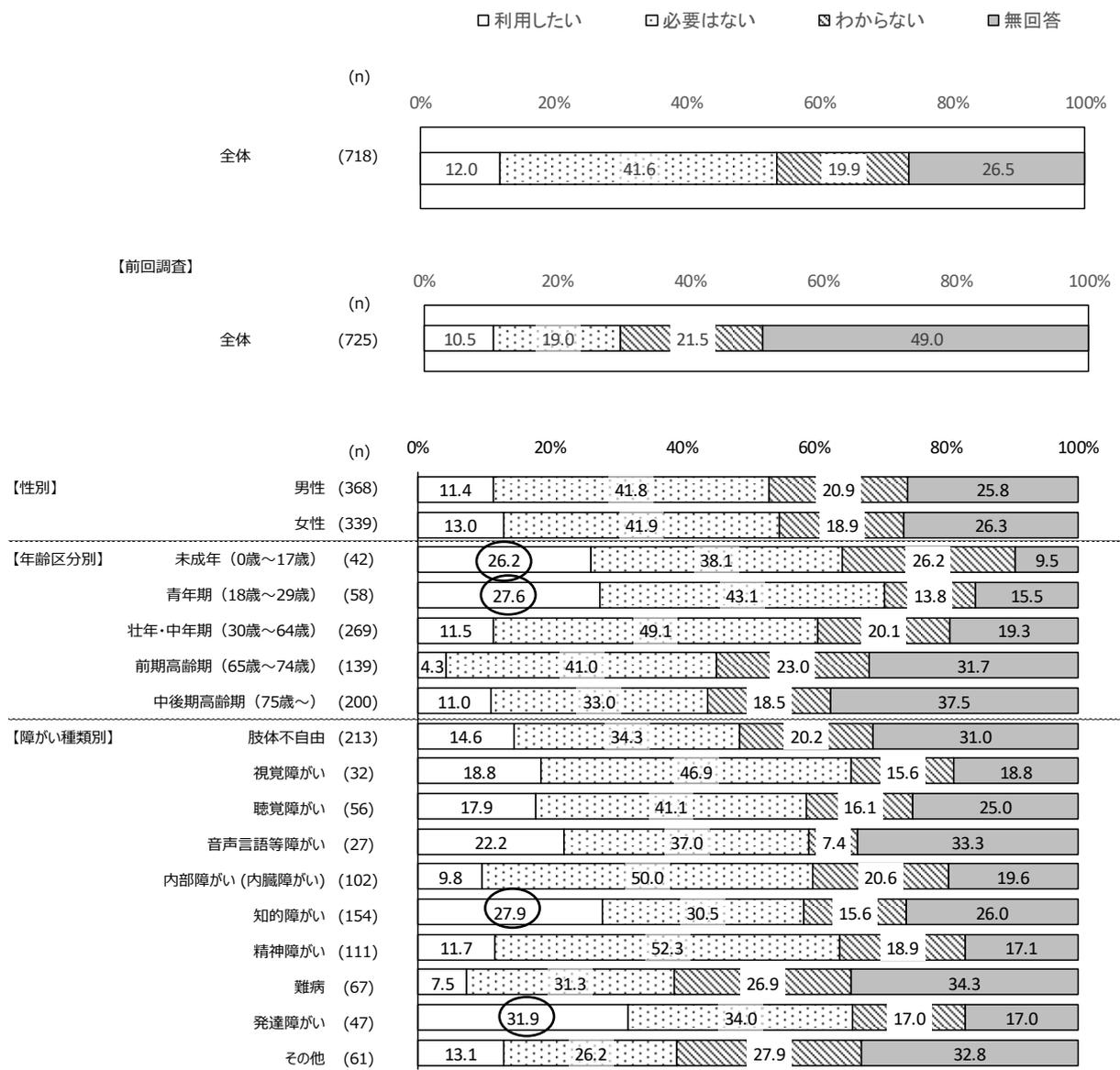
問9 (イ) -29 日中一時支援事業

全体では、「利用したい」が12.0%である。

年齢区分別では、「青年期」が27.6%と最も高く、次いで「未成年」が26.2%となっている。

障がい種類別では、「発達障がい」が31.9%と最も高く、次いで「知的障がい」が27.9%となっている。

■ 日中一時支援事業

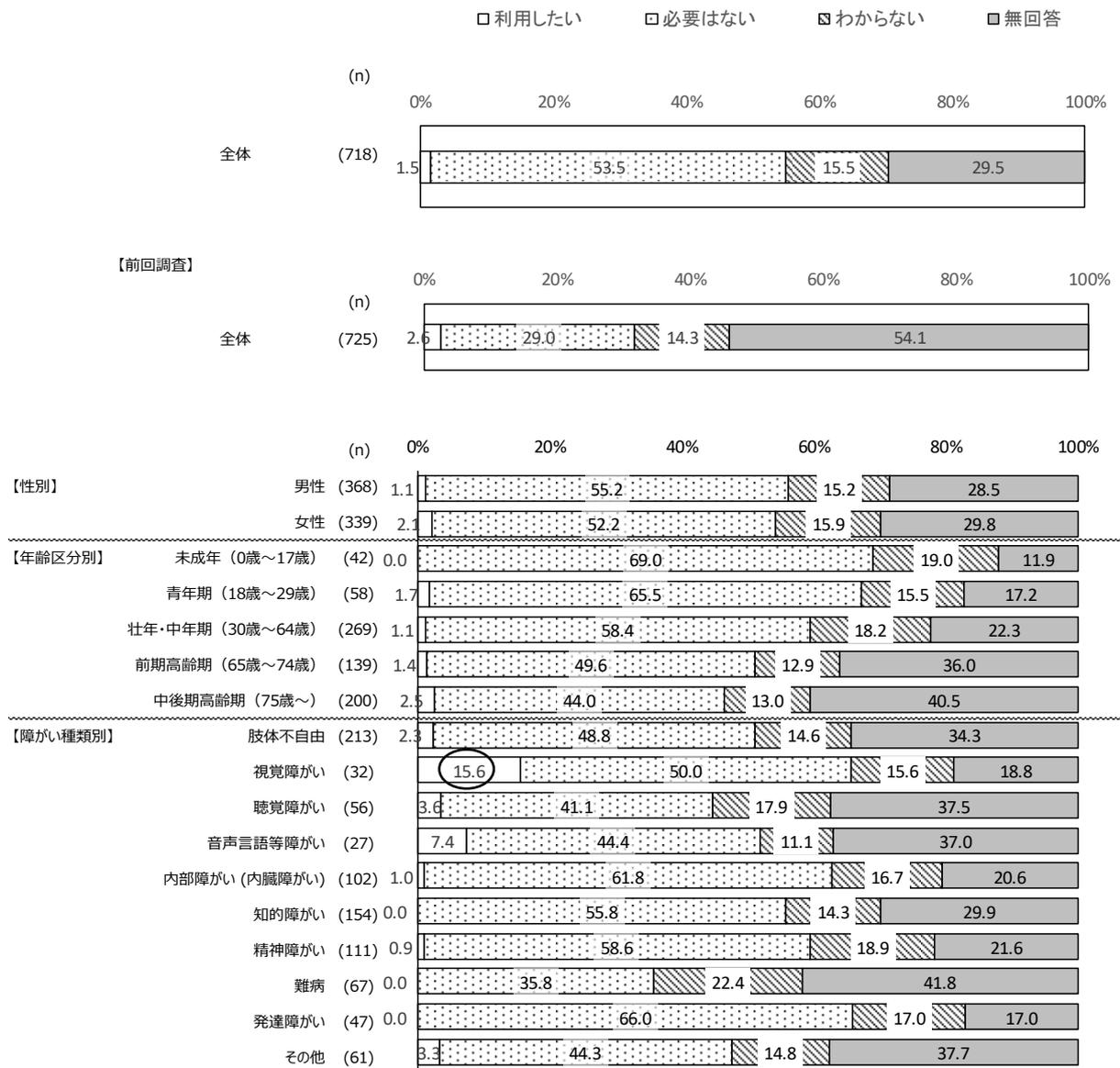


問9 (イ) -30 市広報紙の点訳、音訳

全体では「利用したい」が1.5%となっている。

障がい種類別では、“視覚障がい”の15.6%が利用意向を示している。

■ 市広報紙の点訳、音訳



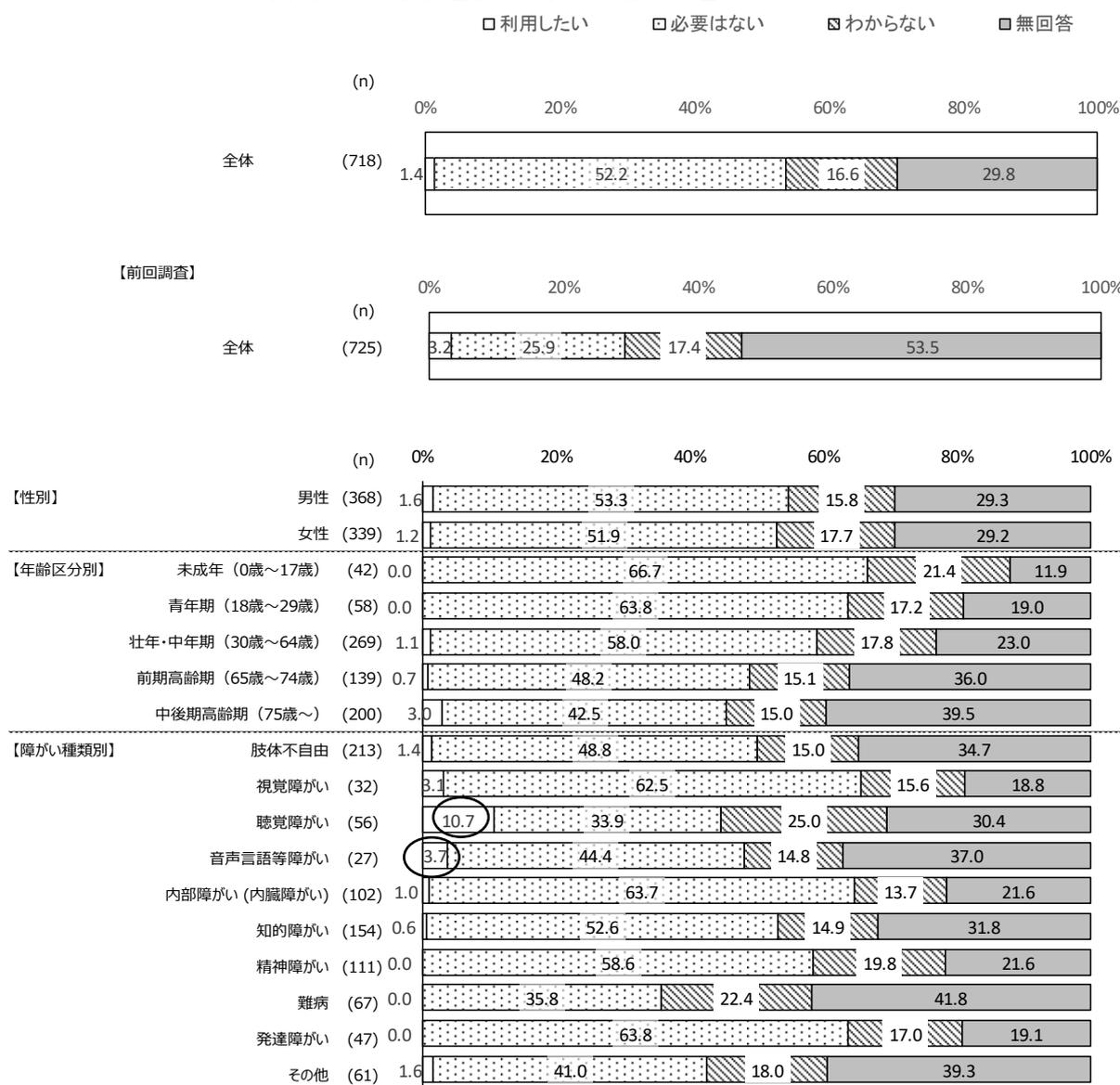
問9 (イ) -31 コミュニケーション支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）

全体では、「利用したい」が1.4%となっている。

障がい種類別では、“聴覚障がい”が10.7%、“音声言語等障がい”が3.7%の利用意向を示している。

（“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考）

■ コミュニケーション支援事業（手話通訳者・要約筆記者派遣事業）

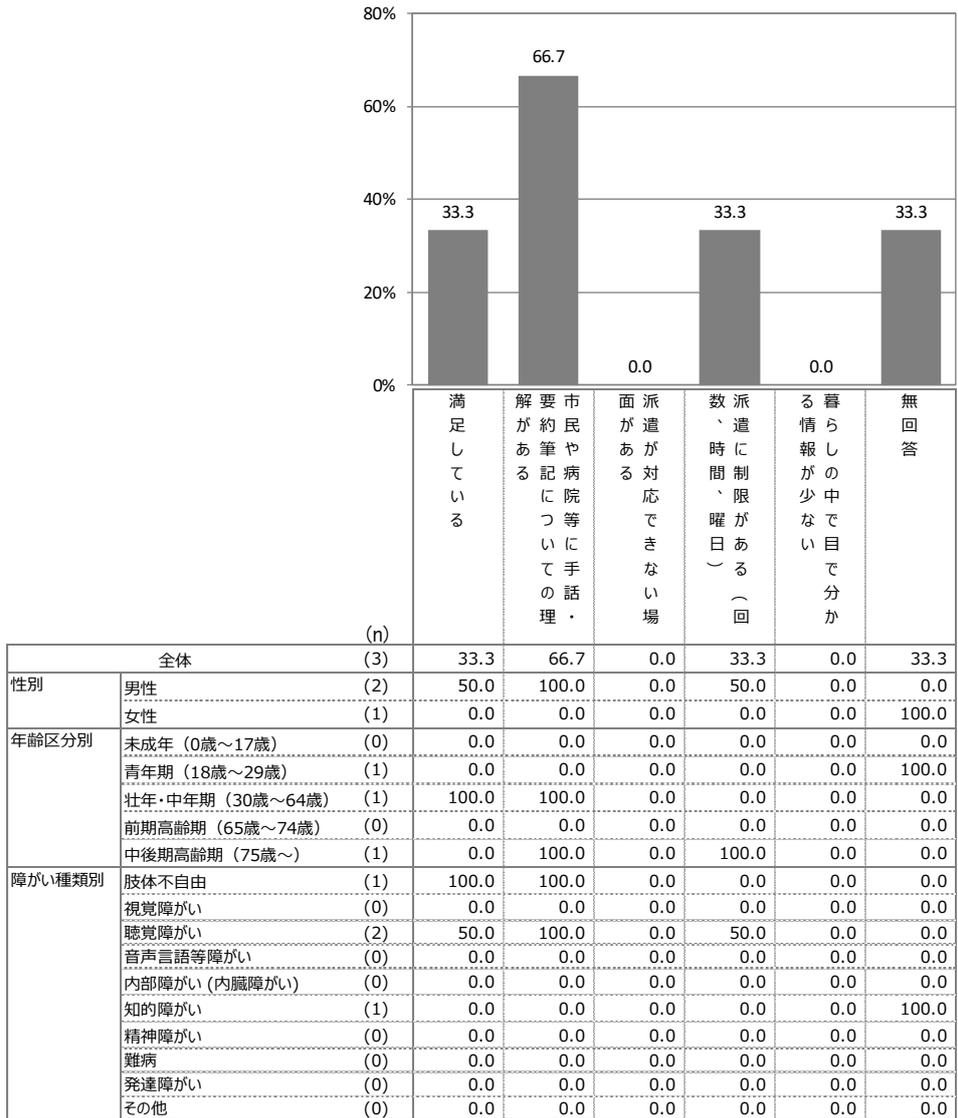


(5) 手話通訳者・要約筆記派遣サービスの感想

◆問9の③で手話通訳者・要約筆記派遣サービスを「1. 利用している、または、2. 以前利用していた」と回答した方にお聞きします。

問10 利用している(した)感想を教えてください。(〇はいくつでも)

■ 手話通訳者・要約筆記派遣サービスの感想 (3 サンプルのためグラフは参考)



※集計対象者は「手話通訳者・要約筆記派遣サービス」利用者または以前利用した方

4. 将来の生活について

(1) 今後の生活に対する不安なこと

問 11 あなたは今後生活していくうえで、どのようなことに不安を感じますか。
(○はいくつでも)

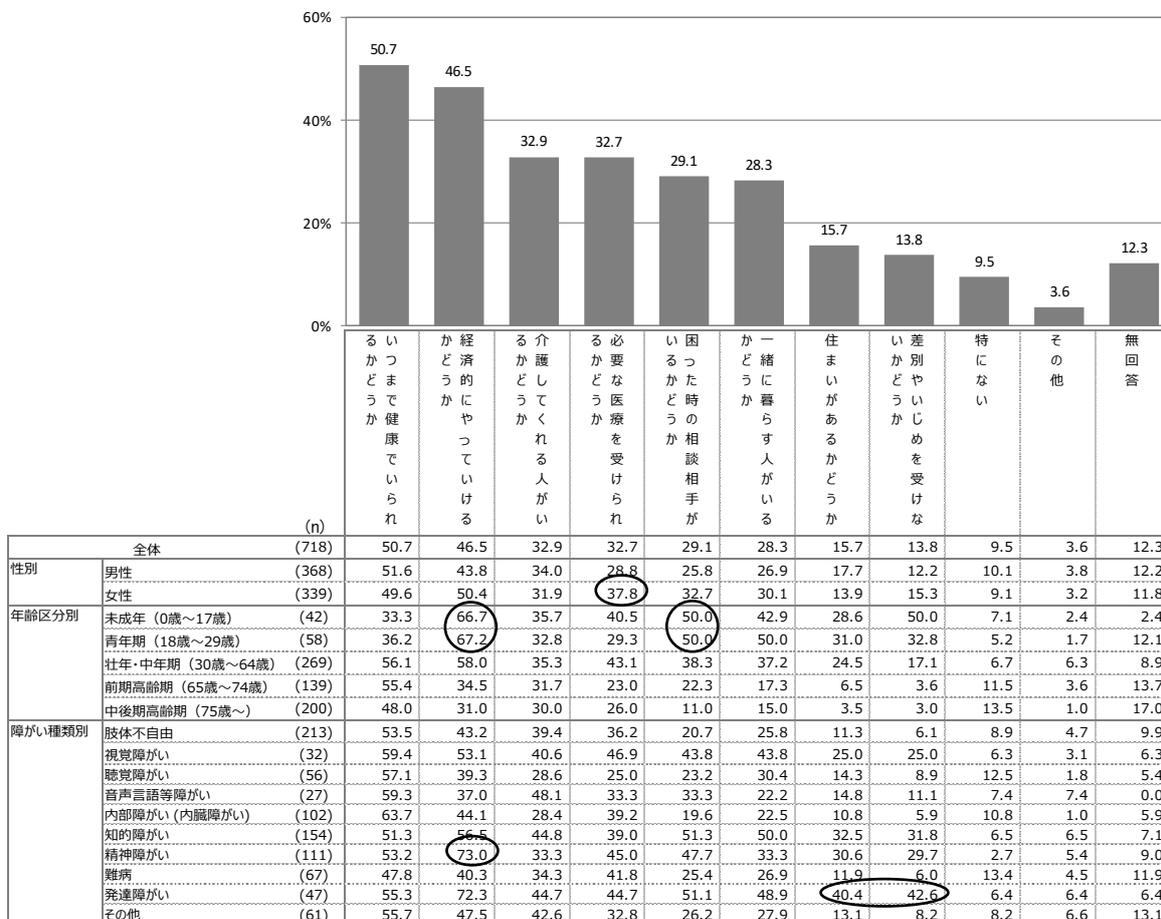
全体では、「いつまで健康でいられるかどうか」が50.7%と半数を超える。
次いで「経済的にやっていけるかどうか」が46.5%、「介護してくれる人がいるかどうか」が32.9%となっている。

性別では、女性が「必要な医療を受けられるかどうか」が37.8%と男性に比べ9ポイント高い。

年齢区分別では、29歳以下の層で「経済的にやっていけるかどうか」「困った時の相談相手がいるかどうか」が半数を超え、他の層に比べ高い。

障がい種類別では、“精神障がい”は「経済的にやっていけるかどうか」が7割強、「発達障がい」は「住まいがあるかどうか」「差別やいじめを受けないかどうか」は4割台と他の層に比べ高い。

■ 今後の生活に対する不安なこと



【その他の主な内容】

- ・親が亡くなった後のこと
- ・災害発生時のこと など

※全体で「特にない」「その他」「無回答」を除き降順ソート

(2) 将来希望する生活様式

問 12 あなたは、将来どのような生活をしたいと思いますか。(○は1つ)

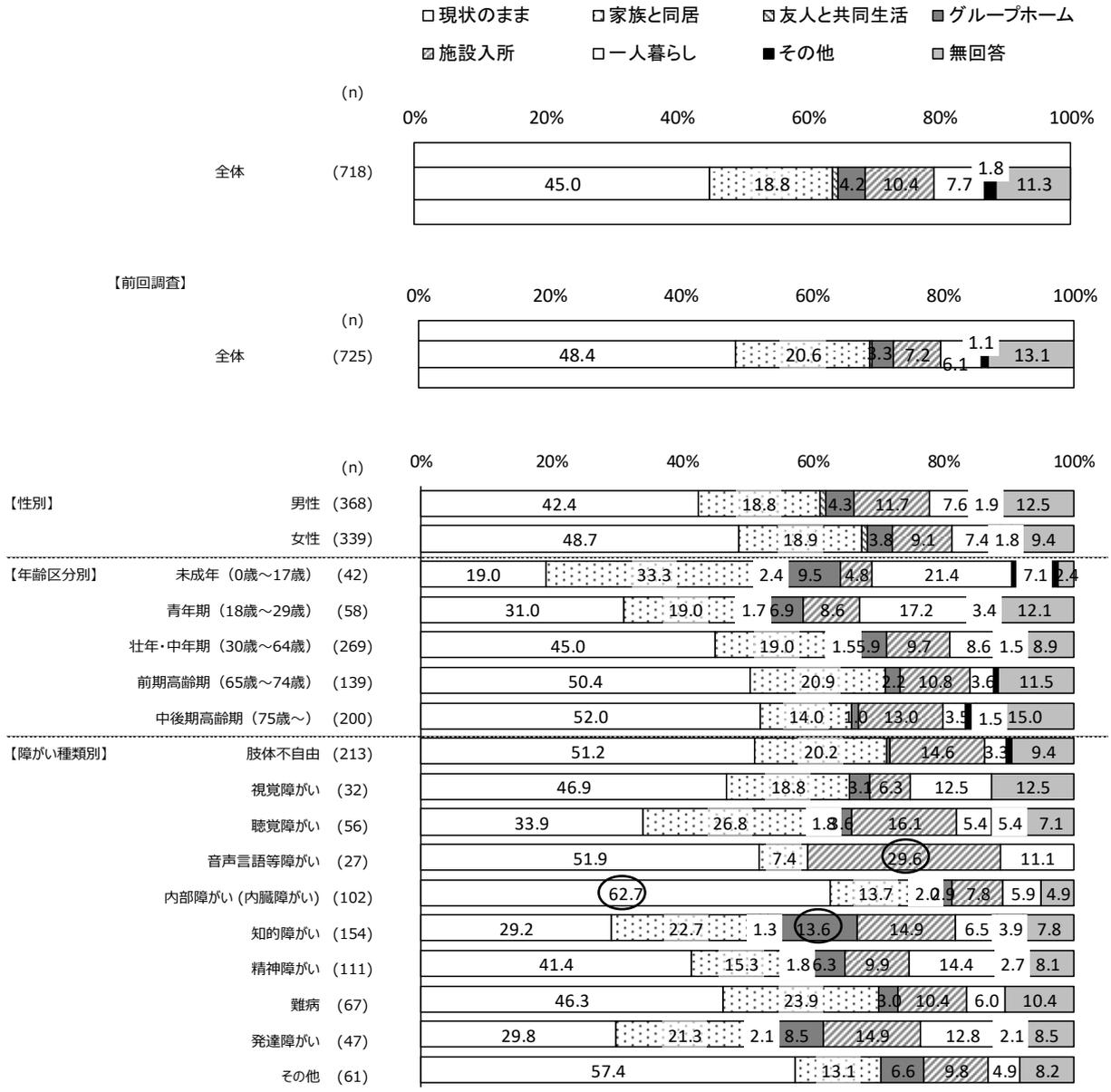
全体では、「現状のまま」が45.0%と最も高く、次いで「家族と同居」が18.8%、「施設入所」が10.4%となっている。

年齢区分別では、「現状のまま」「施設入所」は年齢の増加に伴い割合も増加、一方で、「一人暮らし」は年齢の増加に伴い割合が減少している。

障がい種類別では、“音声言語障がい”は「施設入所」、「内部障がい」は「現状のまま」、「知的障がい」は「グループホーム」の割合が他の層に比べ高い。

(“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 将来希望する生活様式



【その他の主な内容】

- ・パートナーと同居
- ・先のことはわからない など

5. 教育について（18歳未満の方を対象）

（1）入学、進学したい学校、学級

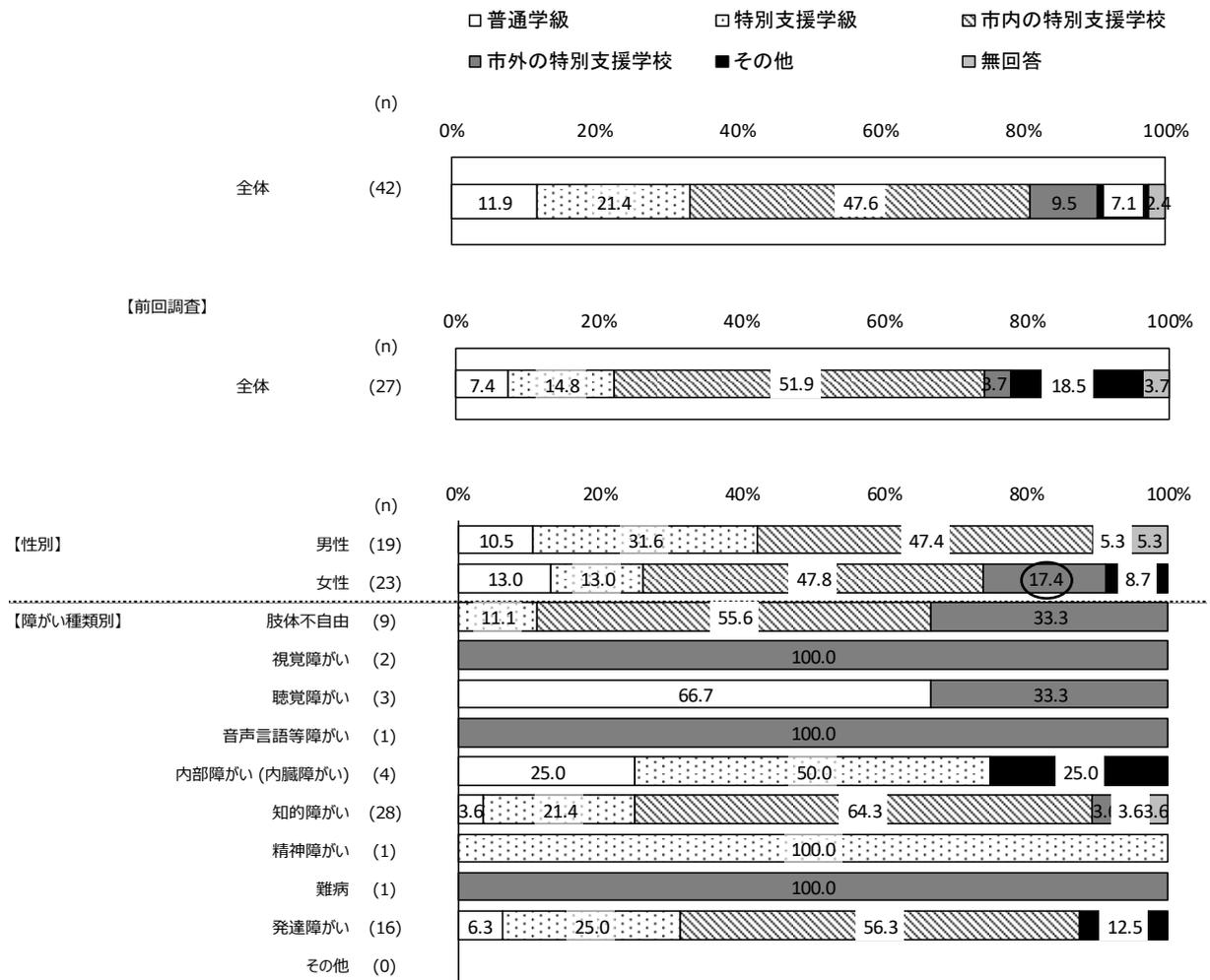
問 13 通学・通園している方、していない方ともにお聞きします。今後、あなたが入学、進学したい学校、学級はどこですか。（○は1つ）

全体では、「市内の特別支援学校」が47.6%と最も高く、次いで「特別支援学級」が21.4%、「普通学級」が11.9%となっている。

前回調査に比べ、「特別支援学級」が約7ポイント増加。

性別では、女性は「市外の特別支援学校」が17.4%と男性に比べ約12ポイント高い。
（女性はサンプル数が30未満のため参考）

■ 入学、進学したい学校、学級



【その他の主な内容】

・就職 ・特に希望なし

※集計対象者は18歳未満の方

(2) 学校での問題点や不安に思うこと

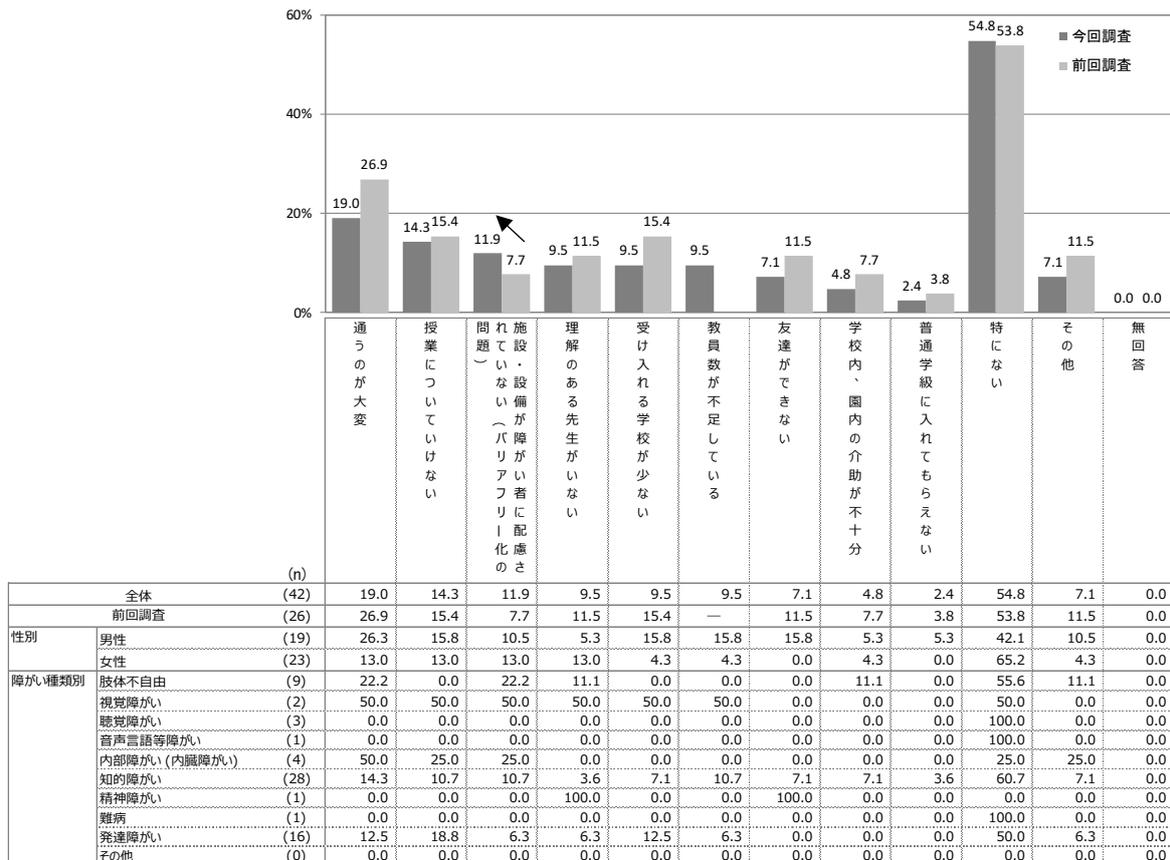
問 14 学校で困っていることはありますか。卒業生は困ったことがありましたか。
また、まだ通学・通園をしていない方は不安に思うことをお聞かせください。
(○はいくつでも)

全体では、「特になし」が54.8%と半数を超える。

問題点や不安については、「通うのが大変」が19.0%と最も高く、次いで「授業についていけない」が14.3%、「施設・設備が障がい者に配慮されていない（バリアフリー化の問題）」が11.9%となっている。

前回調査に比べ、「施設・設備が障がい者に配慮されていない（バリアフリー化の問題）」が僅かに増加、他の問題点や不安要素は減少している。

■ 学校での問題点や不安に思うこと



※集計対象者は18歳未満の方
※今回調査の全体で「特になし」「その他」「無回答」を除き降順ソート
※「教員数が不足している」は前回調査では未聴取

【その他の主な内容】

- ・できない事をせめられる
- ・伊東市の施設を借りた県立の学校で、伊東市と子供たちと違う制限がある など

6. 就労について（18歳以上の方を対象）

（1）現在の就労状況

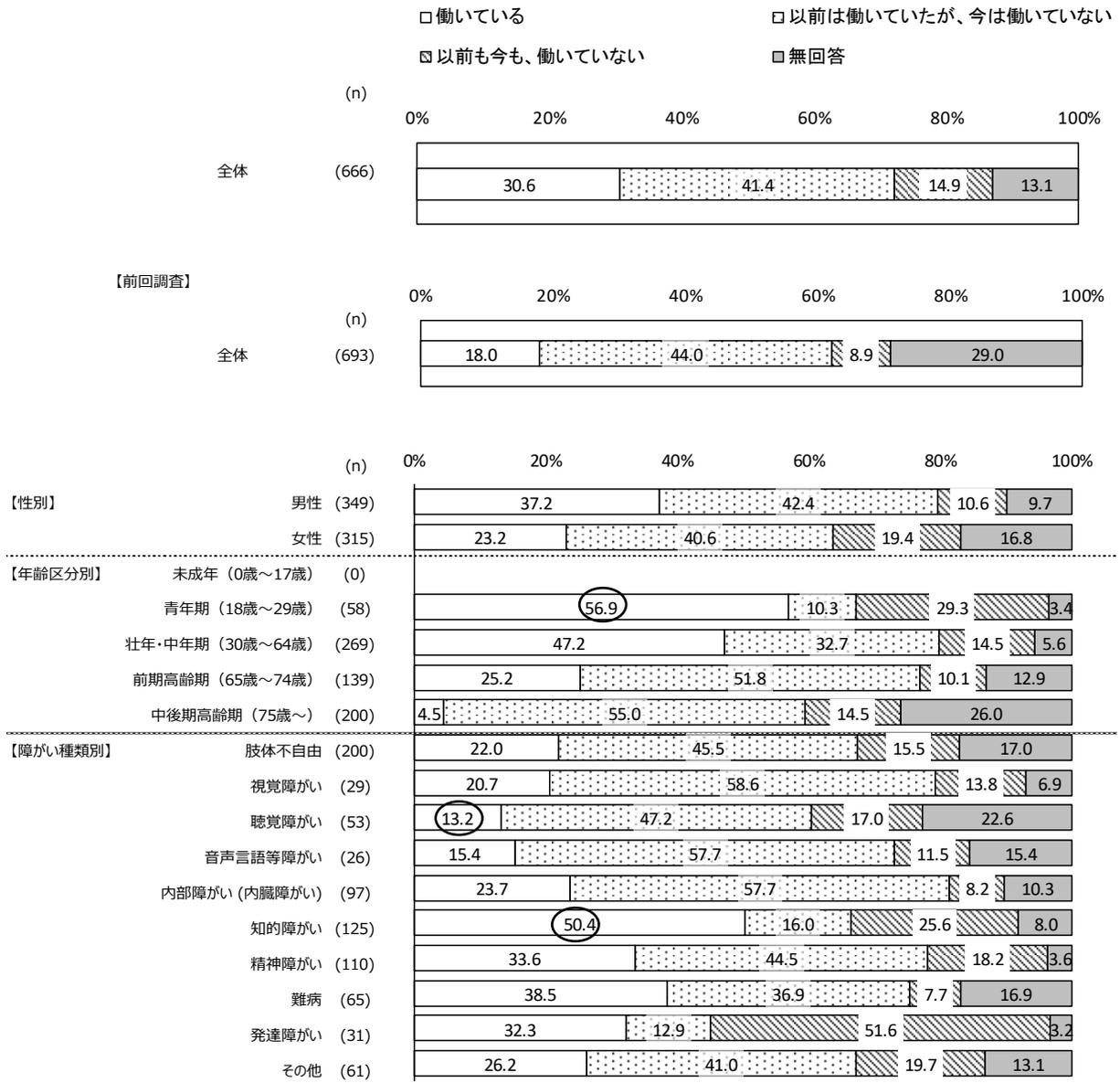
問 15 現在、働いていますか。（○は1つ）

全体では、「働いている」が30.6%、「以前は働いていたが、今は働いていない」が41.4%、「以前も今も、働いていない」は14.9%となっている。

年齢区分別では、“青年期”が「働いている」割合が56.9%と半数を超え最も高い。

障がい種類別では、“知的障がい”は「働いている」が50.4%と半数を超え最も高い。一方、“聴覚障がい”の就労割合は13.2%と最も低い。

■ 現在の就労状況



※集計対象者は18歳以上の方

(2) 仕事の形態

◆問 15 で「1. 働いている」と回答した方にお聞きします。

問 16 仕事の形態はどのようなですか。(○は1つ)

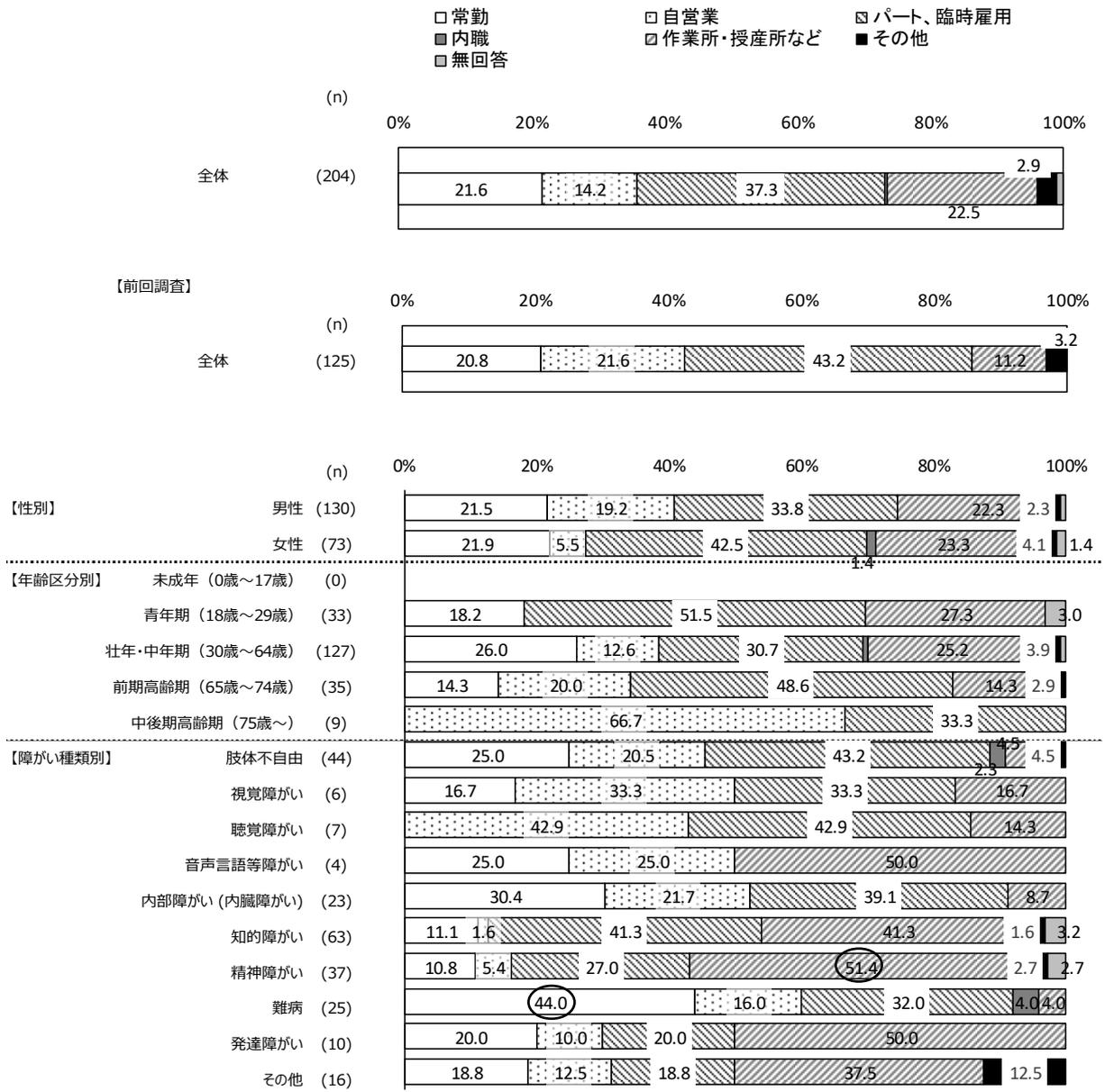
全体では、「パート、臨時雇用」が37.3%と最も高く、次いで「作業所・授産所など」が22.5%、「常勤」が21.6%となっている。

前回調査に比べ、「作業所・授産所など」が約11ポイント増加。

障がい種別では、「難病」は「常勤」が44.0%、「精神障がい」は「作業所・授産所など」が51.4%と他の層に比べ高い。

(“難病”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 仕事の形態



【その他の主な内容】

・就労継続支援 B 型 ・お手伝い など

※集計対象者は 18 歳以上で働いている方

(3) 仕事をしていない主な理由

◆問 15 で「2. 以前は働いていたが、今は働いていない」、「3. 以前も今も、働いていない」と回答した方にお聞きします。

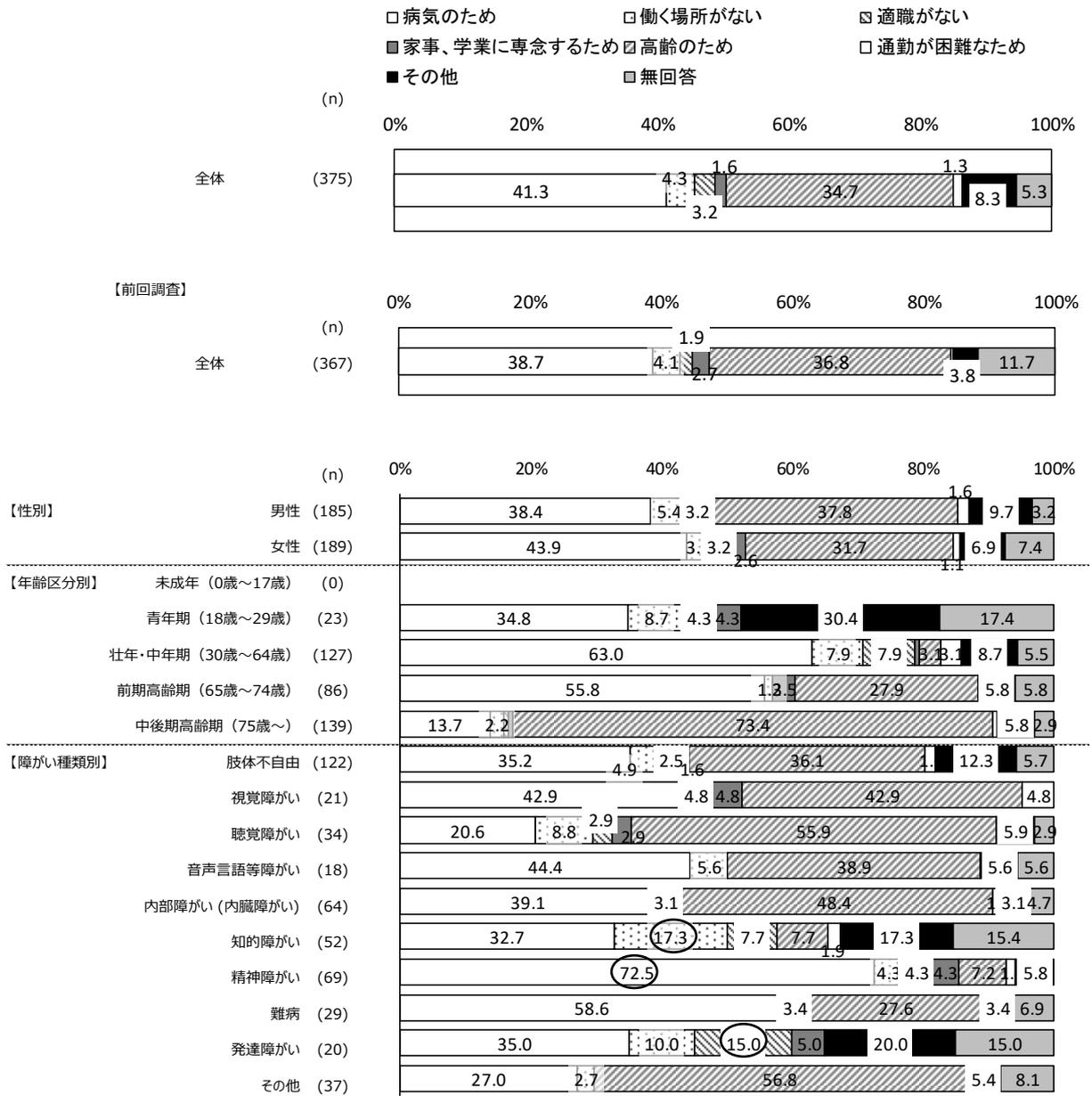
問 17 仕事をしていない主な理由は何ですか。(○は1つ)

全体では、「病気のため」が41.3%と最も高く、次いで「高齢のため」が34.7%となっている。

障がい種類別では、“知的障がい”は「働く場所がない」、「精神障がい」は「病気のため」、「発達障がい」は「適職がない」が他の層に比べ高い。特に“精神障がい”の4人に3人は病気のために理由としてあげている。

(“発達障がい”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 仕事をしていない主な理由



【その他の主な内容】

・定年退職 ・障がい重度である など

※集計対象者は18歳以上で現在働いていない方

(4) 今後の就労意向

◆ひきつづき、問15で「2. 以前は働いていたが、今は働いていない」、
「3. 以前も今も、働いていない」と回答した方にお聞きします。

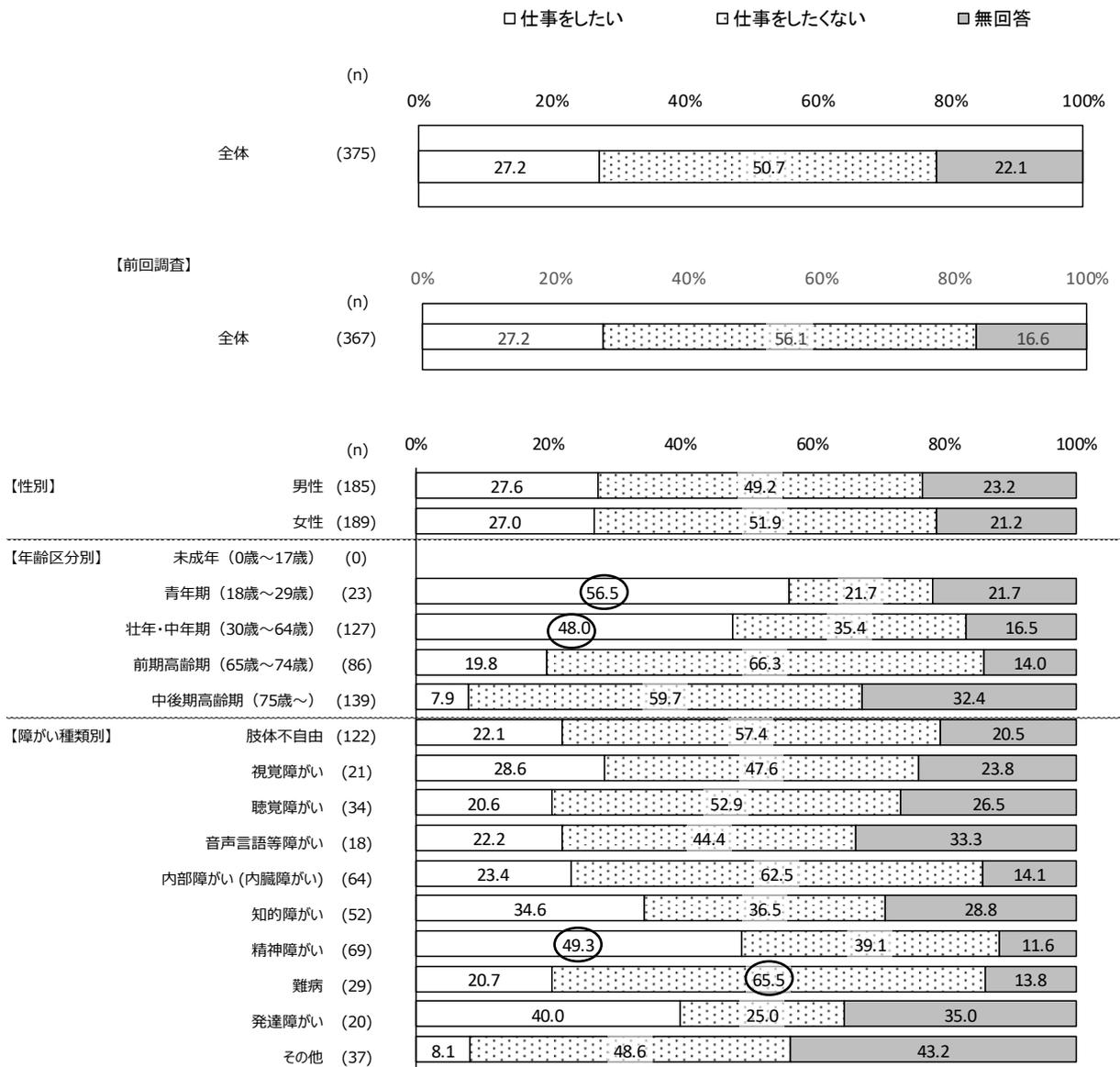
問18 将来、仕事をしたいですか。(○は1つ)

全体では、「仕事をしたくない」が50.7%と半数を超える。

年齢区分別では、“青年期”で6割弱、“壮年・中年期”で約半数が「仕事をしたい」意向を示している。

障がい種類別では、“精神障がい”は「仕事をしたい」が49.3%、一方で、“難病”は「仕事をしたくない」が65.5%と他の層に比べ高い。
(“難病”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 今後の就労意向



※集計対象者は18歳以上で現在働いていない方

(5) 就労するための条件

◆18歳以上の全員の方にお聞きします。

問 19 就労するために、特に必要なことは何だと思えますか。(〇は2つまで)

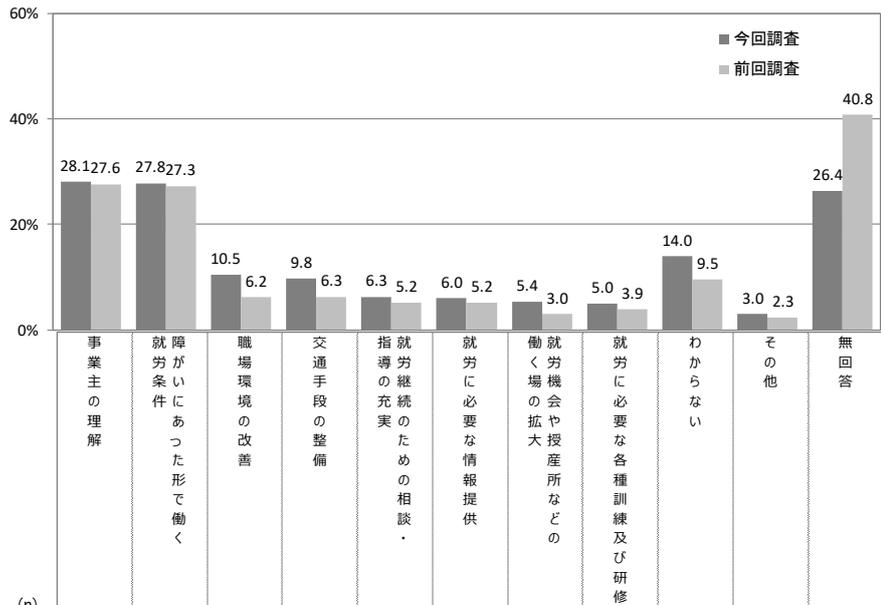
全体では、「事業主の理解」が28.1%と最も高く、次いで「障がいにあった形で働く就労条件」が27.8%となっている。

年齢区分別では、“青年期”は「障害にあった形で働く就労条件」が43.1%、“壮年・中年期”は「事業主の理解」が36.1%と他の層に比べ高い。

障がい種類別では、“視覚障がい”“発達障がい”は「障害にあった形で働く就労条件」が4割強と他の層に比べ高い。

(“視覚障がい”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 就労するための条件



		(n)											
		全体 (666)	28.1	27.8	10.5	9.8	6.3	6.0	5.4	5.0	14.0	3.0	26.4
		前回調査 (693)	27.6	27.3	6.2	6.3	5.2	5.2	3.0	3.9	9.5	2.3	40.8
性別	男性	(349)	28.1	29.8	11.5	9.2	5.4	5.7	6.3	4.9	14.0	3.4	24.4
	女性	(315)	27.9	25.4	9.2	10.5	7.3	6.3	4.4	4.8	14.0	2.5	28.9
年齢区分別	未成年 (0歳~17歳)	(0)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	青年期 (18歳~29歳)	(58)	27.6	43.1	15.5	15.5	15.5	6.9	12.1	6.9	10.3	1.7	5.2
	壮年・中年期 (30歳~64歳)	(269)	36.1	37.9	14.5	10.8	7.8	5.6	6.3	5.9	12.6	3.3	14.9
	前期高齢期 (65歳~74歳)	(139)	27.3	23.0	10.8	7.2	5.8	10.1	2.9	5.0	20.1	2.2	23.0
	中後期高齢期 (75歳~)	(200)	18.0	13.0	3.5	8.5	2.0	3.5	4.0	3.0	12.5	3.5	50.5
障がい種類別	肢体不自由	(200)	26.0	26.5	8.5	13.0	2.5	7.0	7.0	4.5	13.0	4.5	29.0
	視覚障がい	(29)	20.7	41.4	6.9	10.3	6.9	6.9	3.4	10.3	17.2	0.0	24.1
	聴覚障がい	(53)	35.8	22.6	3.8	9.4	0.0	3.8	3.8	3.8	11.3	3.8	37.7
	音声言語等障がい	(26)	30.8	30.8	7.7	3.8	0.0	15.4	7.7	3.8	15.4	11.5	19.2
	内部障がい(内臓障がい)	(97)	32.0	21.6	8.2	8.2	5.2	8.2	4.1	5.2	19.6	3.1	20.6
	知的障がい	(125)	27.2	38.4	17.6	11.2	11.2	3.2	11.2	3.2	11.2	2.4	15.2
	精神障がい	(110)	30.9	36.4	12.7	10.0	10.9	7.3	4.5	9.1	17.3	6.4	8.2
	難病	(65)	29.2	20.0	10.8	9.2	3.1	9.2	4.6	6.2	15.4	6.2	27.7
	発達障がい	(31)	16.1	41.9	9.7	9.7	6.5	6.5	12.9	6.5	16.1	6.5	9.7
	その他	(61)	27.9	13.1	4.9	6.6	6.6	8.2	6.6	3.3	14.8	4.9	37.7

※集計対象者は18歳以上の方

※今回調査の全体で「わからない」「その他」「無回答」を除き降順ソート

【その他の主な内容】

- ・同僚の理解
- ・働くのが困難
- ・高齢なので働けない など

7. 生活の環境や安心・安全について

(1) 外出頻度

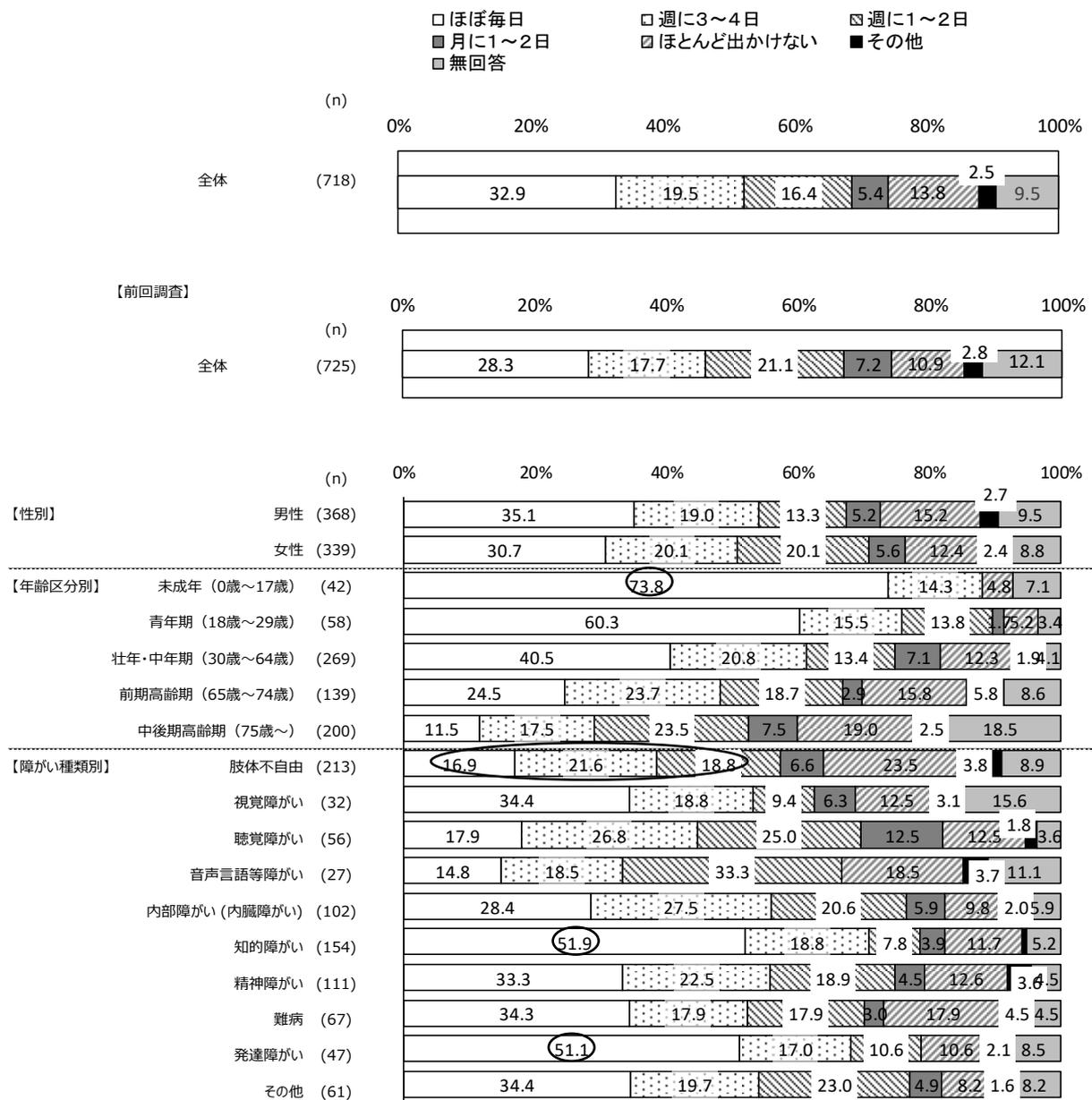
問 20 あなたは、買物、通勤、通学、地域活動への参加などで、どのくらい外出しますか。
(○は1つ)

全体では、「ほぼ毎日」が32.9%と最も高く、次いで「週に3～4日」が19.5%、「週に1～2日」が16.4%となっており、3人に2人は週に1日以上の外出をしている。

年齢区分別では、“未成年”は「ほぼ毎日」が73.8%と高く、年代が若くなるにつれて外出頻度が高まる傾向がうかがえる。

障がい種類別では、“知的障がい”“発達障がい”は「ほぼ毎日」が半数を超えている。一方で、“肢体不自由”は週に1日以上の外出頻度が他の層に比べ低い。

■ 外出頻度



【その他の主な内容】

・入院中 ・決まっていない など

(2) 外出時の交通手段

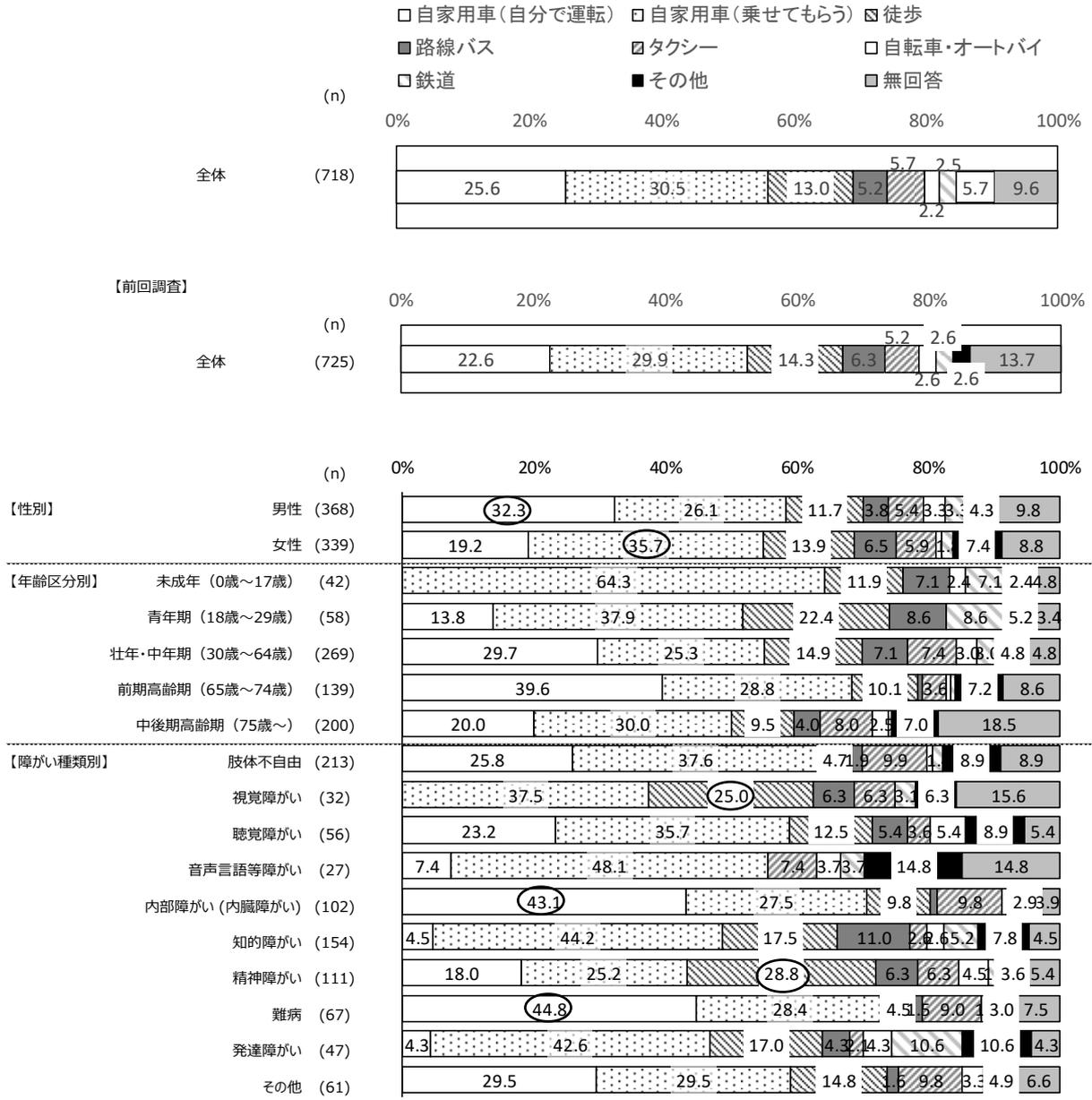
問 21 外出するときに利用している主な交通手段は何ですか。(〇は1つ)

全体では、「自家用車(乗せてもらう)」が30.5%と最も高く、次いで「自家用車(自分で運転)」が25.6%となっている。

性別では、男性は「自家用車(自分で運転)」、女性は「自家用車(乗せてもらう)」が高い。

障がい種類別では、「内部障がい」「難病」は「自家用車(自分で運転)」が40%台、また、「精神障がい」「視覚障がい」は「徒歩」が20%台と他の層に比べ高い。

■ 外出時の交通手段



【その他の主な内容】

・介護タクシー ・送迎車 など

(3) 外出時の困りごとや外出できない理由

問 22 外出して困ること、または外出できない主な理由は何ですか。(〇は5つまで)

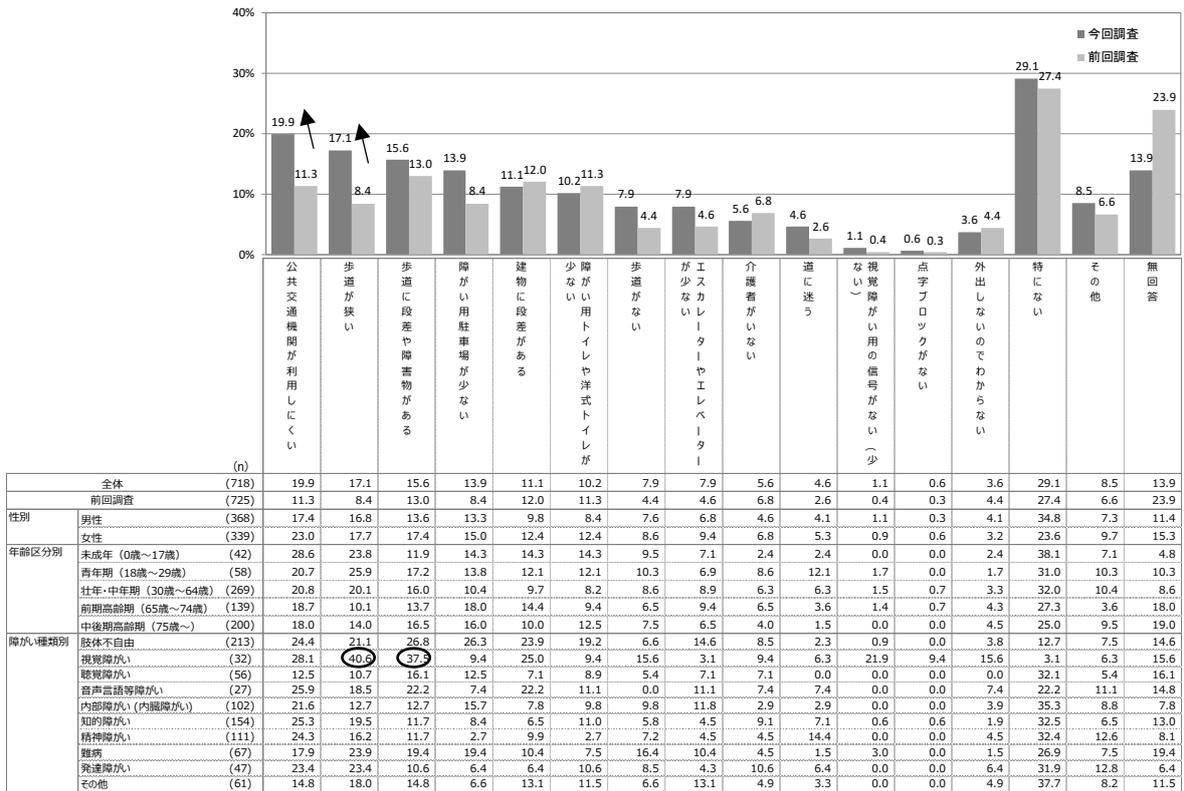
全体では、「特にない」が29.1%と最も高い。

困りごとについては、「公共交通機関が利用しにくい」が19.9%と最も高く、次いで「歩道が狭い」が17.1%、「歩道に段差や障害物がある」が15.6%となっている。

前回調査に比べ、「公共交通機関が利用しにくい」「歩道が狭い」が約9ポイント増加。

障がい種類別では、「視覚障がい」は「歩道が狭い」が40.6%、「歩道に段差や障害物がある」が37.5%と他の層に比べ高い。

■ 外出時の困りごとや外出できない理由



※今回調査の全体で「外出しないのでわからない」「特にない」「その他」「無回答」を除き降順ソート

【その他の主な内容】

- ・歩けない(歩行困難)
- ・混雑が苦手 など

(4) 伊東市内のバリアフリーに対する評価

問 23 伊東市内の下記①～⑦の施設などのバリアフリーの状況などについて、どのように思いますか。(①～⑦それぞれ横方向に○は1つ)

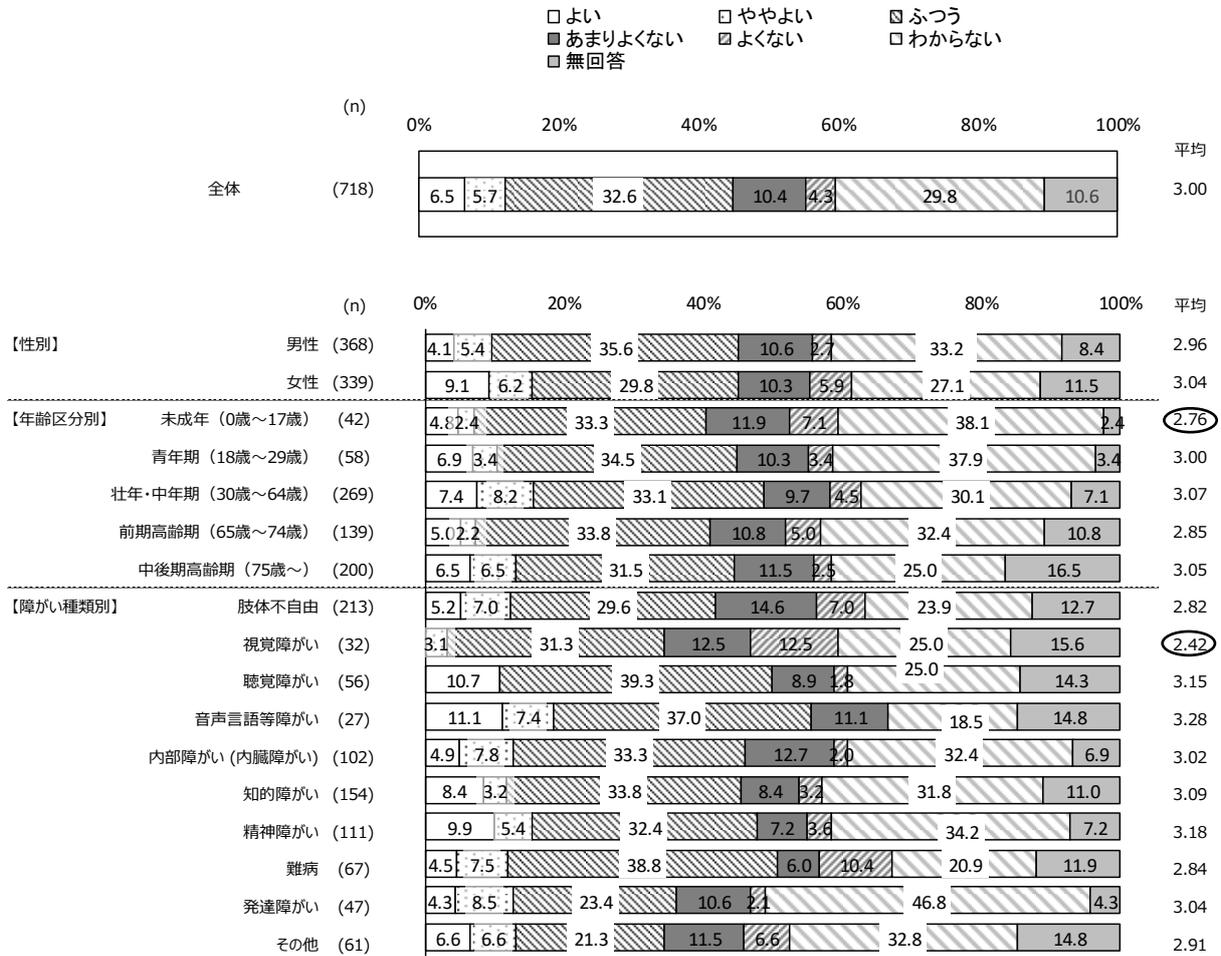
- ① 駅、公共施設(図書館、伊東市民病院など)、公園のトイレ
(トイレの出入り口の広さ・段差・開閉ボタン、便器周りの手すり、音声案内など)

全体では、“よい”(「よい」と「ややよい」の合計)が12.2%と“よくない”(「あまりよくない」と「よくない」の合計)の14.8%を下回る。平均は3.00で中位となっている。

年齢区分別では、“未成年”の平均が2.76と最も評価が低い。

障がい種類別では、“視覚障がい”の平均が2.42と最も評価が低い。

■ 伊東市内のバリアフリーに対する評価 - 駅、公共施設、公園のトイレ



※平均は、回答結果を「よい」をウエイト5、以下「よくない」にウエイト1までで点数化し、「わからない」「無回答」を母数から除き平均点を算出したもの

問 23 伊東市内の下記①～⑦の施設などのバリアフリーの状況などについて、どのように思っていますか。(①～⑦それぞれ横方向に○は1つ)

②伊東駅構内・改札

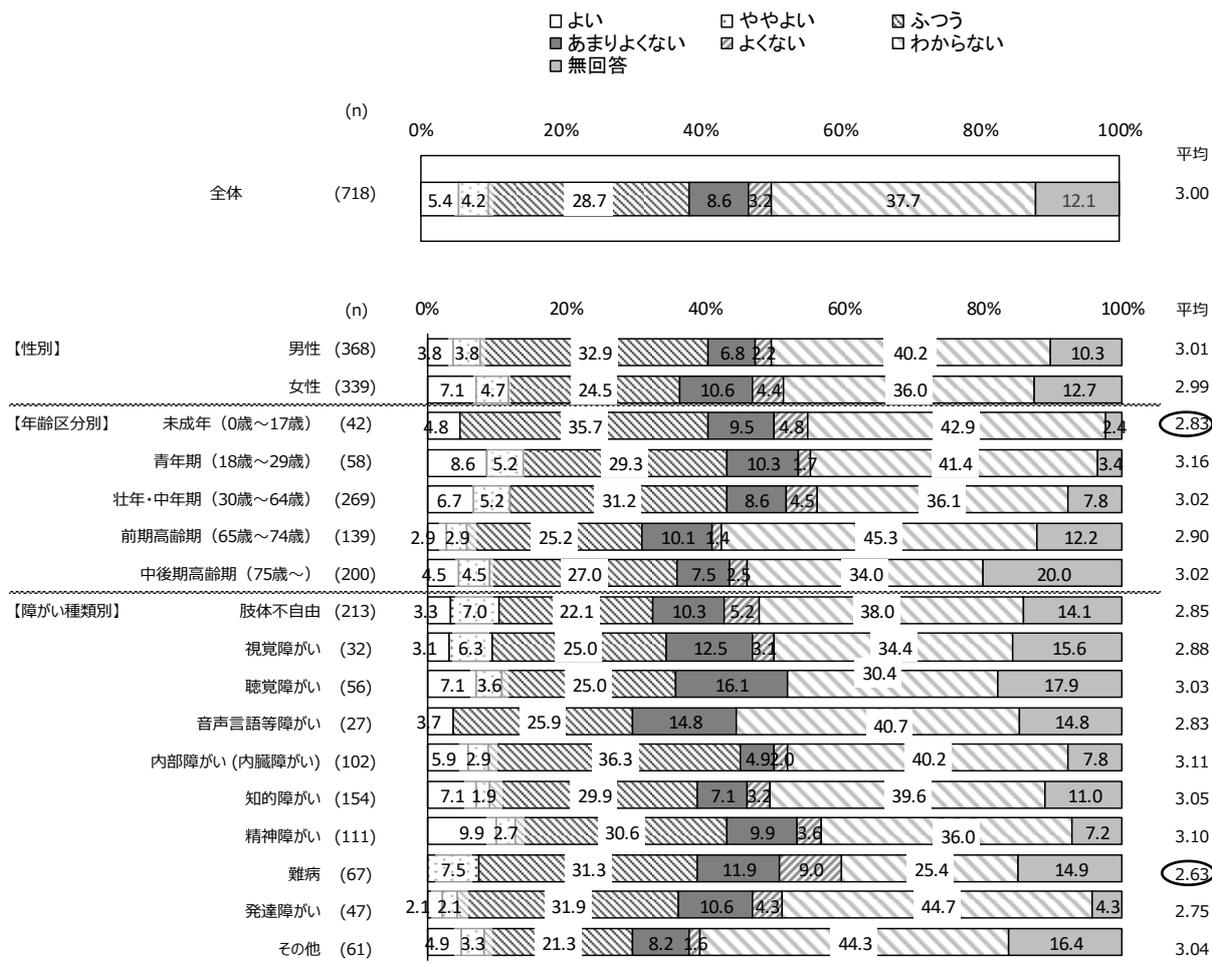
(移動のしやすさ、案内表示、点字ブロック、音声案内、係員の対応、転落防止柵対策など)

全体では、“よい”（「よい」と「ややよい」の合計）が9.6%と“よくない”（「あまりよくない」と「よくない」の合計）の11.8%を下回る。平均は3.00で中位となっている。

年齢区分別では、“未成年”の平均が2.83と最も評価が低い。

障がい種類別では、“難病”の平均が2.63と最も評価が低い。

■ 伊東市内のバリアフリーに対する評価 - 伊東駅構内・改札



※平均は、回答結果を「よい」をウエイト5、以下「よくない」にウエイト1までで点数化し、「わからない」「無回答」を母数から除き平均点を算出したもの

問 23 伊東市内の下記①～⑦の施設などのバリアフリーの状況などについて、どのように思いますか。(①～⑦それぞれ横方向に○は1つ)

③伊東駅前広場・バスターミナル

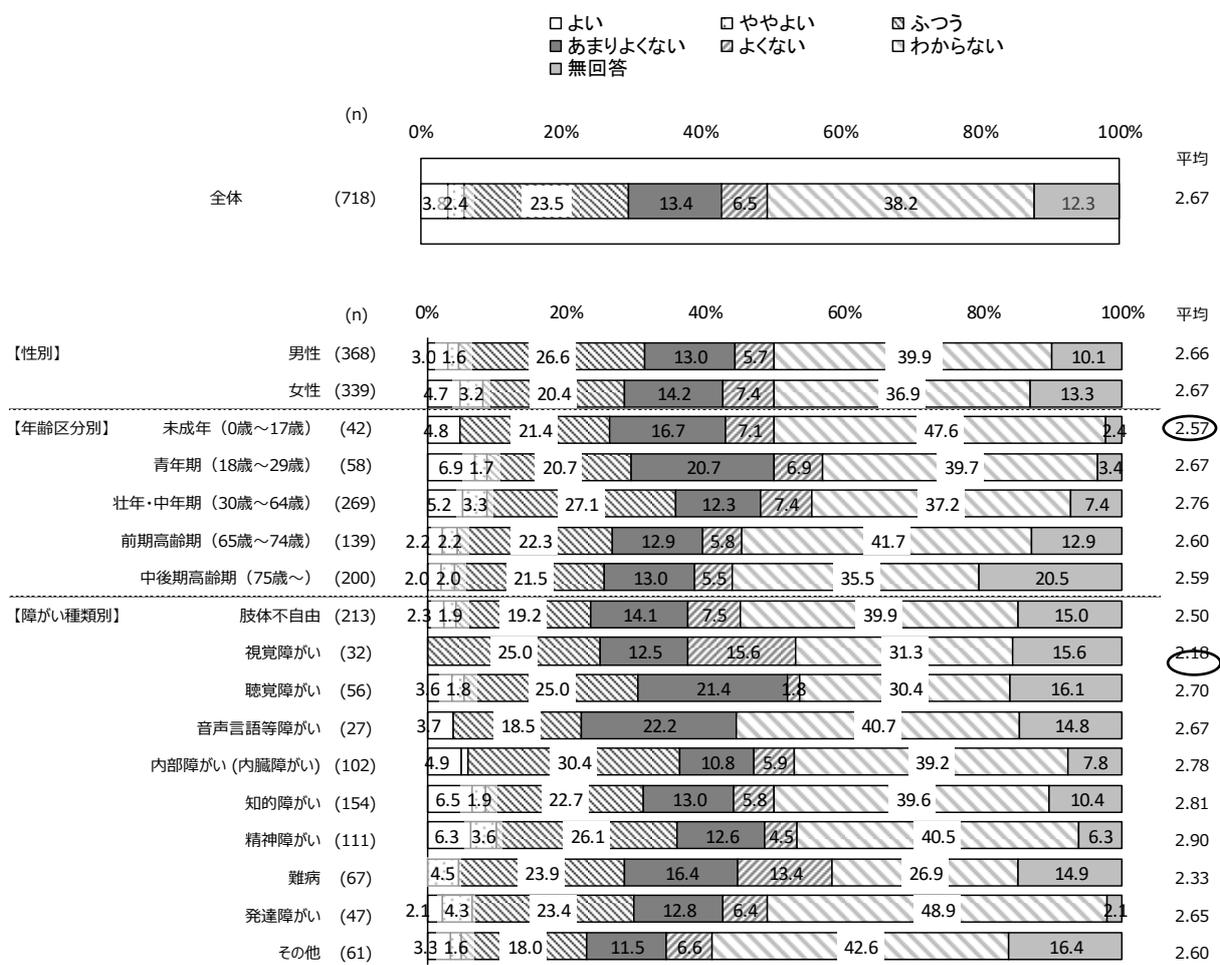
(車いす専用駐車場の多さ、移動のしやすさ、点字ブロック、案内表示、係員の対応など)

全体では、“よい”（「よい」と「ややよい」の合計）が6.1%と“よくない”（「あまりよくない」と「よくない」の合計）の19.9%を下回る。平均は2.67とやや低い。

年齢区分別では、“未成年”の平均が2.57と最も評価が低い。

障がい種類別では、“視覚障がい”の平均が2.18と最も評価が低い。

■ 伊東市内のバリアフリーに対する評価 - 伊東駅前広場・バスターミナル



※平均は、回答結果を「よい」をウエイト5、以下「よくない」にウエイト1までで点数化し、「わからない」「無回答」を母数から除き平均点を算出したもの

問 23 伊東市内の下記①～⑦の施設などのバリアフリーの状況などについて、どのように思いますか。(①～⑦それぞれ横方向に○は1つ)

④路線バス、コミュニティバス

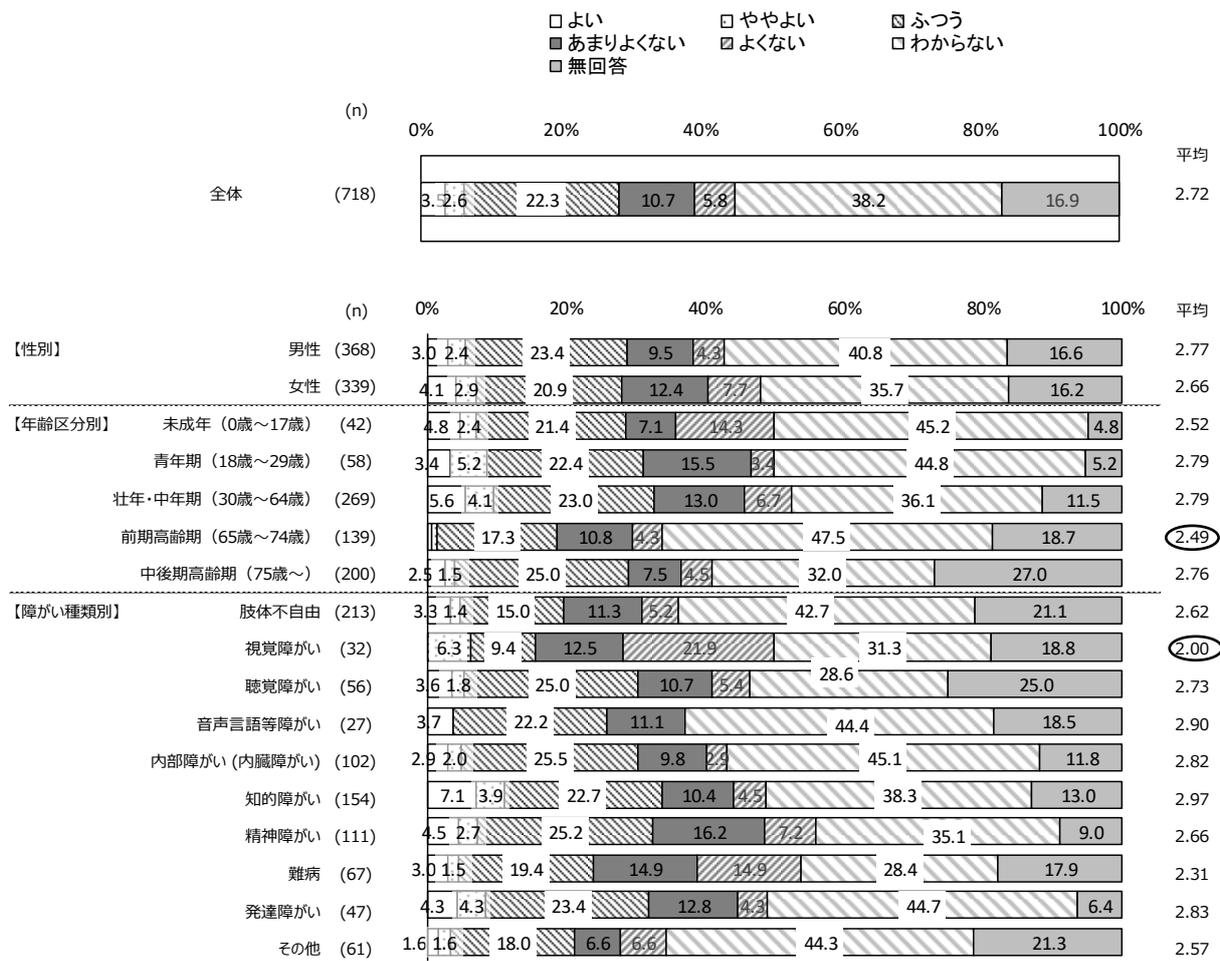
(乗り降りのしやすさ、点字ブロック、案内表示、音声案内、乗務員の対応など)

全体では、“よい”（「よい」と「ややよい」の合計）が6.1%と“よくない”（「あまりよくない」と「よくない」の合計）の16.6%を下回る。平均は2.72とやや低い。

年齢区分別では、“前期高齢者”の平均が2.49と最も評価が低い。

障がい種類別では、“視覚障がい”の平均が2.00と最も評価が低い。

■ 伊東市内のバリアフリーに対する評価 - 路線バス、コミュニティバス



※平均は、回答結果を「よい」をウエイト5、以下「よくない」にウエイト1までで点数化し、「わからない」「無回答」を母数から除き平均点を算出したもの

問 23 伊東市内の下記①～⑦の施設などのバリアフリーの状況などについて、どのように思
いますか。(①～⑦それぞれ横方向に○は1つ)

⑤歩道

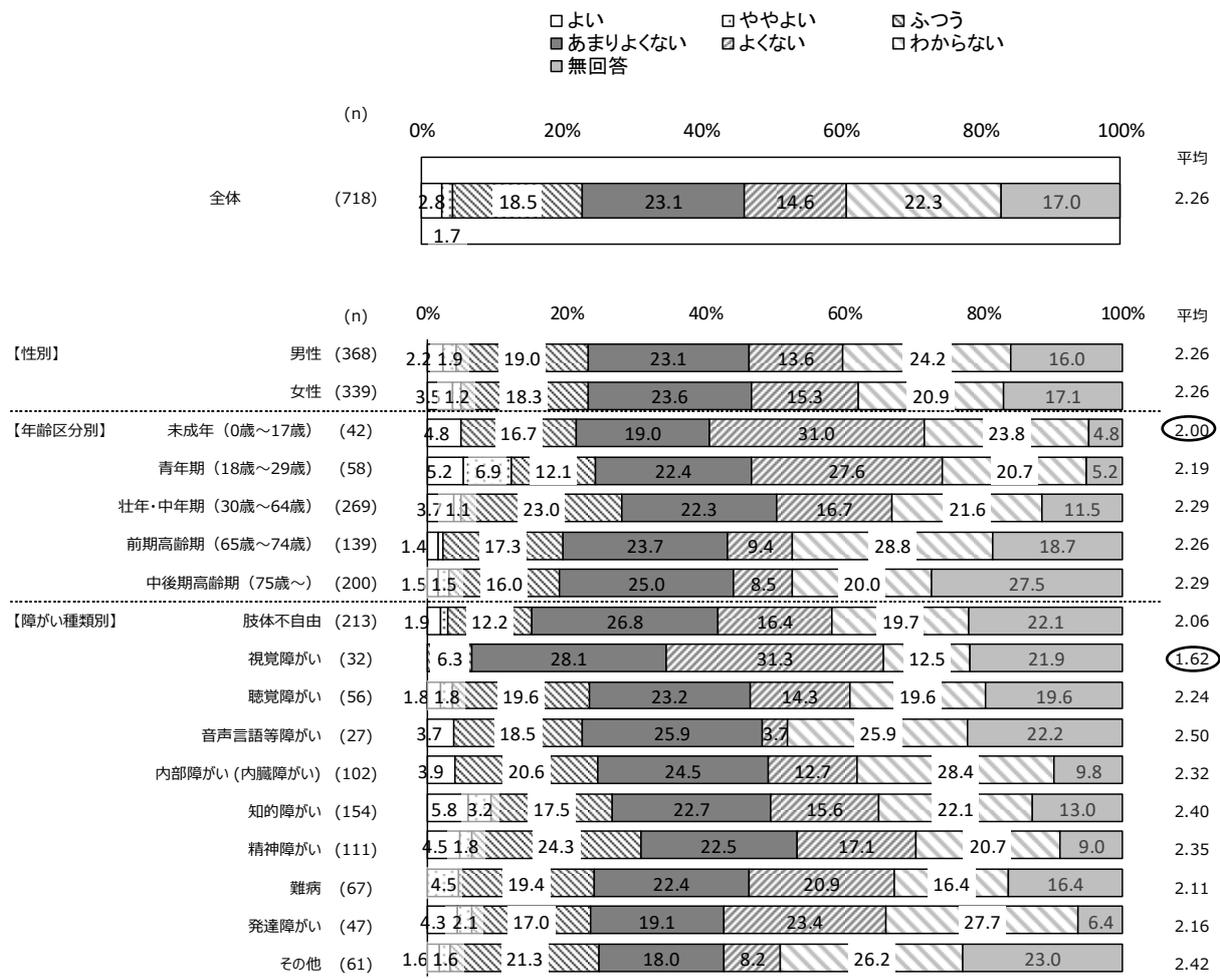
(段差の少なさ、幅、歩道と横断歩道の仕切、水はけなど)

全体では、“よい”（「よい」と「ややよい」の合計）が4.5%と“よくない”（「あまりよくない」と「よくない」の合計）の37.7%を約33ポイントと大きく下回る。平均は2.26と低い。

年齢区分別では、“未成年”の平均が2.00と最も評価が低い。

障がい種類別では、“視覚障がい”の平均が1.62と非常に評価が低い。

■ 伊東市内のバリアフリーに対する評価 - 歩道



※平均は、回答結果を「よい」をウエイト5、以下「よくない」にウエイト1までで点数化し、「わからない」「無回答」を母数から除き平均点を算出したもの

問 23 伊東市内の下記①～⑦の施設などのバリアフリーの状況などについて、どのように思われますか。(①～⑦それぞれ横方向に○は1つ)

⑥緑地・公園

(移動のしやすさ、点字ブロック、案内表示、段差、車両侵入防止柵など)

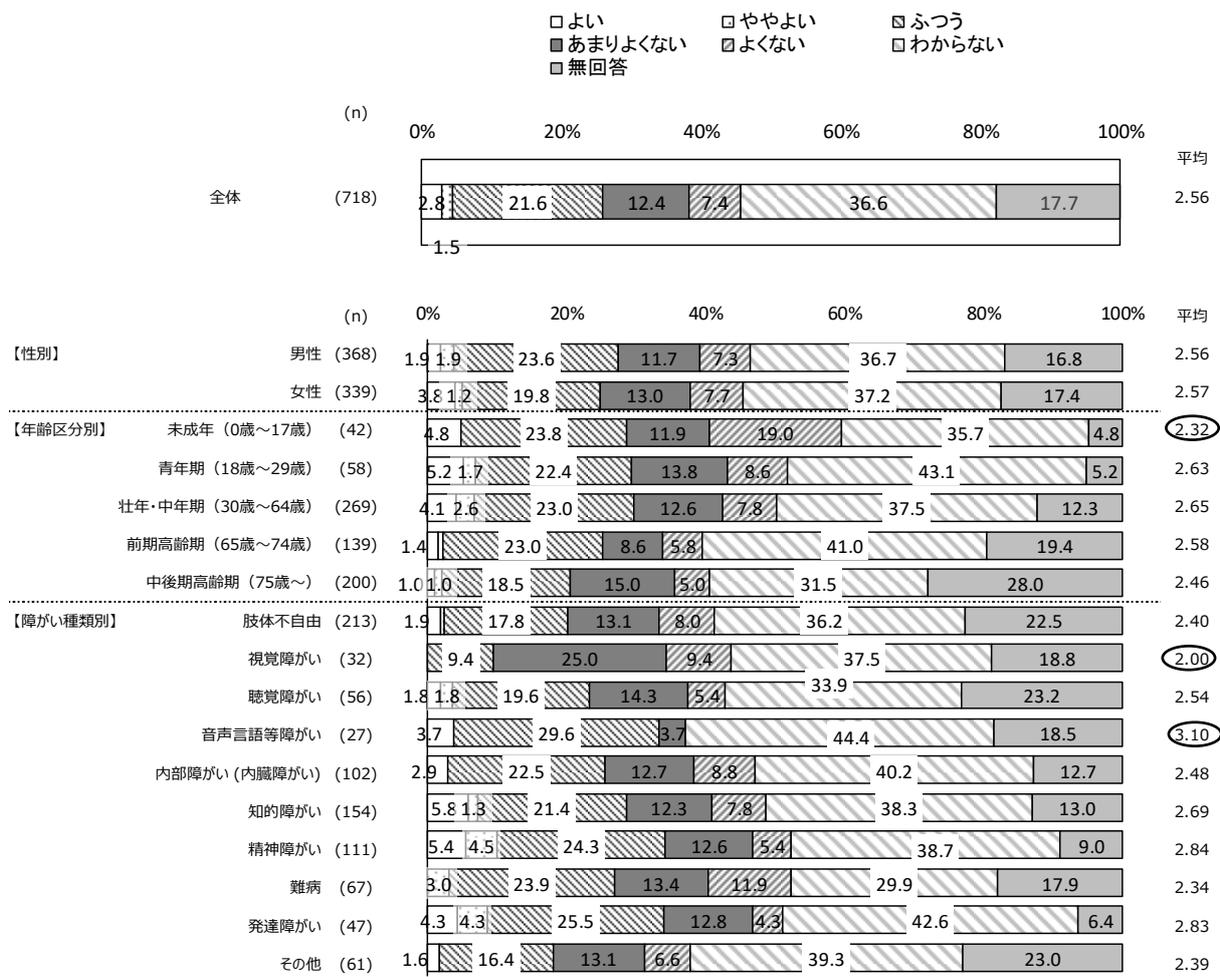
全体では、“よい”（「よい」と「ややよい」の合計）が4.3%と“よくない”（「あまりよくない」と「よくない」の合計）の19.8%を下回る。平均は2.56とやや低い。

年齢区分別では、“未成年”の平均が2.32と最も評価が低い。

障がい種類別では、“視覚障がい”の平均が2.00と最も評価が低い。一方で、“音声言語等障がい”は3.10とやや高い評価となっている。

（“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考）

■ 伊東市内のバリアフリーに対する評価 - 緑地・公園



※平均は、回答結果を「よい」をウエイト5、以下「よくない」にウエイト1までで点数化し、「わからない」「無回答」を母数から除き平均点を算出したもの

問 23 伊東市内の下記①～⑦の施設などのバリアフリーの状況などについて、どのように思っていますか。(①～⑦それぞれ横方向に○は1つ)

⑦公共施設(図書館、伊東市民病院など)

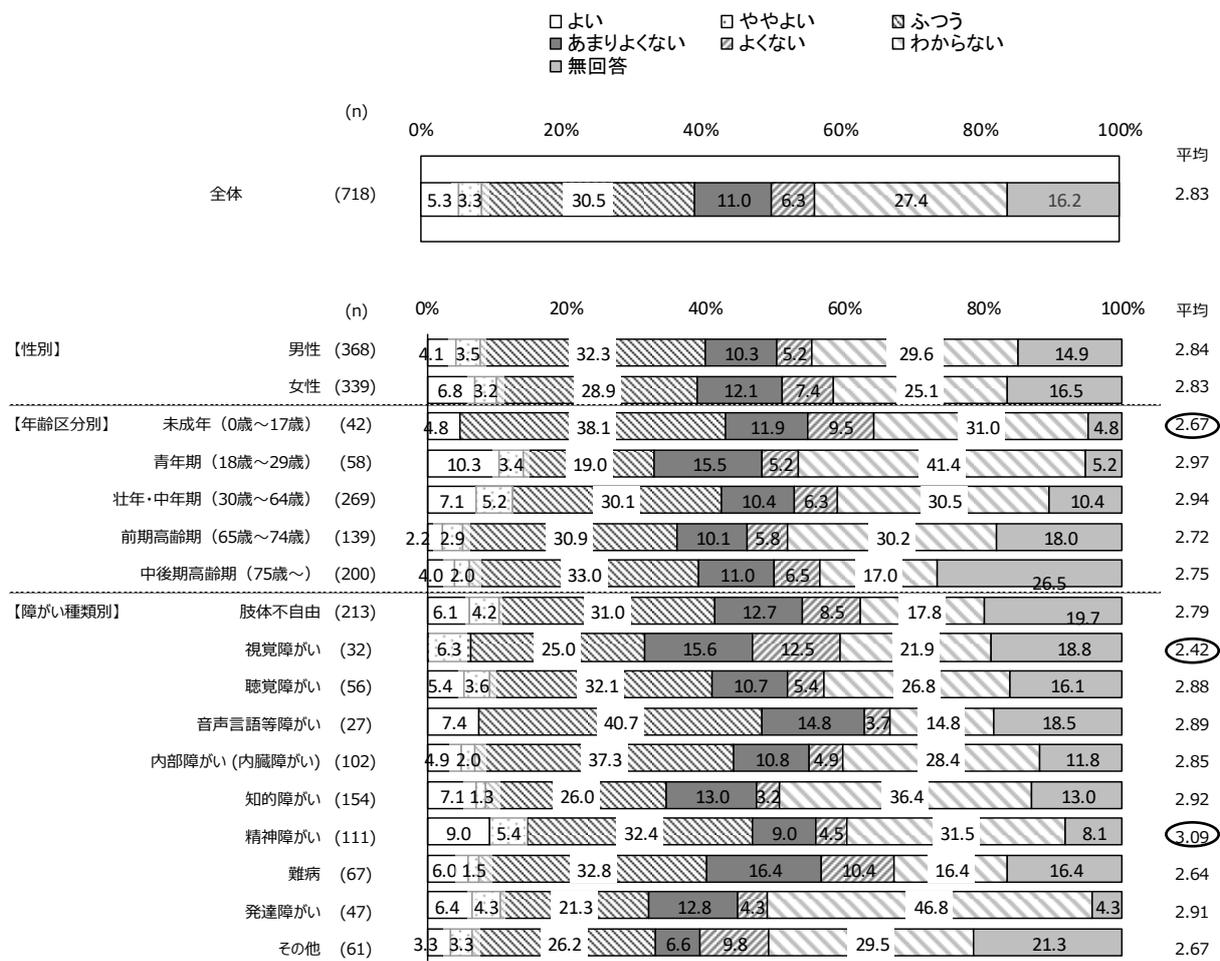
(車いす専用駐車場の多さ、移動のしやすさ、点字ブロック、案内表示、音声案内、係員の対応など)

全体では、“よい”(「よい」と「ややよい」の合計)が8.6%と“よくない”(「あまりよくない」と「よくない」の合計)の17.3%を下回る。平均は2.83とやや低い。

年齢区分別では、“未成年”の平均が2.67と最も評価が低い。

障がい種類別では、“視覚障がい”の平均が2.42と最も評価が低い。一方で、“精神障がい”は3.09とやや高い評価となっている。

■ 伊東市内のバリアフリーに対する評価 - 公共施設(図書館、伊東市民病院など)



※平均は、回答結果を「よい」をウエイト5、以下「よくない」にウエイト1までで点数化し、「わからない」「無回答」を母数から除き平均点を算出したもの

(5) 伊東市の安全・安心な社会環境の整備の評価

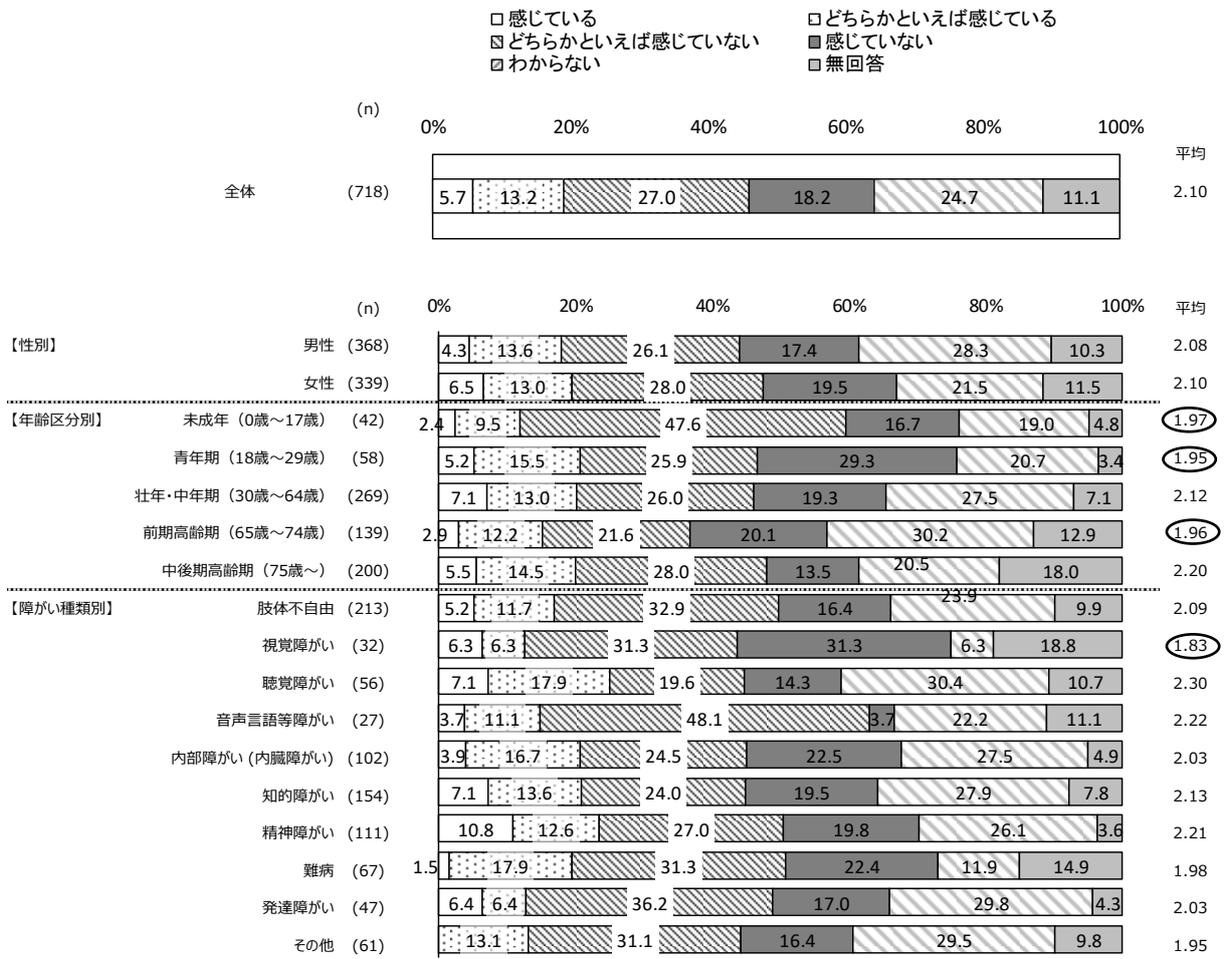
問 24 あなたは、伊東市は安全・安心のための社会環境整備ができていると感じていますか。
(○は1つ)

全体では、“感じている”（「感じている」と「どちらかといえば感じている」の合計）が18.9%と“感じていない”（「どちらかといえば感じていない」と「感じていない」の合計）の45.3%を約26ポイントと大きく下回る。平均は2.10となっている。

年齢区分別では、29歳以下の層や“前期高齢者”の平均が2点に満たず低い評価となっている。

障がい種類別では、“視覚障がい”の平均が1.83と最も低い評価となっている。

■ 伊東市の安全・安心な社会環境の整備の評価



※平均は、回答結果を「感じている」をウエイト4、以下「感じていない」にウエイト1までで点数化し、「わからない」「無回答」を母数から除き平均点を算出したもの

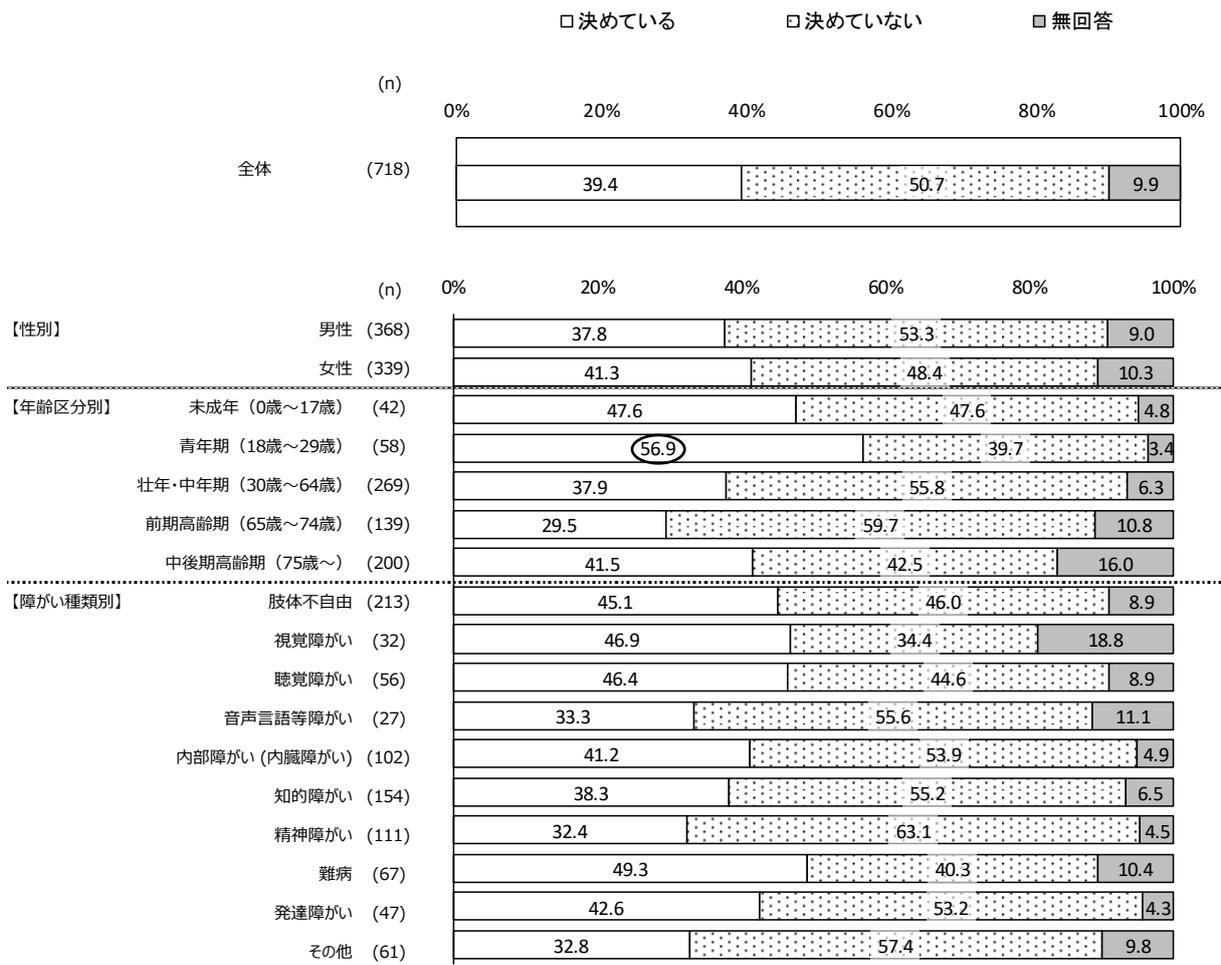
(6) 災害時の安否確認取り決めの有無

問 25 あなたは、家族や身近な人と、災害が起きた時の安否確認方法について話し合い、取り決めていますか。(○は1つ)

全体では、「決めている」が39.4%、「決めていない」が50.7%となっている。

年齢区分別では、“青年期”は「決めている」が56.9%と半数を超え他の層に比べ高い。

■ 災害時の安否確認取り決めの有無



(7) 緊急時の連絡方法

◆問 25 で「1. 決めている」と回答した方にお聞きします。

問 26 緊急連絡方法は何ですか。(最優先と決めているものに○を1つ)

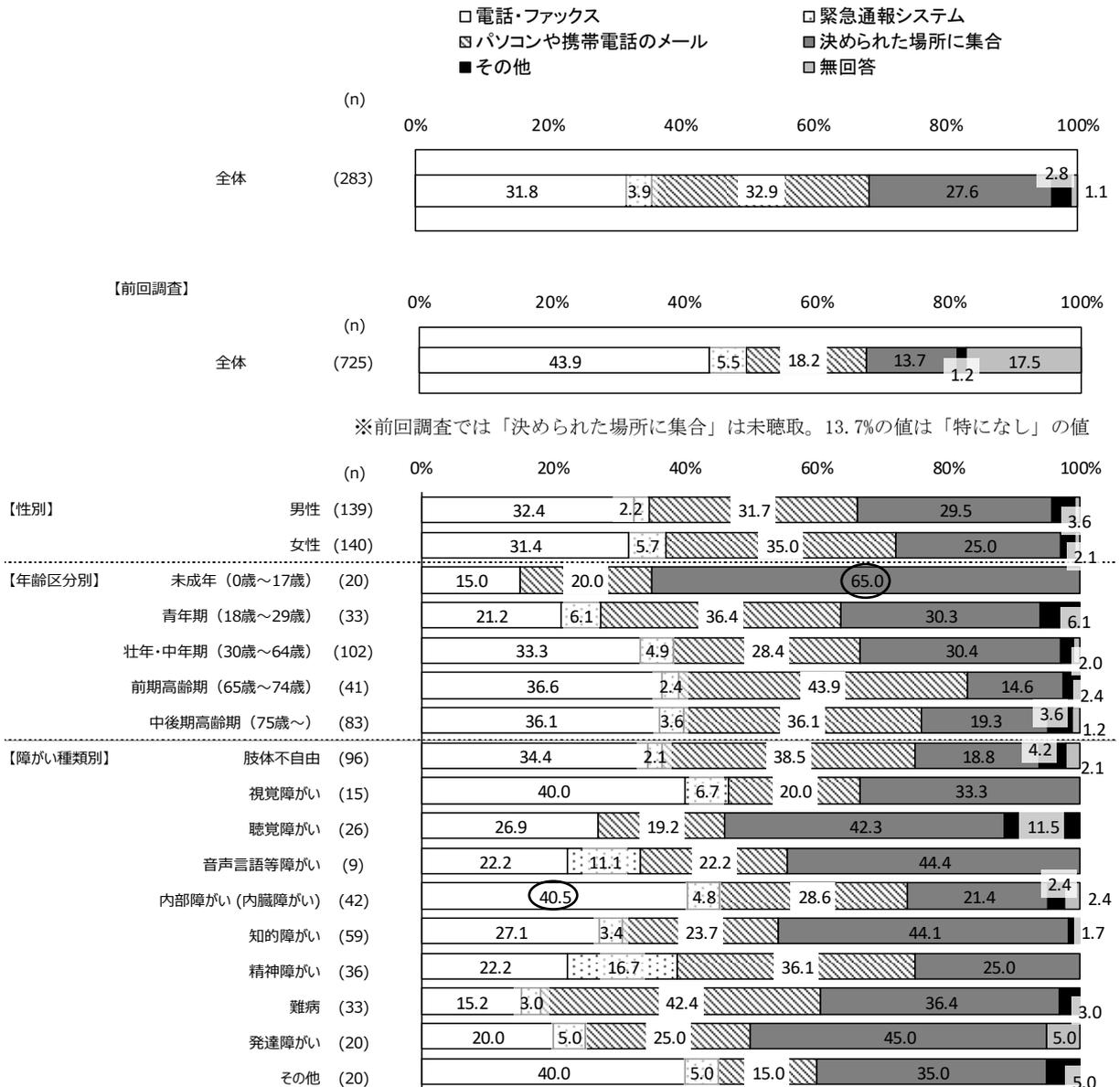
全体では、「パソコンや携帯電話のメール」が32.9%と最も高く、次いで「電話・ファックス」が31.8%、「決められた場所に集合」が27.6%となっている。

前回調査と比べ、「電話・ファックス」が約12ポイント低下、一方で「パソコンや携帯電話のメール」は約15ポイント増加。

年齢区分別では、「未成年」は「決められた場所に集合」が65.0%と半数を超え他の層に比べ非常に高い。(「未成年」はサンプル数が30未満のため参考)

障がい種類別では、「内部障がい」は「電話・ファックス」が40.5%と他の層に比べ高い。

■ 緊急時の連絡方法



【その他の主な内容】
・ 自宅待機 など

※集計対象者は「緊急時の連絡方法」を決めていると回答した方。前は、全員が対象

(8) 災害避難時に介護してくれる人

◆全員の方にお聞きします。

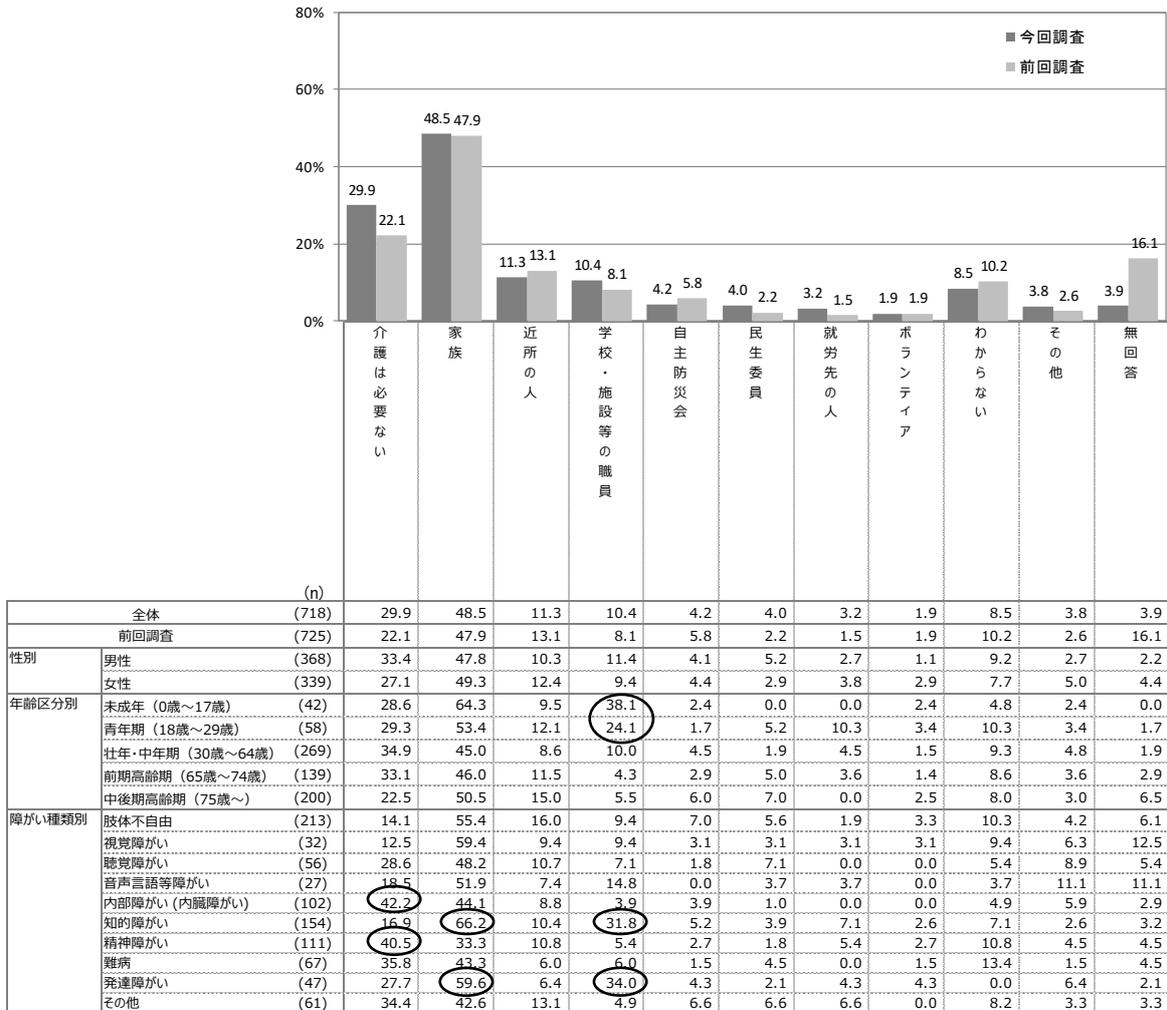
問 27 災害時に、誰の介護で避難できますか。(〇は3つまで)

全体では、「介護は必要ない」が29.9%である。介護が必要な中では「家族」が48.5%と最も高く、次いで「近所の人」が11.3%、「学校・施設等の職員」が10.4%となっている。

年齢区分別では、「未成年」「青年期」は「学校・施設等の職員」は20～30%台で他の層に比べ高い。

障がい種類別では、「知的障がい」「発達障がい」は「家族」「学校・施設等の職員」の介護が他の層に比べ高い。また、「内部障がい」「精神障がい」は「介護は必要ない」が4割強と他の層に比べ高い。

■ 災害避難時に介護してくれる人



※今回調査の全体で「介護は必要ない」「わからない」「その他」「無回答」を除き降順ソート

【その他の主な内容】

- ・避難できない
- ・誰もいない など

(9) 地域防災訓練への参加有無

問 28 地域の防災訓練に参加したことがありますか。(〇は1つ)

全体では、「参加したことがある」が36.4%となっている。

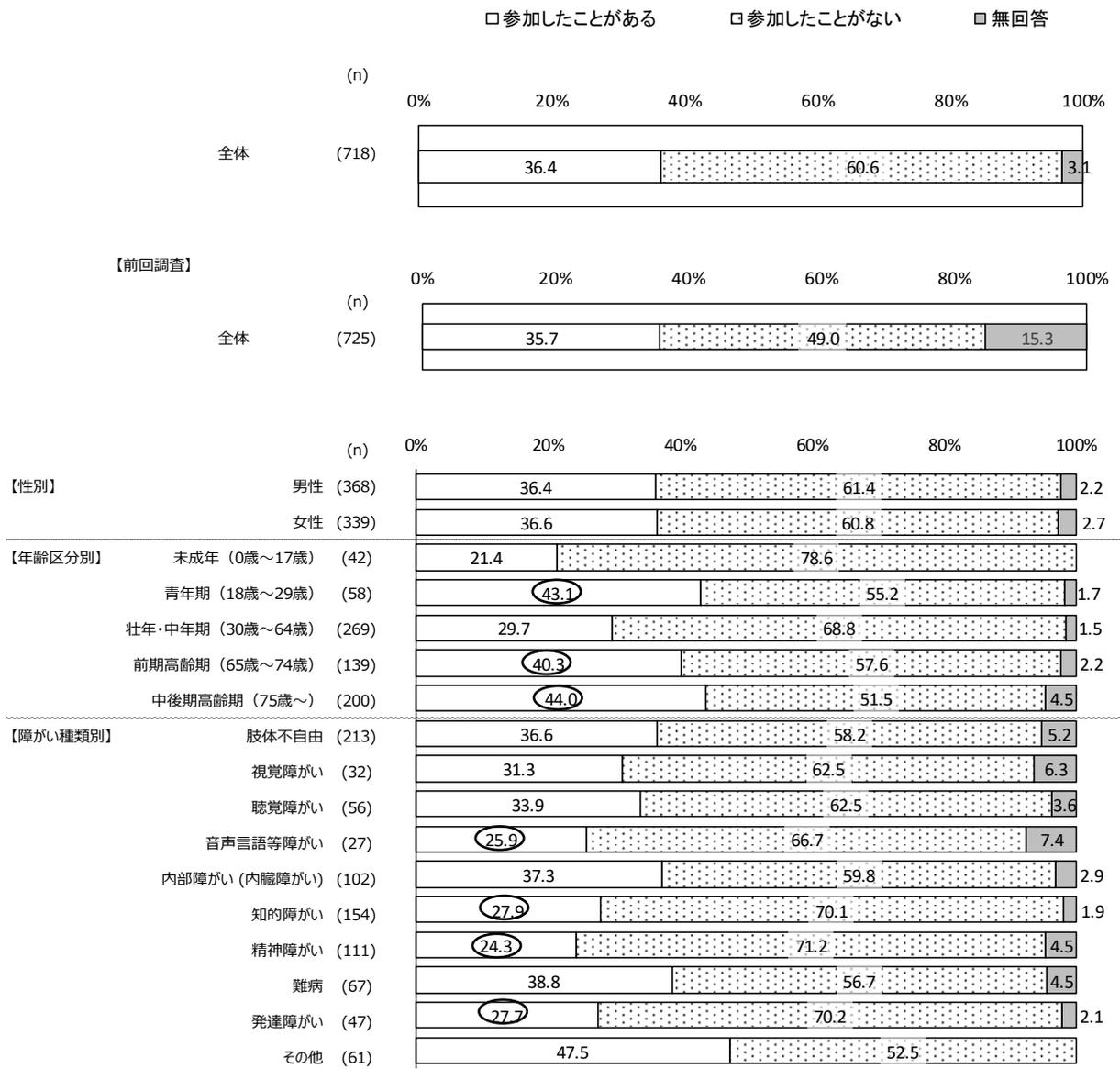
前回調査に比べ、「参加したことがない」が約12ポイント増加。

年齢区分別では、“青年期”と65歳以上の層で「参加したことがある」が40%台と他の層に比べ高い。

障がい種別では、“音声言語等障がい”“知的障がい”“精神障がい”“発達障がい”は「参加したことがある」が20%台と他の層に比べ低い。

(“音声言語等障がい”はサンプル数が30未満のため参考)

■ 地域防災訓練への参加有無



(10) 地域防災訓練へ参加しない理由

◆問 28 で「2. 参加したことがない」と回答した方にお聞きします。

問 29 防災訓練に参加しない理由は何ですか。(○は1つ)

全体では、「特に理由はない」が23.4%と最も高く、次いで「ひとりでは外出できない」が20.9%、「歩行が困難のため」が13.3%となっている。

年齢区分別では、「青年期」は「ひとりでは外出できない」が34.4%と他の層に比べ高い。

障がい種類別では、「肢体不自由」「視覚障がい」「発達障がい」は「ひとりでは外出できない」が30%台と他の層に比べ高い。

■ 地域防災訓練へ参加しない理由



※集計対象者は「防災訓練」に参加したことがないと回答した方

【その他の主な内容】

- ・人が多い場所が苦手
- ・その時間に起きられないか、外に出たくない など

8. 差別や人権について

(1) 差別や偏見を受けたこと

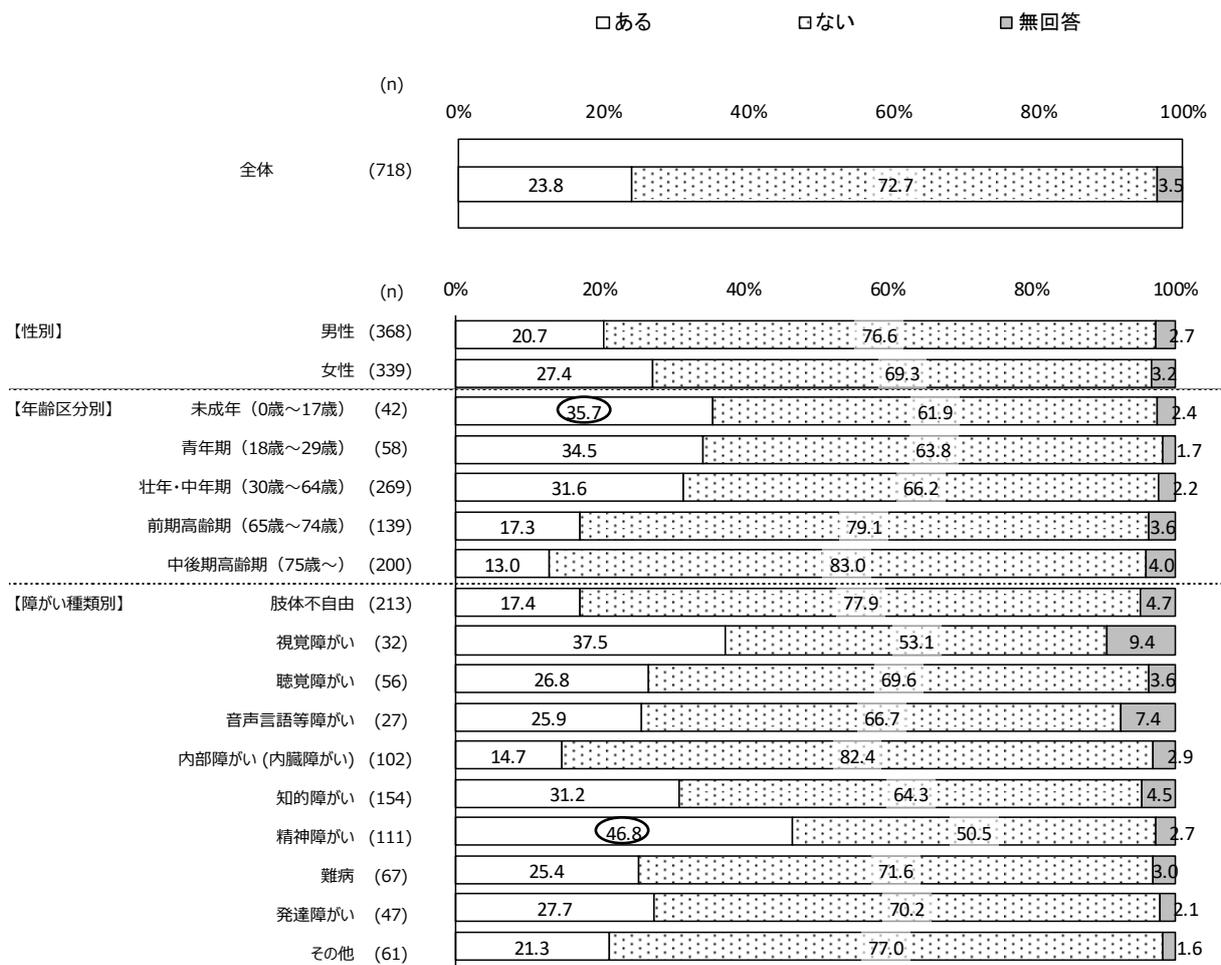
問 30 あなたは、ここ2～3年の間に、障がいがあるため、差別を受けたりいやな思いをしたことがありますか。(○は1つ)

全体では、「ある」が23.8%となっている。

年齢区分別では、“未成年”は「ある」が35.7%と他の層に比べ高く、年代が若くなるにつれて差別を受ける傾向がうかがえる。

障がい種類別では、“精神障がい”は「ある」が46.8%と他の層に比べ高い。

■ 差別や偏見を受けたこと



(2) 差別や偏見を受けた場面

◆問30で「1. ある」と回答した方にお聞きします。

問31 どのような場所や場面で、いやな思いをされましたか。(〇はいくつでも)

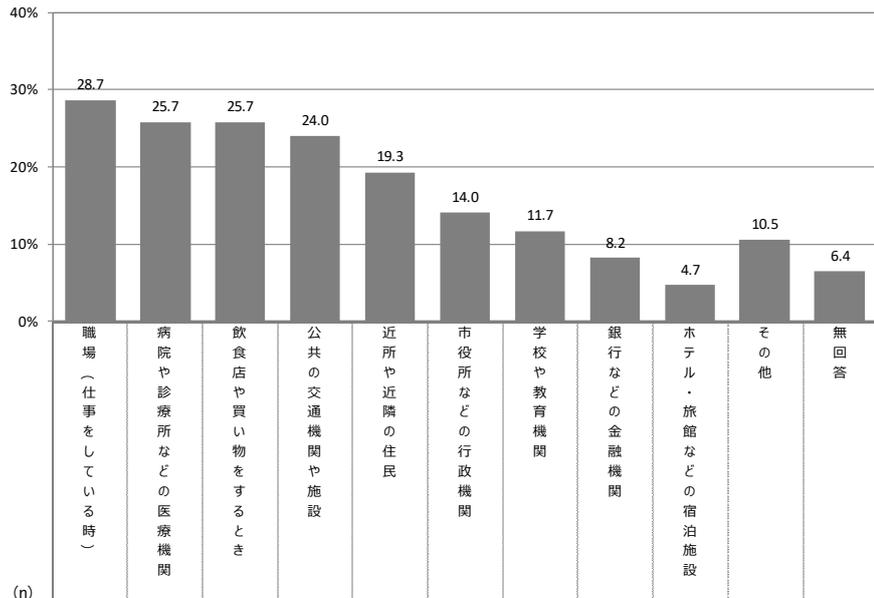
全体では、「職場（仕事をしている時）」が28.7%と最も高く、次いで「病院や診療所などの医療機関」「飲食店や買い物をするとき」が25.7%、「公共の交通機関や施設」が24.0%となっている。

年齢区分別では、“青年期”は「職場（仕事をしている時）」が45.0%と他の層に比べ高い。

(“青年期”はサンプル数が30未満のため参考)

障がい種類別では、“肢体不自由”は「飲食店や買い物をするとき」、「精神障害」は「職場（仕事をしている時）」が40%台と他の層に比べ高い。

■ 差別や偏見を受けた場面



		(n)	職場（仕事をしている時）	病院や診療所などの医療機関	飲食店や買い物をするとき	公共の交通機関や施設	近所や近隣の住民	市役所などの行政機関	学校や教育機関	銀行などの金融機関	ホテル・旅館などの宿泊施設	その他	無回答
全体		(171)	28.7	25.7	25.7	24.0	19.3	14.0	11.7	8.2	4.7	10.5	6.4
性別	男性	(76)	26.3	26.3	31.6	25.0	25.0	14.5	14.5	13.2	6.6	6.6	3.9
	女性	(93)	30.1	24.7	21.5	23.7	14.0	12.9	9.7	4.3	3.2	14.0	8.6
年齢区分別	未成年（0歳～17歳）	(15)	0.0	33.3	20.0	40.0	6.7	0.0	40.0	0.0	0.0	13.3	0.0
	青年期（18歳～29歳）	(20)	45.0	15.0	30.0	25.0	10.0	10.0	35.0	5.0	0.0	15.0	5.0
	壮年・中年期（30歳～64歳）	(85)	38.8	22.4	24.7	27.1	16.5	17.6	7.1	7.1	7.1	12.9	4.7
	前期高齢期（65歳～74歳）	(24)	25.0	16.7	33.3	20.8	33.3	16.7	4.2	16.7	4.2	4.2	8.3
	中後期高齢期（75歳～）	(26)	3.8	46.2	23.1	7.7	26.9	7.7	0.0	11.5	3.8	3.8	15.4
障がい種類別	肢体不自由	(37)	13.5	27.0	40.5	37.8	16.2	21.6	8.1	13.5	8.1	10.8	8.1
	視覚障がい	(12)	8.3	0.0	33.3	41.7	33.3	8.3	8.3	8.3	0.0	8.3	8.3
	聴覚障がい	(15)	40.0	26.7	20.0	6.7	20.0	0.0	0.0	13.3	6.7	6.7	6.7
	音声言語等障がい	(7)	0.0	14.3	42.9	42.9	28.6	0.0	0.0	14.3	14.3	14.3	14.3
	内部障がい（内臓障がい）	(15)	40.0	13.3	13.3	13.3	13.3	13.3	26.7	0.0	6.7	20.0	6.7
	知的障がい	(48)	27.1	25.0	25.0	29.2	18.8	10.4	16.7	4.2	2.1	6.3	2.1
	精神障がい	(52)	44.2	34.6	26.9	23.1	28.8	23.1	11.5	11.5	0.0	13.5	1.9
	難病	(17)	41.2	29.4	23.5	11.8	17.6	23.5	5.9	5.9	5.9	17.6	0.0
	発達障がい	(13)	23.1	46.2	30.8	23.1	30.8	15.4	23.1	7.7	0.0	0.0	0.0
	その他	(13)	23.1	38.5	15.4	7.7	15.4	23.1	7.7	23.1	15.4	7.7	0.0

※集計対象者は「差別や偏見」を受けたことがあると回答した方
 ※全体で「その他」「無回答」を除き降順ソート

【その他の主な内容】

- ・家庭内
- ・利用施設 など

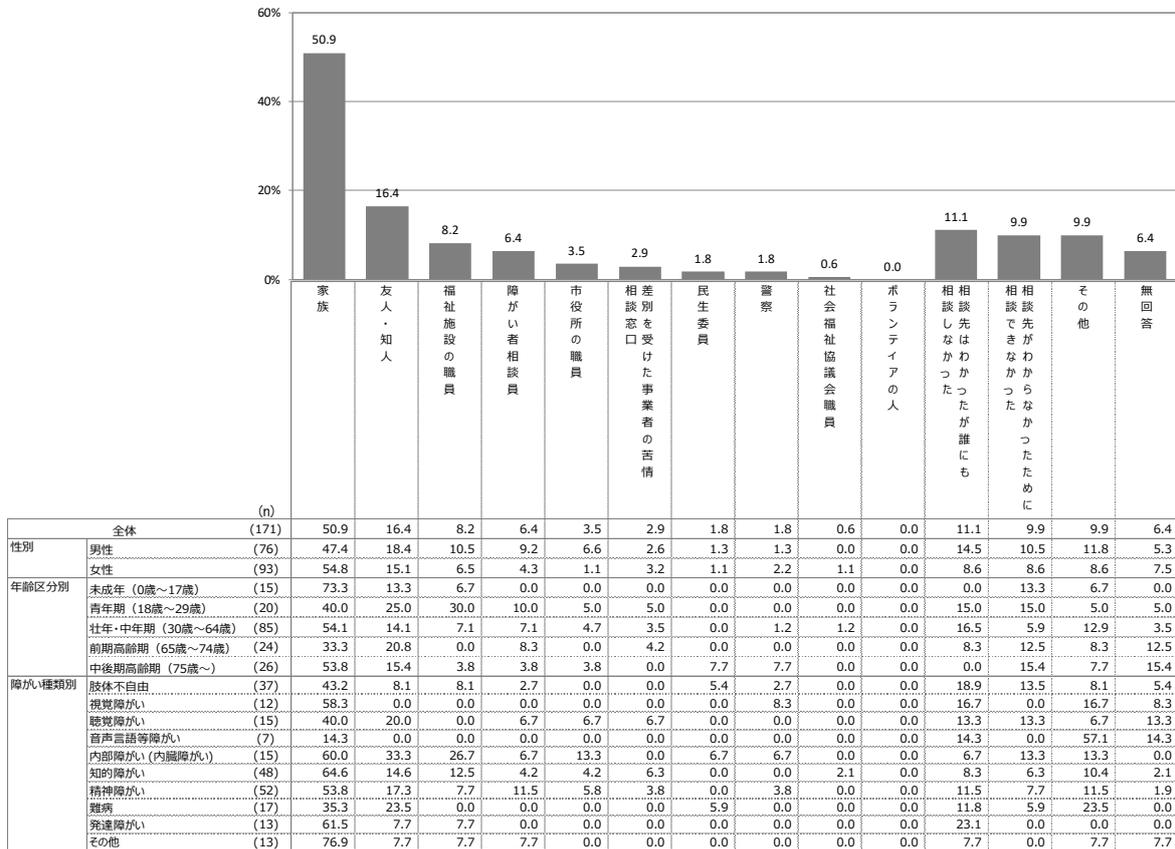
(3) 差別や偏見を受けた時の相談先

◆ひきつづき、問30で「1. ある」と回答した方にお聞きします。

問32 差別を受けたり、いやな思いをしたとき、どちらかに相談しましたか。

全体では、「家族」が50.9%と突出し、次いで「友人・知人」が16.4%となっている。「相談先はわかったが誰にも相談しなかった」が11.1%、「相談先がわからなかったために相談できなかった」が9.9%と、相談に至らなかった人は21.1%となっている。

■ 差別や偏見を受けた時の相談先



※集計対象者は「差別や偏見」を受けたことがあると回答した方
 ※全体で「相談先はわかったが誰にも相談しなかった」「相談先がわからなかったために相談できなかった」「その他」「無回答」を除き降順ソート

【その他の主な内容】

- ・担当医
- ・会社保健師
- など

9. 意思伝達について（視覚・聴覚・音声言語障がいがある方を対象）

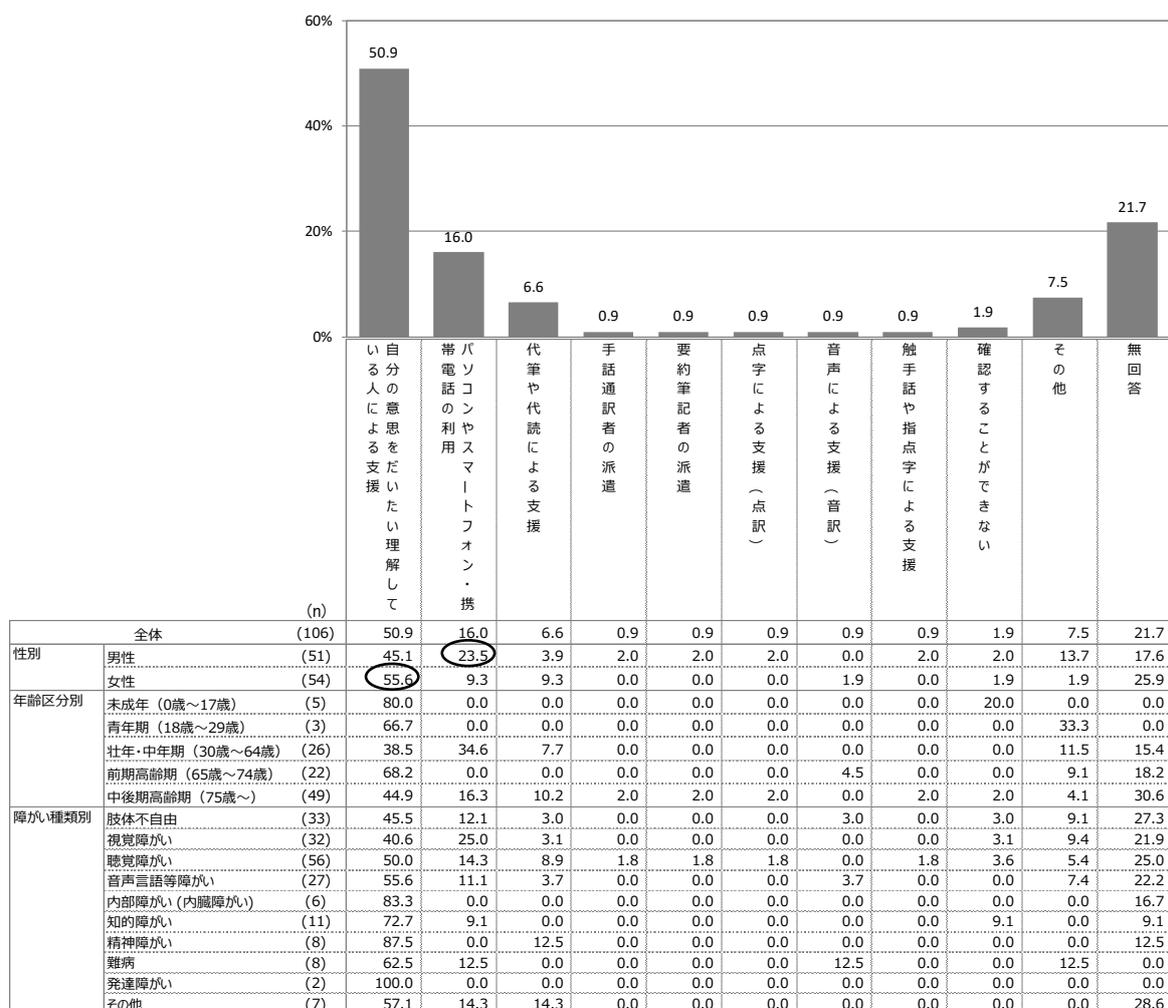
（1）市役所からの情報の確認方法

問 33 あなたは、市役所からのお知らせに対し、どのような確認方法を取っていますか。
（〇はいくつでも）

全体では、「自分の意思をだいたい理解している人による支援」が50.9%と突出し、次いで「パソコンやスマートフォン・携帯電話の利用」が16.0%、「代筆や代読による支援」が6.6%となっている。

性別では、男性は「パソコンやスマートフォン・携帯電話の利用」が女性に比べ約14ポイント高く、女性は「自分の意思をだいたい理解している人による支援」が男性に比べ約10ポイント高い。

■ 市役所からの情報の確認方法



※集計対象者は視覚・聴覚・音声言語障がいがある方

※全体で「確認することができない」「その他」「無回答」を除き降順ソート

【その他の主な内容】

- ・自分自身で ・市役所に出向く など

10. 行政への要望について

(1) 充実してほしい障害者施策

問 34 あなたが現在、充実して欲しいと思っている障害者施策は何ですか。(〇は5つまで)

全体では、「医療・リハビリ」が29.9%と最も高く、次いで「親なき後の生活保障」が23.4%、「障がい者に配慮したまちづくり」が21.2%となっている。

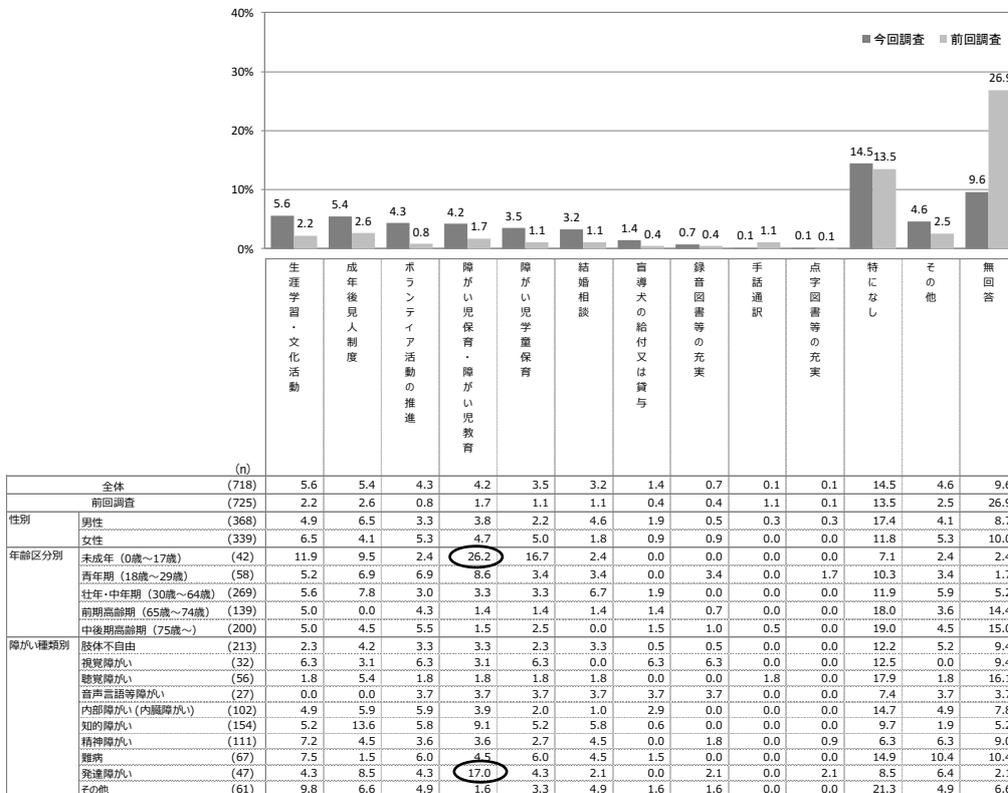
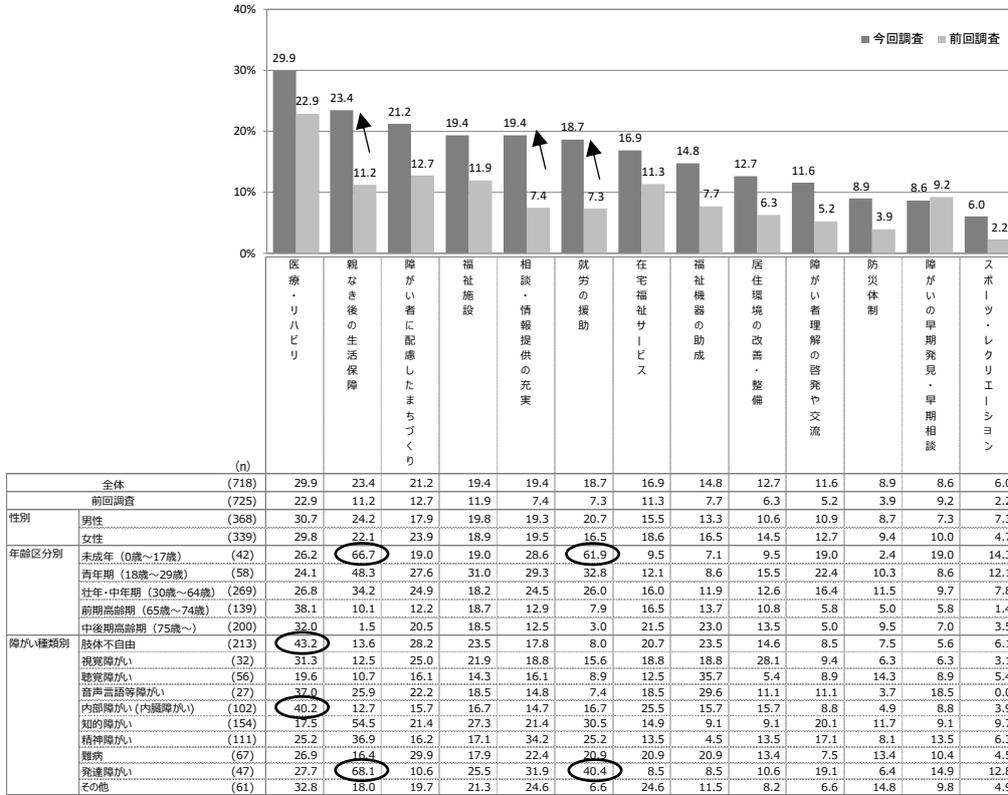
前回調査と比べ、「親なき後の生活保障」「相談・情報提供の充実」「就労の援助」が約12ポイント増加。

(注) 前回は回答個数の制限が3つまでのため各選択肢の回答率に差が生じるため参考

年齢区分別では、“未成年”は「親なき後の生活保障」「就労の援助」が60%台と高く、また「障がい児保育・障がい児教育」も他の層に比べ高い。

障がい種類別では、“肢体不自由”“内部障がい”は「医療・リハビリ」で40%台と他の層に比べ高い。また、“発達障がい”は「親なき後の生活保障」が7割弱と高く、他に「就労の援助」「障がい児保育・障がい児教育」も他の層に比べ高い。

■ 充実してほしい障害者施策



※今回調査の全体で「特になし」「その他」「無回答」を除き降順ソート

【その他の主な内容】

- ・経済的な支援
- ・手続きの簡素化
- ・移手段（バス・タクシー）の充実 など

1.1. 今の生活の幸福感について

(1) 現在の幸せ度

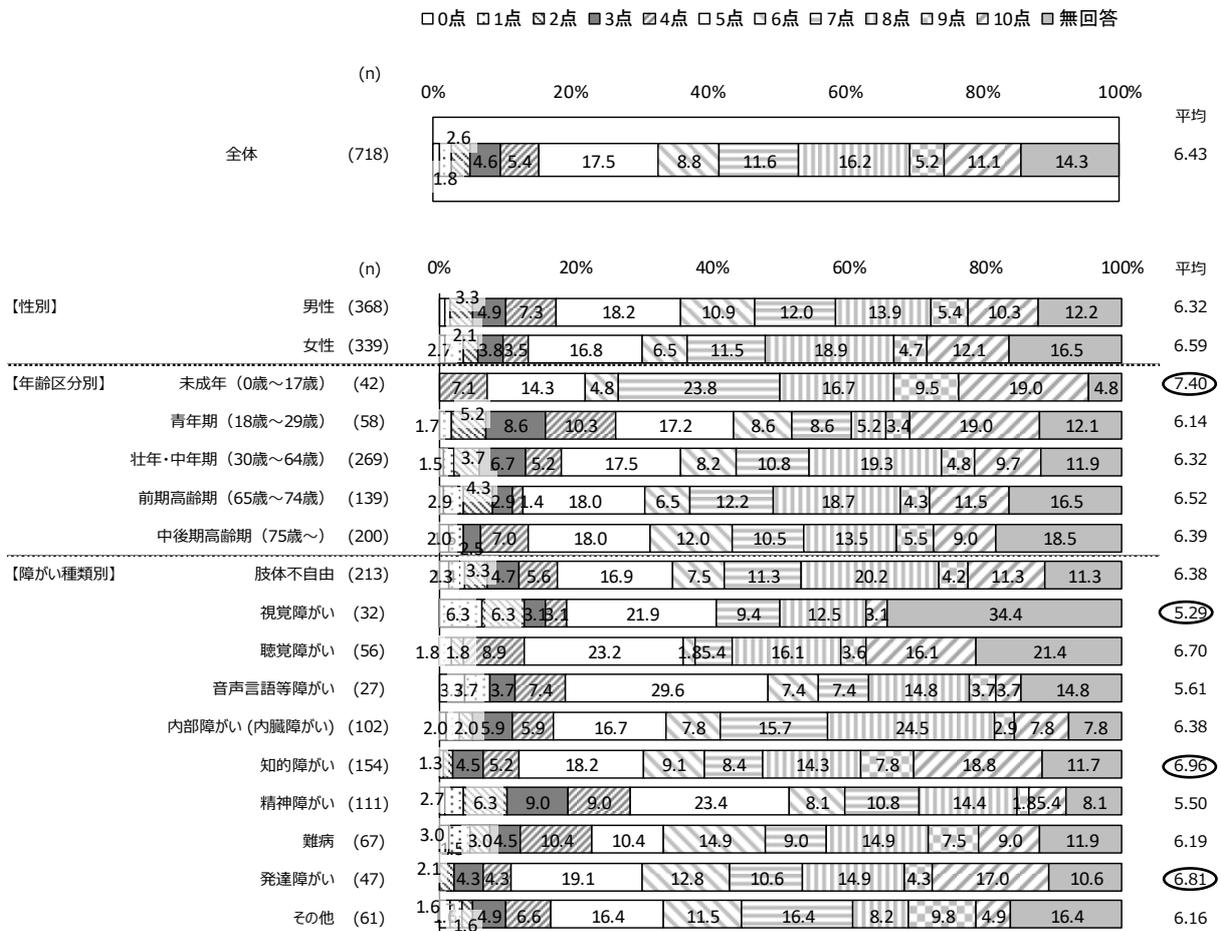
問 35 あなたは、今の生活にどのくらい幸福感がありますか。とても幸せを10点、とても不幸を0点とした場合の点数に○をつけてください。(○は1つ)

全体では、「5点」が17.5%で最も高く、平均は6.43となっている。また、とても幸せという層(10点)は11.1%となっている。

年齢区分別では、「未成年」の平均が7.40と他の層に比べ高い。

障がい種類別では、「知的障がい」の平均が6.96と最も高く、次いで「発達障がい」が6.81となっている。平均が最も低いのは「視覚障がい」で5.29である。

■ 現在の幸せ度



III. ご意見・ご要望

(1) ご意見・ご要望

その他、障がい者・児福祉の向上のために、ご意見、ご要望がありましたら記入してください。

障がい者・児福祉の向上などに対するご意見・要望について聞いたところ、172人から寄せられた意見として「将来の生活に対する不安」「手当・助成金・割引・税制優遇への不満や要望」「就労・就職への不安」「バリアフリーの充実」「相談・助け合いなどのホスピタリティの欠如」などが多くあげられた。

年齢区分別でみられる特徴は以下の通りである。

年齢区分	主な分類区分
未成年	・就労の不安 ・レクリエーション施設の充実
青年期	・グループホームやショートステイの施設数の少なさ
壮年・中年期	・手当、割引などの優遇制度の充実 ・相談・助け合いなどのホスピタリティの欠如
前期高齢期	・将来の生活に対する不安
中後期高齢期	・手当、割引などの優遇制度の充実 ・バリアフリー等障がい者に配慮した街づくりへの要望

意見の多い項目に関しては、以下に意見の一部を抜粋、編集して記載する。

●就労の不安に関する意見

- ◇現在、支援学校の中学部に通っています。高等部卒業後、就労先があるのか不安です 【男性 未成年】
- ◇障がい者が働ける場所を増やしてほしい 【男性 未成年】
- ◇就労の充実（雇用主の理解、指導方法の向上） 【女性 未成年】
- ◇障がい者が就労するための制度の確立をお願いします 【男性 壮年・中年期】

●レクリエーション施設の充実を望む意見

- ◇障がい者児が安心して出来る健康所を作ってほしい。就労してしまったらさらに運動、レクリエーションをする事が少なくなるので 【男性 未成年】
- ◇公園や屋内で過ごせる場所の充実、アート作品等の合作や展示会、音楽会等、参加しやすいものがあると良いと思う 【女性 未成年】
- ◇障害者がスポーツを行える施設がほしい 【女性 青年期】

●グループホームやショートステイの施設数の少なさに関する意見

- ◇もっとグループホームをたくさん作って下さい。ショートステイできる所を増やして下さい 【男性 青年期】
- ◇重度障害を持つ子の母です。伊東にはショートステイできる施設がなく伊豆の国市の伊豆医療福祉センターまで行かなくてはなりません。障害を持つ子の介護に親の介護、自分の体調の悪さ、不安な事ばかりです。安心して預ける事のできる施設を作って頂きたいです 【男性 青年期】
- ◇将来（親なき後）、グループホームの様な所に入りたいが、グループホームが少ないし、施設に入所でも良いが、それも近くに無いし、順番待ちだし、どうして良いのかわからない。重度の知的障害の為、自分の意志とか思いを伝える事ができず、もしどこかに入所したとしても、差別や、いじめを受けないかとか不安はつきない 【男性 青年期】

●バリアフリー等障がい者に配慮した街づくりへの要望に関する意見

- ◇歩道がとても歩きにくいです。その理由はすべて車の出入りのために歩道部分が傾斜になっています 【男性 壮年・中年期】
- ◇市役所や公共施設の障害者への対応。バリアフリーやトイレの整備。以前市役所のトイレを利用しましたが何の為のトイレなのか、非常に使用しづらかった。使用する人の立場になって設置してほしい。使用する人にもっと意見を聞いてほしい 【女性 壮年・中年期】
- ◇路線バスなど公共交通が障がい者向けに対応できていない。多少脚が不自由な程度であっても、ステップが高過ぎて乗れない。車イスだと介護タクシーしか移動する手段がない 【女性 中後期高齢期】
- ◇トイレの場所をわかりやすくする。・バス停にイス設置。(すわる場所)・伊東駅1番ホーム中央にイスを。・道路の所々にイスを置く。ゆったりと伊東の景色を眺めていただく。とにかく休む処がないのが困ります 【女性 中後期高齢期】

●手当、割引などの優遇制度の充実を望む意見

- ◇生活費が足りない。病気の為タクシーしか乗れず、タクシーチケットが足りない。近くの生鮮食料品店が今月閉店の為、生活出来ない 【男性 壮年・中年期】
- ◇現在、医療装具を使用した生活をしています。たいへん役立っているのは市の助成のおかげで金銭面が助かっています。今後もこの制度が続くことや助成金額が物価上昇に伴い上昇していくことが大切であると思っています 【男性 壮年・中年期】
- ◇携帯料金について、家族割とか学割はあるのに「障害者割引」が無いのがおかしいと思っています。バスは半額で乗れるのに電車は使えない。(せめて伊豆急だけでも) 【女性 壮年・中年期】
- ◇補聴器が高額の為、補助金が出る事を希望します 【男性 中後期高齢期】

●将来の生活に対する不安に関する意見

- ◇配偶者にすべての介護、生活支援を頼っているのが現状であるので共倒れになる不安をかかえています。子供も自立しておらず、もし配偶者がいなくなった後の生活を想定できておらず考えるだけで恐くなる日々です。日々の仕事で障害年金などの支援に関する手続きもなかなか進まず、日々お互いに不安とストレスを抱えて生活しているので気持ちに余裕を持てる様な支援サービス(食事の支給や洗濯物サービスなど)が欲しいです 【男性 壮年・中年期】
- ◇夫婦2人で生活しています。妻の私も、少しながら仕事をしています。身体の衰えを感じながら夫と生活をしています。でも、イザって時に私が主人の車イスを引いて避難出来るのか?不安です。介護していけるだろうか?不安がつこの頃です。主人も障がい者になって11年目に入りました 【男性 前期高齢期】
- ◇10年前脳梗塞の後遺症により言語障害、高次脳機能障害うつ症状と不安は大きかったのですが、B型支援事業を利用できるまでになり大変感謝しております。今後老々介護になることなどを含め不安はありますが想像していた以上に福祉事業の手厚さを感じております 【男性 前期高齢期】
- ◇現在は理解ある家族・職場に恵まれて暮らしてゆける事に感謝する毎日です。が両下肢機能障害を持つ身としてはいつ歩けなくなるか常に不安を抱えています。ロフトランド杖を両手に持ち、左足首と左膝に硬めのサポーター装着で歩行可能となっています。ポリオ後遺症の為、脚長差があり靴底をアップしてもらう必要もあります。脊柱管狭窄症の腰痛、左股関節は人工関節で日々の不自由さは常に感じる所です。加齢変化も加わり始めています 【女性 前期高齢期】

●相談・助け合いなどホスピタリティの欠如に関する意見

◇車イスで生活する事の不便さや不自由さを伊東の方が理解してくださる事は難しいとあきらめてしまう程、伊東の方の障がい者への目が冷たいと日々感じています

【女性 未成年】

◇障害者年金の事を相談したが、市役所では案内できないようだ、もっと色々相談できる窓口がほしい

【女性 青年期】

◇うつ病です。とても悩んだり困っている時に、いつでも相談できる窓口（電話など）があるととても助かります。静岡いのちの電話に電話する時があるのですが、繋がったためしがありません。死にたくなる時もあります

【男性 壮年・中年期】

◇相談にのってほしい。話を聞いてほしい

【女性 壮年・中年期】

◇静岡県、伊東市ともにもう少し障害者に対してやさしく思いやりを持って接触してもらいたい

【男性 前期高齢期】

